

東京大学(本郷)クリニカルリサーチセンター 施設整備事業

入札説明書等に関する質問回答（第1回目） （改訂版）

- 本質問回答は、平成24年3月29日（木）から3月30日（金）に受け付けた東京大学（本郷）クリニカルリサーチセンター施設整備事業の入札説明書等に関する質問を入札説明書等の項目順に整理し、その回答を記載したものです。
- 質問の内容は、質問者の記載どおりとしています。ただし、質問項目及び記載位置については、大学で整理していますので注意してください。
- 「入札説明書等に関する質問回答(第1回目)(改訂版)」は、4月18日に公表した「入札説明書等に関する質問回答(第1回目)」において、「5月18日までに示す予定です」と記載されている事項の回答を主目的としておりますが、一部質問回答の修正も含まれています。質問回答(第1回目)(改訂版)は質問回答(第1回目)に優先します。該当箇所については色塗りをしておりますので注意してください。

< 総 括 >

書 類	質問件数
入 札 説 明 書	2 1 5
様 式 集	1 1 4
要 求 水 準 書（本 文）	8 5 1
要 求 水 準 書（別 表）	4 0
要 求 水 準 書（凡 例）	7
要 求 水 準 書（資 料）	9 3
落 札 者 決 定 基 準	1 3
基 本 協 定 書（案）	9
事 業 契 約 書（案）	2 9 1
そ の 他	4 7
合 計	1 6 8 0

平成24年 5月18日
国立大学法人東京大学

東京大学(本郷)臨床リサーチセンター施設整備事業入札説明書等に関する質問回答

＜入札説明書＞

番号	質問項目	質問箇所											質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	(ア)	a	i		
1	リスク分担表	1	6										入札説明書にはリスク分担表が添付されていませんが、リスク分担については平成23年10月14日付実施方針(改訂版)の添付資料2で示されたとおりと考えてよろしいですか。念のため確認させてください。	ご理解の通りです。なお、実施方針のリスク分担表、No51のリスク負担者で事業者に△となっているのは、レンタルラボCの需要変動リスクの負担者は事業者という意味であることにご留意ください。
2	各種申請業務について	3	24	1	6	(4)	3)						本施設の施設整備に係る各種申請等、とありますが旅館業法上の申請業務、RI施設設置申請業務は、含まれていないという理解でよろしいでしょうか。	申請者は大学ですが、書類作成等の作業は事業者で行ってください。
3	事業の範囲	4	7	1	6	(4)	3)	④	イ				附帯事業のうち、サービス施設部分(大学関係者宿泊施設)部分の水道光熱費は大学負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
4	スケジュールについて	4	30	1	7								平成24年9月の臨床講堂棟、駐車場及び共同構の解体以降の施設整備スケジュールについては、次の内容を守守することを条件として、事業者の提案に基づき変更することも可能とする。とありますが、仮に、工期短縮をした場合に維持管理運営期間が長くなり、総事業費の算定基準が応募グループ毎に異なることになることが想定されますが、どのように比較検討されるのでしょうか。または、工期短縮を提案した場合、加点等の対象になるという理解でよろしいでしょうか。	工期短縮を提案した場合は、当該提案に基づいた事業費をもって評価します。単純に維持管理・運営期間が延びるという考えもできますが、短縮した工期を他の評価項目の充実にあてるなど、「オ.スケジュール遵守のための配慮」に留まらず、他の評価項目に影響することもあります。公表されている資料から総合的にご判断ください。
5	スケジュール	4	32	1	7								施設整備業務のスケジュールについて「事業者の提案に基づき変更することも可能」とありますが、竣工が早まる場合、維持管理業務の期間が長くなりますが、この場合、①竣工を早める提案と②維持管理期間の拡大に因るコスト増について、どのような評価の仕方を想定されておりますでしょうか。	No4をご参照ください。
6	スケジュール	5	1	1	7	(2)							「埋蔵文化財調査の期間を変更しないこと」とありますが、埋文調査を同期間確保すればよいのでしょうか。もしくは日付の変更ができないのでしょうか。	同期間確保していただければ可能な限り提案通りに対応いたします。ただし、調査室の人員が限られていることもあり、複数の調査区を同時に調査するような提案の場合、構内の他事業との調整が必要になることから、若干調査期間が延びることがあります。
7	埋蔵文化財調査期間の設定	5	1	1	7	(2)							「埋蔵文化財調査の期間を変更しないこと」とあり、要求水準書に大学にて試算された調査内容が記載されております。一方、事業契約書p・11・第22条・2には「・・・通常予期し得ない地中障害物又は文化財等が出土した場合、・・・内容変更について協議するものとする」とありますが、この協議内容に調査期間は含まれないのでしょうか。	当該協議内容も調査期間含まれます。

番号	質問項目	質問箇所											質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	(ア)	a	i		
8	スケジュール	6	7	1	7								スケジュールに記載されている以下の期間について、「～平成25年7月/A棟Ⅰ期:建設予定地埋蔵文化財調査」と「平成25年10月～/A棟Ⅰ期:本体工事」の7月～10月の約2ヶ月間は、別に何らかの業務が含まれた期間でしょうか。	A棟Ⅰ期の申請が平成25年の10月までかかることを想定しています。当該2ヵ月の短縮が可能であれば、提案していただいても宜しいです。
9	スケジュール A棟Ⅰ期:建設予定地埋蔵文化財調査期間	6	7	1	7								A棟Ⅰ期の建設予定地埋蔵文化財調査期間が11ヶ月となっていますが、予定地の臨床講堂、駐輪場及び共同溝の解体期間が1ヶ月重なっております。埋蔵文化財調査期間は既存解体をしつつ、11ヶ月と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
10	スケジュール	6	30										給水設備棟と受水槽の解体はB棟低層棟1工事に含まれるという理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
11	設計期間について	6	－	1	7								A棟Ⅰ期:施設整備業務(設計・申請等)は平成24年9月～平成25年9月とありますが、埋蔵文化財調査期間を終了後すぐに着工できるように前倒しで進めることは可能と考えてよろしいでしょうか。	No8をご参照ください。
12	設計期間について	6	－	1	7								A棟Ⅱ期:施設整備業務(設計・申請等)は平成24年9月～平成27年8月とありますが、埋蔵文化財調査期間終了の平成27年11月まで延長することは可能でしょうか	引き渡し時期を遵守できれば可能です。
13	設計期間について	6	－	1	7								B棟低層棟2:施設整備業務(設計・申請等)は平成24年9月～平成27年8月とありますが、埋蔵文化財調査期間終了の平成28年6月まで延長することは可能でしょうか	引き渡し時期を遵守できれば可能です。
14	スケジュール	6		1	7	(4)							各建物の引渡し時期と維持管理業務の開始時期にそれぞれ1ヶ月の差異が設けられていますが、この1ヶ月間の管理はどのように考えられておりますでしょうか。各建物の引渡し日は月末と捉え維持管理業務の期間は翌月1日と考えてよろしいでしょうか。	各建物の引渡し日は月末と捉え維持管理業務の開始時期は翌月1日となることを想定しています。
15	スケジュール	6		1	7								各棟毎に「本施設への大学の移転、設備備品の設置・試運転・調整」とありますが、これらは大学側の業務であり、施設整備業務エ本施設の施設整備の調達設置業務ではないとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
16	入札参加者の構成等	7	14	1	8	(1)	1)	①					入札参加グループを構成する企業(入札参加グループの構成員)は、第1章 6 (4) 3) 事業の範囲に規定されている業務をSPCより直接受託または請け負わなければならないのでしょうか。	直接請け負う必要はありません。
17	入札参加者の構成等	7	14	1	8	(1)	1)	①					入札参加グループを構成する企業(入札参加グループの構成員)は、SPCに出資する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

番号	質問項目	質問箇所											質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	(ア)	a	i		
18	入札参加者の構成等	7	19	1	8	(1)	1)	③					「参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時において協力会社として明らかにすること」とされておりますが、入札公告等の公表日から参加表明書等の受付日までの期間があまりに短いと思われますので、協力会社につきましては、参加表明書等の提出日においては明らかにする必要は無いよう変更して頂けませんでしょうか。	【重要変更事項】 入札説明書7頁「1)入札参加者の構成等」の③、「(以下「協力会社という。）」について、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時において協力会社として明らかにすること」を、「(以下「協力会社という。）」については、施設整備業務、維持管理業務を行う協力企業は参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時において協力会社として明らかにすること。運營業務、附帯事業に係る協力会社については、決まっている会社があれば明らかにすること。なお、運營業務、附帯事業に係る協力会社も入札書及び提案書の受付日までに明らかにし、提案書と共に様式7, 8, 13を再提出すること。」と訂正します。
19	協力会社の変更について	7	20	1	8	(1)	1)	③					協力会社を明らかにすることとの記載がありますが、業務開始前に提案時の協力会社から他社への変更を協議させていただくことは可能でしょうか。 B棟の供用開始前までに期間が空くため、協力企業が継続しているか懸念しております。	運營業務及び附帯事業にかかる協力企業については、変更の協議は可能としております。事業契約書(案)第68条、第71条をご参照ください。
20	入札参加者及び協力会社の参加要件	8	2	1	8	(1)	1)	④	イ		d		附帯事業の「サービス施設部分」において、資格確認申請の際に申請対象の企業は必須サービスを担当する企業であり、提案を期待するサービスに関わる企業は、申請対象ではないという理解でよろしいでしょうか。	No18をご参照ください。
21	入札参加者及び協力会社の参加要件	8	5	1	8	(1)	2)	①					「国立大学法人東京大学契約事務取扱規程」第4条に規定する資格(全省庁統一資格)の登録において、何の業務区分の登録が必要になりますか。下記業務について具体的な内容を教えて下さい。 統括マネジメント業務、管理支援常務(入退室管理業務、共同利用施設・会議室等の予約業務、バイオリソースセンターの管理業務、郵便物等の集配業務、エネルギーマネジメント業務)、研究環境の整備支援業務(疾患モデルセンターの管理業務、RI実験室の管理業務)、レンタルラボ部分の運営関連業務(レンタルラボAとレンタルラボBの管理業務、レンタルラボCの運営業務)、宿泊施設部分の管理業務(研修医等用宿泊施設の管理業務、大学関係者用宿泊施設の管理業務)、山上会館及び山上会館龍岡門別館の宿泊室等の管理業務、トランクルームの管理業務	いずれも「役務の提供等」の資格とします。
22	入札参加者及び協力会社の参加要件	8		1			2)	①					「国立大学法人東京大学契約事務取扱規則」第4条に規定する資格を有する者であること」とありますが、「契約の種類ごとに、その金額に応じて、必要な資格を別に定める。」とあるのみですが、特段の定めはないと理解して宜しいでしょうか？	No21をご参照ください。
23	競争参加資格等	9	28	1	8	(1)	2)	⑦					「運營業務のうち・・・」とありますが、本施設の大きな特徴であり維持管理運營業務としても大きなポイントとなる部分と考えますが、大学が各事業者に対し本運營業務部分では大きな評価の差をつけないとの認識でよろしいでしょうか。	同事業者が業務を行う場合でも、各グループの設計等より提案に違いが出るかと想定しております。

番号	質問項目	質問箇所											質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	(ア)	a	i		
24	入札参加者及び協力会社の参加要件	9	28	1	8	(1)	2)	⑦					「ただし、運營業務のうち疾患モデルセンターの管理業務に当たる者とRI実験室の管理業務に当たる者、及び附帯事業に当たる者はこの限りではない。」と記載されていますが、これらの業務とその他の業務を兼ねるものは含まれないという理解でよろしいでしょうか。	その他の業務を兼ねるものは、疾患モデルセンターの管理業務、RI実験室の管理業務、及び附帯事業についてのみ、他の入札参加グループの構成員や協力企業となることが可能です。 例えば、Aグループで清掃業務と疾患モデルセンターの管理業務を兼ねる者が、Bグループでは疾患モデルセンターの管理業務のみ協力企業となることは可とします。(Aグループで清掃業務と疾患モデルセンターの管理業務を兼ねる者が、Bグループの清掃業務のみ、または清掃業務と疾患モデルセンターの管理業務の協力企業となることは不可とします。)
25	入札参加者及び協力会社の参加要件	9	29	1	8	(1)	2)	⑦					各コンソーシアムからより多彩な提案を募るためにも、付帯事業のうち、特に条件が厳しいと考えられる飲食施設の運営に当たる者のみを複数チームの協力会社とすることを認めては如何でしょうか。	原案の通りとします。
26	入札参加者が備えるべき要件	9	29	1	8	(1)							入札参加者及び協力会社の参加要件として、附帯事業に当たる者は他の入札参加者及び協力会社となり得るとの例外規定が明記されておりますが、例えば特定の入札参加グループに運營業務及び附帯事業の実施を前提に構成員もしくは協力会社となり、他の入札参加グループに対しては附帯事業に限って協力会社等になることは可能でしょうか？	No24をご参照ください。
27	入札参加者及び協力会社の参加要件	9	34	1	8	(1)	3)						その他の業務(プロジェクトマネジメント業務、ファイナンシャルアドバイザー業務、SPC管理業務等)を担当する企業は、資格等要件は問われないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
28	専任配置の期間	10	20	1	8	(1)	3)	①	オ				設計業務の管理技術者及び主任担当技術者の専任配置の期間は、「施設整備業務(設計・申請等)」の期間内と考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案としますが、少なくとも設計、申請終了までの期間は専任配置をしてください。
29	設計に当たる者の要件について	10	21	1	8	(1)	3)	①	オ		b		資格等要件の中に「地下1階建以上」という要件がありますが、最先端の大学校舎、研究施設、病院には、地下階のない施設が数多くあり、最高の実績をもつ技術者を専任で配置できないことに繋がります。このことは大学としても豊富な実績をもつ技術者と直接対話することができなくなり、世界に誇る研究施設を目指す本計画にとっては大きな損失になると思われます。また最高の体制で最良のサービスを提供できないことは、弊社としても心苦しいばかりです。つきましては、「地下1階建以上」という要件の廃止を含めた再考をお願い申し上げます。	【重要変更事項】 入札説明書10頁の「3)入札参加者及び協力会社の資格等要件」①オ b「…地上5階以上地下1階以上かつ…」を「…地上5階建以上地下1階以上(地下部分の面積5,000㎡以上を免震層、共同溝、蓄熱槽、排水処理施設、設備展開スペース等の用途(機能)としているものを含む)かつ…」と訂正します。
30	設計に当たる者の要件について	10	21	1	8	(1)	3)	①	オ				同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。との表記がありますが、管理技術者と主任技術者の兼務も可能と考えてよろしいでしょうか。	管理技術者と主任技術者の兼務は不可とします。
31	入札参加者及び協力会社の資格要件	12	2	1	8	(1)	3)	②	エ		a	ii	建築一式工事の経験実績において、平成13年度以降の元請として「8(1)3)①オのa、bに示す～」とありますが、「8(1)3②ウのa、b」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

番号	質問項目	質問箇所											質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	(ア)	a	i		
32	入札参加者及び協力会社の資格要件	12	2	1	8	(1)	3)	②	エ		b	ii	電気工事の経験実績において、平成13年度以降の元請として「8(1)3)①オのa、bに示す～」とありますが、「8(1)3②ウのa、b」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
33	入札参加者及び協力会社の資格要件	12	2	1	8	(1)	3)	②	エ		c	ii	管工事の経験実績において、平成13年度以降の元請として「8(1)3)①オのa、bに示す～」とありますが、「8(1)3②ウのa、b」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
34	専任配置の期間	13	10	1	8	(1)	3)	③	オ				監理業務における担当者の専任配置期間は、「施設整備業務(本体工事等)」の期間内と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
35	維持管理に当たる者の参加要件	13	14	1	8	(3)	3)	④	イ				延べ面積が10,000㎡以上の大学校舎、研究施設若しくは病院の管理実績を有する必要があるとの理解でよろしいですか。	No36をご参照ください。
36	入札参加者及び協力会社の資格等要件	13	14	1	8	(1)	3)	④	イ				「平成13年度以降に元請として、下記a・bに示す維持管理業務を実施した維持管理の実績を有すること」とありますが、維持管理業務とは6(4)3)②に記載されているア～オの業務という理解でよろしいですか。 また、複数の施設で条件をクリア出来る場合は、その該当する業務の契約書(写し)を実績証明として提出すればよろしいですか。	前段については、ご理解の通りです。 後段につきましては、アからオの各業務について複数の施設で条件を満たすことは可能ですが、アからオの各業務では単独建物の面積で10,000㎡以上の実績が必要です。(例えば、アからウの業務が10,000㎡のA施設、エからオの業務が10,000㎡のB施設の実績をもって申請することは可能ですが、アの業務が8,000㎡のA施設と2,000㎡のB施設の実績をもって申請することは不可とします。)
37	入札説明書等に関する質問の受付及び質問回答の公表・通知	15	2	1	10	(3)	1)						入札公告公表後、質問が1回しかありませんが、今回新たに公表された資料(事業契約書(案)等)が多いことから、質問回答に対する再質問等を受け付けて頂けないでしょうか。	【重要変更事項】 「入札説明書等に関する質問書(一般質問)(第2回目)」を受け付けます。なお、質問受付期間は4月25日(水)～4月26日(木)の17時までとし、回答は5月18日に公表する予定です。様式は4月18日に東京大学HPに公表する「様式2-3」をご利用ください。
38	競争参加資格確認審査	16	13	1	11	(3)	3)						本事業における弊社業務は、設計・建設・工事監理・維持管理のいずれにも当たらないため、競争参加資格として8(1)3)①ア、②ア、③ア、及び④アに示されている要件を満たす必要は無いと考えておりますが、その理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
39	個別対話について	18	7	1	13	(5)							個別対話はあくまで大学と民間事業者の意思疎通を図る場であり、民間事業者にとっては提案内容そのものに関わる話題がある可能性があることから、原則入札参加グループ毎に個別に行うものとし、公開はしない。とありますが、現在想定している対話方法についてご教示ください。	大学施設部、病院の担当者と事業者とで実施することを想定しております。詳細は入札参加表明初等の申込み後にお伝えする予定です。
40	施設整備に係る対価	19	7	1	15	(2)	1)	③					封筒のサイズ指定は無いという理解でよろしいでしょうか。	指定はありませんが、A4用紙が3つ折で入る程度の大きさの封筒としてください。
41	提案書	19	16	1	15	(2)	2)	②					入札参加者は「一つの提案しか行うことはできない」とは、「2つ以上の異なる提案書を提出してはならない」と読み替えればよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

番号	質問項目	質問箇所											質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	(ア)	a	i		
42	プレゼンテーション及びヒアリング	19	31	1	15	(4)							プレゼンテーションの概要(時間・人数・内容・機材等)をお教えてください	現時点では決まっておりません。
43	プレゼンテーション及びヒアリング	19	38	1	14	(4)	3)						「ヒアリングを行う場合～事前に、大学から入札参加者へ通知する」のはどのタイミングになるのでしょうか。	7月初旬を想定しています。
44	契約保証金	20	2	1	16	(2)							契約保証金の手段として履行保証保険契約を締結することとされていますが、契約保証金の納付に代わる担保である保証事業会社の契約保証も認めていただけないでしょうか。	保証事業会社の契約保証も可能とします。
45	入札保証金及び契約保証金	20	5	1	16	(2)							履行保証保険契約については施設整備期間を対象とし、保険金請求権に対する質権設定は維持管理運営に関する履行保証保険には該当しないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
46	A棟Ⅰ期の施設整備業務に係る履行保証保険契約	20	13	1	16			①	イ				保険期間はA棟Ⅰ期に係る施設整備業務の期間とありますが、始期は事業契約締結時でしょうか？それとも当該建設業務着手時でしょうか？	事業契約締結時後、可能な限り速やかに保険期間を設定してください。
47	A棟Ⅰ期の施設整備業務に係る履行保証保険契約	20	13	1	16			①	イ				履行保証保険の提出時期は、事業契約締結後速やかになっておりますが、事業契約第9条第4項では契約締結と同時に保険証券の原本を提出しなければならないとあります。事業契約の記載が正しいのでしょうか？	入札説明書を正とします。
48	入札保証金及び契約保証金	20	14	1	16	(2)		①	イ				保険期間について、「A棟Ⅰ期に係る施設整備業務の期間」とありますが「A棟Ⅰ期に係る施設整備業務の期間のうち建設業務の期間」という理解でよろしいでしょうか。	No46をご参照ください。
49	“A棟Ⅰ期の施設整備業務に係る履行保証保険”	20	14	1	16	(2)		①	イ				保険期間としてA棟Ⅰ期に係る施設整備業務の期間とありますが、A棟Ⅱ期以下同様、「建設業務の期間」に平仄を合わせるべきと考えますが、いかがでしょうか？	原案の通りとします。
50	入札保証金及び契約保証金	20	16	1	16	(1)	2)	①	ウ				A棟Ⅱ期及びB棟における保険証券の提出時期は「建設業務に着手するまで」となっていますが、A棟Ⅰ期のみなぜ「事業契約後速やかに」なのでしょうか。他の棟と同じように「建設業務に着手するまで」としていただけないでしょうか。	A棟Ⅰ期は契約締結後、速やかに設計業務にかかることが明らかであるため、事業契約後としました。
51	“A棟Ⅰ期の施設整備業務に係る履行保証保険”	20	14	1	18	(2)		①	ウ				保険証券の大学の契約担当者への提出期限が「事業契約締結後速やかに」となっておりますが、A棟Ⅱ期以下同様、「建設業務に着手するまで」と平仄を合わせるべきと考えますがいかがでしょうか？	原案の通りとします。
52	建設業務の期間	20	22	1	16	(2)		②	イ				「建設業務の期間」とは、事業契約締結日から各施設引渡し日までになりますか。それとも各施設の建設工事着工日から引渡し日までになりますか。確認させてください。	建設工事着手日から引き渡し日までとなります。
53	入札保証金及び契約保証金	20	22	1	16	(2)		②	イ				「建設業務の期間」とは工事着手日から完工日までという理解でよろしいでしょうか。	No52をご参照ください。

番号	質問項目	質問箇所											質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	(ア)	a	i		
54	入札保証金及び契約保証金	20	27	1	16	(2)		③	ア				「B棟本棟の施設整備費相当(ただし、本項において、金利支払額を含まず～)」とありますが、本項においてとはどのような意味でしょうか。	B棟本棟にかかる履行保証保険契約の保険金額を意味します。
55	入札保証金及び契約保証金	20	35	1	16	(2)		④	ア				「B棟低層棟1の施設整備費相当(ただし、本項において、金利支払額を含まず～)」とありますが、本項においてとはどのような意味でしょうか。	B棟低層棟1にかかる履行保証保険契約の保険金額を意味します。
56	入札保証金及び契約保証金	21	6	1	16	(2)		⑤	ア				「B棟低層棟2の施設整備費相当(ただし、本項において、金利支払額を含まず～)」とありますが、本項においてとはどのような意味でしょうか。	B棟低層棟2にかかる履行保証保険契約の保険金額を意味します。
57	入札書開札方法	21	22	1	17	(2)	2)						「～このとき、予定金額及び入札金額の公表は行わない。」とありますが、予定金額はいつ開示されるのかご教示ねがいます。	開札時に限らず、予定価格の公表は行いません。
58	入札の無効	22	5	1	18	(8)							「明らかに連合によると認められる…」と記載されていますが、連合とは何を意味するのでしょうか	談合を意味します。
59	特別目的会社の設立	23	17	1	22								出資者がどのような条件を満たせば大学は株式の譲渡を承諾するのでしょうか。	やむを得ない事情が生じ、かつ財務、事業内容等が健全であると認められる株式の譲渡先等であれば承諾することを想定しています。
60	事業契約締結後の協力会社入れ替え	23	20										事業契約書の締結後、参加表明書及び競争参加資格申請書に記載した協力会社(運営業務及び附帯業務)の諸事情により業務履行困難の場合、新規の協力会社へ入れ替えは可能ですか？	No19をご参照ください。
61	支払条件等(施設整備に係る対価)	24	4	1	24								B棟本棟については、平成27年度に70億円(税込み)を選定事業者を支払うとありますが、平成27年度のいつ頃と想定すればよろしいでしょうか？	平成27年度末を想定しています。
62	支払条件等(施設整備に係る対価)	24	4	1	24								B棟本棟については、平成27年度に70億円(税込み)、引渡後速やかに2億円(税込み)を支払うとありますが、消費税率が変更された場合は、消費税増加分を追加して支払われるのでしょうか？	消費税率が変更された場合でも、一時金は税込みで70億円、及び2億円とします。
63	施設整備に係る対価	24	7	1	24	(1)							B棟本棟の施設整備に係る対価の一部として、平成27年度に70億円(税込み)、B棟本棟引き渡し時後速やかに2億円(税込み)を支払うとありますが、これらの支払を行う際に、消費税率が変更されている場合は、現行の消費税率である5%を超える部分の消費税相当額は、それぞれ70億円、2億円に計算して支払われるとの理解でよろしいでしょうか。そうでない場合は、事業者の増加費用(融資手数料・割賦金利増加分等)は、大学側にて負担いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	前段についてはNo62をご参照ください。割賦金利の増加分は支払いますが、融資手数料等の資金調達に係る費用は負担しません。
64	施設整備費に係る対価(施設整備費相等)	24	7	1	24	(1)							B棟本棟は、施設整備に係る対価と一部について、平成27年度に70億円(税込)及びB棟本棟引渡後速やかに2億円(税込)を支払うとのことですが、消費税抜きの提案に使用する金額をご提示ください。	現時点では、平成27年度の一時金については税抜きで66億6666万6666円、B棟本棟引き渡し後の一時金については税抜きで1億9047万6190円となります。
65	施設整備費に係る対価(施設整備費相等)	24	7	1	24	(1)							B棟本棟は、施設整備に係る対価と一部について、平成27年度に70億円(税込)を支払うとのことですが、支払いの月をご教示ください。	No61をご参照ください。

番号	質問項目	質問箇所											質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	(ア)	a	i		
66	施設整備費に係る対価(施設整備費相等)	24	7	1	24	(1)							B棟本棟は、施設整備に係る対価と一部について、平成27年度に70億円(税込)を支払うとありますが、この費用は、あくまでB棟本棟の施設整備の割賦原価に充当するとの理解でよろしいでしょうか。この費用を他の名目の費用に充てることは可能でしょうか。	不可とします。
67	B棟本棟の施設整備費	24	8	1	24	(1)							「B棟本棟引渡し後速やかに2億円(税込み)を、選定事業者に対し支払う」とありますが、速やかには具体的にどのくらいの時期を想定されているのでしょうか？ご教示下さい。	当該2億円の支払は平成31年3月末に支払うこととします。 したがって、当該2億円の支払は、B棟本棟の供用開始年度が平成29年度となりましても、支払は平成31年3月末となります。
68	B棟本棟の施設整備対価の一部の支払い	24	8	1	24	(1)							「平成27年度に70億円(税込み)」を支払うとありますが、平成27年度の何月にお支払いいただけるのかご教示ください。	No61をご参照ください。
69	施設整備に係る対価(施設整備相当)	24	8	1	24	(1)							B棟本棟の施設整備に係る一時金につき、「平成27年度に70億円」とありますが、具体的には平成27年度のいつになりますでしょうか。同じ平成27年度であっても、平成27年4月と平成28年3月とでは約一年間の差があり、事業計画等に大きな影響するを及ぼすこととなりますので、公表をお願い致します。	No61をご参照ください。
70	施設整備に係る対価(施設整備相当)	24	8	1	24	(1)							B棟本棟の施設整備に係る一時金につき、「B棟本棟引き渡し後速やかに2億円～」とありますが、具体的にはいつになりますでしょうか。当該支払は、事業計画等に大きな影響を及ぼすものでありますので、公表をお願い致します。	No67をご参照ください。
71	施設整備に係る対価(施設整備費相当)	24	8	1	24	(1)							一時金のうち70億円(税込)は、平成27年度のいつの時点でお支払いいただける予定かお教え下さい。事業収支計画作成の上で必要となります。	No61をご参照ください。
72	施設整備に係る対価(施設整備費相当)	24	8	1	24	(1)							一時金70億円(税込)及び2億円(税込)は、消費税率5%で計算された金額であり、消費税率が引き上げられた場合は、増額分を上乗せしてお支払い頂けるという理解で宜しいでしょうか。	No62をご参照ください。
73	施設整備に係る対価(施設整備費相当)	24	8	1	24	(1)							一時金70億円(税込)及び2億円(税込)は、B棟本体の施設整備費以外には充当できないという理解で宜しいでしょうか。	No66をご参照ください。
74	支払い条件等	24	15	1	24	(3)							「大学関係者用～利用状況に基づいて算定した額」とありますが、当該金額の算定方法をご教示ください。(算定基準等)	入札説明書別紙(P47からP49記載の「オ 宿泊施設部分の管理関連業務」及び「カ 山上会館(本館、龍岡門別館)の宿泊室等の運営関連業務」)をご参照ください。
75	建設工事保険	24	31	1	25	(1)	2)						第三者賠償責任保険には免責金額の記載がありますが、建設工事保険の免責金額については任意ということでしょうか。	ご理解の通りです。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	(ア)	a	i	
76	建設工事保険	24	37	1	25	(1)	2)	③					【重要変更事項】 A棟Ⅰ期の建設工事保険につきましては、当該棟の建設工事着工日からの付保で宜しいです。 ただし、解体業務や埋蔵文化財調査等の工事に付随する業務については、請負賠償責任保険等で保証できるようにしてください。
77	建設工事保険の保険期間	24	37	1	25	(1)	2)	③					No76をご参照ください。
78	建設工事保険の保険期間	24	37	1	25	(1)	2)	③					ご理解の通りです。
79	建設工事保険	24		1	25		2)	②					No76をご参照ください。
80	建設工事保険	25	6	1	25	(1)	2)	④					ご理解の通りです。
81	大学が加入する保険	25	33	1	25	(2)							不可とします。
82	事業の終了	29	32	2	5	(1)							ご理解の通りです。
83	入札金額の算出方法	34	17	別紙	1								長期事業収支計画表には含めません。
84	入札額の算出方法及びサービス購入費の支払方法等	34	19	別紙	1								大学の報告も業務に含めます。

番号	質問項目	質問箇所											質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	(ア)	a	i		
85	施設整備費の一時金	35	14	別紙	2	(1)		③					「当該施設の引き渡し日から平成45年3月にわたり、一時金を差し引いた当該施設に係る施設整備費相当を各半期末に分割して支払う。なお、一時金は2(1)1)に定める額を支払う。」とありますが、40ページ(2)1)①施設整備費 ウに記載されている「平成27年度に7,000,000千円(税込み)を、B棟本棟引き渡し後速やかに200,000千円(税込み)を一時金として・・・」のことを指していると理解してよろしいですか。	ご理解の通りです。
86	サービス購入費の構成	35	6・10	別紙	2	(1)		① ②					①A棟Ⅰ期および②A棟Ⅱ期の終期は、平成40年3月となっていますが、平成45年3月の誤りでしょいか。	A棟Ⅰ期とⅡ期の施設整備費相当の支払い期間は事業期間より短く想定しており、平成40年3月までに支払を終えます。したがって、誤記ではありません。
87	サービス購入費の構成	35	6・10	別紙	2	(1)		③					一時金は、どこから差し引いておくのかご教示ねがいます。(項目はP37の「B棟本棟施設整備費相当」の「建設工事」なのでしょうか) また、様式36～42においてどのように表現すればよいのかご教示ねがいます。	No66をご参照ください。 建築工事費以外にも施設整備費相当に関する支払にも一時金は充当できます。 なお、施設整備費相当とは、施設整備業務のうち、事前調査業務、設計業務、建設工事、備品調達・設置業務、工事監理業務、周辺家屋影響調査・対策業務、電波障害調査・対策業務、各種申請業務、その他の費用が該当します。 様式については、当該一時金を以下の欄に反映してください。 様式37:売上／営業収入／大学から支払われる対価／施設整備費相当／B棟本棟 様式38:大学の支出額／大学の支出総額／大学の支払う対価／施設整備費相当 なお、様式36, 39, 40, 41, 42には当該一時金を反映する箇所はありません。
88	既存建物の解体の区分について	36	5	別紙	2	(1)			ウ				建設工事費用の中に、「既存建物の解体を含む」とありますが、A棟Ⅰ期・A棟Ⅱ期・B棟本棟・B棟低層棟1・B棟低層棟2の各施設の建設工事費に含める解体費は、各施設のエリアに存在する解体対象施設の解体費とすることを原則とし、エリアの境界線上付近にある解体対象施設の解体費・解体関連の移設工事費の区分は、事業者の提案によるものと考えてよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
89	その他の費用	36	-	別紙	2	(1)			ケ				特別目的会社の設立に係る費用の全ては、A棟Ⅰ期施設整備費相当の「ケ その他の費用・選定事業者の開業に要する費用」に含まれると理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
90	サービス購入費の構成	36		別紙	2	(1)							劣後ローン金利及び金融機関へ支払うエージェントフィー等、建設期間中に発生し、かつ、明確に棟毎に区分することができない費用については、A棟Ⅰ期・A棟Ⅱ期・B棟本棟・B棟低層棟1・B棟低層棟2のうち、どの費用に含めれば宜しいでしょうか。	可能な限り棟ごとに区分してください。なお、区分できないものについては、A棟Ⅰ期の施設整備費相当、「ケ その他費用」に含めてください。

番号	質問項目	質問箇所											質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	(ア)	a	i		
91	サービス購入費の構成	36		別紙	2	(1)							施設整備費相当の内訳には、A棟Ⅰ期、A棟Ⅱ期、B棟本棟、B棟低層棟1、B棟低層棟2にそれぞれ設計費との記載があり、また、様式39の施設整備費内訳にもそれぞれ各棟毎に設計費を記載する欄が設けられております。 一方、入札説明書6ページの事業スケジュールには、平成24年9月～平成25年9月までがA棟Ⅰ期の設計期間、平成24年9月～平成27年8月までがA棟Ⅱ期及びB棟の設計期間とされており、B棟については、本棟・低層棟1・低層棟2の設計は全て同時期に行うと思料されますが、設計費を各棟毎に分ける必要はございますでしょうか。また、分ける必要がある場合、どのように分ければ宜しいでしょうか。	設計費については棟ごとに分ける必要があり、各棟の面積按分により計上してください。
92	サービス購入費の構成 (施設整備費相当:その他の費用)	36		別紙	2	(1)							各棟の施設整備費相当にケその他の費用とありますが、各棟に共通して発生する費用(EX.アレンジメント手数料等の金融費用)は、事業者の任意により按分して、各棟のその他の費用に割り付けるとの理解でよろしいでしょうか？	No90をご参照ください。
93	解体に関する設計及び工事監理	36 37 38		別紙	2	(1)							解体に関する設計及び工事監理に係る費用は、「ウ 建築工事」に含めるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
94	山上会館(本館・別館)の宿泊室等の管理業務	40	7	別紙	2	(1)			カ				「宿泊室等の運営業務に要する費用」と記載されていますが、宿泊室等の中には山上会館本館の既存会議室の運営業務は含まれていないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
95	B棟本棟一時金の支払	40	34	別紙	2	(2)	1)	①	ウ				B棟本棟について「平成27年度に70億円(税込)、竣工時に2億円(税込)の一時金を支払う」とありますが、p.50には「着工予定日の翌日から30日以内に大学に請求書を送付し、大学は請求を受けた日の翌月25日までに支払う」とあります。p.50の「着工予定日」とはB棟本棟の着工予定日(平成28年7月)でしょうか、あるいは埋蔵文化財調査の着工予定日(平成27年7月)でしょうか。 また竣工時の一時金(2億円)については、いつまでに請求書を送付すればよいでしょうか。	No61, No67をご参照ください。
96	B棟本棟の施設整備費相当	40	35	別紙	2	(2)	1)	①	ウ				B棟本棟の施設費一時金として平成27年度中に70億円をお支払いいただけたとのことですが、B棟本棟の本体工事着手前に一時金をお支払いいただける事情をご教示ください(通常は、出来高相当額のお支払か、引渡後のお支払かと存じます。)	事前に事業者には一時金を支払うことにより、事業者の資金調達や、大学の金利の負担軽減を図ることを目的としています。
97	サービス購入費の内訳	40	36		2	(2)	1)	①	ウ				一時金のうち7,000,000千円(税込)は、平成27年度のいつの時点でお支払いいただける予定かお教え下さい。事業収支計画作成の上で必要となります。	No61をご参照ください。
98	サービス購入費の内訳	40	36		2	(2)	1)	①	ウ				一時金7,000,000千円(税込)及び200,000千円(税込)は、消費税率5%で計算された金額であり、消費税率が引き上げられた場合は、増額分を上乗せしてお支払い頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	No62をご参照ください。
99	サービス購入費の内訳	40	36		2	(2)	1)	①	ウ				一時金7,000,000千円(税込)及び200,000千円(税込)は、B棟本体の施設整備費以外には充当できないという理解で宜しいでしょうか。	No66をご参照ください。

番号	質問項目	質問箇所											質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	(ア)	a	i		
100	サービス購入費の構成 (施設整備費相当:一時金)	40				(2)	1)	①	ウ				平成27年度70億円(税込み)を支払うとありますが、入札提案においては、6,666,666,667円に消費税率5%を加算した金額とするという理解でよろしいでしょうか？また、消費税率が10%となった場合、6,363,636,364円に消費税率10%を加算した金額となり、差額303,030,303円は分割払いの対象となり、これに対応する消費税及び金利が支払われるという理解でよろしいでしょうか？	前段につきましては、No63をご参照ください。後段につきましては、差額は分割払いの対象となり、差額に対応する消費税及び金利が支払われます。
101	サービス購入費の構成 (施設整備費相当:一時金)	40				(2)	1)	①	ウ				B棟本棟引渡後に2億円(税込み)を支払うとありますが、入札提案においては、190,476,191円に消費税率5%を加算した金額とするという理解でよろしいでしょうか？また、消費税率が10%となった場合、181,818,182円に消費税率10%を加算した金額となり、差額8,658,009円は分割払いの対象となり、これに対応する消費税及び金利が支払われるという理解でよろしいでしょうか？	No100をご参照ください。
102	金利の設定	41	10	別紙	2	(2)	1)	②					スプレッドは、A棟Ⅰ期、A棟Ⅱ期、B棟本棟、B棟低層棟1、B棟低層棟2の全てにおいて、違う数値を提案できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
103	別紙サービス購入費の構成内容	41	16	別紙	2	(2)	1)	②					提案時の基準金利は平成24年5月21日(月)の値を使用することですが、事業者側でも銀行等に聞いて確認しますが、この適用基準金利について公表していただけないでしょうか。	平成24年5月23日までに大学のホームページで公表します。
104	金利の設定	41	16	別紙	2	(2)	1)	②					提案書類提出時の基準金利は平成24年5月21日(月)のスワップレートとされていますが、確認のため数値を公表していただけないでしょうか？	No103をご参照ください。
105	基準金利の決定日	41	20	別紙	2	(2)	1)	②	ア				金利の基準日について、「A棟Ⅰ期の引き渡し日の2営業日前」とありますが、ここで言う引き渡し日とは、あくまで事業者提案に基づく引渡し日という理解で宜しいでしょうか。つまり、必ずしも6頁のスケジュールに記載がある平成27年3月末日で確定ではないということに宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
106	その他の費用	41	-	別紙	2	(2)	1)	②					「提案書類の提出時に使用する基準金利は、各棟とも平成24年5月21日(月)のスワップレートを採用する」と記載ありますが、当該スワップレートは確定次第、大学のホームページ等にて公表を行って頂けませんでしょうか。	No103をご参照ください。
107	別紙サービス購入費の構成内容	42	3	別紙	2	(2)	2)						維持管理費相当については、毎支払い時、原則として同額を支払うとのことですが、各棟引渡から開始する維持管理業務が、初回の支払いまで半年に満たないあるいは半年以上の業務月となる場合は、初回の支払いのみ変更してもよろしいでしょうか。なお、運営費相当についても初回の金額は変更してもよろしいでしょうか。	各棟共、初回の金額については当該期間に応じた金額を日割りで計上してください。したがって、初回の支払のみは初回の期間が半期でない限り、他の期と同額とはなりません。また、運営費相当についても同じです。なお、初回に支払を除き、維持管理費は棟ごとに、運営費は業務毎(大学関係者用宿泊施設及び山上会館の管理業務は除く)に平準化して計上することに留意してください。

番号	質問項目	質問箇所											質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	(ア)	a	i		
108	維持管理費の支払い	42	3	別紙	2	(2)	2)						「毎支払時、原則として同額を支払う」とされておりませんが、維持管理業務に含まれている修繕・更新費用については年度によって発生する額が異なります。これらの費用については、事業期間にわたってかかる費用の合計を支払回数で除算した額が支払われると考えてよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
109	維持管理費相当	42	3	別紙	2	(2)	2)						毎支払い時、原則として同額を支払うものとは、A棟Ⅰ期引渡しから事業終了時までの期間を均して同額にするという意味でしょうか。それとも、(3)1)③のア、イ、ウ、オで区分した期間内を同額にするという意味でしょうか。	(3)1)③のア、イ、ウ、オで区分した期間内を同額にするという意味です。なお、初回の支払についてはNo107をご参照ください。
110	別紙サービス購入費の支払い方法	42	22	別紙	2	(3)	1)	①	ア				A棟Ⅰ期の引渡しから事業期間中にわたり、平成27年4月を第1回目、、、とありますが、A棟Ⅰ期の引渡し予定日が平成27年3月31日の場合、割賦部分の第1回の金利はゼロ(例えば、引き渡しを前倒して平成27年1月31日とした場合には翌月2月から3月までの2ヶ月分が支払われる)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
111	サービス購入費の支払方法	42	24	別紙	2	(3)	1)	①	ア				「ただし、第1回目の金利支払額の対象期間は、引渡し月の翌月から平成27年3月までの月数とする」とありますが、引渡し月の翌月1日から平成27年3月31日までの日数との理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
112	サービス購入費の支払方法	42	29	別紙	2	(3)	1)	①	イ				「ただし、第1回目の金利支払額の対象期間は、引渡し月の翌月から平成29年3月までの月数とする」とありますが、引渡し月の翌月1日から平成29年3月31日までの日数との理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
113	施設整備費相当の支払方法	42	30	別紙	2	(3)	1)	①	ア				A棟Ⅰ期の支払につき、第1回目の金利支払額の対象期間は「引き渡し月の翌月から平成27年3月までの月数」とありますが、「引き渡し月の翌月」とは平成27年4月に当たるかと思われませんが、当該対象期間についてどのように考えればよろしいでしょうか。	No110をご参照ください。
114	施設整備費相当の支払方法	42	30	別紙	2	(3)	1)	①	イ				A棟Ⅱ期の支払につき、第1回目の金利支払額の対象期間は「引き渡し月の翌月から平成29年3月までの月数」とありますが、「引き渡し月の翌月」とは平成29年4月に当たるかと思われませんが、当該対象期間についてどのように考えればよろしいでしょうか。	当該部分の第1回の金利はゼロとなります。
115	サービス購入費の支払方法	42	33	別紙	2	(3)	1)	①	ウ				「ただし、第1回目の金利支払額の対象期間は、引渡し月の翌月から平成30年9月までの月数とする」とありますが、引渡し月の翌月1日から平成30年9月30日までの日数との理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです

番号	質問項目	質問箇所											質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	(ア)	a	i		
116	サービス購入費の支払方法 (施設整備費相当:金利期間)	42				(3)	1)	①	ア				A棟Ⅰ期の第1回目の金利支払額の対象期間は、引渡の翌月から平成27年3月までの月数とありますが、工期短縮提案を行わない場合、金利期間はゼロヶ月になるという理解でよろしいでしょうか？	No110をご参照ください。
117	サービス購入費の支払方法	43	7	別紙	2	(3)	1)	①	エ				「ただし、第1回目の金利支払額の対象期間は、引渡し月の翌月から平成32年3月までの月数とする」とありますが、引渡し月の翌月1日から平成32年3月31日までの日数との理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
118	サービス購入費の支払方法	43	12	別紙	2	(3)	1)	①	オ				「ただし、第1回目の金利支払額の対象期間は、引渡し月の翌月から平成30年9月までの月数とする」とありますが、引渡し月の翌月1日から平成30年9月30日までの日数との理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
119	別紙サービス購入費の支払い方法	43	14	別紙	2	(3)	1)	①	オ				※の欄に、各棟の引き渡しの前倒しの提案を行う場合の記載がありますが、各棟を前倒して引き渡した場合でも大学の移転期間は同じとして、早く維持管理、運営を開始した場合、これらの前倒しした分の業務費用は支払われるとの理解でよろしいでしょうか。運営業務も同等に前倒しした部分の費用が支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通り、前倒しした部分の維持管理及び運営業務の費用は支払います。
120	サービス購入費の支払方法	43	14	別紙	2	(3)	1)	①	※				大学が想定しているスケジュールより早く引き渡しを行う場合の金利支払額の対象期間について、「当該供用開始日から～それぞれ平準化した施設整備費相当を～」とありますが、当該供用開始日ではなく、当該引き渡し月の翌月1日からとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
121	基準金利	43	14	別紙	2	(3)	1)	①					施設整備費に係る支払金利の基準金利について、各棟の引渡し大学が想定しているスケジュールより早く行う場合において採用されるスワップレートをご教示下さい。	スケジュールの変更によりスワップレートを変えることはしません。したがって、スワップレートは以下の通りとなります。 ・A棟Ⅰ期、B棟本棟、低層棟1、低層棟2:15年もの(円/円)金利スワップレート ・A棟Ⅱ期:12年もの(円/円)金利スワップレート
122	サービス購入費の支払い方法	43	16	別紙		(3)	1)		※				「平成40年3月まで」、「平成45年3月まで」とそれぞれございますが、「平成40年4月まで」「平成45年4月まで」の誤りという理解でよろしいでしょうか。	平成40年3月分まで、及び平成45年3月分まで支払うという意味です。
123	維持管理費相当の支払方法	43	27	別紙	2	(3)	1)	③					維持管理費相当の支払方法について、維持管理業務には修繕・更新が含まれることから、各年度にかかる費用が変動することが想定されます(研究室・疾患モデルセンターなど24時間365日の稼働により、メーカー推奨の設備更新周期よりも早く更新時期が到来することが想定されるため)。そのため支払方法は、様式37で提案した費用を各年度2分の1にした金額を年2回(4月・10月)に支払っていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No108をご参照ください。
124	別紙サービス購入費の支払い方法	43	31	別紙	2	(3)	1)	③	ア				A棟Ⅰ期の引渡からA棟Ⅱ期の「引き渡しまでの維持管理費の支払いが記載されていますが、A棟Ⅰ期の維持管理費は、事業終了まで平準化(初回は除く)した支払いを行い、各棟の引渡以後の維持管理費がA棟Ⅰ期の費用にプラスされていくピラミッド様な形との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

番号	質問項目	質問箇所											質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	(ア)	a	i		
125	別紙サービス購入費の支払い方法	43	31	別紙	2	(3)	1)	③					維持管理費については、毎期同額を支払うとの記述がなく、各半期末に事業者提案に基づいて支払うとのことですが、平準化を行わなくてもよろしいとのことでしょうか。特に、修繕更新業務の平準化は難しいためお聞きます。	No107をご参照ください。
126	サービス購入費の支払い方法	43	32	別紙	2	(3)	1)	③	ア				維持管理費相当の支払い方法について、A棟Ⅰ期の引き渡しから、A棟Ⅱ期の引き渡しまで、A棟Ⅰ期の維持管理費について、A棟Ⅰ期の引き渡し日から事業終了時まで平成27年10月を第1回目、とありますが、「・・・事業期間終了までに平準化した額を・・・」と考えてよろしいでしょうか	No107をご参照ください。
127	A棟Ⅰ期の引き渡しからA棟Ⅱ期の引き渡しまでの維持管理費相当の支払い	43	32	別紙	2	(3)	1)	③	ア				文中の「事業終了時までには」は不要と思われるのですが、いかがでしょうか？(P44別紙2-(3)-1)-③のイ及びウも同様です。)	削除いたします。
128	維持管理費相当の支払い方法	43	未行	別紙	2	(3)	1)	③	ア				「A棟Ⅰ期の引渡日から事業終了時まで」との記載がありますが、文章表現上、「事業終了時まで」は削除でいいのではないのでしょうか？(以下、イ、ウ、エ、オに同じ)	No127をご参照ください。
129	サービス購入費の支払い方法	44	3	別紙	3	(4)	2)	③	イ				維持管理費相当の支払い方法について、A棟Ⅱ期の引き渡しから、B棟本棟及びB棟低層棟2の引き渡しまで、A棟Ⅱ期の維持管理について、A棟Ⅱ期の引き渡し日から事業終了時まで平成29年10月を第1回目、とありますが、「・・・事業期間終了までに平準化した額を・・・」と考えてよろしいでしょうか	No107をご参照ください。
130	維持管理費相当の支払方法	44	13	別紙	2	(3)	1)	③	ウ				ウの項目の次がオとなっていますが、オをエと読み替えればよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
131	サービス購入費の支払い方法	44	18	別紙		(3)	2)		※				各棟を早く引き渡した場合でも事業期間終了時期に変更がなされないのであれば、維持管理期間が入札条件の所定の期間より長くなるものと思料します。所定の期間を15年間とした場合、入札条件の公平を期するため、仮に16年間の維持管理をおこなう提案であっても、価格評価においては15年間の金額にて評価いただけるという理解でよろしいでしょうか。	No4をご参照ください。
132	サービス購入費の支払方法 入退室管理業務	45	6	別紙	2	(3)	1)	⑤	イ		a		入退室管理業務の支払は、供用開始後からとなっておりますが、引き渡し後から供用開始までの期間に、研究者が既存施設から移転することを想定しております。 ①供用開始までの期間に必要な入退室管理業務は大学の責任範囲で管理が行われ、供用開始後に事業者へ引継が行われるとの理解でよろしいでしょうか。 ②上記①の場合で落札事業者に委託する場合は、維持管理・運営相当額(500百万円)に含まれず、別に支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	①②共にご理解の通りです。ただし、供用開始前までに支援を依頼することもあります。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答	
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	(ア)	a			i
133	サービス購入費の支払い方法	45	8	別紙	4	(5)	3)	③	ウ				維持管理費相当の支払い方法について、B棟本棟及びB棟低層棟2の引き渡しから、B棟低層棟1の引き渡しまで、B棟本棟及びB棟低層棟2の維持管理費について、B棟本棟及びB棟低層棟2の引き渡し日から事業終了時まで平成31年4月を第1回目、とありますが、「・・・事業期間終了までに平準化した額を・・・」と考えてよろしいでしょうか	No107をご参照ください。
134	入退室管理業務のA棟Ⅰ期供用開始からA棟Ⅱ期供用開始までの支払い	45	10	別紙	2	(3)	1)	⑤	イ		a	i	文中の「事業終了時までには」は不要と思われますが、いかがでしょうか？(P45別紙2-(3)-1)-⑤-イ-aのiiも同様です。)	削除いたします。
135	サービス購入費の支払い方法	45	27	別紙	2	(3)	1)	⑤	イ		c		バイオリソースセンターの管理業務の支払いについて、提出金額を算出するにあたり、保管サンプル数、収納・取りだしサンプル数をご提示ください。(例えば、保管サンプル数15万(22万×0.7)、収納取りだしサンプル数300(15万×0.002)を管理する値とする等)	大学で初めての試みですので明確にできませんが、稼動当初は収容可能数の30%から50%程度、5年後程度を目処に収容可能数とすることを想定しています。
136	サービス購入費の支払方法 バイオリソースセンターの管理業務	45	27	別紙	2	(3)	1)	⑤	イ		c		バイオリソースセンター管理業務の支払は、供用開始後からとなっておりますが、引き渡し後から供用開始までの期間に、既存施設から検体等を移転することを想定しております。 ①供用開始までの期間に必要なバイオリソースセンター管理業務は大学の責任範囲で管理が行われ、供用開始後に事業者へ引継が行われるとの理解でよろしいでしょうか。 ②上記①の場合で落札事業者に委託する場合は、維持管理・運営相当額(500百万円)とは別に支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	①②共にご理解の通りです。 ただし、供用開始前までに支援を依頼することもあります。
137	サービス購入費の支払方法 郵便物等の集配業務	45	31	別紙	2	(3)	1)	⑤	イ		d		郵便物等の集配業務の支払は、供用開始後からとなっておりますが、引き渡し後から供用開始までの期間に、既存施設から整備した施設に大学関係者の方々が移転されることを想定しております。 ①供用開始までの期間に必要な郵便物等の集配業務は大学の責任範囲で管理を行われるのでしょうか。 ②上記①の場合で落札事業者に委託する場合は、維持管理・運営相当額(500百万円)とは別に支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	①②共にご理解の通りです。 ただし、供用開始前までに支援を依頼することもあります。
138	サービス購入費の支払方法 郵便物等の集配業務	45	32	別紙	2	(3)	1)	⑤	イ		d		「A棟Ⅰ期の供用開始後から事業期間終了時まで平準化した当該業務に係る額を、平成27年10月を第1回目、・・・平成45年4月まで事業者提案に基づき、各半期末に支払う。」とありますが、A棟Ⅰ期のみ供用開始した時期と、B棟(低層棟2)まで全ての建物が供用開始した時期では、業務量が異なると思われますが、金額を平準化して支払う理由を教えてください。	集配業務の量が増えた場合は、対価の変更も含め協議します。
139	エネルギーマネジメント業務のA棟Ⅰ期供用開始からA棟Ⅱ期供用開始までの支払い	46	5	別紙	2	(3)	1)	⑤	イ		e	i	文中の「事業終了時までには」は不要と思われますが、いかがでしょうか？(P46別紙2-(3)-1)-⑤-イ-eのiiも同様です。)	削除いたします。
140	疾患モデルセンターの管理業務	46	9	別紙	2	(3)	1)	⑤	ウ				ケージの稼働数によって、サービス購入費が変動するようですが、ケージの稼働は年平均でどのくらいを予定していますか。	収容可能なケージの約70%を想定しています。

番号	質問項目	質問箇所											質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	(ア)	a	i		
141	サービス購入費の支払い方法	46	13	別紙	5	(6)	4)	③	オ				維持管理費相当の支払い方法について、B棟低層棟1の引き渡しから、事業終了時まで、B棟低層棟1の維持管理費について、B棟低層棟の引き渡し日から事業終了時まで平成32年4月を第1回目、とありますが、「・・・事業期間終了までに平準化した額を・・・」と考えてよろしいでしょうか	No107をご参照ください。
142	サービス購入費の支払い方法	46	19	別紙	2	(3)	1)	⑤	ウ		a		疾患モデルセンターの管理業務の提出時の金額は、14、100ケージにて飼育される場合の値とする、とありますが、要求水準90頁⑤イbに本業務期間中の最大ケージ数は8,770とあります。ケージ数8770で値を提出すると考えてよろしいですか？	【重要変更事項】 入札説明書別紙46頁ウa「疾患モデルセンターの管理業務」の「提案書提出時の金額は、A棟Ⅰ期部分で1,600ケージ、A棟Ⅱ期部分で12,500ケージ、計14,100ケージにてマウスが飼育される値とする。ただし、実際の稼働率が14,100ケージを大きく下回る場合は、大学が選定事業者へ支払う金額を変更する。稼働数が10,000ケージの場合は提案金額の85%、7,000ケージの場合は提案金額の70%を基本とするが・・・」を「提案書提出時の金額は、A棟Ⅰ期部分で1,110ケージ、A棟Ⅱ期部分で8,770ケージ、計9,880ケージにてマウスが飼育される値とする。ただし、実際の稼働率が9,880ケージを大きく下回る場合は、大学が選定事業者へ支払う金額を変更する。稼働数が7,000ケージの場合は提案金額の85%、5000ケージの場合は提案金額の70%を基本とするが・・・」に訂正します。 また、要求水準書本文の回答No373もご参照ください。
143	サービス購入費の支払方法 疾患モデルセンター管理業務	46	19	別紙	2	(3)	1)	⑤	ウ		a		疾患モデルセンター管理業務の支払は、A棟Ⅰ期、A棟Ⅱ期の供用開始後からとなっておりますが、引き渡し後から供用開始までの期間に、既存施設から整備した施設にラット・マウスが移動されることを想定しております。 ①供用開始までの期間に必要な疾患モデルセンターの管理業務は大学の責任範囲で管理が行われ、供用開始後に事業者へ引継が行われるとの理解でよろしいでしょうか。 ②上記①の場合で落札事業者に委託する場合は、維持管理・運営相当額(500百万円)とは別に支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者選定後に協議いたします。
144	運営費相当の支払	46	21	別紙	2	(3)	1)	⑤	ウ		a		疾患モデルセンターの管理業務費について、ケージの稼働率に係らず大学より支払われる額の水準をご教示下さい。	疾患モデルセンターの管理業務にかかる提案金額の70%程度となります。
145	ケージ稼働率による支払い金額の変動	46	21	別紙	2	(3)	1)	⑤	ウ				「・・・稼働数が10,000ケージの場合は提案金額の85%・・・」とありますが、要求水準書p90・⑤その他・イ「予定飼育マウス数」では、AⅡ期の共用開始後の最大ケージ数が8,770ケージとあります。ケージ稼働率による支払い金額の変動について、ご説明下さい。	No142をご参照ください。
146	疾患モデルセンターの管理業務	46	23	別紙	2	(3)	1)	⑤	ウ		a		「実際の稼働率が約14,100ゲージを大きく下回る場合は、大学が選定事業者へ支払う金額を変更する」とありますが、変更となるのはあくまでA棟Ⅱ期の供用開始後からであり、A棟Ⅰ期のみの供用期間においてはどれだけ稼働数が下回っても変更はされないという理解で宜しいでしょうか。	A棟Ⅱ期の供用開始から稼働率の計算をします。また、ケージ数等について変更がありますので、No142をご参照ください。

番号	質問項目	質問箇所											質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	(ア)	a	i		
147	疾患モデルセンターの管理業務	46	23	別紙	2	(3)	1)	⑤	ウ		a		A棟I期供用開始から事業期間終了までに、平準化した額をお支払いいただけるとの理解ですが、ケージ稼働率はどのタイミングで計算されるのかご教示いただけますでしょうか。	No146をご参照ください。
148	疾患モデルセンターの管理業務のA棟I期供用開始からA棟II期供用開始までの支払い	46	30	別紙	2	(3)	1)	⑤	ウ		a	i	文中の「事業終了時までには」は不要と思われますが、いかがでしょうか？	削除いたします。
149	サービス購入費の支払方法 RI実験室の管理業務	47	3	別紙	2	(3)	1)	⑤	ウ		b		RI実験室の管理業務の支払は、A棟I期の供用開始後からとなっておりますが、引き渡し後から供用開始までの期間に、既存施設からA棟に移動し、継続的な実験が行われることを想定しております。 ①供用開始までの期間に必要なRI実験室の管理業務は大学の責任範囲で管理が行われ、供用開始後に事業者へ引継が行われるとの理解でよろしいでしょうか。 ②上記①の場合で落札事業者に委託する場合は、維持管理・運営相当額(500百万円)とは別に支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者選定後に協議いたします。
150	RI実験室の管理業務	47	4	別紙	2	(3)	1)		ウ		b		「A棟I期の供開始用後」とありますが、「A棟I期の供用開始後」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
151	レンタルラボAとレンタルラボBの業務	47	7	3	2	(3)	1)	⑤	エ				「B棟本棟の供用開始後から・・・に支払う」と記載されていますが、供用開始前に発生する賃借人(テナント)の引越しの調整や同じく供用開始前に行う利用説明等の業務は、貴学が行うとの理解でよろしいでしょうか。	No152をご参照ください。
152	サービス購入費の支払方法 レンタルラボAとレンタルラボBの業務	47	7	別紙	2	(3)	1)	⑤	エ				レンタルラボA・B業務の支払は、B棟本棟の供用開始後からとなっておりますが、引き渡し後から供用開始までの期間に、既存施設からB棟に移動し、継続的な研究・実験が行われることを想定しております。 ①供用開始までの期間に必要なレンタルラボA・Bの業務で必要になる管理業務は大学の責任範囲で管理が行われ、供用開始後に事業者へ引継が行われるとの理解でよろしいでしょうか。 ②上記①の場合で落札事業者に委託する場合は、維持管理・運営相当額(500百万円)とは別に支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	①②共にご理解の通りです。ただし、供用開始前までに支援を依頼することもあります。
153	サービス購入費の支払方法 研修医用等宿泊施設の管理業務	47	12	別紙	2	(3)	1)	⑤	オ		a		研修医用等宿泊施設の管理業務の支払は、B棟低層棟1の供用開始後からとなっておりますが、引き渡し後から供用開始までの期間に、研究医の方が順次入居されることを想定しております。 ①供用開始までの期間に必要な研修医用等宿泊施設の管理業務で必要になる管理業務は大学の責任範囲で管理が行われる、供用開始後に事業者へ引き継がれるとの理解でよろしいでしょうか。 ②上記①の場合で落札事業者に委託する場合は、維持管理・運営相当額(500百万円)とは別に支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	①②共にご理解の通りです。ただし、供用開始前までに支援を依頼することもあります。

番号	質問項目	質問箇所											質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	(ア)	a	i		
154	サービス購入費の 支払方法 大学関係者用宿 泊施設の管理業 務	47	16	別 紙	2	(3)	1)	⑤	オ		b		大学関係者用宿泊施設の管理業務の支払は、B棟低層棟2の供用開始後からとなっておりますが、引き渡し前より予約受付が必要になることを想定しております。 ①供用開始までの期間は大学の責任範囲で管理が行われ、供用開始後に事業者へ引き継がれるとの理解でよろしいでしょうか。 ②上記①の場合で供用開始前からの管理業務を落札事業者に委託する場合は、維持管理・運営相当額(500百万円)とは別に支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	①②共にご理解の通りです。 ただし、供用開始前までに支援を依頼することもあります。
155	大学関係者用宿 泊施設のサービス 購入費の支払時 期	47	18	別 紙	2	(3)	1)	⑤	オ		b		大学関係者用宿泊施設の管理業務に対するサービス対価の支払い時期は、毎年4月～9月分を10月に、10月～翌3月分を4月に、それぞれの利用室数実績の累計により計算した後払い方式であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
156	サービス購入費の 支払方法(大学関 係者用宿泊施設 の管理業務)	47	21	別 紙	2	(3)	1)	⑤	オ	b			固定費は、基本的に毎支払時、同額との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、初回の支払は供用開始日から当該支払の締め日までの日割り計算とします。
157	宿泊施設部分の 管理業務	47	24	別 紙	2	(3)	1)	⑤	オ		b		この本文は変動費を算定するにあたり、宿泊室稼働は65%、年間360日をベースに算出すれば良いという解釈でしょうか？	ご理解の通りです。
158	大学関係者用宿 泊施設の年間稼 働日360日	47	26	別 紙	2	(3)	1)	⑤	オ		b	(b)	「年間の稼働日は360日とすること」とありますが、これは提案書類の比較が容易となるよう、提案書類の提出に限っての計算上の措置であり、実際のサービス購入費の計算にあたっては、利用室数実績(年間稼働日365または366日間)に基づく計算によるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。年間稼働日は、利用者に不便とならない範囲でご提案ください。
159	サービス購入費の 支払方法 大学関係者用宿 泊施設	47	26	別 紙	2	(3)	1)	⑤	オ		b	(b)	年間の稼働日は360日とありますが、12月30日～1月3日が休館日という理解でよろしいですか。	No158をご参照ください。
160	大学関係者用宿 泊施設の変動費	47	28	別 紙	2	(3)	1)	⑤	オ		a		「整備した宿泊室(52室)の65%相当である34室」とありますが、この数字の根拠を教えてください。	大学の既存施設の稼働率を基に設定しています。
161	大学関係者用宿 泊施設の変動費	47	30	別 紙	2	(3)	1)	⑤	オ		a		「年間の稼働日は360日とすること」とありますが、5日間の休業日があるという認識で宜しかったでしょうか。また、5日間とは12月30日～1月3日という解釈で宜しいでしょうか。	No158をご参照ください。
162	大学関係者用宿 泊施設のサービス 購入費の区分(固 定費)	48	1	別 紙	2	(3)	1)	⑤	オ		b	(b)	固定費の例として、人件費、消耗品費等が挙げられていますが、他に宿泊管理システム(宿泊者の管理等に係るパソコンや管理システム)等は事業者の判断により、固定費に含めるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

番号	質問項目	質問箇所											質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	(ア)	a	i		
163	大学関係者用宿泊施設のサービス購入費の区分(固定費)	48	1	別紙	2	(3)	1)	⑤	オ		b	(b)	固定費の例として、人件費、消耗品費等が挙げられていますが、大学関係者用宿泊施設用に調達・設置する備品等(要求水準書68ページNo. 13、14)の修繕費や故障・老朽化による買換えについては、大学が実施するという理解でよろしいでしょうか。すなわち、サービス購入費計算の対象外ということでしょうか。	要求水準書P68のNo14にかかる電化製品の修繕や故障・老朽化による買換えについては、事業者で行って頂きます。したがって、当該費用はサービス対価の対象内となります。
164	大学関係者用宿泊施設のサービス購入費の区分(変動費)	48	4	別紙	2	(3)	1)	⑤	オ		b	(b)	変動費として、清掃、リネン、アメニティの3種類が挙げられていますが、他に利用室数に直接変動するものとして、クレジットカード等の決済手数料が挙げられます。4種類目の変動費として定義することは可能でしょうか。それとも、見込んだうえで固定費に含めるとの理解でよろしいでしょうか。	清掃、リネン、アメニティ以外のものは固定費に含めて計上してください。
165	大学関係者用宿泊施設のサービス購入費の区分(変動費)	48	4	別紙	2	(3)	1)	⑤	オ		b	(b)	変動費として、清掃、リネン、アメニティの3種類が挙げられていますが、シングル、ツインといった宿泊人数や部屋の広さによって単価が変動します。これらの単価設定種類は事業者提案とするとの理解でよろしいでしょうか。	シングル、ツインや広さ等の部屋のタイプ別による単価の設定は、提案して頂いて結構です。
166	大学関係者用宿泊施設の変動費	48	5	別紙	2	(3)	1)	⑤	オ		b		変動費①～③の算出方法として1室あたりの単価に利用室数を乗じた金額がサービス購入費として支払われるとのことですが、例えば利用者1名が連泊をした場合、利用室数の計上は1泊につき1室と考えてよろしいですか。	提案にあたっては連泊を想定する必要はありませんが、事業開始後は実数(実際に掃除をした、実際にリネンを交換した等)によって算定します。
167	大学関係者用宿泊施設の変動費	48	5	別紙	2	(3)	1)	⑤	オ		b		例えば、利用者が2泊したが、利用室数を2室と計上しない場合、要求水準書に記載の客室清掃、リネンの交換、アメニティの補充はしなくてよいと理解してよろしいですか。	事業者の提案によりますが、利用者が不便、不快とならない配慮をしてください。当該場合のサービス対価の支払いはNo166をご参照ください。
168	アメニティの提供	48	10	別紙	2	(3)	1)	⑤	オ				アメニティの提供にかかる費用が入札対象額となっていますが、ホテルの運営グレードを高める目的でアメニティを充実させた提案をした事業者が入札価格上不利になる仕組みとなります。入札対象額の範囲についてご再考願えませんか。	グレードを高めた提案により評価点に反映される場合もありますので、原案のままとします。
169	大学関係者用宿泊施設のサービス購入費の区分(固定費)	48	14	別紙	2	(3)	1)	⑤	オ		b	(b)	固定費は、利用率が80%を超えた場合(52室、183日の場合:7,613室以上)はサービス購入費が1.1倍となり、(固定費x1.1+単価x利用室数実績x1.1)となるとされています。逆に80%以下の場合は、変動費は(単価x利用室数実績x1.0)と変動しますが、固定費は利用室数実績にかかわらず(固定費x1.0)という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
170	大学関係者用宿泊施設宿泊室の利用率とサービス購入費	48	14	別紙	2	(3)	1)	⑤	オ		b		「業務開始後、宿泊室の利用率が80%を超えた場合、当該半期のサービス購入費に10%の割合を乗じて支払う」とありますが、提案時の想定利用率65%との差異は何でしょうか。	65%は大学の既存施設の稼働率を基に設定していますが、事業者のノウハウ等が発揮され、稼働率の向上につながることを期待して10%のサービス対価の増額を設定しています。

番号	質問項目	質問箇所											質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	(ア)	a	i		
171	山上会館(本館・別館)のサービス購入費の計算	48	20	別紙	2	(3)	1)	⑤	カ				「平準化した当該業務に係る額を、以下の計算式により算出し・・・支払う」とあります。前半期6か月間の利用室数実績で各半期ごとに計算するということと、平準化した額とは考え方に相違があると考えられます。平準化して支払われるのではないとの理解でよろしいでしょうか。	平準化については削除します。
172	山上会館(本館・別館)のサービス購入費の支払時期	48	21	別紙	2	(3)	1)	⑤	カ				山上会館(本館・別館)の管理業務に対するサービス対価の支払い時期は、毎年4月～9月分を10月に、10月～翌3月分を4月に、それぞれの利用室数実績の累計により計算した後払い方式であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
173	サービス購入費の支払方法(山上会館(本館・龍岡門別館)の宿泊室等の運営関連業務)	48	23	別紙	2	(3)	1)	⑤	カ				固定費は、基本的に毎支払時、同額との理解でよろしいでしょうか。	No156をご参照ください。
174	山上会館(本館・別館)の年間稼働日360日	48	28	別紙	2	(3)	1)	⑤	カ			(d)	「年間の稼働日は360日とすること」とありますが、これは提案書類の比較が容易となるよう、提案書類の提出に限っての計算上の措置であり、実際のサービス購入費の計算にあたっては、利用室数実績(年間稼働日365または366日間)に基づく計算によるという理解でよろしいでしょうか。	No158をご参照ください。
175	サービス購入費の支払方法 山上会館(本館・龍岡門別館)	48	28	別紙	2	(3)	1)	⑤	カ			(d)	年間の稼働日は360日とありますが、12月30日～1月3日が休館日という理解でよろしいですか。	No158をご参照ください。
176	山上会館(本館・別館)のサービス購入費の区分(固定費)	49	1	別紙	2	(3)	1)	⑤	カ			(d)	固定費の例として、人件費、消耗品費等が挙げられていますが、他に宿泊管理システム等の償却等も挙げられます。固定費と変動費区分の考え方としては、挙げられた3種類の変動費以外のものは、すべて固定費に含めるという理解でよろしいでしょうか。	No162をご参照ください。
177	山上会館(本館・別館)のサービス購入費の区分(固定費)	49	1	別紙	2	(3)	1)	⑤	カ			(d)	固定費の例として、人件費、消耗品費等が挙げられていますが、大学関係者用宿泊施設用に調達・設置する備品等(要求水準書68ページNo. 13、14)の修繕費や故障・老朽化による買換えについては、大学が実施するという理解でよろしいでしょうか。すなわち、サービス購入費計算の対象外ということでしょうか。	No163をご参照ください。
178	山上会館(本館・別館)のサービス購入費の区分(変動費)	49	4	別紙	2	(3)	1)	⑤	カ			(d)	変動費として、清掃、リネン、アメニティの3種類が挙げられていますが、他に利用室数に直接変動するものとして、クレジットカード等の決済手数料が挙げられます。4種類目の変動費として定義することは可能でしょうか。それとも、見込んだうえで固定費に含めるとの理解でよろしいでしょうか。	No164をご参照ください。

番号	質問項目	質問箇所											質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	(ア)	a	i		
179	山上会館(本館・別館)のサービス購入費の区分(変動費)	49	4	別紙	2	(3)	1)	⑤	カ			(d)	変動費として、清掃、リネン、アメニティの3種類が挙げられていますが、シングル、ツインといった宿泊人数や部屋の広さによって単価が変動します。これらの単価設定種類は事業者提案とするとの理解でよろしいでしょうか。	No165をご参照ください。
180	山上会館(本館、龍岡門別館)の宿泊室等の変動費	49	6	別紙	2	(3)	1)	⑤	カ				変動費①～③の算出方法として1室あたりの単価に利用室数を乗じた金額がサービス購入費として支払われるとのことですが、例えば利用者1名が連泊をした場合、利用室数の計上は1泊につき1室と考えてよろしいですか。	No166をご参照ください。
181	山上会館(本館、龍岡門別館)の宿泊室等の変動費	49	6	別紙	2	(3)	1)	⑤	カ				例えば、利用者が2泊したが、利用室数を2室と計上しない場合、要求水準書に記載の客室清掃、リネンの交換、アメニティの補充はしなくてよいと理解してよろしいですか。	No167をご参照ください。
182	山上会館(本館・別館)のサービス購入費の区分(固定費)	49	15	別紙	2	(3)	1)	⑤	カ			(d)	固定費は、利用率が80%を超えた場合(25室、183日の場合:3,660室以上)はサービス購入費が1.1倍となり、(固定費x1.1+単価x利用室数実績x1.1)となるとされています。逆に80%以下の場合は、変動費は(単価x利用室数実績x1.0)と変動しますが、固定費は利用室数実績にかかわらず(固定費x1.0)という理解でよろしいでしょうか。	No169をご参照ください。
183	山上会館 宿泊室の利用率とサービス購入費	49	15	別紙	2	(3)	1)	⑤	カ				「業務開始後、宿泊室の利用率が80%を超えた場合、当該半期のサービス購入費に10%の割合を乗じて支払う」とありますが、提案時の想定利用率65%との差異は何でしょうか。	No170をご参照ください。
184	施設整備相当の支払手続	50	3	別紙	2	(3)	2)	①	ア		a		「大学は請求を受けた日の翌月25日までに施設整備費相当のサービス購入費を支払う」と記載されており、これによれば、支払日は各年度の5月及び11月の25日までになるものと思われます。これに対し、P.42 (3) サービス購入費の支払方法では支払月が「各年の4月及び10月」とされておりますが、両者の整合性につきご説明いただけますでしょうか。	基本的にサービス対価を4月25日または10月25日に支払うことを想定していますが、事務手続き等の余裕を見込んで請求を受けた日の翌月の25日までとしております。
185	施設整備相当の支払手続	50	3	別紙	2	(3)	2)	①	ア		b		「大学は請求を受けた日の翌月25日までに施設整備費相当のサービス購入費を支払う」と記載されており、これによれば、支払日は各年度の5月及び11月の25日までになるものと思われます。これに対し、P.42 (3) サービス購入費の支払方法では支払月が「各年の4月及び10月」とされておりますが、両者の整合性につきご説明いただけますでしょうか。	No184をご参照ください。
186	施設整備相当の支払手続	50	3	別紙	2	(3)	2)	①	ア		d		「大学は請求を受けた日の翌月25日に施設整備費相当のサービス購入費を支払う」と記載されており、これによれば、支払日は各年度の5月及び11月の25日までになるものと思われます。これに対し、P.42 (3) サービス購入費の支払方法では支払月が「各年の4月及び10月」とされておりますが、両者の整合性につきご説明いただけますでしょうか。	No184をご参照ください。

番号	質問項目	質問箇所											質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	(ア)	a	i		
187	施設整備相当の支払手続	50	3	別紙	2	(3)	2)	①	ア		e		「大学は請求を受けた日の翌月25日に施設整備費相当のサービス購入費を支払う」と記載されており、これによれば、支払日は各年度の5月及び11月の25日までになるものと思われます。これに対し、P.42 (3) サービス購入費の支払方法では支払月が「各年の4月及び10月」とされておりますが、両者の整合性につきご説明いただけますでしょうか。	No184をご参照ください。
188	施設整備費相当の支払手続	50	5	別紙			2)	①					施設整備費相当に対する請求は維持管理費相当の支払い手続きに拘束されず、独立して請求書を提出できるという理解でよろしいでしょうか。	維持管理費相当と併せて請求書を提出してください。ただし、各棟の1回目の施設整備費相当の請求書は施設整備費相当分のみ提出してください。
189	支払手続き	50	9	3	2	(2)	2)	①	ア				入札説明書42頁のサービス購入費の支払方法では、毎年4月及び10月に施設整備費相当額を支払うと記載されていますが、規定された請求手続きによれば、サービス購入費の支払は早くとも5月または11月になると推測します。サービス購入費の支払は4月及び10月ではないとの理解でよろしいでしょうか。	No184をご参照ください。
190	施設整備費相当の支払手続	50	20	別紙			2)	①	ア				引き渡し後にお支払いいただく2億円の支払い時期は、引き渡し後、請求書をご提出して30日以内という理解でよろしいでしょうか。	No67をご参照ください。
191	施設整備費相当の支払い手続き	50	29 34	別紙	2	(3)	2)	①	ア		d,e		B棟低層棟1、2の支払日については、「翌月25日に」とありますが、他のサービス対価同様「翌月25日まで」に支払うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
192	維持管理費相当の支払手続	51	3	別紙	2	(3)	2)	③					維持管理費相当のサービス購入費の支払につき、大学が減額ポイントに基づくサービス購入費の減額率及び支払額を選定事業者へ通知し、選定事業者が通知を受領後速やかに大学に請求書を送付後、大学は請求を受けた日の翌月25日までにサービス購入費を支払う旨の記載ありますが、当該手続きによると、支払時期は11月及び5月となることもあろうかと思われます。P.4 (3) サービス購入費の支払方法では支払月が「各年の4月及び10月」とされておりますが、両者の整合性につきご説明いただけますでしょうか。	No184をご参照ください。
193	運営費相当の支払手続	51	3	別紙	2	(3)	2)	⑤					運営費相当のサービス購入費の支払につき、大学が減額ポイントに基づくサービス購入費の減額率及び支払額を選定事業者へ通知し、選定事業者が通知を受領後速やかに大学に請求書を送付後、大学は請求を受けた日の翌月25日までにサービス購入費を支払う旨の記載ありますが、当該手続きによると、支払時期は11月及び5月となることもあろうかと思われます。P.4 (3) サービス購入費の支払方法では支払月が「各年の4月及び10月」とされておりますが、両者の整合性につきご説明いただけますでしょうか。	No184をご参照ください。
194	随時モニタリング	51	5	別紙	2	(3)	2)	③					「随時モニタリング等」と記載されていますが、随時モニタリングの内容・頻度についてお考えをご教示下さい。	事故や疑義事項等が発生した場合に行うモニタリングであるため、内容や頻度は未定です。

番号	質問項目	質問箇所											質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	(ア)	a	i		
195	運営費相当の支払手続	51	23	3	2	(3)	2)	⑤					貴学によるモニタリングによりサービス購入費が減額ポイントとなった場合、次回又はその後のモニタリングで業務実施状況が要求水準を満たせば、サービス購入費は減額前に戻ると理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
196	物価変動に伴う施設整備費相当の改定	52	10	別紙	2	(4)	1)	①					物価変動に伴う施設整備費相当の改定期間について、「事業契約の締結日から本施設の引渡し予定日の前日までの間において・・・」とありますが、少なくとも基準金利の確定日(引渡し日の2営業日前)よりも前に施設整備費の金額が確定するように修正をお願いできればと存じます。事業者側は、割賦金利<ローン金利という事態になることを避ける為に基準金利の確定日以前に施設整備費に充当されるローンの金利を固定化することになりますが、当該時点ではローンの元本が確定している必要があるからです。	指数の公表される日が決まっておりますので、事業者にて引き渡し日を調整してください。
197	物価変動に伴う施設整備費相当の改定	52	17		2	(4)	1)	①	ア				「大学又は選定事業者は、施設整備期間内で契約締結の日から12ヶ月を経過した後に日本国内における物価水準の変動により工事費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して金額の変更を請求することができる」とありますが、物価水準の変動は「各工事項目」ごとにご協議頂けると考えて宜しいでしょうか。	工事費全体とします。
198	物価変動に伴う施設整備費相当の改定	52	17	2	1	(4)	1)	①	ア				「契約締結の日」とは、事業契約締結の日のことでしょうか。	ご理解の通りです。
199	物価変動に伴う施設整備費相当の改定	52	17	2	1	(4)	1)	①	ア				A棟、B棟全て「契約締結の日」から12ヶ月経過した時点で金額の変更を請求できるのでしょうか。	着工し、かつ完成していない棟に限ります。
200	物価変動に伴う施設整備費相当の改定	52	22	別紙	2	(4)	1)	①	イ				工事費が増額された場合における増額分の支払方法について、ご教示下さい。	当該増額分を施設整備費相当のサービス購入費に上乗せして各半期末に分割して支払います。
201	物価変動に伴う施設整備費相当の改定	52	22	別紙	2	(4)	1)	①	イ				「大学又は選定事業者は、アの規定による請求があったときは、提案時の工事費と当該請求時の工事費との差額のうち、提案時の工事費の1000分の15を超える額につき、工事費の変更に応じなければならない。」とありますが、この「工事費」とは棟毎の工事費との理解でよろしいでしょうか。	本施設は棟ごとに工事費を設定しています。したがって、工事費に係る物価変動の計算は棟ごとに行われます。
202	物価変動に伴う施設整備費相当の改定	52	22	別紙	2	(4)	1)	①	イ				「大学又は選定事業者は、アの規定による請求があったときは、提案時の工事費と当該請求時の工事費との差額のうち、提案時の工事費の1000分の15を超える額につき、工事費の変更に応じなければならない。」とありますが、この「工事費」には解体撤去は含まないとの理解でよろしいでしょうか。	工事費には解体撤去費も含まれます。

番号	質問項目	質問箇所											質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	(ア)	a	i		
203	物価変動に伴う維持管理費相当の改定	53	19	別紙	2	(4)	3)	①					維持管理費相当の改定指数として、日銀「企業向けサービス価格指数」が用いられておりますが、維持管理費用の大半が人件費であることから、物価変動の指数として、運営費相当の改定指数と同様に厚生労働省の「毎月勤労統計調査」を適用して頂けないでしょうか。	原案の通りとします。
204	物価変動に伴う維持管理費相当の改定	53	19	別紙	2	(4)	3)						物価変動の指数として、日銀の「企業向けサービス価格指数」が採用されておりますが、維持管理業務の費用の内訳は人件費が大半を占めており、「企業向けサービス価格指数」とは相関が低い実態にあります。つきましては、厚生労働省の賃金指数など、人件費との相関が高い指標の採用をご検討頂きたいと考えますが、いかがでしょうか。	原案の通りとします。
205	物価変動に伴う維持管理費相当の改定	53	19			(4)	3)						維持管理費業務のうち、「修繕」に関する費用の変動に関しては、業務内容が「工事」となることから物価変動の指標を「企業向けサービス価格指数」ではなく、施設整備費相当の改定と同様に「建設物価」の建設費指数としていただけないでしょうか。	原案の通りとします。
206	物価変動に伴う維持管理費相当の改定	54	5	別紙	2	(4)	3)	①					物価変動に伴う維持管理費相当の改定において「その他の費用」に対する「使用する指数」をご教示ください。	企業向けサービス価格指数(日銀調査統計局)／大分類・種別:諸サービス・その他諸サービス／小分類:建物サービス 平均とします。
207	物価変動に伴う維持管理費相当の改定	54	14	別紙	2	(4)	3)	②	ア				文中の「と同年(平成n年)」は不要と思われますが、いかがでしょうか？(P54別紙2-(4)-3)-②のイも同様です。)	削除します。
208	物価変動に伴う維持管理費相当の改定	54	34	別紙	2	(4)	3)	②	イ				「同年(平成r年)の月の指数」と記載されていますが、「同年(平成r年)の【8】月の指数」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
209	物価変動に伴う運営費相当の改定	55	15	別紙			5)	①					運営業務のうちB棟の運営業務にのみ含まれている業務(たとえばレンタルラボ運営業務など)の当該運営費については、B棟の供用開始時期を初回の物価変動に伴う改定とし、当該時期の指数を用いて改定されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
210	物価変動に伴う運営費相当の改定	56	3	別紙	2	(4)	5)	②	ア				文中の「と同年(平成n年)」は不要と思われますが、いかがでしょうか？(P54別紙2-(4)-5)-②のイも同様です。)	削除します。

番号	質問項目	質問箇所											質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	(ア)	a	i		
211	工事監理に当たる者	13	8	1	8	(1)	3)	③	オ				工事監理に当たる者について、「専任で配置」という表現の解釈について、昨年8月19日に公表された実施方針に関する質問回答の159、162を見ますと、建築・電気・機械の各分野から1名ずつ常駐と読めますが、過去の同規模・類似施設の現場において、建築以外の分野を常駐配置することは少なく、問い合わせ等の連絡にすぐに対応できる体制とすることで問題なく監理を行っている実績があります。今回に於いても、電気・機械の工事監理者においては、「専任」とし、常駐でなくとも、問い合わせ等の連絡をすぐに受けられる体制とすることでの対応を可としていただけないでしょうか。	【重要変更事項】 入札説明書13頁「3)入札参加者及び協力会社の参加資格要件」③オ「…工事監理の実績を有する者(建築分野・電気分野・機械分野)を専任で配置すること」を「…工事監理の実績を有する者(建築分野・電気分野・機械分野)を専任で配置すること。ただし、電気・機械の工事監理者においては、「専任」とし、常駐でなくとも、問い合わせ等の連絡をすぐに受けられる体制でも可能とする。」と訂正します。
212	維持管理費相当	42	3	別紙	1	(2)	2)						維持管理費相当について、「毎支払時、原則として同額を支払う」とありますが、各建物の維持管理開始日が4月、10月でない場合は第1回目の維持管理費相当は、月割で計算し、他の期と同額ではなくても良いとの理解でよろしいでしょうか。 また、運営費相当についても、同様の取り扱いとの理解でよろしいでしょうか。	No107をご参照ください。
213	維持管理費相当の支払方法	43	26	別紙	1	(3)	1)	③					要求水準書P79にある「本施設の清掃業務」のうち、「山上会館龍岡門別館の宿泊室を除く共用部と外構」についての記載がありませんが、①本業務の実施期間、②支払方法についてご教示ください。	別添資料25をご参照ください。
214	運営費相当の支払い方法	45	23	別紙	2	(3)	1)	⑤	イ		b		共同利用施設・会議室等の予約業務の支払い方法について「B棟本棟の供用開始後から事業期間終了までに平準化した当該業務に係る額を…」とありますが、「A棟Ⅰ期の共用開始後から事業期間終了時までに平準化した当該業務に係る額を、平成27年10月を第1回目、平成28年4月を第2回目、平成28年10月を第3回目とし、平成45年4月まで事業者提案に基づき、各半期末に支払う」と考えてよろしいですか。	【重要変更事項】 入札説明書別紙45頁「イ管理支援業務、b共同利用施設・会議室等の予約業務」の「B棟本棟の供用開始から…各半期末に支払う。」を、入札説明書別紙45頁「イ管理支援業務、a入退室管理業務」の入退室管理業務を共同利用施設・会議室等の予約業務に読み替えてください。 つまり、共同利用施設・会議室等の予約業務はA棟Ⅰ期の供用開始から始まります。
215	運営費相当の支払方法	50	2	別紙	1	(3)	1)	⑤					運営費相当のうち、「ク その他の費用」の支払方法についてご教示ください。	A棟Ⅰ期の供用開始から事業期間終了時まで平準化(初回は除く)した額を半期ごとに支払います。

＜様式集＞

番号	質問項目	質問箇所								質問内容	回答
		頁	行	様式番号	章	1	(1)	1)	①		
1	機械設備計画の提出について	2	19 ～ 38	54 ～ 72						提出書類(図面集)に機械設備計画が含まれておりませんが、必要に応じて提出可能との理解で宜しいでしょうか。	【重要変更事項】 A棟、B棟共に「機械設備計画の概要と特徴」を追加します。4月18日公表の様式集(改訂版)をご使用ください。
2	提案書に関する提出書類(図面集)	2	36 、 37		1	6				様式70及び71にそれぞれ建築計画・電気設備計画の概要と特徴を述べるべき書類が提示されていますが、衛生・空調設備計画の概要と特徴を述べる提出書類も必要であると解釈してよろしいでしょうか。またその場合、後日様式の追加がなされるものと解釈してよろしいでしょうか。	No1をご参照ください。
3	添付資料の取り扱い	3	1							提案書への添付資料の添付の可否についてご教示ください。	融資関心表明書及び融資確約書以外の添付資料の添付は不可とします。
4	提案の構成	3	18		2	4	(2)			「太ゴシックとなっている項目への記載は、必ず、当該項目に基づいて(内容・順番ともに変更しないで)ください」と記載されており、様式44以降では、「A棟」「B棟」棟毎の記載が求められておりますが、共通項目は「共通」として記載してよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
5	提出書類の作成方法について	3	20		2	1	(1)			「太ゴシックとなっている項目への記載は、必ず、当該項目に基づいて(内容・順番ともに変更しないで)ください。」とありますが、複数枚数の規定のある様式については、太ゴシックとなっている項目の内容・順番を守れば、提案者の自由により各ページに振り分けて記載してもよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
6	提出書類の体裁	3			2	5	(5)			正本(製本)、副本(バインダー綴じ)双方の印刷方式について、それぞれ片面印刷、若しくは表裏両面印刷の指定はございますでしょうか。	いずれも片面印刷とします。
7	参加表明書等に関する提出書類「正本の表紙」	4	2		2	5	(3)	1)	②	正本の表紙に記載する「様式番号」とは何かご教示願います。	バインダーに閉じられている様式の番号です。例えば「様式16～様式21」のように記載してください。
8	入札書等に関する提出書類「正本の表紙」	4	2		18	5	(4)	2)		正本の表紙に記載する「様式番号」とは何かご教示願います。	No7をご参照ください。
9	入札書等に関する提出書類	4	25	37	2	5	(5)	1)	①	様式37、38等、EXCELにより作成することとなっている様式につきましては、本様式のEXCELデータの早期公表をお願いできますでしょうか。可能であれば、本質問回答の公表前にお願い致します。	EXCELデータの公表は予定しておりません。様式を基に提案者で作成してください。
10	入札書等に関する提出書類	4	25	37	2	5	(5)	1)	①	様式37、38につきましては、EXCELデータもCD-Rにて提出することとなっておりますが、EXCELデータのファイル数に制限はありますでしょうか。	様式に合わせたファイル数としてください。したがって、様式37、38の2つのファイルとなります。
11	製本方法	4	26		2	5	(5)	1)	①	説明書の提出に関し、「正本(製本1部)」とありますが、製本は、袋とじを行えばよく、前後の契印等は不要と考えてよろしいでしょうか？	No13をご参照ください。

番号	質問項目	質問箇所								質問内容	回答
		頁	行	様式番号	章	1	(1)	1)	①		
12	入札書等に関する提出書類	4	38	37	2	5	(5)	1)	③	「EXCELデータは、計算式等を含むもの」と記載ありますが、本様式の作成のため、事業者が任意に作成した計算シート等も含まれると理解してよろしいでしょうか。	任意に作成したシートを含んでも宜しいですが、必要最小限の計算シートとするようご注意ください。ただし、CD-Rにて提出するもの以外の提出書類については、様式37、様式38に則った計算シートを提出してください。
13	製本方法	4	40		2	5	(5)	2)	①	図面集の提出に関し、「正本(製本1部)」とありますが、製本は、袋とじを行えばよく、前後の契印等は不要と考えてよろしいでしょうか？	正本(製本)も副本(バインダー綴じ)と同じ形状で結構です。ただし、正本の表紙には通し番号ではなく「正本」と記載の上、押印書類などは原本を綴じてください。
14	様式7 入札参加企業又は入札参加グループの構成員並びに協力会社一覧表	15	12	7						各欄に、「※本事業の遂行上果たす役割を選択し、・・・その業務内容を簡潔に記載してください。」とありますが、提出する書面上はこの注意書きは削除してよろしいでしょうか？	削除はしないでください。
15	委任状	17	29	8	1	3				本文に「～平成23年3月16日付で～」とありますが、「～平成24年3月16日付で～」に修正し作成するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
16	様式8 委任状	17		8						協力企業によっては、複数のグループに参加して入札参加することになる一方、各社連名で委任状を作成すると、当該企業は複数グループの入札参加グループの構成を知ることになります。入札参加グループの構成は、入札にあたっての重要な情報のひとつですので、委任状は、各社が個別に代表企業に対して委任する形式と、連名で委任する形式とを合わせて、グループとしての委任状とするということでもよろしいでしょうか？また、連名で作成する委任状が1ページで収まらない場合、A4両面で作成してもよろしいでしょうか？	可能な限り連名での委任状を作成して頂き、連名が困難な事業者については、個別の委任状を提出してください。また、委任状が1枚で納まらない場合は片面印刷で複数枚提出してください。
17	維持管理に当たる者の資格要件に関する書類	24	14	12		2				維持管理実績として記入する際に実績が複数存在する場合は、適宜記入欄を増やして記入してもよろしいでしょうか。	宜しいです。
18	脚注部分 ◆3	24	21	12	1	3				「～書類は、本文1、2、3の順に整理してください。なお、本文3を証する～」とありますが、「～書類は、本文1、2の順に整理してください。なお、本文2を証する～」という理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
19	様式12 維持管理に当たる者の資格要件に関する書類	24	21	12						脚注3において、「・・・本文1、2、3の順に整理・・・」とありますが、3はありませんので「・・・本文1、2の順に整理・・・」という理解でよろしいでしょうか？	No18をご参照ください。
20	様式12 維持管理に当たる者の資格要件に関する書類	24	21	12						脚注3において、「・・・本文3を証する書類・・・」とありますが、3はありませんので「・・・本文2を証する書類・・・」という理解でよろしいでしょうか？	No18をご参照ください。
21	文部科学省競争参加資格	24		12						「A,B又はCの等級に格付けされている者であることを証する書類を、本様式の後に添付」とあります。代表者の変更手続き中である場合は、『変更届』の写しと変更前の『資格審査結果通知書』の写しを添付すればよろしいですか。	宜しいです。
22	維持管理に当たる者の資格要件に関する書類	24		12						「3 本様式の後(うしろ)に添付する書類は、本文1,2,3の順に整理してください。なお、本文3を証する書類として～」とありますが、「～本文1,2の順に整理してください。なお、本文2を証する書類として～」の誤りでしょうか。	No18をご参照ください。

番号	質問項目	質問箇所								質問内容	回答
		頁	行	様式番号	章	1	(1)	1	①		
23	入札書等及び提案書の提出確認表	30	39	17						様式52が東京大学に相応しい宿泊サービスとなっておりますが、宿泊は誤記と思われます。	ご指摘の通りです。修正いたします。
24	様式20-2 入札金額の内訳	35	15	20-2						脚注1において「A4版2枚」とありますが、本様式は1枚で作成する理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
25	様式20-2 入札金額の内訳	35	16	20-2						脚注2においてA4版任意形式で「算出根拠となる計算書を提出」とありますが、どのような計算書が必要か不明ですので、必要となる項目をお示しください。	様式39～様式42の内容を簡潔にまとめた計算書としてください。
26	様式25 施設整備業務に関する事項	46	8	25						脚注2において、「枚数が複数毎にわたる場合は・・・」とありますが、本様式は1枚以内で作成する、と理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
27	維持管理業務に関する事項	47		26						a～eそれぞれに業務体制などを記載するよう指示がありますが、業務体制は本様式内に一箇所にまとめて記載し、参照するという形式をとっても宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし太ゴシックはタイトルとして残してください。
28	様式28 附帯事業に関する事項	50	8	28						脚注2において、「枚数が複数毎にわたる場合は・・・」とありますが、本様式は1枚以内で作成する、と理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
29	b②本事業の実施体制(担当者)	52	9	30	b					「統括責任者及び各業務責任者等については、氏名を明らかにして記載してください」とありますが、事業期間の途中においてやむを得ない理由から当該氏名の者を交代させることは可能でしょうか。	正当な理由があり、大学の承認を得た場合に限り可能とします。
30	本事業の実施体制	52	9		b				②	「統括責任者」ですが、要求水準書、事業契約書(案)等のどこに記載されているでしょうか。求められている要求水準についてご教示いただけるでしょうか。	【重要変更事項】 様式52「b 実施体制」②※の「統括責任者及び・・・」を「統括マネジメント教務の統括責任者及び・・・」に訂正します。
31	本事業の実施体制(担当者)	52	9	30	b	②	※			「統括責任者」と記載されていますが、要求水準書P.85第4章運営に関する要求水準書3(1)4)②イに記載されている「統括管理者」のことであるとの理解でよろしいでしょうか。	No30をご参照ください。
32	本事業の実施体制(担当者)	52	9	30	b	②	※			提案書提出段階で約3年後に始まる維持管理・運営業務の担当者(統括責任者、各業務責任者等)を特定することは難しいと存じます。複数名の候補者を記載するか、担当者の人物イメージ(年齢、実績、スキル、資格等)を記載することで宜しいでしょうか。	具体的に担当者を記載してください。担当者の変更に關しては、No29をご参照ください。
33	事業実施に対する取組体制	52		30						事業実施に対して、応募者間での協定書等及び当該実施に関わる各種関心表明書等の資料の添付はしてもよろしいでしょうか。	No3をご参照ください。
34	資金調達・収支計画の確実性	54	-	32						「配当」とありますが、それに係る説明は特段記載されておりません。配当に係るIRR等どのように考えればよろしいでしょうか。	提案書はIRRの算定は必要ありません。

番号	質問項目	質問箇所								質問内容	回答
		頁	行	様式番号	章	1	(1)	1	①		
35	検討状況の公表	55	1	33						文京区の高度地区指定方針や、旅館業法に基づく営業許可取得について、大学側がこれまでに区と協議されてきた内容についてご教示ください。	文京区の高度地区指定方針(素案)については、文京区が実施しているパブリックコメント(意見募集)において本学より意見を提出しております。旅館業法に基づく営業許可取得については、特段の協議はしていません。
36	リスクへの対応	55		33						リスク分析等の資料を添付してもよろしいでしょうか。	No3をご参照ください。
37	資金調達計画等	58	1	36						金融機関等からの融資関心表明書等の添付資料の添付は可能でしょうか。	No3をご参照ください。
38	資金調達計画等	58	2	36						出資者による劣後借入は自己資本に入れるとの理解でよろしいでしょうか。	No39をご参照ください。
39	資金調達計画等	58	-	36					①	入札参加グループの構成員から借入を行う場合等においては、自己資本・外部借入とは区分し、「内部借入」等を追加して記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
40	資金調達計画等	58	-	36						「備考」とありますが、例えばどのような内容を記載すればよろしいでしょうか。	借入を行う金融機関が棟ごとに異なる場合には該当する棟や銀行以外からの借入を行う場合は当該借入先の内容等を記入してください。
41	資金調達計画等	58	-	36						「金融機関A」の下部に()の記載ありますが、金融機関名を記載するという理解でよろしいでしょうか。また、その場合には、「金融機関A」等の記載は削除してよろしいでしょうか。	前段についてはご理解の通り、金融機関名を記入してください。後段につきましては、削除しないでください。なお、当該部分の「金融機関A」等と様式38長期収支計画表の金融機関A等の欄は整合させてください。
42	資金調達計画等	58	-	36						「金利() %」の下部に()の記載ありますが、具体的に何を記載すればよろしいでしょうか。	()は削除してください。なお、本様式に関しては、表の項目は概ね様式の通りとすれば良く、表の組み方も若干の変更は可とします。
43	資金調達計画等	58		36						様式30、32、34は社名等の記載が許されておりますが、本様式36については、90ページの事業計画に関する提案書の作成にあたっての注意事項に、出資者および金融機関等名称を記載してもよいことになっています。したがって、本様式36にも()内等に社名を記載してもよろしいでしょうか。	宜しいです。
44	資金調達計画等	59	-	36						④B棟本棟、⑤B棟低層棟1、⑥B棟低層棟2には、「返済方法・期限」の下部に「金利() %」の記載ありますが、何を記載すればよろしいでしょうか。	No42をご参照ください。
45	資金調達計画等	59	-	36						金利及びスプレッドについては、少数第何位まで記載すればよろしいでしょうか。	小数点第3位まで記載し、小数点第4位は四捨五入してください。
46	資金調達計画等	59	-	36						④B棟本棟、⑤B棟低層棟1、⑥B棟低層棟2には、「備考」欄の右側に空白の行がありますが、具体的に何を記載すればよろしいでしょうか。	記入の必要はありません。削除してください。
47	提出データのバージョン	61	1	37						様式37及び38の作成にあたり、エクセルのバージョン指定があればご教示ください。	MicrosoftExcel(97－2007)で提出してください。

番号	質問項目	質問箇所								質問内容	回答
		頁	行	様式番号	章	1	(1)	1	①		
48	長期事業収支計画表	61	1	37						EXCELのデータを提示頂けますでしょうか？	No9をご参照ください。
49	長期事業収支計画表(損益計算書)	61	10	37						営業費用として、SPC運営費(エージェン トフィー・予備費・保険料等)の欄を追加するこ とは可能との理解でよろしいでしょうか。	営業費用としてSPC運営費を含めることは宜 しいですが、当該費用はA棟Ⅰ期の維持管 理費のその他費用に計上してください。
50	様式37 長期事業 収支計画表	61	17	37						「受取利益」とありますが、「受取利息」と修正 してよろしいでしょうか？	原案のままとします。
51	様式37 長期事業 収支計画表	61	34- 36	37						「仮払消費税」「仮受消費税」「消費税受払差 額」欄がありますが、これらは資金収支計算 書の項目と思われますので、本様式からは削 除してもよろしいでしょうか？	当該欄は記入してください。
52	長期事業収支計画 表(損益計算書)	61		37						「作成にあたっての注意事項」に記載のとおり 、必要に応じて平成45年度の列を追加して もよろしいでしょうか。	宜しいです。
53	様式37 長期事業 収支計画表	61		37						年度欄が「H44」で終了しておりますが、維持 管理・運営業務がH45. 3月に終了した後、 H45年度までSPCは存続しますので、「H4 5」を追加することよろしいでしょうか？	No52をご参照ください。
54	施設整備費相当内 訳	62		37						62ページの様式は施設整備費用の割賦支払 い部分(一時金含む)と思われますが、それ ぞれの棟別に元本、利息等の内訳を追加し て記載してもよろしいでしょうか。	【重要変更事項】 当該様式は、元本と利息に区分して記載す ることとします。4月18日公表の様式集(改 訂版)をご使用ください。
55	長期事業収支計画 表(損益計算書・施 設整備費相当内訳 (営業収入))	62		37						大学から支払われる対価の中に割賦金利を 記載する項目がございませんが、追加しても 宜しいでしょうか。	No54をご参照ください。
56	長期事業収支計画 表	65	-	37 、 38						入札説明書P.34 別紙 1「入札金額等の算出 方法」によれば、レンタルラボCの運営業務及 び福利厚生部分の附帯事業は入札価格の対 象外となっておりますが、様式37、38の長期 事業収支計画表にも含めないと理解してよろ しいでしょうか。	ご理解の通りです。
57	長期事業収支計画 表	65	-	37 、 38						附帯事業の運営に係る収入・費用について は、どこに記載すればよろしいでしょうか。	記載の必要はありません。
58	施設整備に係る費 用	65		37						65ページの様式37の営業費用の施設整備に 係る費用の中で、事前調査から各種申請に 係る費用の欄には、72ページの様式39の施 設費相等の事前調査費用、設計費用、、、各 種申請費用までの項目の合計を記載すれば よろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
59	維持管理に係る費 用内訳	66		37						本様式の各棟の維持管理業務の内訳の最後 に「その他の費用」とありますが、この欄は記 載しなくてもよろしいでしょうか。「その他の費 用」は、63ページに記載されているSPC利 益・税金等の費用であり、63ページの様式37 は収入のためSPCの利益税金を計上する必 要がありますが、66ページは費用であるため 必要ないものと考えますがいかがでしょうか。	SPCの利益、税金等はP66の様式には記入 の必要はありませんが、維持管理業務で共通 にかかる費用等がある場合のことを考慮して 設けております。 特段、記入する内容がない場合には、空欄と してください。

番号	質問項目	質問箇所								質問内容	回答
		頁	行	様式番号	章	1	(1)	1	①		
60	維持管理に係る費用内訳	66		37						本様式は、費用を示す様式であるため、各棟の維持管理の各業務に記載する費用は、82ページの様式41の下部の[その他の費用]を除く各業務の金額と同じとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
61	長期事業収支計画表	67	24	37	1	5				レンタルラボCの賃料(費用)を記載することとなっておりますが、様式の構成として、収支が合わなくても良いのか、収支が合うように売上等に記載するのか、記入項目欄や様式36～42の関連性をご教示ねがいます。	【重要変更事項】 レンタルラボCの賃料欄は記載しないこととします。4月18日公表の様式集(改訂版)をご使用ください。
62	長期事業収支計画表(損益計算書・運営に係る費用内訳(営業費用))	67	-	37						長期事業収支計画表(損益計算書・運営に係る費用内訳(営業費用))に、「レンタルラボCの賃料」と記載ありますが、入札説明書P.34別紙1「入札金額等の算出方法」によれば、レンタルラボCの運営業務は入札価格の対象外となっております。長期事業収支計画表上では運営業務に係る収入が含まれず、賃料のみが含まれるとすると、それにより収支がマイナスとなることも想定されますが、どのように考えればよろしいでしょうか。	No61をご参照ください
63	長期事業収支計画表(損益計算書・運営に係る費用内訳(営業費用))	67	-	37						損益計算書の項目のうち、「費」と記載されておりますが、「費用」と変更してもよろしいでしょうか。	宜しいです。
64	長期事業収支計画表(損益計算書)	67								レンタルラボCの賃料を運営に係る費用として記載する行がありますが、その他の損益計算書の様式では、レンタルラボCに関する売上・費用を記載する欄がありません。長期事業収支計画表の作成にあたっては、レンタルラボCに関する売上・費用は記載不要(当該行は削除)との理解でよろしいでしょうか。	No61をご参照ください
65	様式37 長期事業収支計画表	68	8他	37						「受取利益」とある部分は、「受取利息」と修正してよろしいでしょうか？	原案のままとします。
66	様式38 長期事業収支計画表	69	9	38						「割賦売掛金取崩」欄は不要と思われますが、いかがでしょうか？	【重要変更事項】 「割賦売掛金取崩」には、「割賦支払期間にわたる割賦原価としての割賦売掛金取崩費用」を記載してください。また、建物の引渡し時までに必要となるすべての施設費相当を割賦対象金額として組み入れ、「割賦支払期間にわたる割賦原価としての割賦売掛金取崩費用」を記載してください。なお、割賦原価の欄は削除することとします。4月18日公表の様式集(改訂版)をご使用ください。
67	長期事業収支計画表(資金収支計算書等)	69	10	38						仮払消費税増減には、どのような金額を計上することを想定されているのでしょうか。	仮払消費税と還付消費税の差引を記載してください。
68	長期事業収支計画表(資金収支計算書等)	69	11	38						仮受消費税増減には、どのような金額を計上することを想定されているのでしょうか。	仮受消費税と納付消費税の差引を記載してください。
69	長期事業収支計画表(資金収支計算書等)	69	-	38						年度がH22～H36となっておりますが、適切な期間に変更してもよろしいでしょうか。	適切な時期に変更してください。
70	長期事業収支計画表(資金収支計算書等)	69	-	38						資金調達項目として、「割賦売掛金取崩」と記載ありますが、当該科目はどのような事象に対して使用することを想定されておりますでしょうか。	No66を参照ください。

番号	質問項目	質問箇所								質問内容	回答
		頁	行	様式番号	章	1	(1)	1)	①		
71	長期事業収支計画表(資金収支計算書等)	69	-	38						「DSCR」及び「LLCR」は少数第何位まで記載すればよろしいでしょうか。	小数点第3位まで記載し、小数点第4位は四捨五入してください。
72	長期事業収支計画表(資金収支計算書)	69		38						様式37の損益計算書は、発生ベースですので、H44年度にて終了ですが、本様式38は現計ベースですので、H45年度の欄を追加して半期分を記載すればよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
73	「様式38」の年度	69		38						様式38の年度欄が「H22」から「H36」までとなっておりませんが、始期、終期は事業の実態に合わせて作成すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
74	様式38 長期事業収支計画表	69-71		38						年度欄が、H22～H36となっていますが、H24～H45に修正してよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
75	入札金額内訳書(施設整備費相当の内訳書)A棟Ⅰ期	72		39						施設費相当の細目に「その他の費用」とありますが、ここに記載する費用は、割賦元本に含まれるSPC運営費や保険、ファイナンス組成費等を計上するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
76	入札金額内訳書(施設整備費相当の内訳書)A棟Ⅰ期	72		39						金利支払額の欄がありますが、ここでの金利とは割賦金利との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
77	入札金額内訳書(維持管理費相当の内訳書)	82	16	41						警備費用の各欄が「-」となっていますが、実際には、警備費用の金額・積算根拠を記入するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
78	入札金額内訳書	82		41						内訳書内に各項目ごとの合計欄を追加してもよろしいでしょうか。	宜しいです。
79	入札金額内訳書(維持管理費相当の内訳書)	82		41-1						その他の費用のうち、入札説明書39ページ「カ その他の費用」に記載されております、税金等・選定事業者の利益等・選定事業者の運営費、管理費、保険料等については、A棟Ⅰ期の維持管理費用(その他の費用)に記載すれば宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
80	様式41-1～5 入札金額内訳書(維持管理費相当の内訳書)	82-86		41						「警備費用」欄に「-」が入っておりますが、数字を入れることは可能と考えてよろしいでしょうか？	数字を記載してください。
81	入札金額内訳書	87		42						内訳書内に各項目ごとの合計欄を追加してもよろしいでしょうか。	宜しいです。
82	入札金額内訳書(運営費相当の内訳書)金額の記載方法	90	20	42	枝番					様式集p91の提案書の作成にあたっての注意事項には固定費、変動費に関する注意事項の記載がありますが、様式42入札金額内訳書の宿泊施設部分の運営関連費用の記載について、人件費、諸経費、その他にはそれぞれの金額を記載するのが良く分かりません。諸経費は固定費の人件費を除いたもの、その他は変動費①②③をそれぞれ記入するとの理解でよろしいでしょうか。	当該部分の様式を変更します。様式集の改訂版をご参照ください。
83	事業計画に関する提案書の作成にあたっての注意事項	90	23	37 関連						4「損益計算書」は「発生ベース」で記載とありますが、SPCのとり会計基準に従って記載する、との理解でよろしいでしょうか？	SPCのとり発生ベースの会計基準で記載してください。

番号	質問項目	質問箇所								質問内容	回答
		頁	行	様式番号	章	1	(1)	1)	①		
84	事業計画に関する提案書の作成にあたっての注意事項	90	28	37		6				「本様式は、Microsoft EXCEL を使用して作成し、そのデータ(計算式を含む)が保存されているCD-Rも提出してください。」とありますが、各社で作成した場合、記載間違い等が発生する可能性があると思われます。それを防ぐために、書式の統一的な作成が望ましいと思われますので、EXCELの様式を開示して下さい。	No9をご参照ください。
85	事業計画に関する提案書の作成にあたっての注意事項	90								<様式37>長期事業収支計画表(損益計算書)に、「1 単位は千円としてください」とありますが、千円未満を四捨五入すれば宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
86	事業計画に関する提案書の作成にあたっての注意事項	90								IRRを記載すべき箇所がありませんが、当該項目は記載対象外と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
87	事業計画に関する提案書の作成にあたっての注意事項	91								<様式38>長期事業収支計画表(資金収支計算書等)に、「4 「資金収支計算書等」には、実際の受取や支払の年度(年月)に応じて記載(現計ベース)してください」とありますが、これは、実際にキャッシュイン・キャッシュアウトする年度に記載するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
88	事業計画に関する提案書の作成にあたっての注意事項	92	4	38 関連						元利返済前キャッシュフローに「割賦売上金取崩」が加算されていますが、この加算は必要ないのではないのでしょうか？	No66を参照ください。
89	事業計画に関する提案書の作成にあたっての注意事項	92	5	38		6				LLCRの算定方法については、各棟ごとに算出するという理解でよろしいでしょうか。	各棟で算出する必要はありません。全体で算出してください。
90	事業計画に関する提案書の作成にあたっての注意事項	92	7	38		7				「本様式は、Microsoft EXCEL を使用して作成し、そのデータ(計算式を含む)が保存されているCD-Rも提出してください。」とありますが、各社で作成した場合、記載間違い等が発生する可能性があると思われます。それを防ぐために、書式の統一的な作成が望ましいと思われますので、EXCELの様式を開示して下さい。	No9をご参照ください。
91	様式のEXCEL化	92	9							様式39、40、41、42もMicrosoft EXCELで作成してよろしいでしょうか。	宜しいです。
92	事業計画に関する提案書の作成にあたっての注意事項	92	10	39～42						記入する金額は各施設の事業期間の総額を記入するという理解でよろしいですか。	ご理解の通りです。
93	事業計画に関する提案書の作成にあたっての注意事項	92		41・42 関連						様式41・42には、事業期間の総額を記載する、との理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
94	注意事項	92				7				EXCELのバージョンの指定はありますでしょうか。EXCEL2007バージョンで作成してもよろしいでしょうか。	No47をご参照ください。
95	注意事項	92				7				計算式を含むEXCELの提出ですが、複雑な計算を行うため、事業者側で作成したキャッシュフローに様式をリンクしたプログラムでの提出でもよろしいでしょうか。	宜しいですが、計算過程が分かるように配慮をお願いいたします。

番号	質問項目	質問箇所								質問内容	回答
		頁	行	様式番号	章	1	(1)	1)	①		
96	事業計画に関する提案書の作成にあたっての注意事項	92								DSCRの算定につき、「*元利返済前キャッシュフロー＝税引後当期利益+割賦売掛金取崩+割賦原価～」と記載ありますが、割賦売掛金取崩とはどのような事象に対して使用することを想定されておりますでしょうか。	【重要変更事項】 様式集92頁「(様式38)長期収支計画表(資金収支計算書等)」6※の「元利返済前のキャッシュフロー＝税引後当期利益+割賦原価取崩+割賦原価+支払利息」を、「元利返済前のキャッシュフロー＝税引後当期利益+割賦原価取崩+支払利息」に訂正します。 また、No66もご参照ください。
97	教育研究環境の変化への対応(その他独自の提案)	94	6	44						「教育研究環境の変化への対応」の「その他独自の提案」については、施設整備計画だけでなく、事業計画、維持管理業務、運営業務、附帯業務に係る提案を記載してもよろしいでしょうか。	宜しいです。
98	領域横断型の学融合の促進や連携への配慮(その他独自の提案)	97	7	47						「領域横断型の学融合の促進や連携への配慮」の「その他独自の提案」については、施設整備計画だけでなく、事業計画、維持管理業務、運営業務、附帯業務に係る提案を記載してもよろしいでしょうか。	宜しいです。
99	防犯への配慮	99		49						本様式ではA棟の防犯への配慮についての記載はしなくて良いとの理解で宜しいでしょうか。	A棟について特段記載する事項がある場合には、「b その他独自の提案」記載してください。
100	防災への配慮(その他独自の提案)	100	6	50						「防災への配慮」の「その他独自の提案」については、施設整備計画だけでなく、事業計画、維持管理業務、運営業務、附帯業務に係る提案を記載してもよろしいでしょうか。	宜しいです。
101	付帯事業の実現方法	101	9	51						付帯事業の実現方法について、とありますが、様式52にも同様の記載があります。様式51と様式52で求められている記載の違いについてご教示ください。	No102をご参照ください。
102	“教育研究環境の向上 東京大学に相応しいサービス”	101 102	9 8	51 52						「本施設を便利で快適に利用するための工夫や、附帯事業の実現方法」と「教職員と研究者の教育研究への傾注をサポートする工夫や、附帯事業の実現方法」とは、それぞれ具体的にどのような工夫を想定されているのでしょうか。違いをご教示ください。	便利で快適に利用するための工夫として福利厚生施設の内容を、教育研究への傾注をサポートするための工夫としてサービス施設の内容を想定しています。
103	事業収益向上に対する貢献(その他独自の提案)	103	7	53						「事業収益向上に対する貢献」について事業計画だけでなく、施設整備計画、維持管理業務、運営業務、附帯業務に係る提案を記載してもよろしいでしょうか。	本様式では事業計画に限定しておりません。したがって、施設整備計画、維持管理業務、運営業務、附帯業務の観点からの提案も可能です。
104	外観透視図(アイレベル)	111								B棟本棟、低層棟1、低層棟2を一体とした透視図と記載されていますが、低層棟1、低層棟2は、本棟に隠れて見えなくなることや、紙面の中で、小さくなることが予想されます。低層棟1、低層棟2が一部でも透視図内に描かれている必要があるのでしょうか。	B棟のアイレベル透視図では、B棟各棟全てが必ずしも描かれている必要はありません。
105	透視図	112、 118		56-4、 57-5						A3版1枚に、2カット分の透視図を掲載することです。よろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 ※1枚に複数カット指示のある透視図について、レイアウト等より1枚では収まらない場合は追加(A3横使い:追加枚数1枚まで)も可とします。

番号	質問項目	質問箇所								質問内容	回答
		頁	行	様式番号	章	1	(1)	1	①		
106	内観透視図について	114								様式57-1A棟Ⅰ期・Ⅱ期①においてメインとなる共用部(エントランス、メイン廊下、吹き抜け、階段、中庭等)と複数が複数ある場合、A3(横使い)1枚の中に複数カット混在して書くことでよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 ※No105もご参照下さい。
107	内観透視図について	115								様式57-2A棟Ⅰ期・Ⅱ期②においてメインとなる共用部(エントランス、メイン廊下、吹き抜け、階段、中庭等)と複数が複数ある場合、A3(横使い)1枚の中に複数カット混在して書くことでよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 ※No105もご参照下さい。
108	内観透視図について	117								様式57-4B棟本棟②においてメインとなる共用部(エントランス、メイン廊下、吹き抜け、階段、中庭等)と複数が複数ある場合、A3(横使い)1枚の中に複数カット混在して書くことでよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 ※No105もご参照下さい。
109	様式58-1 配置図(1/1500)全体	119	9	58-1						「その他必要な寸法、室名又は名称等・・・」とありますが、全体配置図ですので、原則として室名ではなく施設名称を記載すればよいと考えてよろしいでしょうか？	宜しいです。
110	配置図の向き	119	欄外	58	1					枠欄外に「北を上にしてください」との記述がありますが、A棟B棟を共に1/1500で記載仕様とすると、東を上にした状態で記載する必要がありますが生じます。東を上に記載して宜しいですか。	【重要変更事項】 様式58-1「配置図(1/1500)全体」の欄外の「◆・・・(北を上にしてください)」を、「◆・・・(東を上にしてください)」に訂正します。
111	仕上表・面積表	128								A棟仕上表・面積表Ⅰ期の中に「大学の提示した「参考平面図(使用区分)、「事業枠組み」」の面積表に準じた面積表を記載してください。」とありますが、提示した面積表とはどれが該当するのでしょうか。 【別表】各室エリアの要求水準である場合には、審査作業・表作成作業双方の軽減のためエクセルファイル等での配布をお願いします。	【重要変更事項】 様式63及び様式69の「大学の提示した「参考平面図(仕様区分)、「事業枠組み」」の面積表に準じた面積表を記載してください。」を、「事業者の任意の様式で作成してください。ただし、区分、室名は要求水準書別表に準じるものとし、その他の区分や室がある場合には適宜追加してください。」に訂正します。
112	B棟平面図	132	2							「各階の平面図を記載・・・」とございますが、同一平面が繰り返しとなる基準階においても、図面を分けて記載すると考えてよろしいでしょうか。	同一平面が繰り返しとなる基準階については図面を各階で分ける必要はありません。
113	長期事業収支計画表(損益計算書・運営費相当内訳(栄養収入))	64								入退室管理業務費・エネルギー管理業務費・業務費・疾患モデルセンターの管理業務費については、各施設の供用開始に伴い、業務実施範囲が広がるため、本表の項目においては、每期同額とならないかと存じますが、その理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
114	入札金額内訳書(維持管理費相当の内訳書)	82								山上会館龍岡門別館の清掃業務費はどこに計上すればよろしいでしょうか。	当該部分の様式を変更します。様式集の改訂版をご参照ください。

＜要求水準書 本文＞

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
1	総則	1	7	1	1							「本事業に供される東京大学(本郷)クリニックリサーチセンター(以下「本施設」という)」とありますが、「本施設」には山上会館(本館と龍岡門別館)は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
2	適用基準等	5	25	2	2	(3)						適用基準の「建築構造設計指針」内8.1(P38～)及び14.1(P96～)に記載されている原則事項は必須と考えて宜しいでしょうか。(例えば、時刻歴応答解析における極稀地震波は1.25倍とし、応答層間変形角は1/100以下を確保するものと考えて宜しいでしょうか)	ご理解の通りです。
3	適用基準等	5	25	2	2	(3)						45mを超える建物の地震応答解析に対する要求レベルが、「官庁施設の総合耐震計画基準」と、「建築構造設計指針(文部科学省大臣官房文教施設企画部)平成21年版」とで異なりますが、要求レベルの高い方の内容を満足するものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
4	適用基準等	6	9	2	2	(6)						12月9日付けで公表された要求水準書(案)本文に関する質問14番の回答で、「大学関係規則は閲覧等を通じて入札公告までに可能な範囲で公表します。」とありましたが、資料の公表がありませんが、公表することが可能ではないということでしょうか。	提案に必要なと思われる資料は既に閲覧、配布しております。当該資料の閲覧、入手方法につきましては、要求水準書の目次をご参照ください。
5	保安規定	6	10	2	2	(6)	1)					「東京大学本郷地区自家用電気工作物保安規定」を語開示願えませんでしょうか。	大学のホームページをご参照ください。
6	大学関係者用施設内の喫煙	6	11	2	2	(6)	2)					施設整備に関する要求水準に関して、東京大学環境安全指針の中に喫煙対策実施要領がありますが、研修医等用宿泊施設、大学関係者用施設での喫煙については、当該要領に従ったうえで喫煙可能な宿泊室を設置することが可能という理解でよろしいでしょうか。	「喫煙対策実施要領」に基づき決定されますので、喫煙場所の設置は大学との協議となります。
7	山上会館(本館・別館)内の喫煙	6	11	2	2	(6)	2)					東京大学環境安全指針の中に喫煙対策実施要領がありますが、現状、山上会館(本館・別館)の宿泊室の喫煙対策はどのようになっているかご教示いただけないでしょうか。	山上会館・山上会館龍岡門別館はともに全面禁煙です。
8	敷地面積等	6	17	2	3	(2)						宅地開発・中高層建築物の指導要綱に係る東京都文京区みどりの保護条例、雨水流出抑制申請書以外の前願資料も開示していただけないでしょうか。	落札者決定後に選定事業者に開示します。
9	A棟まわりインフラ(蒸気)の盛替え	6	36	2	3	(9)	1)	①				「本施設の整備に支障となるものは切り回す」とありますが、A棟建設にあたり解体される範囲に既設共同溝があり、その中に蒸気管が敷設されています。(以前受領した別添資料19)既設蒸気管の盛替え先、配管の行先、圧力、配管材料等詳細が分かる資料をご提示願います。	蒸気管は今後も使用しますので、切り回しとなります。ただし東研究棟への供給管は不要です。蒸気管の仕様は、SGP(sch40)、最高蒸気圧力0.15MPaです。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
10	電力引込の既設フィーダー	6	37	2	3	(9)	1)	②				「既設中央変電所A系より1階電気室まで2回線を引き込む」とあり、また別添資料14にてB棟とループし、1回線の容量はA棟B棟分を含むとなっています。A棟B棟の容量をまかなえるフィーダーが用意されているものとし、引込ケーブル以降を本工事と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
11	電力引込の既設フィーダー	6	37	2	3	(9)	1)	②				「既設中央変電所A系より1階電気室まで2回線を引き込む」とあり、また別添資料14にて受電部の構成の記載があります。受電部の構成を簡便に変更する提案は可能でしょうか。	要求水準書通りとします。
12	電力引込の既設フィーダー	6	37	2	3	(9)	1)	②				「既設中央変電所A系より1階電気室まで2回線を引き込む」とあり、また別添資料14にてB棟部分で引込ケーブルの余長を見込む記載があります。余長の目的を教えてください。	【重要変更事項】 別添資料14に記載の余長は不要とします。
13	A棟電気室の位置	6	38	2	3	(9)	1)	②				「1階電気室まで2回線を引き込む・・・」と記載されていますが、【資料17-1】ではA棟電気室は地下1階に設置されているため、当該文章は「地下1階電気室」と読み替えてよろしいでしょうか。	地下1階と読み替えて下さい。
14	実験排水	7	13	2	3	(9)	1)	⑧				事業者が義務を果たしたにも関わらず、phモニターで検知できない有害物等が排水された場合には、事業者側には何ら責任がないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 なお要求水準書52頁に記載の通り排水関連の法規遵守の周知・啓蒙活動を十分行っして下さい。
15	実験排水	7	13	2	3	(9)	1)	⑧				事業者が義務を果たしたにも関わらず、実験排水に流すべき排水を、故意ないし誤って別の排水系統に排水された場合には、事業者側には何ら責任がないという理解でよろしいでしょうか。	No14をご参照下さい。
16	実験排水	7	13	2	3	(9)	2)	⑧				「動物系排水・・・についても、適切に処理・測定後に一般排水系統へ放流すること」とありますが、6(5)設備仕様において、動物系排水に係る特記がありません。具体的にはどのような設備および処理・測定をするのかご教示ください。	ゲージの洗浄水等の放流がありますので、それらを想定し、下水道法で規定されている基準以下に処理(中和)・PH測定後一般排水系統に放流できる設備としてください。
17	実験排水	7	13	2	3	(9)	2)	⑧				「遺伝子組換え系排水・・・についても、適切に処理・測定後に一般排水系統へ放流すること」とありますが、6(5)4)⑧eにおいて、「実験者が減菌等の処置・・・を行う方針」となっているので、具体的には通常の実験系排水としてph処理・測定をすればよいという理解でよろしいでしょうか。	遺伝子組換え系排水については研究者が関連法規に則り適切に処理したうえで排水しますので、その他実験系排水と同等として計画して下さい。 なお要求水準書52頁に記載の通り排水関連の法規遵守の周知・啓蒙活動を十分行っってください。
18	実験排水	7	13	2	3	(9)	2)	⑧				「RI系排水・・・についても、適切に処理・測定後に一般排水系統へ放流すること」とありますが、6(5)5)①1aにおいて、「放射線障害防止法等の関連法規に基づいた、排水・・・設備の整備を行うこと」となっているので、具体的には通常の実験系排水としてph処理・測定をすればよいという理解でよろしいでしょうか。	RI排水については、貯留・希釈・測定を行い、「放射線障害防止法等の関連法規」に基づいて、放射性物質を基準以下としてから放流できる設備として下さい。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
19	情報通信回線の引込	7	17	2	3	(9)	1)	⑨				「既設管理研究棟1階高速ネットワーク室(院内系)、光IDFより引き込む」とありますが、既設機器側の改造工事はなく、光成端箱および光ケーブル以降を本工事と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
20	管理区分	7	22	2	3	(9)	2)	①				B棟に設置される既設設備管理棟の熱源用煙突については、管理対象外との理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
21	冷温水・蒸気	7	22	2	3	(9)	2)	⑧				ただし書きの切回し部分の維持管理区分をご教示ください。	当該部分の維持管理は大学とします。
22	既存煙突ばい煙計算	7	22	2	3	(9)	2)					”既存設備管理棟の熱源用煙突について本棟に設置するため煙突の切り回しも本工事とする。”とありますが既存熱源用煙突の仕様が不明です。既存煙突の仕様(ばい煙計算書を含む)をご指示ください。	別添資料26をご参照下さい。
23	B棟引込受電容量	7	24	2	3	(9)	2)	②				文意よりA棟と兼用で6.6kVを2回線ループ受電と読み取れますが、実用可能な6.6kV真空遮断器の最大定格が600A程度であることを考えると、B棟兼用での2回線受電では容量が足りません。B棟単独で既設中央変電所から2回線を非ループで引き込む計画と読み替えてよろしいのでしょうか。それが不可の場合は、ループの場合では引込系統を全4回線程度に増やすか、要求水準書42ページ③の『変圧器容量等は負荷容量の50%程度』とある指定数値その他を、原案のループ引込2回線での可能上限容量を満たすよう変更する必要があります。方針をご指示願います。	【重要変更事項】 ループ受電は緊急時・点検時に負荷制限による給電とします。
24	管理区分	7	32	2	3	(9)	2)	④				既設設備管理棟屋上に設置される発電機用冷却塔については、管理対象内との理解で宜しいでしょうか。	当該部分の維持管理は大学とします。
25	既設発電機用の冷却塔の移設	7	32	2	3	(9)	2)	④				「発電機用冷却塔については既設設備管理棟屋上に設置する」とありますが、屋上に電源盤を新設と考えます。その場合の電源取り出し場所および取り出し場所の改造工事の内容をご提示下さい。	既設設備管理棟1階発電機室自動同期補機盤からの取り出しとします。
26	既設冷却塔の移設	7	32	2	3	(9)	2)	④				『既設発電機用冷却塔は既設設備管理棟屋上に設置』とありますが、移設に関わる配管経路スペース、実際の設置スペース、荷重対応が不明です。本内容に関してはある想定により予算確保を行って計上し、今後現地調査等を済ませ、実際に移設する計画がまとまった際に再度見積を行って差額を精算するものとしてよろしいでしょうか。そうではなく現段階から必要経費をすべて見込むには上記内容を確認できる書類が必要です。方針をご指示願います。	既設設備管理棟屋上は、冷却塔置場として設計されていますので、差額の精算対象とは考えておりません。
27	排水	8	4	2	3	(9)	2)	⑦				今回計画する建物に対して、日排水量の総量規制があるか否か(排水調整槽を設置する必要があるか否か)をご教示願います。	規定面積及び、1日の排水量が規定を超える場合は対象となりますので、関係機関と協議のうえ設置の必要が出てくる可能性があります。設定については入札参加者の提案によることとします。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
28	排水	8	4	2	3	(9)	2)	⑦				「福利厚生(飲食系)等の厨房排水についてはグリーストラップ及び生物処理をした後に一般排水系統へ放流する」との記載がありますが、低層棟1のキッチンからの排水は、当該処理の対象か否かをご教示願います。	低層棟1の排水については、処理施設の必要は無いと想定しています。なおディスポーザー等の設備を設置する提案の場合には、関連規制を守り、処理槽等を設置してください。
29	実験排水	8	6	2	3	(9)	2)	⑧				事業者が義務を果たしたにも関わらず、phモニターで検知できない有害物等が排水された場合には、事業者側には何ら責任がないという理解でよろしいでしょうか。	No14をご参照下さい。
30	実験排水	8	6	2	3	(9)	2)	⑧				事業者が義務を果たしたにも関わらず、実験排水に流すべき排水を、故意ないし誤って別の排水系統に排水された場合には、事業者側には何ら責任がないという理解でよろしいでしょうか。	No14をご参照下さい。
31	地盤状況	8	12	2	3	(10)						事業計画地周辺の地盤調査資料として、PS検層結果がありましたらご開示願います。	当該資料はありません。
32	面積について	8	17	2	4	(1)	1)					B棟本棟、低層棟1、低層棟2の合計の+2%までと同様に、A棟Ⅰ期とⅡ期の合計面積に対して+2%までを上限と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
33	A棟延べ面積について	8	19	2	4	(1)	1)					「入札参加者の提案による延べ面積は、A棟Ⅰ期、A棟Ⅱ期及びB棟のそれぞれで±0%～+2%の範囲内とする」と記載されていますが、A棟はⅠ期Ⅱ期の合計が±0%～+2%の範囲内との理解で宜しいでしょうか。もしくはⅠ期とⅡ期それぞれ単独で±0%～+2%の範囲内と捉えるべきでしょうか。	【重要変更事項】 要求水準書本文8頁 4施設概要 (1)施設の規模・構造等 1)※～以降に下記条件を追加します。 「本文及び【別表】等にて要求しているA棟Ⅰ期に必要とされる諸室総面積、諸室総数が100%確保されていることを条件に、Ⅰ期Ⅱ期の合計の±0%～+2%の範囲内でⅠ期Ⅱ期の振り分けを適宜設定してもよい。」
34	B棟(低層棟2)の用途	8	24	2	4	(1)	1)					B棟(低層棟2)の建築基準法の用途は、ホテルと想定と記載されていますが、計画地の用途地域ではホテルは建築できません。事業契約の締結後にB棟(低層棟2)の用途が寄宿舍などへ変更された場合の対応費用(設計費用・建設費用など)は、大学負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
35	A棟Ⅰ期移転	9	11	2	4	(2)	1)	①	ア			A棟Ⅰ期建設後に、既存南研究棟と内科研究棟から移転をすることになっておりますが、移転に伴い実験中のラット・マウス(ケージ)や、検体、使用している機器(オートクレーブ)なども併せて、移転する予定でしょうか。 その場合の移転に伴いかかる費用は、全て大学の負担で行わるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
36	B棟棟数について	9	21	2	4	(2)	1)	②				「【資料17-2】の参考平面図に示すように本棟、低層棟1および低層棟2の3つの棟で整備する。」と記載されていますが、22ページ②オには「低層棟1・低層棟2と本棟の接続の有無、接続方法については入札参加者の提案による」と記載されています。参考プランに示された低層棟1、低層棟2のエリアに建物建てることは必須としても、本棟と低層棟1もしくは低層棟2を渡り廊下等で接続することで建築基準法上1棟もしくは2棟となることは可、との理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
37	想定床面積等	9	24	2	4	(3)						煙突は面積に算入すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
38	想定床面積等	9	24	2	4	(3)						バルコニーは面積に算入すると考えてよろしいでしょうか。	参考プランでは、バルコニーについては原則算入しない方針としています。
39	想定床面積等	9	24	2	4	(3)						室外機置場は面積に算入すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
40	各階主要室と想定面積等	11	11	2	4	(3)	3)	①				B棟本棟1階の「福利厚生(物販・飲食系)」との記載がありますが、「福利厚生(物販・軽食系)」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
41	埋蔵文化財調査について	12	10	1	5	(2)						「埋蔵文化財調査の期間を変更しないこと」とありますが、①A棟Ⅰ期、②A棟Ⅱ期、③B棟本棟/低層棟2、④B棟低層棟1の調査の順番を遵守し、かつ調査期間の重複を無くせば要求水準書に記載された期間よりも前倒しすることは可能と理解して宜しいでしょうか。	ご理解の通りですが、調査期間(例えばA棟Ⅰ期であれば11ヵ月)は変わらないようご注意ください。
42	埋蔵文化財調査	12	10	2	5	(2)						埋蔵文化財調査の期間を変更しないこと、とあるが、これは埋蔵文化財調査を大学から示された該当部分のみ行うことを前提とした場合であり、埋蔵文化財が発見された場合や追加の調査の指示があった場合は、この限りではない、という理解で良いでしょうか。	ご理解の通りです。
43	埋蔵文化財調査	12	10	2	5	(2)						埋蔵文化財調査の期間は変更しないこと、とあるが、これは例えばA棟Ⅰ期であれば、平成24年9月から平成25年9月までの13ヶ月間という期間を変更しないこと、ということであり、平成25年9月という期日についてはスケジュールの日程どおりである必要はない、という理解で良いでしょうか。	No41をご参照ください。
44	参加資格を有する者	13	3	2	5							事業スケジュールのうち、平成24年5月11日(金)の競争参加資格確認審査の結果の通知以降、入札までの期間において、参加資格を有する者に対するさらなる資料の公表や、質疑応答等はあるのでしょうか。	入札説明書の回答No37をご参照ください。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
45	事業スケジュール(案)	13	15	2	5							スケジュールに記載されている以下の期間について、「～平成25年7月/A棟Ⅰ期:建設予定地埋蔵文化財調査」と「平成25年10月～/A棟Ⅰ期:本体工事」の7月～10月の約2ヶ月間は、別に何らかの業務が含まれた期間でしょうか。	A棟Ⅰ期の申請が平成25年の10月までかかることを想定しています。当該2ヵ月の短縮が可能であれば、提案していただいても宜しいです。
46	事業スケジュール	13		2	5							A棟Ⅰ期～B棟低層棟1まで、維持管理業務の開始時点と運営業務の開始時点に時間的な差異がありますが、この差異の意味を御教示ください。	引き渡しから運営開始までの間に移転、設備備品の設置・試運転・調整を予定していますが、その間も建物を適切に維持管理する必要があるため、維持管理業務は引き渡し後から開始することとしています。
47	事業スケジュール	14		2	5							B棟本棟の運営業務期間が平成30年11月からと記載されている一方で、事業契約書(案)付属のレンタルラボC運営業務委託契約書(別紙11)においては平成30年12月から業務開始となっております。いずれが正か御教示ください。	要求水準書が正となります。したがって、レンタルラボCの業務開始は平成30年11月からとなります。
48	A棟1階 研究成果の展示	15	4	2	6	(1)	1)	①				1階には研究成果の展示等を行う場を設ける、とありますが、展示を開示する相手として建物内の医学系研究者を想定していますでしょうか。あるいはそれ以外も含めた全学を対象とし、建物利用者以外も見学できる想定でしょうか。	セキュリティが掛けられたエリアであることから、通常時は建物利用者限定し、学会等の限られた期間、或いは来訪者等の関係者に開示する考えです。
49	B棟 研究関連展示スペース	15	4	2	6	(1)	1)	②				B棟での研究関連展示は、病院関係者だけでなく、学内、広く一般(患者や近隣など)含めて見学できる想定でしょうか。P.17には地域に開かれたという表現もありますが、セキュリティレベルの設定を確認したいため、福利厚生の利用者と合わせ、ご教示ください。	参考プランにおけるB棟1階のエントランス部分に面する展示スペース等については、ご理解の通り一般の方々の利用についても想定しています。従いまして福利厚生の利用者も一般の方々を想定していますが、夜間、休日などについてはセキュリティを設け利用者を限定する方針です。
50	既存塀の保存	15	32	2	6	(1)	3)	①				「建物は東京大学キャンパス計画要綱に沿った計画とする」と記載されていますが、B棟敷地南側境界沿いの塀は「保存建造物1種」に指定されていますので「現状保存」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
51	外部設備用スペースの隠蔽	16	9	2	6	(1)	3)	④				「延べ面積に算入されない範囲で、最大限隠蔽すること」とありますが、「延べ面積」とは建築基準法上の延べ面積との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
52	外部設備用スペースの隠蔽	16	9	2	6	(1)	3)	④				「延べ面積に算入されない範囲で、最大限隠蔽すること」とありますが、「延べ面積に算入されない範囲」の想定がありましたらご教示ください。また、この想定に基づいた計画が、実施設計段階において行政により面積に算入されると判断された場合、この面積は元の計画面積に追加で算入してよいと考えてよろしいでしょうか。また、増分の費用負担については、事業者負担と考えています。	参考プランの延べ面積設定では、外部設備用スペースのバルコニーについては算入されないものとし、煙突や屋外機置場については算入されるものとして設定しています。行政庁指導による基準法上の面積増については、ご理解の通りです。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
53	東京大学(本郷)におけるサステイナブルキャンパス	16	19	2	6	(1)	4)	①				「省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)において定められた当該の基準より、-25%以上を目指すこと。」とありますが、-25%削減とした元となる基準値について、何年度の数値に対してなのか、該当する資料・数値一覧などをご教示願います。 使用数量、使用料金、CO2など	法律上の各対象用途区分におけるPAL,CEC計算の「判断の基準」よりの削減目標ですので、具体的な数値の設定はありません。
54	防火対象物の用途区分	16	20	2	6	(1)	4)	①				省エネ上の用途区分が明記されていますが、消防法上の防火対象物の用途区分についても同様と考えて計画してもよろしいでしょうか。 A棟・B棟(本棟): (7) 項 B棟(低層棟1): (5) 項ロ B棟(低層棟2): (5) 項イ	ご理解の通りです。
55	計量システム	16	27	2	6	(1)	4)	②				ここで言う計量システムとは、P42の計量区分にあります、Webによる閲覧を意味し、実験室内に実測のメーター類の設置を指示するものではないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
56	課金範囲	16	27	2	6	(1)	4)	②				「計量システムを各室に備えること」と記載されていますが、課金メーターの設置が必要となる範囲についてご教示願えますでしょうか。	各室毎の計量は実験室とし、研究室、会議室、宿泊室等はゾーン別及び階別の計量とします。
57	計量区分	16	27	2	6	(1)	4)	②				『計量システムを各室に備える』とありますが、各室毎の計量は実験室に限り、研究室、会議室、宿泊室は各室毎ではなく、階毎あるいはゾーン毎と読み換えてよろしいでしょうか。異なる場合は考え方をご指示願います。	研究室、会議室等についてはご理解の通りです。なお低層棟1の宿泊室については、各室毎の計量とします。
58	防音性能	17	16	2	6	(1)	5)	②	イ			「防音性(遮音性)に配慮」と記載されていますが、具体的な目標性能数値を提示していただけないでしょうか	遮音等級ⅡクラスのN40～45程度を想定していますが、具体的な設定については入札参加者の提案によるものとします。
59	LAN工事区分	17	22	2	6	(1)	5)	③	ア			『LAN環境を活用できるように情報基盤整備を行うこと』とありますが、この記述は要求水準書44ページ⑨に書かれた仕様と同一内容と考えてよろしいでしょうか。そうでない場合は詳細をご指示願います。	ご理解の通りです。
60	管理運営上の外国語対応への配慮	17	30	2	6	(1)	6)	②	イ			「日本語だけではなく英語をはじめとする外国語による行動の支持を充実」とありますが、現時の外国人研究者、留学生、海外の研究機関との連携状況等から、特に配慮すべき言語はありますか。	英文は必須で、次いで中文・韓文が考えられますが入居状況に応じて対応できる体制になっていけば宜しいです。
61	東側道路斜線について	19	32	2	6	(2)	2)	⑥				④南側壁面線においては道路斜線のセットバック緩和等は考慮しないこととありますが、⑥においては東側本棟の壁面線の規定はありますが、低層棟1の規定はございません。東側は道路斜線のセットバック緩和等を考慮しても良いと解釈しますがよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 なお緩和に係る道路境界部の塀の扱いについて、団地申請の関係上、行政庁協議によっては当該部分が接する道路境界だけではなく団地全体の道路境界部の塀が対象となる場合もありますのでご留意下さい。また計画に際しては近隣との関係、日影規制等を踏まえてご提案下さい。
62	文京区の絶対高さ制限	19	35	2	6	(2)	2)	⑧				「大規模敷地における特例」を適用すると、参考平面図のB棟低層棟2が、壁面セットバックにかかってしまうと思われますが、低層棟2は高さ22m以下なので、特例を適用しないという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 なお、現段階では「大規模敷地における特例」他についても素案の状況であり詳細が決定しておりませんので、今後方針に変更が生じる可能性もあります。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
63	A棟疾患モデルセンターについて	20	33	2	6	(3)	2)	①				「疾患モデルセンター及び設備室については、地上1階と地下1階において各室の入れ替え等を行う提案も可とする。」と記載されていますが、疾患モデルセンターの機能を確保した上で疾患モデルセンターを地下1階に集約しても可との理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
64	EVについて	21	20	2	6	(3)	2)	①	ケ			「疾患モデルセンター等のサービス用の縦動線として、専用EVを設置すること」とありますが、これは疾患モデルセンターと1階のみを連絡する疾患モデルセンター専用EVとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 ※No66もご参照下さい。
65	A棟サービス用の縦動線について	21	20	2	6	(3)	2)	①	サ			「地下1階の疾患モデルセンター等のサービス用の縦動線として、専用のEVを設置すること」とありますが、参考平面図に示す専用EVとは、地下1階と1階の疾患モデルセンターのグリーン廊下を結ぶエレベータのことでしょうか。 また、疾患モデルセンターを地下1階に集約配置した場合はこのエレベータは不要と考えてよろしいでしょうか。	前段について、ご理解の通りです。 なお地下1階に集約した場合においてもサービス用として当該EVは設置する計画として下さい。 ※No66もご参照下さい。
66	本施設に関する基本プランの要件	21	20	2	6	(3)	2)	①	サ			「疾患モデルセンター等のサービス用の縦動線として、専用のEVを設置すること」とありますが、疾患モデルセンターと地上階の基準階廃棄物搬出など等のサービス専用のEVを兼用としてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 計画に際しては疾患モデルセンターの運営に影響が出ないように、また当該センターの将来拡張等にご配慮下さい。
67	将来構想用の共同溝	22	30	2	6	(3)	2)	②	セ			“将来の設備展開を踏まえ、共同溝を新設し既設共同溝と接続すること”とありますが、接合部を整備（ジャンクションを施工）するためには、既設共同溝内の各種設備配管・配線を一度仮設で切り回す必要があるかと思われます。既設共同溝内の既設設備が把握できる詳細資料をご提示いただけないでしょうか。 また、一連の整備を行うためには、外来診療棟前の通行を一時的に遮断せざるを得ないと考えますがよろしいでしょうか。	前段について、別添資料27をご参照下さい。 後段について、ご理解の通りですができる限り通行等に影響が少ない計画・工事工程等を望みます。
68	廊下と居室との間の扉	23	18	2	6	(3)	3)	①	ア	a		廊下と居室との間の扉を防火戸としないようがありますが、内外の視覚的關係を保った防火戸であれば、問題ないと考えてよろしいでしょうか。「防火戸としない」という主旨をお教えてください。	ご理解の通りです。 なお「防火戸としない」部分は一般部を示し、防火区画等による防火戸対応は除外しますが、入居者負担となる間仕切・扉等の追加変更時においてコスト面や配置位置等に影響が少ない防火区画となるよう計画にご配慮下さい。
69	非常警報設備	24	2	2	6	(3)	3)	①	イ	C	ii	文章構成から女子便所のみ非常警報設備を設置すると読み取れますが、45ページ(5)3)①ア、イには女子便所と多目的便所に設置するように記載されています。正しいのはどちらでしょうか。	多目的便所についても設置するものとします。
70	ゴミ置き場	24	19	2	6	(3)	3)	①	オ			各階及びA棟・B棟1階のゴミ集積スペースのゴミを一時保管する容器(ゴミ箱・コンテナ等)は、本事業の施設整備に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
71	ゴミ置き場	24	24	2	6	(3)	3)	①	オ	b		A棟・B棟のそれぞれ1階に、・・・ゴミ集積所を設ける」と記載されていますが、一般廃棄物用及び感染系廃棄物に含まれない産業廃棄物は、選定事業者の業務範囲として管理及び収集手配をしなければならない、との理解でよろしいでしょうか。	産業廃棄物は大学が処理します。ただし、物販、軽食、飲食系の福利厚生施設より発生する廃棄物は事業者にて処理してください。
72	アルコーブ面積	24	32	2	6	(3)	3)	①	カ	b		「アルコーブ」部分は廊下面積で室面積には含まれないと理解でよろしいでしょうか？	廊下側アルコーブ部分は室面積より除外して下さい。なお、奥行きの深いアルコーブは想定しておらず、50cm程度の奥行きを想定しています。
73	実験室の出入口	24	35	2	6	(3)	3)	①	カ	b		「廊下側にアルコーブを設けて外開きとする」とありますが、参考平面図の実験室範囲、参考平面図及び別表に記載の面積には、アルコーブ部分が専有面積として含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	No72をご参照下さい。
74	実験室出入口	24	36	2	6	(3)	3)	①	カ	b		実験室出入口は廊下側にアルコーブを設けて外開きとするとありますが、参考図にはそのようなスペースは見受けられません。トータルの面積を増やさないために、アルコーブ部の廊下側面積は実験室面積に換算すると考えてよろしいでしょうか。	No72をご参照下さい。
75		24							オ	a		スチール棚の仕様・数量をお示ください	具体的な仕様等は入札参加者の提案によるものとします。
76	駐車場と駐輪場	25	18	2	6	(3)	3)	①	ク			駐車場および駐輪場の管理(使用許可、車両の登録等)は、大学側で実施するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
77	B棟低層棟2サービ ス車両駐車位置	25	18	2	6	(3)	3)	①	ク			B棟低層棟2付近に駐車場設置の記載がございませんが、サービス車両の駐車位置の指定はありますでしょうか。ご教示ください。	車道と歩道との関係、動線計画や外構計画を踏まえ、適宜設定して構いません。
78	平置き型駐輪設備	25	21	2	6	(3)	3)	①	ク			平置き型駐輪設備と記載されていますが、平置き・傾斜型自転車ラックも含まれると考えるとよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
79	駐輪設備	25	25	2	6	(3)	3)	①	ク	d		「B棟周囲に70台分の平置き型駐輪設備を設置すること」と記載されていますが、資料17-2-3では低層棟2の前に指定されているように見えます。B棟周囲であれば、低層棟2の前に限らないと理解でよろしいでしょうか。	車道と歩道との関係、動線計画や外構計画を踏まえ、適宜設定して構いません。
80	ICカード錠	25	28	2	6	(3)	3)	①	ケ	a		「各諸室や建物出入口等の施錠については、ICカード錠(FeliCa等、大学が指定したシステムを用いること)によるセキュリティを前提とし、」とありますが、一方、要求水準書47頁⑥防犯設備では、「次の箇所にICカードロック装置(FeliCaを内蔵した既存の職員証を用いる)を設置し、」とあります。したがって、ICカード錠はFeliCa対応のもの(タイプBには対応しなくてよい)との理解でよろしいでしょうか。	ICカード錠は a.FeliCaカード、 b.FeliCa Liteカード、 c.TypeBカード(ISO 14443) に対応するものとして計画して下さい。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
81	設備の要件	25	34	2	6	(3)	3)	①	ケ	b		「各諸室の窓(廊下側にガラススクリーン等も含む)にはブラインド、又はロールスクリーン等が設置可能なブラインドBOXを設置すること。」とありますが、ブラインド又はロールスクリーン等の設置は本事業対象外と理解してよろしいですか。	資料14「工事区分表」を参照下さい。
82	B棟低層棟の宿泊施設のカーテン	25	35	2	6	(3)	3)	①	ケ	b		「B棟低層棟の宿泊施設についてはカーテンの設置が可能なカーテンBOX、カーテンレールを設置する」と記載されていますが、低層棟1の研修医等用宿泊施設、低層棟2の大学関係者用宿泊施設ともに適用されるという理解でよろしいでしょうか。	資料14「工事区分表」を参照下さい。
83	B棟低層棟の宿泊施設のカーテン	25	35	2	6	(3)	3)	①	ケ	b		「B棟低層棟の宿泊施設についてはカーテンの設置が可能なカーテンBOX、カーテンレールを設置する」と記載されていますが、カーテン自体は備品調達・設置業務(要求水準書67ページ)に含まれないという理解でよろしいでしょうか。	資料14「工事区分表」を参照下さい。
84	B棟低層棟の宿泊施設のカーテン	25	35	2	6	(3)	3)	①	ケ	b		「B棟低層棟の宿泊施設についてはカーテンの設置が可能なカーテンBOX、カーテンレールを設置する」と記載されていますが、カーテンの設置は、選定事業者の業務範囲外との認識です。大学が本事業とは別途設置されるカーテンの仕様等については選定事業者の意見も取り入れていただくという理解でよろしいでしょうか。	資料14「工事区分表」を参照下さい。
85	設備の要件	26	1	2	6	(3)	3)	①	ケ	b		「B棟低層棟の宿泊施設については、カーテンの設置が可能なカーテンBOX、カーテンレールを設置する。」とありますが、低層棟1の宿泊室のカーテン及びベッド、マットレス等の設置は本事業対象外と理解してよろしいですか。	ご理解の通りです。
86	設備の要件	26	1	2	6	(3)	3)	①	ケ	b		「B棟低層棟の宿泊施設については、カーテンの設置が可能なカーテンBOX、カーテンレールを設置する。」とありますが、低層棟2の宿泊室のカーテン及びマットレス等の設置は本事業対象外と理解してよろしいですか。	大学関係者用宿泊施設については、カーテン、マットレス等の利用者が必要となる備品類の設置をしてください。 当該備品類の仕様、種類等は入札参加者の提案によります。
87	総合操作盤	26	20	2	6	(3)	3)	②	イ			P33B棟の記載では総合操作盤の記載がありますが、本項目には記載がありません。以前の質疑番号172には操作盤設置と回答されています。どちらを正と考えればよろしいでしょうか。	B棟のみ総合操作盤設置が必要となります。
88	A棟 管理事務室	26	24	2	6	(3)	3)	②	イ	b		「疾患モデルセンターの資材受入れ等(中略)として運営できるように」とありますが、「運営」の業務内容は、どのようなものですか。	搬入受付や緊急時対応窓口等を想定していますが、疾患モデルセンター全体の運営を含め、具体的な運用は入札参加者の提案によるものとします。
89		26						②	ア	d		傘立ては何人分必要でしょうか	仕様詳細は入札参加者の提案によるものとします。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
90	メールBOXの設置について	27	5	2	6	(3)	3)	②	エ	d		メールBOXについては本施設の施設整備に係る備品調達・設置業務に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
91	間取り変更	27	25	2	6	(3)	3)	②	ク	a	i	防災、セキュリティも間取り変更後に容易に調整できるよう整備する。(以降の要求水準書の全ての条項含む)とありますが、施設引渡し後に発生する間取り変更に伴う調整費はPFI事業外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
92	実験室設備容量	27	31	2	6	(3)	3)	②	ケ	a		実験室に給排水、電気、情報、ガス、給湯、空調換気、照明、を整備しますが、その容量等については特別配慮がございましたら、ご教示ください。 またバイオリソースセンター、大型・精密機器センター、低温室、共通機器室にも同様の記載がありますのでこれらの部屋についてもご教示願います。	要求水準書及び、別表、別表(凡例)に記載している要求以外については、特別な要求はありません。
93		27								d		ローカウンター一式とありますが、寸法等仕様をお示しください。 メールBOXの仕様および数量をお示しください	仕様詳細は入札参加者の提案によるものとします。
94	床の性能	28	4	2	6	(3)	3)	②	ケ	c		「振動に影響されない床の性能を保つこと」と記載されていますが、具体的な目標性能数字を提示していただけませんか？	精密実験機器などの振動制御について、振動制御は機器取付時に架台側で対処する考えであることから、実験室環境として一般的な床性能を有していれば宜しいです。
95	飼育マウスの種類について	28	9	2	6	(3)	3)	②	コ			疾患モデルセンターで飼育するマウスの種類(コンベンショナル、SPFなど)について、想定されている内容がありましたらご教示ください。	全てSPFを想定しています。
96	法規名称	28	11	2	6	(3)	3)	②	コ	a		「動物の保護及び管理に関する法律」と記載されていますが、「動物の愛護及び管理に関する法律」と理解してよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
97	疾患モデルセンター	28	13	2	6	(3)	3)	②	コ	b		「前室、後室を設け、感染等に対してより、安全な設計とする」とありますが、各出入り口下部にはH400程度のねずみ返しが必要との理解でよろしいですか？	「実験動物施設の建築及び設備(日本建築学会編)」に準拠した仕様とします。
98	疾患モデルセンター	28	15	2	6	(3)	3)	②	コ	c		「後室のドアは同時に開閉できない構造」と記載されていますが、前室のドアと後室のドアが同時に開閉できない構造との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
99	動物飼育・実験エリア	28	19	2	6	(3)	3)	②	コ	f		動物飼育・実験エリアとは、具体的にどの範囲を指しているのでしょうか。 【別表】各室エリアの要求水準の室名(エリア)の内容でご教示願います。	基本的には資料17-1の疾患モデルセンターと表記のある部分(赤実線にて囲われた範囲)を示します。
100	動物飼育・実験エリアの進入制限	28	20	2	6	(3)	3)	②	コ	g		「承認されたもの以外は、エリア内への進入を制限できる構造とし、入居者が記録されるようにする」とあります。1名ずつ資格を認証して入室させる仕組み等で、承認された者が他者を伴って入ることあるいは、偶々居合わせた人の進入を完全に排除するという理解でよろしいでしょうか。	原則は、ご理解の通りです。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
101	疾患モデルセンター	28	22	2	6	(3)	3)	②	コ	h		ダーティ廊下とありますが、疾患モデルセンターのエリア内(資料17において赤実線枠の管理廊下)という理解で宜しいでしょうか。違う場合には、資料17等において、どこを指すのかご教示ねがいます。	参考プランにおいて、地下1階は疾患モデルセンター外周部の廊下部分、1階については管理廊下を示しています。
102	動物用気流ラックの種類について	28	30	2	6	(3)	3)	②	コ	m		動物飼育ラックについて動物気流ラックとある一方で、P89にはクリーンラックとの表記がありますが、具体的に想定されているメーカー、品番がありましたらご教示ください。 ＜例＞ A: 日本クレア製 CL-5423 (ネガティブラック/ラック内:陰圧制御) B: 日本クレア製 CL-5413 (クリーンラック/ラック内:陽圧制御) C: 日本クレア製 CL-5443 (セーフティーラック/ラック内:陰陽圧制御)	ラックの仕様としてはクリーンラック(陽圧制御、奥行き深いラックの参考例:日本医化器機製作所:CR-1600S等)とします。具体的なラックの設定は入札参加者の提案によるものとします。
103	RI実験室	29	26	2	6	(3)	3)	②	サ	j		「貯蔵室と廃棄物保管庫の給排気ダクトの室内から室外への境界部分に、ダンパーを設置すること」との記載がありますが、当該ダンパーの設置目的、用途等をご教示下さい。	給排気ダクト、機器の取替を行う時などにダンパーを閉じて汚染空気を漏洩させないために設置しています。
104	PET室のレイアウト	29	32	2	6	(3)	3)	②	サ	m		「PET室には2台の装置設置を想定し、各装置間と観察調整エリアとをRC壁等で区切り、研究者の線量に・・・」と記載がありますが、PET室をRC壁等で仕切り、3室にするという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、遮蔽用RC壁の高さは1.5m程度を想定しており、基本的には1室の中で遮蔽仕切りを設ける方針です。また、遮蔽壁は床に固定されたものとしてください。
105	A棟RI実験室のPET電源の工事区分	29	33	2	6	(3)	3)	②	サ	m		「PETの調達、設置は大学が実施」と記載されています。PETまでの電源供給工事(盤二次側配線)も大学で実施と考えてよろしいでしょうか？本工事で実施の場合は、電気容量をご提示下さい。	ご理解の通りです。
106	バイオリソースセンター	29	36	2	6	(3)	3)	②	シ	a		「共用保存されたサンプル管理とデータベース化」とありますが、データベースに登録する検体情報には、具体的にはどのようなものがあるのかご教示ください。	サンプル名、サンプル種別、由来動物、保存者、所有科、保存年月日、備考などが想定されます。
107	バイオリソースセンター	30	1	2	6	(3)	3)	②	シ	a		「各研究科所有となるディープフリーザー等の設置」とありますが、バイオリソースセンターに移設する各研究科所有のディープフリーザーの数量をご教示頂けるでしょうか。	資料開示の予定はありません。
108	バイオリソースセンター	30	1	2	6	(3)	3)	②	シ	a		「各研究科所有となるディープフリーザー等の設置」とありますが、各研究科が所有のディープフリーザーに保存された検体の管理やデータベース化も、民間事業者が行うのでしょうか。	必要ありません。ディープフリーザーのメンテナンス(温度管理、霜取り)をお願いします。
109	バイオリソースセンター	30	4	2	6	(3)	3)	②	シ	a		「種々のバイオリソース」とありますが、ヒト由来の臨床検体が含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
110	バイオリソースセンター	30	4	2	6	(3)	3)	②	シ	a		「種々のバイオリソース」に、ヒト由来の臨床検体が含まれる場合、要求水準(P29)の「共用保存されたサンプル管理とデータベース化」において、臨床検体のデータベースを作成する際、検体と電子カルテとの連携(紐付け)は、必要ではないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
111	バイオリソースセンター	30	4	2	6	(3)	3)	②	シ	a		「種々のバイオリソース」に、ヒト由来の臨床検体が含まれる場合は、要求水準(P29)の「共用保存されたサンプル管理とデータベース化」とありますが、臨床検体のデータベースを作成する際、検体の匿名化処理は大学側が行うとの理解で宜しいでしょうか。匿名化処理も合わせて、民間事業者が行うのでしょうか。	大学で行います。
112	バイオリソースセンター	30	4	2	6	(3)	3)	②	シ	a		「種々のバイオリソース」とありますが、具体的にどのような検体を指すのか、ご教示ください。	生物検体(DNA,細胞株、血清、血漿、尿等)、マウス凍結胚(受精卵、卵子、精子)、凍結組織(ラット、マウスの内臓組織、骨格筋、ヒト組織等)のサンプルを想定しています。
113	バイオリソースセンター	30	4	2	6	(3)	3)	②	シ	a		「種々のバイオリソース」について、「実施方針(改訂版)と要求水準書(案)」に関する質問回答・意見」の586番には「発送するものは血清チューブからマウスまで幅がある」と記載されていますが、マウスの発送は疾患モデルセンターの主管業務ではないでしょうか。	マウスの発送は疾患モデルセンターで行ってください。
114	バイオリソースセンター	30	4	2	6	(3)	3)	②	シ	a		「冷凍保管室についても、将来的には大型液体窒素保存容器を増設し(中略)バイオバンクとしての展開もある。」とありますが、これは初期に整備する冷凍保管室の合計床面積の中で、間仕切り等を変更し、大型液体窒素保存容器の設置台数を増設していく、との理解で宜しいですか。	ご理解の通りです。
115	バイオリソースセンター積載荷重	30	18	2	6	(3)	3)	②	シ	e		各設備に必要な積載荷重を確保することと記載されておりますが、これに対しては別表記載内容より、1000～1200kg/m2程度を見込むものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
116	バイオリソースセンター設置予定機器	30	18	2	6	(3)	3)	②	シ	e		「設置予定の機器等」として「大型のマイナス80度冷凍庫、マイナス20度冷凍庫」と記載されていますが、これらの冷凍庫は大学側で設置されるという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
117	バイオリソースセンター	30	23	2	6	(3)	3)	②	シ	f		「各諸室に十分なセキュリティを確保すること」とありますが、IDカードによる入室者管理で十分との理解で宜しいでしょうか。あるいは、各諸室に監視カメラの設置なども想定されているでしょうか。	IDカードによる入室者管理については将来的な方針であり、当該センターの室単位セキュリティよりセンターエリア単位でのセキュリティへの変更等を想定しますが、現段階では具体的な構想はありません。将来計画を踏まえ具体的な提案は入札参加者の提案によるものとします。
118	IDカード	30	23	2	6	(3)	3)	②	シ	f		要求水準書上、他の防犯設備は全てICカードと記載されていますが、当該項目のみIDカード等と記載されています。現時点で将来的な構想や想定があるのであれば、公開可能な範囲でお示し願います。	No117をご参照ください。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
119	バイオリソースセンターのセキュリティ	30	23	2	6	(3)	3)	②	シ	f		「各諸室に十分なセキュリティを確保すること」とあります。86ページの入退出の管理に加えて、警戒セット状態にするなどして不正なアクセスや侵入を監視し管理室等に通知するようなレベルをお考えでしょうか。	具体的な提案は入札参加者の提案によるものとします。
120	大型・精密機器センター 電子顕微鏡	30	36	2	6	(3)	3)	②	ス	b		電子顕微鏡設置と記載ありますが、電子顕微鏡に対する建物本体(躯体)での振動制御は不要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
121	大型・精密機器センター	30	36	2	6	(3)	3)	②	ス	b		電子顕微鏡の設置される部屋と記載されていますが、具体的な設置諸室は、決まっているのでしょうか。提示されている参考図、別表には、記載がありません。暗室仕様の想定にも関わりますので、具体的に設置する場所を提示ください。	現段階では具体的な配置計画はありません。具体的な配置設定等は入札参加者の提案によるものとします。
122	大型・精密機器センター	30	36	2	6	(3)	3)	②	ス	b		電子顕微鏡の設置される部屋と記載されていますが、磁場の影響を考慮したシールド工事は必要とお考えでしょうか。必要な際には、そのシールドレベルの提示をお願いします。	シールド工事は別途工事とします。
123		30								d		備品庫を設けるとありますが、仕様・数量をお示ください	具体的な設定等は入札参加者の提案によるものとします。
124	大型・精密機器センターの機器電源の工事区分	31	1	2	6	(3)	3)	②	ス	c	i - ix	「大学では以下の機器の設置を想定している」と記載されていますが、機器までの電源供給工事(盤二次側配線)は実験室等と同様に別途工事でしょうか。本工事の場合は、電気容量をご提示下さい。	【重要変更事項】 盤以降二次側は別途工事とします。但し分岐回路は1回路1000VAとし、個数を見込むこととします。
125	大型・精密機器センターの機器電源	31	1	2	6	(3)	3)	②	ス	c		想定されている機器に必要な電源確保とありますが、【別表】に記載されている電気容量に含まれていると考えてよろしいでしょうか。	別途必要とします。
126	大型・精密機器 メンテナンス	31	1	2	6	(3)	3)	②	ス	c		大型・精密機器の調達・設置・運用開始後の保守メンテナンスは大学側にて実施という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
127	大型・精密機器センター	31	14	2	6	(3)	3)	②	セ	a		「・・・プレハブ冷蔵庫(0～10℃対応)」の記載がありますが、【別表】各室(エリア)の要求水準 凡例に記載。(k)特殊設備 No.2その他設備:「プレハブ冷蔵庫」:庫内温度1～10℃の記載です。数値に誤りがありますので、どちらの庫内温度とするか提示ください。	0～10℃とします。
128	プレハブ冷蔵庫の電源	31	27	2	6	(3)	3)	②	セ	f		プレハブ冷蔵庫については、メンテナンスによる計画停電時には停電しないようにすることとありますが、計画停電はA棟全館停電時と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
129	給水ポンプ・消火水槽仕様	31	31	2	6	(3)	3)	③				既存給水棟に設置されている各種ポンプの仕様をご指示ください。また消火水槽の必要水量についてもご指示ください。	ポンプ仕様仕様については、公開済みの別添資料22をご参照下さい。 水槽容量は屋外・内消火栓19.2m3、スプリンクラー23.1m3ですが、改修時の最新法規、条件に従って計画して下さい。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
130	既設給水棟の機能取込み	31	32	2	6	(3)	3)	③	ア	a	i	本施設以外に供給する系統における水質管理については事業対象外と考えてよろしいでしょうか。付属病院関連等の給水、消火インフラの管理について、本事業内となる場合の責任分界についてご教示願えますでしょうか。	整備は事業者、維持管理は大学とします。
131	既設給水棟の機能取込み	31	32	2	6	(3)	3)	③	ア	a	i	「…既設給水棟にある同機能の受水槽を260トン×3基、雑用水槽を500トン(2槽以上に分割)、消火水槽、各種ポンプ(揚水ポンプ、消火用ポンプ、スプリンクラーポンプ)を整備すること」との記載がありますが、別添資料22には用途、仕様値が不明なポンプ(CDP-1)が存在します。 当該ポンプ、同左用配管は、「既設給水棟の機能取込み」の範疇か否かご教示願います。また、範疇の場合は、具体的な用途、仕様値(流量、揚程)をご教示願います。	CPD-1は発電機用冷却塔系統です。冷却塔図面をご参照下さい。
132	既設給水棟の機能取込み	31	32	2	6	(3)	3)	③	ア	a	i	「…既設給水棟にある同機能の受水槽を260トン×3基、雑用水槽を500トン(2槽以上に分割)、消火水槽、各種ポンプ(揚水ポンプ、消火用ポンプ、スプリンクラーポンプ)を整備すること」との記載がありますが、受水槽容量、雑用水槽容量に関して、別添資料22から推察される容量と相違があります。 受水槽、雑用水槽については、既存と同機能の水槽を容量増とした上で設置し、揚水ポンプ、消火用ポンプ、スプリンクラーポンプについては、別添資料22の機器表の仕様値(流量、揚程)と同じと考えて宜しいでしょうか？	水槽、ポンプ水量についてはご理解の通りですが、ポンプについてはご提案頂く設置位置(高さ)による揚程を適宜見込んだ計画として下さい。
133	既存設備管理棟移設	32	1	2	6	(3)	3)	③				既存設備管理棟から移設される設備諸室の必要面積をご指示ください。	既存設備管理棟の地上部現有面積を目安として計画して下さい。
134	建物基本計画	32	2	2	6	(3)	3)	③	ア	b	i	「将来の既存設備管理棟(エネルギーセンター)の解体に備えて」とありますが、現在設備管理棟では、どの範囲の施設・設備を管理しているのでしょうか。その範囲の設備の監視をそのまま中央監視室に移行する考えでよろしいでしょうか。	既設設備管理棟は、新中央診療棟、外来診療棟、入院棟A、病棟Ⅱ期、給水棟等を監視しています。 監視範囲の変更予定はありません。
135	既存設備管理棟機器の移設	32	4	2	6	(3)	3)	③	ア	b	i	既存設備管理棟機器を将来地下実験室、レンタル倉庫、設備予備室部分に移設とありますが、既存設備管理棟内の機器のサイズ、荷重を始め接続する配管や配線系統の数、サイズ、ルート等に関して受領資料では読み取れません。現在の建築参考図の諸条件(地下1階階高5.5m、各部屋割り当て面積、搬入用ドライエリアサイズ、周囲ドライエリア奥行など)が上記移設に対して考慮されているものとして考えてよろしいでしょうか。異なる場合は、既存設備管理棟内の機器サイズ、荷重を始め接続する配管や配線系統の数、サイズ、ルート等の明示された、移設計画に必要な資料をご提供願います。現段階から計画にすべてを見込むには上記内容を確認できる書類が必要です。	本事業にて既存設備管理棟から移設に係る建築・設備計画条件としては参考プランを目安として提案をして下さい。移転先の諸室面積についてはNo133をご参照ください。
136	建物基本計画	32	6	2	6	(3)	3)	③	ア	b	i	「中央監視室(中央監視盤、防災盤、EV監視盤、電力監視盤、自動搬送盤)」と記載されていますが、医療ガス設備の監視盤は必要ないでしょうか。	医療ガスについては、「供給圧力」「運転号機信号」「供給圧力信号」「補充表示」「故障表示」の計14点が中央監視盤に設置されているので、単独でのスペース検討は不要です。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
137	建物基本計画	32	26	2	6	(3)	3)	③	ア	d	i	「レンタル倉庫(トランクルーム)は、施設引渡後、利用者が任意に間取りを変更して使用することを想定しているため」と記載されていますが、間仕切り変更にかかる費用及び原状回復の費用については本事業の対象外という理解でよろしいでしょうか。	施設引き渡し後に発生する間仕切りの変更は本事業の対象外とします。引き渡し前につきましては、P20 (3) 建物基本計画の規定に準じます。
138	レンタル倉庫	32	26	2	6	(3)	3)	③	ア	d		利用者や大学が間仕切りを変更して使用することを想定しているとの記載がありますが、施設引渡後の間仕切りの変更に伴う費用は、利用者または大学が負担するものとの理解でよろしいでしょうか。	No137をご参照ください。
139	レンタル倉庫の小間仕切り	32	31	2	6	(3)	3)	③	ア	d	ii	大学がレンタル倉庫内の小間仕切りを増やす時は、大学が間仕切りを設置するものと考え、今回の計画では小間仕切りをコストに含まないことでよろしいでしょうか。	No137をご参照ください。
140	B棟設備予備室について	32	37	2	6	(3)	3)	③	ア	e		「e 設備予備室」の記載内容は「c 地下実験室」の内容と全く同じとなっています。設備予備室に関する建築・設備要件をご提示ください。	室名は設備予備室としていますが、医学系研究科が利用する実験室等としての利用を想定しています。
141		33							イ	a		傘立ては何人分必要でしょうか	仕様詳細は入札参加者の提案によるものとします。
142	サービス施設	34	4	2	6	(3)	3)	③	イ	d		附帯事業として、ビジネスサポートや研究サポートを実施する施設を整備することとありますが、ここでの施設とな、部屋の大きさの確保との理解でよろしいでしょうか。サービス施設での大学が期待するサービス(別紙)については、現時点では大学関係者のニーズ(需要)が不明なため、当該部屋にどのような設備や備品等を設置するのか現段階では固定化することが難しいため、要求水準の添付図面に記載された部屋と同等の規模を確保しますが、部屋の大きさが審査に影響することはないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
143	dサービス施設	34	4	2	6	(3)	3)	③	イ	d		サービス施設について、ii 設置位置、面積、施設内容は事業者にて提案することですが、「施設内容」と記述されていますが、ここでの「施設内容」とはどのようなことを意味しているのでしょうか。	受付のみ又はサービス業務自体を行うのかという業態や、実施される職種等を意味しています。
144	病棟へアクセスする渡り廊下と既存施設との関係について	34	7	2	6	(3)	7)	②	ア			病棟と東研究棟の渡り廊下のやりかえについて、整備範囲内においては柱等の計画が可能と考えてよろしいでしょうか。また構内道路等既存施設との関係が発生することから、その位置、仕様等については事業者選定後に大学との協議により決定し、これに伴う変更については大学側がリスクを負担すると考えてよろしいでしょうか。	前段について、ご理解の通りです。後段についてもご理解の通りですが、提案して頂く計画については事業者選定後に大学側のリスク負担が生じない、又は最低限のリスク負担で対処できる計画を望みます。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
145	病棟へアクセスする渡り廊下と整備範囲外の既存建物との関係について	34	7	2	6	(3)	7)	②	ア			渡り廊下を今回の整備範囲外の既存建物（東研究棟、病棟）に接続する場合、それに伴う既存建物の補強、改修を行うことは可能と考えてよろしいでしょうか。またその方法については事業者選定後大学と協議を行い、これについては大学側がリスクを負担すると考えてよろしいでしょうか。	前段について、ご理解の通りです。 後段についてもご理解の通りですが、提案して頂く計画については事業者選定後に大学側のリスク負担が生じない、又は最低限のリスク負担で対処できる計画を望みます。なお補強・改修が生じる場合に於いても部分的な補強・改修を想定しており、既存建物全体等の大規模な補強・改修は想定しておりません。
146	病棟へアクセスする渡り廊下を使用した既存建物の計画について	34	7	2	6	(3)	7)	②	ア			病棟及び東研究棟の避難計画等の計画において、現況の渡り廊下を使用する計画がありますでしょうか。ある場合、その内容が分かる資料をご提示ください。提案段階で内容が明らかにならない場合、事業者選定後に大学と協議を行い、その中で明らかになった内容から発生する計画の変更については大学側がリスクを負担すると考えてよろしいでしょうか。	前段について、現計画では建築基準法上の避難計画において当該渡り廊下を避難経路として使用する計画は予定しておりません。後段について、ご理解の通りですが、渡り廊下の計画の工夫により大学側のリスク負担が生じない、又は最低限のリスク負担で対処できる計画を望みます。
147	病棟へアクセスする渡り廊下に関わる法的条件について	34	7	2	6	(3)	7)	②	ア			渡り廊下の新設等に伴うとりこわし、補強、改修の計画を行うため、既存建物（東研究棟、第一研究棟、病棟）の法的条件が分かる資料をご提示ください。提案段階で法的条件が明らかにされない場合、事業者選定後に大学と協議を行い、その中で明らかになった法的条件の整理に伴う計画の変更については大学側がリスクを負担すると考えてよろしいでしょうか。	前段について、法的条件を明記した資料の公表予定はありません。公開しております各種資料より適宜判断のうえ計画して下さい。後段について、ご理解の通りですが、渡り廊下の計画の工夫により大学側のリスク負担が生じない、又は最低限のリスク負担で対処できる計画を望みます。
148	病棟へアクセスする渡り廊下の仮設計画について	34	7	2	6	(3)	7)	②	ア			「東研究棟から内科研究棟、臨床講堂棟を経由して病棟へアクセスする渡り廊下は、A棟Ⅰ期、Ⅱ期の工事完了までは可能な限り現状の機能を有することが可能となるよう対応する。」とありますが、これを仮設対応とする場合、既存渡り廊下の解体、新設の計画上、事業計画範囲内に計画することは困難であると思われます。仮設の渡り廊下については事業範囲外に想定し提案してもよろしいでしょうか。	【重要変更事項】 要求水準書本文39頁 ②既存施設との関係 アに下記条件を追加します。 「なお当該部分の渡り廊下は、既存渡り廊下の解体から仮設渡り廊下設置までの期間については、渡り廊下による接続が無いものとして計画しても構わない。」
149	多目的スペース・展示兼会議室	34	13	2	6	(3)	3)	③	イ	f	i	学会開催時は会議室としても利用できるように記載がありますが、一般的な会議程度で、AV設備等は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、AV設備等の有無については入札参加者の提案によるものとします。
150	講堂の扱いについて	35	3	2	6	(3)	3)	③	イ	j		講堂は建築基準法上の「大学の教室」とはみなされないとの理解でよろしいでしょうか。	現段階ではご理解の通りです。
151	講堂の固定機の間隔	35	8	2	6	(3)	3)	③	イ	j	iv	前後間隔1,050mm以上とありますが、使い易さを鑑みた寸法で提案させていただいても宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
152		35										ホール車椅子席は何席設ける設定でしょうか、また机は必要でしょうか。	仕様詳細は入札参加者の提案によるものとします。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
153	研究室の設備対応	36	3	2	6	(3)	3)	③	イ	n	i	「給排水、…ガス、給湯…を間取りの変更後も供給できるようにし、…」とありますが、別表には記載がありません。別表を正としてよろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、研究室の給排水設備の有無については入札参加者の提案によるものとします。 なお「…間取り変更後も供給…」との表記は給排水設備を設置した場合の基準ですので、基本は別表を正としてください。
154	ウ低層棟1	36	34	2	6	(3)	3)	③	ウ	b		エントランスに、郵便ポスト、宅配ボックス、掲示板等、必要な備品を設置することとありますが、郵便ポストは部屋数確保することとでよろしいでしょうか。事業者が設置した当該備品の保守管理、修繕は事業の業務範囲との理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解の通りです。 これら備品の保守管理、修繕は事業の対象外としますが、利用者が快適に使えるよう配慮してください。
155	ウ低層棟1	36	34	2	6	(3)	3)	③	ウ	b		エントランスに、郵便ポスト、宅配ボックス、掲示板等、必要な備品を設置することとありますが、必要な備品を事業者で判断する場合、コストとの関係もありますので記載されたもの以外は設置しないのが現状です。公平性の観点から、必要な備品すべてをご提示ください。事業者が設置した当該備品の保守管理、修繕は事業の業務範囲外との理解でよろしいでしょうか。	前段については、別添資料37をご参照ください。 後段については、ご理解の通りです。これら備品の保守管理、修繕は事業の対象外としますが、利用者が快適に使えるよう配慮してください。
156	ウ低層棟1	37	4	2	6	(3)	3)	③	ウ	c		ラウンジに、机、椅子等の家具を設置することとありますが、「等」ではなく、最小限必要な備品についてご教示ください。事業者が設置した備品の保守管理、修繕は事業の業務範囲外との理解でよろしいでしょうか。	前段については、別添資料37をご参照ください。 後段については、ご理解の通りです。これら備品の保守管理、修繕は事業の対象外としますが、利用者が快適に使えるよう配慮してください。
157	バリアフリー	37	8	2	6	(3)	3)	③	エ			低層棟1の研修医等用宿泊室についてはバリアフリーを考慮した仕様が求められているのに対し、低層棟2については特段の記載がありませんが、同様に求められているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
158	低層棟2の室数	37	10	2	6	(3)	3)	③	エ	a	i	低層棟2の室数は、52～57室(+5)となっていますが、シングルとツインの構成によっては、収容人数は変わらなくとも室数が少なくなることが考えられます。室数の確保が優先であり、52室より少ないことは認められないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
159	エ低層棟2	37	14	2	6	(3)	3)	③	エ	a		低層棟2に皿収納、机、椅子等の必要な家具を設置することとありますが、等ではなく、応募者の公平性の観点から、必要な備品すべてをご提示ください。事業者が設置した当該備品の保守管理、修繕は事業の業務範囲外との理解でよろしいでしょうか。	前段については、別添資料37をご参照ください。 後段については、ご理解の通りです。これら備品の保守管理、修繕は事業の対象外としますが、利用者が快適に使えるよう配慮してください。
160	ロビー	37	18	2	6	(3)	3)	③	エ	c		低層棟2で「利用者のコミュニケーションの場としてのロビーを設置すること」と記載されていますが、風除室は設置しても構わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
161	エ低層棟2	37	20	2	6	(3)	3)	③	エ	c		ロビーに机、椅子等の家具を設置することとありますが、「等」ではなく、必要なすべての家具、備品をご提示ください。事業者が設置した当該備品の保守管理、修繕は事業の業務範囲との理解でよろしいでしょうか。	前段については、別添資料37をご参照ください。 後段については、ご理解の通りです。これら備品の保守管理、修繕は事業の対象外としますが、利用者が快適に使えるよう配慮してください。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
162	自動販売機の運営	37	27	2	6	(3)	3)	③	エ	e		自動販売機の運営は大学にて実施ですが、ベンダーにて設置されるゴミ箱の瓶・缶・ペットボトル・紙コップの回収及び廃棄はベンダーにて実施し、ベンダー設置のゴミ箱に関する苦情に関して、事業者は責任を負わないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
163	外装デザイン	38	4	2	6	(3)	4)	①	ウ			要求水準書にて「窓の」という表現が追加されていますが、開口部形状としてボツ窓を条件とするものではないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
164	サインの更新	38	28	2	6	(3)	6)	①				大学、研究室の改組等によるサインの更新費用については、入札時点で頻度・範囲等を想定が困難となりますので、別途清算としていただけないでしょうか。	大学の改組の場合は、別途清算いたします。
165	附帯事業のサインについて	38	34	2	6	(3)	6)	①				附帯業務が掲出するサインには規定がありますでしょうか。 また、建物外構部分に置き看板を設置することは可能でしょうか。	別添資料24として、「東京大学 建物誘導・案内標識 整備計画概要」および「東京大学 建物誘導 案内標識基本計画要綱」を公表いたします また、置き看板については大学と協議の上決定します。
166	植栽計画について	39	2	2	6	(3)	7)	①	ア			「・・・緑化に関する基準を満たす」との記載について、今回提示されている資料3「参考外構・緑化計画図」で、基準を満たしていると考えてよろしいでしょうか。また資料3を参考とし、今回の整備範囲内において事業者提案より出来る限り緑地化を図ると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
167	既存遡及について	39	6	2	6	(3)	7)	②				「・・・法的に既存遡及が生じた場合は、本事業にて対応する」と記載がありますが、最終的な遡及判断は、審査機関に委ねられるため、必要な費用については、大学負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
168	病棟へアクセスする渡り廊下について	39	7	2	6	(3)	7)	②	ア			「A棟から病棟へアクセスする渡り廊下は本事業にて整備する」との記載がありますが、仮設、本設とも開放廊下方式とし、アクセス先は現中央病棟接続部との理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
169	延焼ラインに対する処置	39	15	2	6	(3)	7)	②	イ			A棟・B棟建設に伴い発生する延焼ラインに対する既設建物側の処置を検討するにあたり、東研究棟・第一研究棟・給水設備棟の空調設備図を受領することは可能でしょうか。 (2011年12月9日付質疑回答No.277の関連質疑です)	A棟に絡む第一研究棟、東研究棟については別添資料30をご参照下さい。加えて、現地をご確認のうえ必要箇所の処置を適宜見込んで下さい。 B棟に絡む設備管理棟や山上会館等については公開しております既存資料等や現地状況をご確認のうえ、必要箇所の処置を適宜見込んで下さい。
170	既存建物との関係	39	23	1	6	(3)	7)	②				「新設屋外階段はA棟Ⅱ期とも開放廊下方式にて連絡させ、新設屋外階段を通じて東研究棟と内科研究棟と連絡できるように計画を行う。」とありますが、この時点で内科研究棟は解体済みであり、第一研究棟の誤りではないでしょうか。	ご理解の通りです。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
171	道路荷重条件	39	27	2	6	(3)	7)	②	エ			「外来診療棟からB棟へのアクセス動線については、緊急車両・サービス車両・工事車両が通過可能な・・・」と記載されていますが、道路の荷重条件の指定はありますでしょうか。ご教示ください。	T25を想定しています。
172	整備範囲外でのレベル擦り付け	39	29	2	6	(3)	7)	②	エ			「現状の南研究棟と外来棟間の道路レベルを極力円滑に再整備し」と記載されていますが、円滑な整備を行うために、一部整備範囲外でレベルの擦り付けを行うことは可能でしょうか。ご教示ください。	過剰に工事範囲を広げないことを前提に可能です。工事範囲拡張に伴う交通整理等には十分配慮した計画として下さい。
173	煙突改修	39	36	2	6	(3)	7)	②	カ			設備管理棟の煙突をB棟煙突に接続させるのは、どのような目的からでしょうか。設備管理棟の地上部解体後を想定したものでしょうか。	設備管理棟の地上部解体、及びB棟高層棟と既存煙突高さの関係より煙突に面する諸室の環境面を配慮し取り込む計画としています。
174	既存共同溝との接続	40	1	2	6	(3)	7)	②	キ			「・・・既存共同溝との接続を本事業」との記載について、既存共同溝の図面の提示をお願いします。	No67をご参照下さい。
175	既存共同溝との接続	40	1	2	6	(3)	7)	②	キ			「・・・既存共同溝との接続を本事業」との記載について、既存共同溝との接続に仕様については、条件の提示がありません。事業者提案として考えてよいかがご教示ください。	No67をご参照下さい。
176	既存インフラ配慮	40	3	2	6	(3)	7)	③	ア			撤去、切り回しが必要な設備については、今回公表資料によるものとし、それ以外については本事業外と考えてよろしいでしょうか。	No67をご参照下さい。
177	埋設等の既存設備	40	3	2	6	(3)	7)	③	ア			「既設インフラ設備が施設計画により撤去が必要な場合・・・」とありますが、既設設備の資料をご提示願います。	No67をご参照下さい。
178	既存インフラの配慮	40	3	2	6	(3)	7)	③	ア			資料-9～資料-12にお示しいただいたインフラ設備以外のインフラ設備、2次側配線設備があれば、ご教示願います。	No67をご参照下さい。
179	中央管理室	40	26	2	6	(5)	1)	④				中央管理室とは、A棟1階管理事務室、B棟1階管理事務室設備防災監視室を指しているのでしょうか。	A棟1階管理事務室、B棟1階管理事務室設備防災監視室を示しています。
180	設備の管理	41	2	2	6	(5)	2)	①	ア			施設内機器の運転・監視を中央管理室で行うとありますが、中央管理室から運転・監視を行う機器範囲をご教示ください。	監視は本事業で設置する機器を、監視・運転は、共用部分に設置する機器を想定しています。
181	計量データの可視化	41	2	2	6	(5)	2)	①	イ			計量データの可視化とは、電気、ガス、水道と考えてよろしいでしょうか？	電気、ガス、水道、空調機(運転時間)等を想定しています。
182	警報の種類	41	4	2	6	(5)	2)	①	ウ			警報の種類における重警報と一般警報の分けについては事業者側の判断でもよろしいでしょうか。	要求水準書2適用基準(4)設備4) 文部科学省電気設備工事設計資料・10) 文部科学省機械設備工事設計資料及び入札参加者の提案によるものとする。
183	警報の種類	41	4	2	6	(5)	2)	①	ウ			重警報一括信号及び火災信号を既設旧中央診療棟防災監視室へ移報するとありますが、信号が発報した場合は事業者と既設旧中央診療棟防災監視室が協力体制により対応する認識でよろしいでしょうか。	旧中央診療棟防災監視室には24時間体制の常駐者がいますので、事業者は内容に応じて適切に対応願います。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
184	警報の種類	41	4	2	6	(5)	2)	①	ウ			重警報一括信号の移報における一括信号とは、警報の詳細内容の把握ではなく重警報が発報したことが分かればよいということでしょうか。	ご理解の通りです。
185	設備警報の移報先	41	5	2	6	(5)	2)	①	ウ			「既設旧中央診療棟防災監視室へ移報する」と記載されていますが、移報先の設備は別添付資料18の東京大学防災監視システムと考えてよろしいでしょうか。	【重要変更事項】 一括警報を防災センター、安田講堂へ出すことを中止します。
186	設備警報	41	5	2	6	(5)	2)	①	ウ			「警報の種類を重警報と一般警報に分け、重警報一括信号及び火災信号を既設旧中央診療棟防災監視室へ移報する。」とありますが、旧中央診療棟には24時間体制で貴大学の常駐者がいるという理解でよろしいですか。	ご理解の通りです。
187	旧中央診療棟防災監視室	41	5	2	6	(5)	2)	①	ウ			旧中央診療棟防災監視室は、24時間監視者が常駐しているのでしょうか。また、信号が移報された場合、当該監視者にて何か対応する事は想定されているのでしょうか。	24時間体制の常駐者がいます、内容に応じて適切に対応して下さい。
188	火災信号	41	5	2	6	(5)	2)	①	ウ			火災信号は『既設中央診療棟防災監視室に移報する』とありますが、この記述は要求水準書46ページ⑬の内容の一部を記載していると理解してよろしいでしょうか。そうでない場合は記載内容の違いについてご説明願います。	No185の回答をご参照ください。
189	分電盤	41	5	2	6	(5)	3)	①	カ			『OAフロア採用室の情報機器用電源は原則として各室内に専用分電盤(実験盤)を各々設け給電する』とありますが、別表に拠りますと会議室、研究室がOAフロア採用室になっておりますが、実験用途の諸室や情報機器用の室ではないことから専用分電盤は不要と考えてよろしいでしょうか。	【重要変更事項】 共用分電盤からの給電とします。
190	照度	41	13	2	6	(5)	3)	①	ア			照度条件として指定が無い場所はJIS-Z-9110-1979によるとありますが、JIS-Z-9110-2010でもよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
191	既存外灯の更新	41	27	2	6	(5)	3)	①	コ			「外灯:既存建物周辺道路の器具を更新する。」とありますが、【資料2-1】、【資料2-2】の赤点線内の事業計画地内における外灯器具を更新するものの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
192	実験室清掃コンセント	41	28	2	6	(5)	3)	①	ク			実験室清掃用のコンセントおよび実験室内の照明は、実験室内に設置指示のある電源盤より電源供給するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
193	メータの交換について	42	2	2	6	(5)	3)	①	サ			課金対象を除く内部管理用の子メータについては、機能上問題が生じなければ、有効期限内に交換しなくとも良いと考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
194	計量区分	42	2	2	6	(5)	3)	①	サ			B棟本棟2階以上の計量内容は以下の通りでよろしいでしょうか。 実験室:部屋毎に、「照明、一般コンセント、空調、実験用単相電源、実験用三相電源、給水、ガス」の全7点を計量 研究室:研究室ゾーンとして各階毎に、「照明、一般コンセント、空調」の全3点を計量。但し5階は医学系、全学系で独立して測定。 会議室:会議室ゾーンとして各階毎に、「照明、一般コンセント、空調」の全3点を計量。但し5階は医学系、全学系で独立して測定。 PBL:PBLゾーンとして、「照明、一般コンセント、空調」の全3点を計量。 B棟本棟廊下、便所、ミーティングラウンジ、エレベータホール、機械室等の共用部:共用ゾーンとして各階毎に「照明、一般コンセント、空調、給水」の全4点を計量。 B棟実験室以外の地下諸室:建物共用、医学系、全学系の3ゾーンに分け、それぞれ「照明、一般コンセント、空調、給水、ガス」の5点を計量。 異なる場合は考え方をご指示願います。	ご理解の通りです。
195	計量区分	42	2	2	6	(5)	3)	①	サ			B棟本棟1階の計量内容は以下の通りでよろしいでしょうか。 会議室:会議室ゾーンとして、「照明、一般コンセント、空調」の全3点を計量。 講堂:講堂ゾーンとして、「照明、一般コンセント、空調」の全3点を計量。 福利厚生(物販系)、(飲食系):それぞれ単体として「電力、給水、ガス」の全3点を計量。 エントランスホール、学生ラウンジ、ホワイエ、エレベータホール、機械室等の共用部:共用ゾーンとして各階毎に「照明、一般コンセント、空調、給水」の全4点を計量。 異なる場合は考え方をご指示願います。	ご理解の通りです。
196	計量区分	42	2	2	6	(5)	3)	①	サ			B棟本棟地下1階の計量内容は以下の通りでよろしいでしょうか。 地下実験室、設備予備室、レンタル倉庫:部屋毎に、「照明、一般コンセント、空調、実験用単相電源、実験用三相電源、給水、ガス」の全7点を計量 廊下、機械室等の共用部:共用ゾーンとして各階毎に「照明、一般コンセント、空調、給水、ガス」の全5点を計量。 異なる場合は考え方をご指示願います。	ご理解の通りです。
197	計量区分	42	2	2	6	(5)	3)	①	サ			B棟低層棟1、2の計量内容は以下の通りでよろしいでしょうか。 低層棟1の宿泊室:各室、給水、ガス(ガスを採用する場合)の全3点×75室を計量。 低層棟1の廊下:共用ゾーンとして各階毎に電力、給水の全2点×6フロアを計量。 低層棟2の宿泊室:各階毎の合算値として電力、給水、ガス(ガスを使用する場合)の全3点×4フロアを計量。 低層棟2の廊下:共用ゾーンとして各階毎に一般電力、自動販売機コンセント、給水の全3点×4フロアを計量。 異なる場合は考え方をご指示願います。	ご理解の通りです。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
198	計量区分	42	3	2	6	(5)	3)	①	サ			照明用、コンセント用を分けて計量するとありますが、実験室、研究室エリア単位で計量したものをさらに照明、コンセントで細分化する必要はないものと考えてよろしいでしょうか。	実験室は個別、研究室はゾーン別に空調・照明・コンセント・給水・ガス等を計量を想定しています。
199	計量システム	42	4	2	6	(5)	3)	①	サ			Web伝送によりネットワーク端末での計量情報が閲覧できるシステム構築が要求されていますが、このネットワークと、⑨構内情報設備に示されるネットワークとの関連についてご教示ください。	【重要変更事項】 単独にネットワークを構築する事を追加します。
200	力率改善	42	17	2	6	(5)	3)	②	エ			12月9日公表の質疑番号No.306では「高圧側からのコンデンサー設置による代替については、入札参加者の提案による」と回答されていますが、今回も同様に考えてよろしいでしょうか。	特高側で改善されているのでコンデンサーは不要とします。
201	幹線方式	42	20	2	6	(6)	4)	③	ア			シャフト内への遮断器による幹線分岐方式の記載がございます。これは実験、空調、共用部電源等共通の設備として設置し、フロア単位で電源供給するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
202	幹線設備	42	22	2	6	(5)	3)	③	イ			バスダクト容量及び変圧器容量等は【別表】に示す、負荷容量の50%程度で設定すると記載がありますが、照明コンセント及び実験用三相共に全ての部屋を対象に50%程度で計画してもよいと解釈してもよろしいでしょうか。	2適用基準(4)設備4) 文部科学省電気設備工事設計資料によるものとします。
203	幹線設備	42	22	2	6	(5)	3)	③	イ			『バスダクト容量及び変圧器容量等は【別表】に示す、負荷容量の50%程度で設定する』とありますが、別表に記載のない用途の電気容量(例えば空調機器用)に対するバスダクト容量及び変圧器容量等も同様に考えてよろしいでしょうか。異なる場合は諸計算による負荷容量に対してバスダクト、変圧器容量等を何パーセントを見込むかご指示願います。	No202をご参照下さい。
204	電力監視設備の増改修	42	26	2	6	(5)	3)	④	ア	a.b.		増改修を行うべき電力監視設備の仕様をご教示ください。	平成23年12月9日公開の別添資料15－1, 2, 3をご参照下さい。
205	既存建物との関係	42	32	1	6	(5)	3)	④	ア	b		「電力監視設備のグラフィックパネル及び監視点数の増設、コンピュータ監視画面の更新等の改修も行う。」とありますが、改修対象となるこれらものはどこに設置されているのでしょうか。	平成23年12月9日公開の別添資料15－1, 2, 3をご参照下さい。
206	特A重油の確保	43	1	2	6	(3)	3)	⑥	ウ	c		「備蓄量に相当する特A重油を確保すること」との記載がありますが、イニシャルは事業者側で用意しますが、定期点検、非常時に使用した分は、大学側で負担していただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
207	電力監視改修範囲の維持管理	43	9	2	6	(5)	3)	④	オ			既設設備管理棟電力監視設備において補修・修繕が発生し、その範囲が本事業の電力改修範囲に及んだ場合、事業者の負担対象外と考えてよろしいでしょうか。	本事業範囲とします。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
208	受変電設備について	43	9	2	6	(5)	3)	④	オ			「既設設備管理棟での日常管理は不要は不要とする。」とあります。これは、今回新設する設備管理の監視は行わないと理解してよろしいでしょうか。	本事業にて新設する設備の日常監視は病院側で行います。
209	ネットワーク系、電算系の無停電電源装置	43	25	2	6	(5)	3)	⑤	エ			「無停電電源装置は別途工事」とありますが、小容量の無停電電源装置と考え、設置室、変圧器容量等は考えなくてよろしいでしょうか。	集中型を考慮しており、設置スペースと変圧器容量を適宜見込んでください。
210	発電機出力	43	28	2	6	(5)	3)	⑥				「発電機出力としては、600kW程度を想定する。」とありますが、ア～オに記載される重要負荷に対し、本出力での対応を行うと考えてよいですか。	ご理解の通りです。
211	重要負荷	44	3	2	6	(5)	3)	⑥				電気設備点検の際に停電を要する可能性があります。事業者以外で設置した機器を稼働させる場合は、その機器を設置した利用者が、仮設電源等の電源の確保等の処理(準備)をしていただけるという理解でよろしいでしょうか。	本事業範囲とします。
212	重要負荷	44	6	2	6	(5)	3)	⑥	オ	b		A棟の実験冷凍冷蔵庫用として20A負荷4回路と記載がありますが、三相200Vと考えてよろしいでしょうか。	単相100/200V負荷とします。
213	重要負荷	44	8	2	6	(5)	3)	⑥	オ	c		B棟の重要負荷として20A負荷4回路と記載がありますが、三相200Vと考えてよろしいでしょうか。	No212をご参照下さい。
214	避雷設備のレベル設定について	44	13	2	6	(5)	3)	⑦				「新JIS基準にて」とありますが、レベル設定のご指定はございますでしょうか。	具体的な設定については入札参加者の提案によるものとします。
215	PHSアンテナ	44	14	2	6	(5)	3)	⑧				宿泊施設棟にも構内専用PHSのアンテナが必要でしょうか。	ご理解の通りです。
216	電話引き込み	44	15	2	6	(5)	3)	⑧	エ			電話交換機1次側の局線引き込み工事あるいは局線の増設については本事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。但しB棟低層棟2の1次側は事業者側負担とします。
217	構内交換設備	44	15	2	6	(5)	3)	⑧				「既設管理研究棟地下1階電話交換機室MDFに端子台を増設」とありますが、増設した設備は管理の対象外という理解でよろしいでしょうか。(管理・責任範囲が明確に分けられないので、対象外として下さい。)	改修範囲については対象とします。
218	交換機	44	17	2	6	(5)	3)	⑧	ア			既存の電話交換機を利用するため、要求水準書p.75 1) 設備保守管理業務の対象「本事業で整備したA棟とB棟の全設備を対象とする」ことに該当しないと考えられます。そのため、メンテナンスは大学側にて実施との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
219	構内交換設備	44	19	2	6	(5)	3)	⑧	ア			「交換機:既設管理研究棟既存交換機を利用する。」と記載されていますが、増設工事にあたっては、既設交換機の設定データなどは無償で提供されとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
220	構内交換設備の中継方式	44	21	2	6	(5)	3)	⑧	イ			「ただし、B棟の大学関係者用宿泊施設については、単独で電話交換機を設置する」と記載されていますが、独自の電話交換機を設置する理由又は背景をご教示いただけないでしょうか。	運用形態が違うためです。
221	中継方式	44	21	2	6	(5)	3)	⑧	イ			B棟の大学関係者用宿泊施設については単独で電話交換機を設置すると記載がありますが、既存管理研究棟既存電話交換機からのダイヤルインは不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
222	構内交換設備	44	23	2	6	(5)	3)	⑧	イ			「B棟の大学関係者用宿泊施設については、単独で電話交換機を設置する」と記載されていますが、既設交換機との接続は不要との理解でよろしいでしょうか。	必要です。
223	構内交換設備	44	25	2	6	(5)	3)	⑧	ウ			「構内PHS用CSを設置し、本施設内全域を包含する」と記載されていますが、単独交換機を設置するB棟の大学関係者用宿泊施設も範囲内との理解でよろしいでしょうか。	必要です。
224	構内情報設備	44	37	2	6	(5)	3)	⑨	イ			「各階のEPSに19インチラックを設置し、HUBスペース……」と記載されていますが、HUBスペースは配線するポート分のBOX型のスペースがあればよろしいでしょうか。	将来用も十分見込んだ計画として下さい。
225	構内情報設備	45	6	2	6	(5)	3)	⑨	エ			『情報コンセントの設置種別は・・・B棟(本棟)は院内系、UT-net 及び民間プロバイダー系』とありますが、B棟本棟の場合、別表の電話情報設備欄の(A)の乗数1に対して、院内系2口、UT-net1口、民間プロバイダー系1口の全4口を見込むと解釈してよろしいでしょうか。異なる場合は考え方をご指示願います。	ご理解の通りです。
226	UT-net	45	8	2	6	(3)	3)	⑨	エ			UT-netで接続される情報はどのようなものか、又どのような使用方法を想定されているかご教示いただけないでしょうか。	教育研究情報等を想定しています。
227	UT-net	45	8	2	6	(3)	3)	⑨	エ			「低層棟2は事務室のみUT-netとし、それ以外は民間プロバイダー系とする」と記載されており、事務室はUT-netのみで民間プロバイダー系は設置しないと読めますが、事務室にも民間プロバイダー系を設置することは可能でしょうか。	低層棟2の事務室は民間プロバイダー＋UT-netとします。
228	構内情報設備	45	10	2	6	(5)	3)	⑨	エ			「無線LANを全ての棟、全てのフロアに設ける。」と記載されていますが、無線LANを接続する系統は1系統のみ(たとえば院内系のみ)との理解でよろしいでしょうか。	【重要変更事項】 全てのネットワークに必要とします。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
229	構内情報設備	45	10	2	6	(5)	3)	⑨	エ			「無線LANを全ての棟、全てのフロアに設ける。」と記載されていますが、無線LAN-APは、HUBからのPoE給電方式としてローカル電源を使用しないことでよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
230	構内情報設備	45	11	2	6	(5)	3)	⑨	エ			無線LANアンテナは病院が指定するとありますが、アンテナ本体を実装する場合はアンテナの機種、型番等積算に必要な情報をご提供願います。現段階から必要経費をすべて見込むには上記内容を確認できる書類が必要です。不可能な場合は、ある想定により予算確保を行って今回計上し、落札者決定後詳細が判明した際に再度見積を行って差額を精算する必要があります。	具体的な設定は入札参加者の提案によるものとします。
231	拡声設備	45	23	2	6	(3)	3)	⑩	オ			「大学関係者用宿泊施設からのリモート操作を可能とする」と記載されていますが、非常放送及び業務放送は、アンプのあるB棟中央管理室を経由しないと行えない、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
232	既設旧中央診療所防災監視室からの一斉放送	45	25	2	6	(5)	3)	⑩	カ			既設中央診療所防災監視室からの一斉放送について、既設放送アンプに予備回路があり、既設放送アンプの改造工事は発生しないと考えてよろしいでしょうか。	既設放送アンプの改造を見込んだ計画として下さい。
233	拡声設備について	45	25	2	6	(5)	3)	⑩	カ			「既設旧診療棟防災監視室から病院各地区各棟に対しての一斉放送(一般・非常)を可能とする。」とあります。これは病院各地区各棟に設置されている防災放送装置を既設旧診療棟防災監視室から制御を行うと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
234	拡声設備	45	25	2	6	(5)	3)	⑩	カ			『既設旧中央診療棟防災監視室から病院地区各棟に対しての一斉放送(一般・非常)を可能』とありますが、病院地区とはA棟全体、B棟低層棟1及びB棟本棟の「医学系研究科用、医学部学生用」のエリア(資料17-2-2の参考平面図エリア分け色塗り凡例)と考えてよろしいでしょうか。異なる場合は考え方をご指示願います。特に既存の病院に関わる建屋のシステムの改修が伴う内容であれば、その改修内容の詳細を現時点で積算できるだけ明確にすることは難しいので、当該予算を想定にして計上し、後日落札者決定後施工上の詳細が判明した際に再度見積を行って差額を精算する必要があります。	病院地区全体とします。
235	既設旧中央診療所防災監視室への火災表示	46	7	2	6	(5)	3)	⑬				「既設旧中央診療所防災監視室に表示」とありますが、別添資料18の防災監視システム系統図にて、A棟B棟はリレー盤(病院地区防災設備)に接続するようになっています。既設旧中央診療所防災監視室およびリレー盤の位置が不明ですので、位置をご指示ください。	別添資料38・39・40をご参照ください。
236	既設旧中央診療所防災監視室への火災表示	46	7	2	6	(5)	3)	⑬				「既設中央診療所防災監視室に表示」とありますが、別添資料18の防災監視システム系統図の中に「旧中央診療所防災監視室」がありません。どの名称の監視室かご指示下さい。	防災監視システム系統図における「病院地区防災設備」と記載されている部分が旧中央診療棟防災監視室です。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
237	既設旧中央診療所防災監視室への火災表示	46	7	2	6	(5)	3)	⑬				防災監視室への移報が「(A棟とB棟に設置された受信機と同じ内容の表示)」とありますが、全点移報ということでしょうか？その場合、別添資料18の防災監視システム系統図にて、既設監盤等の改造の内容がわかりません。既設監盤、中継盤、リレー盤等の仕様をお知らせください。	No.235をご参照ください。
238	既設防災監視システム	46	8	2	6	(5)	3)	⑬				安田講堂監視室への一括警報の指示がございますが、関連図面(別添資料18)には複数棟の警報改修の表現がございます。安田講堂監視室以外へは本事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。	全て本事業範囲とします。 (今後システム更新の可能性がありますが、それに伴う追加事業は本事業外とします。)
239	既設安田講堂監視室への火災表示	46	8	2	6	(5)	3)	⑬				「更に既設安田講堂監視室に棟別に一括表示する」と記載がありますが、別添資料18の防災監視システム系統図によると、光ケーブルでつながっていますので、敢えて安田講堂まで配線を敷設する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 (今後システム更新の可能性がありますが、それに伴う追加事業は本事業外とします。)
240	既設防災監視室への火災表示	46	8	2	6	(5)	3)	⑬				別添資料18の防災監視システム系統図の中で、改修範囲として計7か所のCRT画面の改修と記載があります。CRT画面の改造は中央診療所および安田講堂のみが本工事と考えてよろしいでしょうか。	全て本事業範囲とします。 (今後システム更新の可能性がありますが、それに伴う追加事業は本事業外とします。)
241	テレビ電波障害防除設備	46	19	2	6	(5)	3)	⑭				「本施設の建設にともなうテレビ電波障害の対策を行う。」とありますが、参考平面図、参考立面図、参考断面図に示された建物形状に基づくテレビ電波障害の発生予測範囲図等、事前に調査されている資料がありましたら、開示願えないでしょうか。	資料公開の予定はありません。
242	監視モニター設置場所	46	32	2	6	(3)	3)	⑮	イ	b		山上会館本館について、現在の監視カメラ、モニター設置はどうなっているのかご教示ください。	監視カメラは入口部分に設置しており、モニターは山上会館の事務室に設置しています。
243	監視モニター設置場所	46	32	2	6	(3)	3)	⑮	イ	b		山上会館龍岡門別館について、現在の監視カメラ、モニター設置はどうなっているのかご教示ください。	監視カメラは入口部分に設置しており、モニターは山上会館龍岡門別館の事務室に設置しています。
244	監視カメラ設備の録画の仕様	46	34	2	6	(5)	3)	⑮	ウ	a		ネットワークにより画像を送信可能とありますが、送信先は東京大学内、つまり東京大学内の既存のネットワークを使用するとの理解でよろしいでしょうか。	既存とは別にネットワークの構築が必要です。
245	監視カメラ設備の録画の仕様	46	34	2	6	(5)	3)	⑮	ウ	a		ネットワークによる画像の受信先の設備は、本PFI事業の対象外という理解でよろしいでしょうか。	本事業範囲とします。
246	監視カメラ設備の録画の仕様	47	1	2	6	(5)	3)	⑮	ウ	b		モニタの台数は16分割表示で全てのカメラの画像が写る台数という認識でよろしいでしょうか。もしくは、シーケンシャル機能を使って1台のモニターの監視でよろしいでしょうか。	「32インチ、16分割で表示可能なこと」と記載しています。
247	監視カメラ設備の録画の仕様	47	1	2	6	(5)	3)	⑮	ウ	c		14日間保存後は、全て保存データは消去するという理解でよろしいでしょうか。	保存データは別媒体により管理者に提供します。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
248	監視カメラ録画の解像度	47	2	2	6	(5)	3)	⑮	ウ	c		解像度が460×480とありますが360×480ではないのでしょうか。	640×480以上とします。
249	ICカードロック装置	47	5	2	6	(5)	3)	⑯	ア	a		Fericaを内蔵した既存の職員証の仕様開示およびテストカードの貸し出しをお願いします。	開示やテストカードの貸出の予定はありません。
250	ICカードロック装置	47	5	2	6	(5)	3)	⑯	ア	a		平成23年12月9日公表の実施方針(改訂版)と要求水準書(案)に関する質問回答のNo386によれば、既存の職員証は職員のみが所有しているとのことですが、具体的な職員の範囲をお願いします。(例えば、大学教授、准教授、講師は職員に含まれるのか。A棟、B棟に出入りする大学病院の医師、医学部以外の大学職員なども既存の職員証を所有しているのか。)	常勤職員、非常勤職員。職種は東大病院HPで確認できますので、ご参照ください。
251	ICカードロック装置	47	5	2	6	(5)	3)	⑯	ア	a		上段に関連して質問します。既存の職員証を持たないが、恒常的にA棟、B棟に出入り(医学部学生、学外研究者等が想定される)する方の範囲をお願いします。	医学部学生、学外研究者の他、研修医、訪問業者も想定されます。
252	ICカードロック装置	47	5	2	6	(5)	3)	⑯	ア	a		上段に関連して質問します。既存の職員証を持たないが、恒常的にA棟、B棟に出入りする方が使用するICカードは、PFI事業内で整備するのでしょうか。PFI事業内であれば整備に必要なカード枚数等をお願いします。	既存の職員証を持たないが、恒常的にA棟、B棟に出入りする者のうち、大学関係者については大学がカードを発行します。その他の者については事業者で発行してください。また、数量については要求水準書別表を目安に事業者にて設定してください。なお、医学系研究科の関係者は大学でデータ管理を行います。その他の者のデータ管理は事業者によることにご留意ください。
253	ICカードロック装置	47	6	2	6	(5)	3)	⑯	ア	a		ICカードロック装置の詳細な資料(仕様書等)を頂戴できますでしょうか。	別添資料41をご参照ください。
254	ICカードロックシステム	47	12	2	6	(5)	3)	⑯	ア	C		「ICカードロックシステムは、大学の既存システムと整合させること」とあります。既存システムの仕様をご教示ください。	No.253をご参照ください。
255	防犯設備	47	12	2	6	(5)	3)	⑯	ア	c		『ICカードロックシステムは、大学の既存システムと整合させる』とありますが、既存のシステム、構成機種種別、型番等の情報をご提供願います。現段階から必要経費をすべて見込むには上記内容を確認できる書類が必要です。不可能な場合は、ある想定により予算確保を行って今回計上し、落札者決定後詳細が判明した際に再度見積を行って差額を精算する必要があります。	No.253をご参照ください。
256	低層棟1の鍵の作成、交換等	47	24	2	6	(5)	3)	⑯	イ	a	ii	低層棟1の入居者の入退館に伴う鍵の作成、交換は選定事業者の負担とございますが、P.101の研修医宿泊施設の管理業務「退去者の手続き」の原状回復費に鍵交換代が含まれていますので退去者の負担という理解でよろしいでしょうか。	研修医用等宿泊施設の鍵交換代は退去者の負担としますが、鍵交換の手配は事業者で行うこととします。なお、交換の必要のない鍵の設置等の提案は妨げません。
257	鍵の交換	47	24	2	6	(5)	3)	⑯	イ	a	ii	低層棟1の鍵の作成・交換が事業者の負担とありますが、これは原状回復費として入居者から徴収するのではないのでしょうか。(P101ウ・エ・オ)	No.256をご参照ください。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
258	既存共同溝	47	34	2	6	(5)	3)	⑰				構内配電線路についても、⑱アに示されるように、「既設ケーブルラック上配線」と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
259	エレベーター設備	49	9	2	6	(3)	3)	⑳	イ	e	i	「B棟:低層棟2 一般用:9人乗り」と記載されていますが、顧客利便性を考慮すると、より大きめのものが必要となる可能性があります。エレベータの規格については事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	【重要変更事項】 ご理解の通りです。 なお、要求水準書48頁 ㉔エレベーター設備にて以下の条件を追加します。 「下記に示すA棟B棟の各常用EVの台数、人数設定、スピード等について、利用者想定より要求水準書より効率化が明確にできる場合に限り適宜変更してよい。但し常用EVは身障者仕様とすること。」
260	設計温湿度について	49	25	2	6	(5)	4)	㉑	イ			ビル管法に該当しない規模の棟(低層棟)や室用途部分は加湿や特別な粉塵処理は不要と考えてよいですか？	ビル管法対象外の棟については、加湿については、必須では有りませんが、国土交通省の「建築設備設計基準」の湿度を目標としてください。 粉塵については、クリーン度の要求が無い部屋については不要です。
261	エネルギー料金	49	34	2	6	(5)	4)	㉒	オ			ランニングコストを検討する上で現在の本郷キャンパスでの電気・ガスの契約単価(電気の基本料金・従量料金、ガスであれば大口契約〇〇円/m3等)を明示ください。	電気・ガスの契約単価は開示する予定はありません。
262	実験室の冷房負荷	50	6	2	6	(5)	4)	㉓	ク			「実験室の冷房負荷については、230W/m2以上を基準とするが、発熱機器の増設を想定して、各階実験室面積の30%が300W/m2の冷房能力に対応できるよう室外機を選定し、対応すること」との記載があります。「実施方針(改訂版)と要求水準書(案)に関する質問回答・意見」における質問番号401に対して頂いている回答(案)の通り、当該数値には外気負荷を含んでいると考えて宜しいでしょうか？	ドラフトチャンバー運転時以外の外気負荷を見込んだ基準値です。
263	実験室の冷房負荷	50	6	2	6	(5)	4)	㉓	ク			「実験室の冷房負荷については、230W/m2以上を基準とするが、発熱機器の増設を想定して、各階実験室面積の30%が300W/m2の冷房能力に対応できるよう室外機を選定し、対応すること」との記載がありますが、室外機、室内機の能力選定に当たり、以下の1)、2)、3)のいずれを採用すれば良いかご教示下さい。なお、1)、2)、3)のいずれにも該当しない場合は、室外機と室内機ごとの選定基準冷房負荷について、ご教示下さい。 1) 室外機:251W/m2(230W/m2×70%+300W/m2×30%) 室内機:230W/m2 2) 室外機:251W/m2(230W/m2×70%+300W/m2×30%) 室内機:300W/m2 3) 室外機:251W/m2(230W/m2×70%+300W/m2×30%) 室内機: 実験室面積の30%相当の室数に設置する室内機は300W/m2 実験室面積の70%相当の室数に設置する室内機は230W/m2 なお、1)の場合は、将来的な負荷増の場合の空調室内機の増設、及び、空調室内機の能力増強は、別途工事となります。また、上記の冷房負荷基準値は、外気負荷を含んだ値です。	1)で選定して下さい。将来的な料金負担については、 ・室内機、室内の配管は使用者負担 ・室外機から部屋への飛び込みまでは事業者負担とします。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
264	ドラフトチャンバー用排気縦ダクトの実装率	50	22	2	6	(5)	4)	③	イ	d		「縦ダクト(制御線、屋内モーターダンパー含む)については、総数量に対して、A棟50%以上、B棟30%以上を本計画にて設置すること」との記載があります。上記%割合の考え方について、以下の1)、2)のいずれを採用すれば良いかご教示下さい。なお、1)、2)のいずれにも該当しない場合は、具体的な考え方についてご教示下さい。 1) 建物の全実験室数に対する%割合とする。 (選択するフロアは任意) (なお、全実験室数×%割合の値は小数点第一位を四捨五入した自然数とする。) 2) 1フロアごとの全実験室数に対する%割合とする。 (なお、全実験室数×%割合の値は小数点第一位を四捨五入した自然数とする。)	建物の全実験室(DC設置台数)に対する割合です。
265	ドラフトチャンバー	50	23	2	6	(5)	4)	③	イ	d		ドラフトチャンバーとスクラバーは1対1とし、それを結ぶダクトは総数量の100%分のうち、A棟では50%、B棟では30%を本工事でを行い、のこりは別途工事とし、そのダクトルートを確認するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
266	一括警報の表示	50	34	2	6	(5)	4)	⑤	ア			主要設備ごとの一括警報とありますが、一括警報の定義をご教示ください。	主要機器(ポンプ等)の故障、漏水など異常を警報として中央に出し、詳細は現場にて確認できるものを想定しています。
267	設備仕様	50	34	2	6	(5)	4)	⑤	ア			「集中管理パネルに、各設備に応じた適切な監視盤を設置する。」とありますが、表示媒体を集中監視パネルに組み込む以外の方式で対応することは可能でしょうか。	パネル(液晶、表示灯等)の選択は自由です。
268	自動制御装置、監視装置	51	1	2	6	(5)	4)	⑤	イ			「各棟の管理室」とありますが、これはアの管理事務室(A棟)及び管理事務室設備防災監視室(B棟)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
269	自動制御装置、監視装置	51	4	2	6	(5)	4)	⑤	ウ			「中央管理室」とありますが、参考図中に見当たりません。具体的にはどの部屋を指すでしょうか。	管理事務室(A棟)及び管理事務室設備防災監視室(B棟)を示します。
270	設備仕様	51	4	2	6	(5)	4)	⑤	ウ			「中央管理室」という言葉がでできますが、管理事務室(A棟)、管理事務室設備防災監視室(B棟)のことでしょうか。	ご理解の通りです。
271	一括警報の出力先	51	12	2	6	(5)	4)	⑤	キ			一括警報を出力する防災センター、安田講堂における出力詳細位置、出力先機器の詳細仕様をご提示ください。(2011年12月9日付質疑回答No.291の関連質疑です)	公開済みの別添資料18をご参照下さい。 (今後システム更新の可能性がありますが、それに伴う追加事業は本事業外とします。)
272	防災センター	51	12	2	6	(5)	4)	⑤	キ			一括警報を防災センター、安田講堂へ出すことと。とありますが、防災センターとはどここの場所を示しているのでしょうか。	No185をご参照ください。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
273	防災センター	51	12	2	6	(5)	4)	⑤	キ			一括警報を防災センター、安田講堂へ出すこと。とありますが、防災センター及び安田講堂の現在の管理体制(人員・配置時間・休憩時間・仮眠時間)を教えてください。また、A棟及びB棟が整備された場合に、現在の管理体制が変更になるのであれば、その際の管理体制を教えてください。	防災センターの管理体制と本事業の役割については、別添資料31をご参照ください。安田講堂の管理体制は24時間管理です。それ以上の情報について、公表する予定はありません。
274	本郷キャンパスにおける警報システムの確認	51	12	2	6	(5)	4)	⑤	キ			「一括警報を防災センター、安田講堂へ出すこと」とありますが、現状の本郷キャンパスにおける警報システムにおいて安田講堂の持つ役割、もしくは現状の警報システム全般に関して教えてください。	No185をご参照ください。
275	自動制御装置、監視装置	51	12	2	6	(5)	4)	⑤	キ・ク			「防災センター、安田講堂」とありますが、これらは本施設外との理解でよろしいでしょうか。その場合、当該箇所での監視等の業務は本事業の範囲外という理解でよろしいでしょうか。	監視業務は事業範囲外です。
276	既設給水棟設備用の監視盤	51	12	2	6	(5)	4)	⑤	ク			既設設備管理棟に設置する監視盤は今回計画にて単独設備を新設するものと考えてよろしいですか。また消火設備の警報を出力する防災センター、安田講堂における出力詳細位置、出力先機器の詳細仕様をご提示ください。	単独設置でよろしいです。 * 安田講堂、防災センターの詳細については公開済みの別添資料18をご参照下さい。(今後システム更新の可能性がありますが、それに伴う追加事業は本事業外とします。)
277	本郷キャンパスにおける警報システムの確認	51	13	2	6	(5)	4)	?	ク			「消火設備については防災センター、安田講堂に警報も出すこと」とありますが、現状の本郷キャンパスにおける警報システムにおいて安田講堂の持つ役割、もしくは現状の警報システム全般に関して教えてください。	公開済みの別添資料18をご参照下さい。(今後システム更新の可能性がありますが、それに伴う追加事業は本事業外とします。)
278	自動制御装置、監視装置	51	13	2	6	(5)	4)	⑤	ク			「既存設備管理棟に状態、警報の監視盤を設置し」とありますが、当該箇所での監視等の業務は本事業の範囲外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
279	B棟低層棟の給水方式	51	31	2	6	(5)	4)	⑦	イ	a		供給系統は上水・雑用水の2系統としますが、B棟低層棟にも当てはまりますか？	【重要変更事項】 B棟低層棟での雑用水の使用は必須条件とはしないこととします。
280	給水設備	51	31	2	6	(5)	4)	⑦	イ	a		B棟の計画において、本棟、低層棟1、低層棟2の全てに雑用水(雨水利用水)の供給が必要と考えて宜しいでしょうか？	No279をご参照下さい。
281	給水設備	52	5	2	6	(5)	4)	⑦	イ	e		給水の計量に関して、『B棟は各室、計測・計量する』とありますが、詳細は「計量区分における質問内容」の通りとしてよろしいでしょうか。異なる場合は上記質疑の内容を含めて回答願います。	ご理解の通りです。
282	給水設備	52	6	2	6	(5)	4)	⑦	ウ			「実験室は・・・2箇所・・・」と記載されていますが、【別表】凡例(h)2には「・・・給水:3箇所・・・」と記載されています。どちらを正と考えればよろしいでしょうか。	【重要変更事項】 給水箇所は3箇所に変更します。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
283	給水設備	52	6	2	6	(5)	4)	⑦	ウ			実験室の給水ポイントが『1スパン(約60㎡程度)に2箇所』とありますが、別表の凡例(h)2.に記載されている内容(1スパンに3箇所)と矛盾します。どちらが正かご指示願います。	No282をご参照下さい。
284	B棟低層棟の排水方式	52	12	2	6	(5)	4)	⑧	ア	b		排水の種類について屋内は汚水・雑排水は分流にするとありますが、B棟低層棟にも当てはまりますか？	屋内はすべて分流としてください。
285	屋外排水幹線の切回し工事	52	14	2	6	(5)	4)	⑧	ア	b		「将来の排水用途変更に対応」とありますが、当該変更が行われる場合、その工事及び維持管理は本事業の業務範囲外という理解でよろしいでしょうか。	用途変更に伴う工事については業務範囲外です。
286	排水設備	52	15	2	6	(5)	4)	⑧	ア	c		実験排水が酸性となるのかアルカリ性となるのか利用者の排水状況により大きく異なります。事業者では中和用薬剤の消費量の予測ができないため、実験排水用の中和用薬剤は「消耗品」として、大学側にて準備いただけないという理解でよろしいでしょうか。	中和用薬剤は消耗品とし、大学負担とします。
287	排水処理	52	15	2	6	(5)	4)	⑧	ア	c		「実験室排水はすべて処理槽で処理し、・・・」との記載がありますが、処理槽での処理とは、中和処理のみと考えてよろしいですか。	ご理解の通りです。
288	厨房除害施設	52	24	2	6	(5)	4)	⑧	ア	d		扱う食品、店舗の形態等によっては厨房除害施設を介さずに排水基準以下で排水することが可能と考えられます。排水基準以下での排水が可能と判断される場合、厨房除害施設の設置有無は事業者の提案に委ねるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
289	遺伝子組換え系排水	52	25	2	6	(5)	4)	⑧	ア	e		遺伝子組換え系排水については原則実験室内にて実験者が滅菌等の処理をする方針なことから、当排水系統の排出責任及び処理責任は事業者は負わないと判断してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 ※No17もご参照下さい。
290	遺伝子組換え系排水	52	25	2	6	(5)	4)	⑧	ア	e		「実験者が滅菌等の処置・・・を行う方針」とありますが、事業者が適切な法令順守の周知徹底を図ったにもかかわらず、実験者が定められた処置を行わず実験系排水として流した場合、また処置の有無を問わず実験系排水以外の系統に流した場合には、民間事業者側には何ら責任がないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 ※No17もご参照下さい。
291	B棟低層棟の給湯方式	53	6	2	6	(5)	4)	⑨	エ			『実験用途以外の一般給湯は電気式とする』とありますが、A棟疾患モデルセンター(シャワー室等)、B棟低層棟にも当てはまりますか？	一般給湯とは、手洗い程度を想定していますので、それ以外については熱源の制限はありません。
292	都市ガスの計量	53	19	2	6	(5)	4)	⑪	エ			都市ガスは、「研究室、実験室には室ごとに計量メーターを設ける」とあります。給水設備は「A棟については各階を2～4グループに分けて、B棟は各室」とあります。給水と都市ガスで計量区分が異なりますが、記載内容を正としてよろしいですか。	都市ガスの計測についても、給水に準じて宜しいです。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
293	都市ガス設備	53	19	2	6	(5)	4)	⑪	エ			「研究室、実験室には室ごとに計量メーター（私設・遠隔検診用）を設ける」との記載がありますが、「別表 各室（エリア）の要求水準」の研究室の都市ガス設備は空欄となっています。どちらを正と考えれば宜しいでしょうか？ また、対応が必要な場合は、設置想定機器をご教示下さい。	研究室には基本的に都市ガス、給水は不要ですが、給排水の有無については入札参加者の提案によることとします。
294	都市ガス設備	53	19	2	6	(5)	4)	⑪	エ、オ			「研究室、実験室には室ごとに計量メーター（私設・遠隔検診用）を設ける」及び「実験室は将来供給可能なように、各室廊下側にてコック止めとし、ガスメータ設置位置を想定しておく」との記載がありますが、計量メーターの設置は別途工事と考えて宜しいでしょうか？	「実験室」のみ本事業にて計量メーターを設置してください。 オ研究室への将来メーター、機器までの配管は本事業外とします。
295	都市ガス設備	53	19	2	6	(5)	4)	⑪	オ			「実験室は将来供給可能なように、各室廊下側にてコック止めとし、ガスメータ設置位置を想定しておく」との記載がありますが、「別表 各室（エリア）の要求水準」-(i)-1のガス設備の記述「天井止め」は天井下へのバルブ止めを示し、60m2程度を1スパンとし、1スパン3箇所を用意する」と相違があります。どちらを正と考えれば宜しいでしょうか？	「実験室」は別表、別表（凡例）を正とし、「実験室」のみ本事業にて1スパン3箇所の準備配管を行ってください。
296	特殊ガス設備	53	27	2	6	(5)	4)	⑫	エ			「特殊ガスを使用する各室において各種ガス検知器を設置し」とありますが、具体的には当該部屋において指定されたガスの検知器を設置すればよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
297	特殊ガス設備（高圧ガス設備）	53	30	2	6	(5)	4)	⑫	エ			特殊ガス設備を使用する室に、各種ガス検知器を設置し、とあります。 別表の「特殊ガスの使用」の欄に液化窒素と記載のある、バイオリソースセンター共通冷凍保管のみが該当する室と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
298	雨水利用設備	53	31	2	6	(5)	4)	⑬	ア			B棟の計画において、雨水利用設備に供する屋根降雨水には、低層棟1、低層棟2は含まないと考えて宜しいでしょうか？	具体的な設定については入札参加者の提案によることとします。
299	雨水流出抑制	53	31	2	6	(5)	4)	⑬	エ			文京区基準での雨水流出抑制を講じる旨の記述がありますが、当該基準における放流制限量は0.156L/分/m2です。 外構廻りの雨水を雨水流出抑制施設を介さずに雨水管に放流する場合、雨水量算定における降雨強度の基準値を、107mm/h(89mm/hの約1.2倍)で計画して宜しいでしょうか？	関連法規・条例に基づき、関連機関と協議のうえ決定して下さい。
300	給水・都市ガスの計量	54	2	2	6	(5)	4)	⑭	ア			「研究室はゾーン別、実験室は各室ごとに」計量とありますが、前述の「⑦給水設備」「⑪都市ガス設備」における計量区分と異なります。どちらを正とすればよろしいでしょうか。	この項目は削除とし、計量方法は⑦給水設備に準じます。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
301	その他	54	2	2	6	(5)	4)	④	ア			「研究室はゾーン別、実験室は各室ごとに給水・都市ガスの使用量を計量する集中検針システム(計量システム)を設置し」との記載がありますが、「別表 各室(エリア)の要求水準」の研究室の生活用給排水、実験用給排水、及び、都市ガス設備は空欄となっています。どちらを正と考えれば宜しいのでしょうか？また、対応が必要な場合は、設置想定機器等をご教示下さい。	No300をご参照下さい。
302	計量システム	54	6	2	6	(5)	4)	④	ア			『研究室、実験室において、研究室はゾーン別、実験室は各室ごとに給水・都市ガスの使用量を計量する集中検針システム』を設けるとありますが、詳細は「計量区分における質問内容」の通りとしてよろしいでしょうか。異なる場合は上記質疑の内容を含めて回答願います。	No300をご参照下さい。
303	空調エリアについて	54	13	2	6	(5)	5)	①	ア	c		エリア全体を2系統以上に分けることとありますが、A棟全体で2系統以上となっていればよいですか？I期のみでも2系統以上にする必要がありますか？	エリア全体で2系統以上としてください。
304	計画停電	54	24	2	6	(5)	5)	①	ア	i		他建物・系統からの電源確保の記載がございますが、検討のために周辺建物電源設備の予備、余力の資料が必要です、ご提示お願いします。	資料公開の予定はありません。
305	計画停電	54	24	2	6	(5)	5)	①	ア	i		計画停電とは、受変電設備点検の年次点検で必要になる停電作業時の事であり、震災後エリアを指定した計画的な夜間停電の事ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
306	疾患モデルセンター	54	32	2	6	(5)	5)	①	ア	m		「モニター桟」とありますが、これは、4)⑧アcにある「モニター排水槽」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
307	排水処理	54	32	2	6	(5)	5)	①	ア	m		「実験排水は処理槽で処理後、・・・」との記載がありますが、処理槽での処理とは、中和処理のみと考えてよろしいですか。	ご理解の通りです。
308	疾患モデルセンター	55	1	2	6	(5)	5)	①	ア	q		「センター管理」とありますが、ここでいうセンターとは、資料17-1-1参考平面図(A棟)地下1階のI期部分南側中央にある「管理室」という理解でよろしいでしょうか。	センター管理とは中央管理との意味で、単独システムは導入しないとの意味です。
309	疾患モデルセンター	55	1	2	6	(5)	5)	①	ア	q		本研究室への入退室のセンター管理が可能にします。とありますが、本研究室とは疾患モデルセンター全体を指しているのでしょうか。また、センター管理とは具体的にどのような管理方法を指しているのでしょうか。	本研究室は疾患モデルセンター全体を指します。センター管理とは中央管理との意味で、単独のシステムは導入しないとの意味です。
310	自動給水	55	3	2	6	(5)	5)	①	ア	r		「飼育動物への自動給水を想定して・・・」と記載されていますが、運用当初から自動給水を採用してもよろしいでしょうか。	よろしいですが、その場合純水装置の設置、管の配管等、SPF飼育の基準を守ってください。
311	疾患モデルセンター	55	8	2	6	(5)	5)	①	ア	u		「マウス用放射線照射装置を1台配置できるように配慮すること」とありますが、スペースのみ事業者にて確保し、調達・設置・運用開始後の保守メンテナンスは大学側にて実施という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
312	RI実験室	55	10	2	6	(5)	5)	①	イ	d		RI実験室の室内及び廃棄物保管上の問題とは、室内の放射線量の異常な上昇や排水・排気設備における放射能濃度の上昇、または排水・排気設備の故障全般という理解でよいでしょうか。	ご理解の通りです。
313	RI実験室	55	10	2	6	(5)	5)	①	イ	g		換気回数はPET室は15回/h、その他は7回/h程度とありますが、廊下や倉庫等、放射性物質が飛散しない室についてはより少ない換気回数としてよいでしょうか。	法規制上の基準を満たしていればご理解の通りです。
314	RI実験室	55	10	2	6	(5)	5)	①	イ	g		空調・換気の条件として、動物飼育系統は24時間運転、それ以外の室については13時間(8時～21時)の運転でよいでしょうか。	ご理解の通りです。
315	RI実験室	55	19	2	6	(5)	5)	①	イ	d		廃棄物保管上の問題とはどのような問題でしょうか。具体例等をお示し願います。また、警報を出すこととありますが、警報の出し方はどのように想定されているかご教示ください。	室内の放射線量の異常な上昇や排水・排気設備における放射能濃度の上昇、または排水・排気設備の故障全般等を示します。
316	RI実験室	55	19	2	6	(5)	5)	①	イ	e		本研究室への入退室をセンター管理可能する。とありますが、本研究室とはRI実験室全体を指しているのでしょうか。また、センター管理とは具体的にどのような管理方法を指しているのでしょうか。	本研究室はRI実験室全体を指します。センター管理とは中央管理との意味で、単独のシステムは導入しないとの意味です。
317	動物飼育室系統	55	32	2	6	(5)	5)	①	イ	j		「動物飼育室系統は・・・48時間空調運転可能とし、・・・」との記載がありますが、「動物飼育室系統」とは「動物実験室を含む空調系統」を示すものと考えてよろしいでしょうか。	動物飼育を行う部屋のみを指します。
318	RI実験室の洗浄設備	56	3	2	6	(5)	5)	①	イ	m		必要な洗浄設備として「手洗・シャワー」の他「除染用具」と記載されています。「除染用具」の具体的な仕様をご教示ください。	ハンドブラシ、石鹼等を想定しています。
319	バイオリソースセンター	56	10	2	6	(5)	5)	①	ウ	c		「他建物・系統から電源を引込む等の用意をするなど」とありますが、電源の供給元となる建物・系統が既にあるという理解でよろしいでしょうか。その場合、具体的にはどこになるかご教示ください。	設備管理棟からの電源確保を想定しています。
320	生物試料保存用大型液体窒素容器	56	19	2	6	(5)	5)	①	ウ	e	iii	「サンプル数約22万本・・・」と記載されていますが、2ml容量のクライオチューブ換算で約22万本」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
321	生物試料保存用大型液体窒素容器	56	19	2	6	(5)	5)	①	ウ	e	iii	大型液体窒素保存容器には液体型と気相型がありますが、その選択は選定事業者任せられるという理解でよろしいでしょうか。	保存容器は気相・液体選択型とし、単機能とする場合は、気相型を基本とし、液体型を1台設置する方針とします。
322	バイオリソースセンター	56	19	2	7	(5)	5)	①	ウ	e	iii	「共用冷凍保管室にサンプル数約22万本収納できる生物試料保存用大型液体窒素容器を設置すること」とありますが、サンプルを収納する容器は一般的な「クライオチューブ」でいいのでしょうか。あるいは、サンプルの形状や量に応じて、容器の種類も変わるのでしょうか。	No320をご参照ください。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
323	バイオリソースセンター	56	19	2	7	(5)	5)	①	ウ	e	iii	「共用冷凍保管室にサンプル数約22万本収納できる生物試料保存用大型液体窒素容器を設置すること」とありますが、実際に管理する検体のおおその数量と、その数量が年間どの程度増加して行く見込みであるかについてご教示下さい。	大学で初めての試みですので明確にできませんが、稼動当初は収容可能数の30%から50%程度、5年後を目処に収容可能数とすることを想定しています。
324	バイオリソースセンター	56	21	2	6	(5)	5)	①	ウ	e	iii	「なお、生物試料保存用大型液体窒素容器は、今後段階的に増設する予定である」とありますが、増設する容器、自動供給コントロールシステム、液体窒素供給配管など増設に要する調達・設置は大学側にて行われるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
325	バイオリソースセンター	56	21	2	6	(5)	5)	①	ウ	e	iii	「なお、生物試料保存用大型液体窒素容器は、今後段階的に増設する予定である」とありますが、当該増設容器、自動供給コントロールシステム、液体窒素供給配管など増設に伴う維持管理は、本事業の業務範囲外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
326	バイオリソースセンター	56	22	2	6	(5)	5)	①	ウ	e	iii	「今後段階的に増設する予定である」とありますが、増設に要する費用は、事業範囲外と理解して宜しいですか。	ご理解の通りです。
327	生物試料保存用大型液体窒素容器	56	30	2	6	(5)	5)	①	ウ	e	vii	「…共用冷凍保管室についてはGMP・・・」と記載されていますが、部屋の仕様がGMPを満たすという理解でよろしいでしょうか。	【重要変更事項】 ご理解の通りです。生物試料保存用大型液体窒素容器を設置する共用冷凍保管室をGMP準拠の対象範囲とします。
328	バイオリソースセンター	56	30	2	7	(5)	5)	①	ウ	e	Vii	「液化窒素設備を次のとおり整備すること」とし、さらに「生物試料保存用大型液体窒素容器については、GMP (Good Manufacturing Practice) を満たすこと」とありますが、GMPを満たした規格の「生物試料保存用大型液体窒素容器」を設置すればよいと言う理解でよろしいでしょうか。あるいは、液化窒素設備の管理運営も、各種マニュアル、SOP等を整備してGMP準拠で行う必要があるのでしょうか。	【重要変更事項】 生物試料保存用大型液体窒素容器及び、建築仕様(付帯設備含む)のみGMP準拠とします。 なお事業運用後に追加業務として管理運営についてもGMP準拠とする可能性もあります(追加業務費については利用者の追加負担を前提とします)。
329	機器発熱	57	1	2	6	(3)	5)	①	エ			大型・精密機器センターに配置される機器の発熱量をご指示ください。	平成23年12月9日公開の別添資料をご参照のうえ、適宜見込んで下さい。
330	機器室の非常電源	57	4	2	6	(5)	5)	①	エ	b		「・・・5部屋の各部屋1系統以上については発電機により・・・」と記載されていますが、5部屋の機器室それぞれについて、室外機系統が複数の場合はそのうち1系統を、単一の室外機系統の場合はその系統を発電機から電源を送り、非常時も部分的に運転可能にするという理解でよろしいですか。	ご理解の通りです。
331	大型・精密機器センター	57	6	2	6	(5)	5)	①	エ	c		「他建物・系統から電源を引込む等の用意をするなど」とありますが、電源の供給元となる建物・系統が既にあるという理解でよろしいでしょうか。その場合、具体的にはどこになるかご教示ください。	病院への影響を考慮し、本事業範囲内でのバックアップを提案してください。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
332	実験室の負荷条件	57	9	2	6	(5)	5)	①	オ	a		「・・・機器発熱は、実験室については50W/m²、その他研修室等については・・・」と記載されていますが、この「実験室」とは、要求水準書P50、6行目の4)②クに記載の「実験室」と同じ室を示すものと考えてよろしいですか。 また、その際の実験室の冷房負荷については、下記①、②のうちいずれか大きい方の値とするという理解でよろしいでしょうか。 ①機器発熱を50W/m²として負荷計算により得られた値 ②230W/m²	【重要変更事項】 低温室はプレハブ冷蔵個内は30W/m²、その他は100W/m²、共通機器室は80W/m²を見込む計画とします。 なお実験室の230W/m²には機器発熱を見込んでいます。(DC運転時外気負荷を除く)
333	低温室、共通機器室の機器発熱	57	10	2	6	(5)	5)	①	オ	a		低温室、共通機器室の機器発熱の項に、実験室と研究室の機器負荷が記載されています。低温室、共通機器室に見込む機器負荷についても、お知らせください。 また、実験室の機器発熱50w/m²は、50頁に記載されている冷房負荷230w/m²に含まれている負荷と考えてよろしいでしょうか。	No332をご参照ください。
334	機器発熱について	57	12	2	6	(5)	5)	①	オ	a		「機器発熱は、実験室については50w/m²、その他研究室等についてはOA化を考慮した機器負荷を見込むこと」とありますが、これは低温室、共通機器室についてではなく、実験室、研究室、その他居室についての要求との理解でよろしいでしょうか。	No332をご参照ください。
335	OA化を考慮した機器負荷	57	12	2	6	(5)	5)	①	オ	a		「その他研究室等についてはOA化を考慮した機器負荷を見込むこと」とありますが、OA化の程度について想定がありましたらご教示ください。	30W/m ² 程度を想定しています。
336	共通機器室の仕様について	57	13	2	6	(5)	5)	①	オ	b		「共通機器室のクリーン度はクラス10,000とする」とありますが、パスルーム、更衣室等の整備が必要と考えてよろしいでしょうか。また最終更衣形態はどのようなご想定でしょうか。ご教示下さい。	共通機器室の要求クリーン度は、運用時ではなく完成時の機器・人員のいない状態での数値ですので、パスルーム、更衣室の設置は必要ありません。
337	低温室、共通機器室の非常電源	57	13	2	6	(5)	5)	①	オ	c		各室に必要な4回路については、P44、オ重要負荷bの記述と同じものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
338	低温室、共通機器室	57	17	2	6	(5)	5)	①	オ	e		「他建物・系統から電源を引込む等の用意をするなど」とありますが、電源の供給元となる建物・系統が既にあるという理解でよろしいでしょうか。その場合、具体的にはどこになるかご教示ください。	設備管理棟の発電機からの電源確保を想定しています。
339	プレファブ冷蔵庫の温度条件	57	19	2	6	(5)	5)	①	オ	f		「・・・プレファブ冷蔵庫(0～10℃対応)・・・」と記載されていますが、【別表】凡例(k)2には「「プレファブ冷蔵庫」:庫内温度1～10℃に・・・」との記載があります。【別表】凡例を正とし、プレファブ冷蔵庫の設定温度は1～10℃と考えてよろしいでしょうか。	0～10℃を正とします。
340	ドラフトチャンバー	57	27	2	6	(5)	5)	②	ア	a		地下実験室に「ドラフトチャンバーの設置は想定しない。」とありますが、地下実験室で行われる実験について、大学が想定している実験内容を教えてください。	理工学系の大型実験機器等による実験を想定していますが、入居状況によっては他仕様の実験も想定されますが、原則ドラフトの利用は見込まない条件での実験を想定しています。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
341	事前調査の工程について	59	7	2	7	(2)	1)					地質調査を行う場合の工程について、ボーリング調査等は臨床講堂解体と同時期に行うことが可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
342	埋蔵文化財調査	59	9	2	7	(2)	2)					埋蔵文化財調査の予定掘削深さについてご教示願います。	本事業で掘削する範囲とします。なお、これまでの埋蔵文化財調査報告書が http://www.aru.u-tokyo.ac.jp/index.htm にて確認できますのでご参照ください。
343	電気保安技術者・工事用電力保安責任者	59	15	2	7	(2)	2)	②				「下記のいずれかの電気保安技術者及び、工事用電力保安責任者を選任する。」とありますが、表中の○印が記されたいずれかの資格を有する電気保安技術者と、工事用電力保安責任者をともに選任するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
344	埋蔵文化財調査について	59	18	2	7	(2)	2)	③				「監督職員」とは貴大学様のご担当者と考えてよろしいでしょうか。また、調査室・調査室員についても同様と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
345	埋蔵文化財調査	59	19	2	7	(2)	2)	③				埋蔵文化財調査に関して、調査室の指定業者は特になく、また、調査を行う業者及びその人工等については、当方にて決定できる、という理解で良いでしょうか。(他事案で地方公共団体の教育委員会から入札後に埋蔵文化財調査に関して指定の業者を実質的に指示された事例があるため確認するものである。)	指定業者はありませんが、人工等については要求水準書の通りとします。
346	埋蔵文化財調査	60	17	2	7	(2)	2)	①				埋蔵文化財調査の調査の内容についての大学の試算が記載されていますが、事業者が見積もる埋蔵文化財調査はこの試算を基に行いますが、調査期間の増、調査費用の増については、調査費用の金額の変更がなされるものとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で調査費用を増分を支払います。なお、調査費用が減った場合についても金額の変更を行います。
347	埋蔵文化財調査	60	17	2	7	(2)	2)					2)埋蔵文化財調査という項目が2回出てくるが、間違いではないのでしょうか。	「2)埋蔵文化財調査」「3)埋蔵文化財調査の内容」に修正します。
348	埋蔵文化財調査	60	17	2	7	(2)	2)					大学様の試算が示されているが、調査員との協議の結果、調査の内容が試算の前提と異なる場合は、調査費用の増減の対象となる、という理解で良いでしょうか。	No346をご参照ください。
349	設計図書	63	24	2	7	(3)	2)	②				「基本設計と詳細設計」と記載されているが、「詳細設計」は「実施設計」の誤りではないでしょうか。	ご理解の通りです。
350	工事車両の入構に関する費用	65	22	2	7	(4)	1)	⑧	ウ			ホームページを拝見したところ、病院地区を除くとの記載がございますので不要と考えますが如何でしょうか。	駐車料は以下の通りとなります。 1時間まで200円、1時間を超える30分ごと100円(ただし、事業者の納品等による30分以内の駐車については、駐車料は免除) また、年額40,000円/台(月額4,000円/台)となります。
351	土壌汚染調査	65	29	2	7	(4)	2)	①	ア			土壌汚染調査及び調査費は大学負担と考えてよろしいでしょうか。	土壌汚染調査及び調査費は事業者の負担とします。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
352	当該土壌改良等	65	30	2	7	(4)	2)	①	ア			土壌改良における仕様は大学または設計監理より指示があると考えてよろしいでしょうか。	事業者より提案を頂き、協議により決定することを想定しています。
353	解体に伴って必要となる調査	65	32	2	7	(4)	2)	①	イ			PCB調査・アスベスト調査及び調査費は大学負担と考えてよろしいでしょうか。	調査及び調査費は事業者の負担とします。
354	解体工事の設計図	66	1	1	7	(4)	2)	②				既存建物の解体工事の設計図とはどのようなものを想定されているのでしょうか。解体工事の施工計画図と理解すれば宜しいでしょうか？	解体設計図を示しています。
355	既存建物の解体工事の設計図	66	1	2	7	(4)	2)	②				設計図は設計事務所で作成されるものと考えてよろしいでしょうか。また設計図に解体施工計画図が含まれるのでしょうか。	事業者にて作成するものとします。
356	解体に関する工事	66	3	2	7	(4)	2)	③	ア			解体工事の範囲に内科研究棟地下1階の既存RI施設の除染及び汚染検査の記述がありませんが、選定事業者が実施する範囲に含まれるのでしょうか。	ご理解の通り含まれます。
357	解体に関する工事	66	3	2	7	(4)	2)	③	ア			既存RI施設にて解体時の除染作業で発生する放射性廃棄物の処分は、選定事業者が実施する範囲に含まれるのでしょうか。	ご理解の通り含まれます。
358	解体対象建物内の残置物	66	4	2	7	(4)	2)	③	ア			要求水準書にて示された解体対象建物の解体工事着手時において、建設リサイクル法、廃掃法における残置物(家具・什器・備品・家電等)は一切無いものの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
359	解体工事の範囲	66	9	2	7	(4)	2)	③	ア			「入札参加者の提案内容による解体範囲の軽微な変更は可とする。」と記載されておりますが、既存地下躯体に関して、新築躯体に干渉しないものは残置することが可能と考えて宜しいでしょうか。	原則として全て取り壊してください。
360	アスベスト等有害物質の撤去、処理	66	11	2	7	(4)	2)	③	イ			「選定事業者は、【資料16】に示す範囲のアスベストの撤去、処理を行うこと。」とありますが、当該範囲とは、資料16-1「解体対象建物資料(臨床講堂棟 4階平面図)」の四角内特記の範囲のみとの理解でよろしいでしょうか。	当該範囲は現時点で判明している範囲で、調査により他にもアスベストが発見される可能性があります。ただし、当該範囲外で発見されたアスベストについては事業者が撤去、処理することとしますが、費用は別途大学が負担します。
361	アスベスト等有害物質の撤去、処理	66	11	2	7	(4)	2)	③	イ			「【資料16】に示す範囲外でアスベストやその他有害物質が発見された場合についても、選定事業者が当該有害物質を撤去、処理することとするが、その場合の当該物質の撤去、処理に係る費用は大学が負担する。」とありますが、この「アスベスト」にはレベル2、3のアスベストを含み、「その他有害物質」にはPCB(保管場所までの移設含む)、フロンガス、廃油等を含むものとし、解体対象建物におけるこれら全ての撤去、処理は対価に含まないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
362	解体に関連する移設工事等	66	15	2	7	(4)	2)	③	ウ			解体工事に伴う各設備インフラ切り回し工事に必要となる埋設図が存在すると考えてよろしいでしょうか。無い場合埋設管調査費は大学負担でよろしいでしょうか。	現在公表している資料より詳細な既存はありません。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
363	屋外高圧幹線の切り直し工事	66	19	2	7	(4)	2)	③	ウ			『屋外高圧幹切り直し工事』とありますが、既存建物への送りの撤去及び、今回計画建物への引き込み以外に今回切り直し対象となるエリアはありますか？	資料10をご参照ください。
364	屋外通信設備幹線の切り直し工事	66	19	2	7	(4)	2)	③	ウ			『屋外通信設備幹線の切り直し工事』とありますが、別添資料11の既設ネットワーク図が該当するのでしょうか？	ご理解の通りです。
365	屋外通信設備幹線の切り直し工事	66	19	2	7	(4)	2)	③	ウ			配置平面図が公表されていない電話等の盛替は本事業範囲外としてよいのでしょうか？	別添資料42をご参照ください。
366	屋外通信設備幹線の切り直し工事	66	19	2	7	(4)	2)	③	ウ			既存ネットワークの盛替を実施するにあたり、既存建屋内の通線ルートは確保されているものとしてよいですか？	埋設配管にて切り直しを行ってください。
367	屋外通信設備幹線の切り直し工事	66	19	2	7	(4)	2)	③	ウ			既存ネットワークの盛替を実施するにあたり、既存LAN機器との接続や試験は本事業範囲外としてよいですか？含まれる場合、接続を要する各機器の仕様の開示をお願いいたします。	盛替えは本事業範囲とし、接続・試験は別途とします。
368	解体に関する各種申請等	66	22	2	7	(4)	2)	④	ウ			既存RI施設は解体の前に法令上廃止の届出をする必要がありますが、その届出は大学が実施し、選定事業者は技術的協力及び書類の作成を行うという理解でよいのでしょうか。	ご理解の通りです。
369	発生材の処理	66	30	2	7	(4)	2)	⑤	ア			スクラップは解体で発生した物を大学指定の業社での引取りとなるのでしょうか。	事業者選定後に協議します。
370	発生材の処理	66	30	2	7	(4)	2)	⑤	ア			「外部に売却し、その金額相当は大学の収入とする。」とありますが、解体工事によって発生した発生材は大学側で売却し、選定事業者は大学が指定する集積場所に分別、集積するとの理解でよろしいのでしょうか。	事業者選定後に協議します。
371	発生剤の処理	66	30	2	7	(3)	2)	⑤	ア			発生材は外部へ売却し、金額相当は大学の収入とするとのことですが、入札価格(解体工事費)にはこの売却費用は考慮しなくてよいものと理解してよろしいのでしょうか。	ご理解の通りです。
372	備品	67	15	2	7	(5)						本施設の施設整備に係る備品調達・設置業務の表に、疾患モデルセンターの動物飼育室に、管理用の作業台がありませんが、本事業外で大学が設置されるとの理解でよろしいですか。	事業者で部屋の大きさに応じて各室に1～3台の作業台を設置してください。なお、作業台は移動が可能なもの(キャスター付等)としてください。
373	備品	67	15	2	7	(5)						本施設の施設整備に係る備品調達・設置業務の表に、疾患モデルセンターのマウスケージ数がNO3に1600台、NO4に12,500台とありますが、90頁⑤イbにA棟Ⅱ期共用開始後の最大ケージ数(本業務の期間中の最大値)は8,770とあります。90頁を正という理解でよろしいのでしょうか？	設置可能なケージ数は、A棟Ⅰ期は1,584ケージ、A棟Ⅱ期は12,528ケージとしています。P90の記載は、実際に稼動するケージを示しており、当該稼動するケージは設置可能なケージ数の70%と見込んでいるため、ケージ数が異なってます。入札説明書の回答No142もご参照ください。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
374	備品の調達業務	67	15	2	7	(5)						表形式で調達・設置が必要な備品一覧が示されていますが、これ以外にも、要求水準本文各所にある傘立てやメールbox等は、調達・設置することを意味しているのでしょうか。	ご理解の通りです。
375	備品調達・設置	67	15	2	7	(5)						疾患モデルセンターに設置する動物用気流ラック、マウス用ケージですが、引き渡し後から本施設への移転において、下記の3点について教えてください。 ①既存の実験施設から実験中のマウス・ラットを移動する必要がある場合は、大学の責任において実施するとの理解でよろしいでしょうか。 ②上記①で疾患モデルセンター管理業務の供用開始前にラット・マウス用ケージを使用する場合は、疾患モデルセンター管理業務における飼育管理、洗浄及び清掃などは、大学の責任において実施されとの理解でよろしいでしょうか。 ③または必要に応じて事業者と協議し、その期間の実作業費用について清算を行うことを考えているのでしょうか。	①はご理解の通りです。ただし、供用開始前までに支援を依頼することもあります。また、②③については、事業者選定後に協議します。
376	本施設の施設整備に係る備品調達・設置業務	67	17	2	7	(5)						表No.1～15に示される備品以外の調達・設置は、事業範囲外であると理解してよろしいですか。例えば、A棟地下1階RI実験室、P2実験室の実験台その他什器備品が記載されておきませんが、大学からの支給と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
377	動物用気流ラック	67	26	2	7	(5)						36ケージ程度収納の動物用気流ラック一般タイプ24台は、疾患モデルセンターⅡ期、1階のP1A(3室)、P2A(3室)に設置するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
378	マウス用ケージ	67	28	2	7	(5)						疾患モデルセンターⅠ期整備分のP1A用マウスケージ調達個数は、前回の1,110ケージから、1,600ケージに変更という理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
379	本施設の施設整備に係る備品調達・設置業務	67	30	2	7	(5)						表中に記載されている事業者が設置する備品がこれですべてでしょうか、低層棟1には宅配ボックス、郵便ポスト等の記載がありますので、出来れば現時点で想定するすべての備品リストの提示をお願いいたします。	備品関係については別途追加資料を公表する予定です。
380	マウス用ケージ	68	1	2	7	(5)						疾患モデルセンターⅡ期整備分のP1A、P2A用マウスケージ調達個数は、前回の8,170ケージから、12,500ケージに変更という理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
381	家具	68	7	2	7	(5)						椅子、ソファ、テーブル等を設置する仕様となっていますが、記載されている物以外で想定されている家具を各室(エリア)ごとに具体的に開示してください。	備品関係については別途追加資料を公表する予定です。
382	大学関係者用宿泊施設用の備品調達	68	31	2	7	(5)	13					大学関係者用宿泊施設用の調達備品の家具の仕様として、「利用者に必要となる椅子、テーブル、ベッド等」が記載されていますが、宿泊必需品である寝具類も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	No86をご参照ください。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
383	大学関係者用宿泊施設用の備品調達	68	31	2	7	(5)	14					大学関係者用宿泊施設の調達備品の電化製品の仕様として、「利用者に必要となるテレビ、冷蔵庫、湯沸器等」が記載されていますが、その他必要とされる電化製品も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。その他必要となる電化製品の種類については、入札参加者の提案によります。
384	備品調達・設置	68	31	2	7	(5)						大学関係者用宿泊施設の宿泊室に設置するカーテンは備品として事業者側で準備するのでしょうか。それとも、大学側より提供されるのでしょうか。ご教示ください。	事業者で準備してください。
385	施設整備に係る各種申請等の業務	70	18	2	7	(9)	1)					RI実験室の放射線障害防止法に係る使用承認申請書は大学が実施し、選定事業者は技術的協力及び書類の作成を行うという理解でよいでしょうか。	申請は大学で行いますが、書類作成等は事業者で行ってください。
386	移転に係る支援業務	70	21	1	7	(10)						「移転に係る費用の見積作成」とありますが、この業務は、引越し企業等から移転に必要な業務の費用見積もりを徴収して取りまとめ、大学へ提出する業務との理解で宜しいでしょうか。引越し企業との値決め及び業務の発注は大学が行うとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解の通りですが、移転先の整理や物品の数量の調査も本業務に含まれていることにご留意ください。
387	移転に係る支援業務	70	21	2	7	(10)	1)					「本事業で解体撤去する既存建物からの大学の移転、……大学の移転の円滑化を支援すること。」とありますが、事業契約締結直後(平成24年9月)に解体が予定されている臨床講堂については「移転に係る支援業務」の対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです
388	移転に係る支援業務	70	22	2	7	(10)	1)					移転業務そのものは本事業の対象外ですか。	ご理解の通りです。
389	移転に係る費用	70	23	2	7	(10)	1)					当該移転支援業務に係る費用は、本事業費用に含まれるのでしょうか。あるいは、実際の移転時において、物品の調査、移転スケジュール等を考慮して見積を行い大学と協議した後、その都度、本事業費とは別途支払われるという理解でよろしいでしょうか。	当該業務は本事業費に含まれます。
390	移転に係る費用	70	23	2	7	(10)	1)					移転支援業務が事業費の範囲内に含まれる場合、見積もりを行うための条件(どの棟からどの棟へ移転するのか及びその範囲、物品、家具、設備、備品他等の数量をリスト化)をご提示ください。当該費用は、様式集の中のどここの項目に含むのかご教示願います。	前段につきましてはNo386をご参照ください。 後段につきましては、様式集の改訂版の様式39をご参照ください。
391	移転に係る費用	70	23	2	7	(10)	1)					「移転に係る費用の見積作成……」と記載がありますが、既存建物から新設する施設への大学の移転費用そのものは施設整備業務に含まれないものとの理解でよろしいでしょうか。	No388をご参照ください。
392	解体に関連する移設工事等	70	23	2	7	(10)	1)					「物品数量の調査、及び移転に係る費用の見積り作成を行い、大学の移転の円滑化を支援すること。」と記載されておりますが、あくまでも支援業務として捉え、移転に係る費用等は見積り範囲外と考えて宜しいでしょうか。	No388をご参照ください。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
393		70					(10)	1)				・物品数量の調査とありますが、物品の定義をお示しください。また、移転の費用見積作成を行うとありますが、引っ越し費用を見積もるということですか。 ・移転に係る支援業務にかんしての費用は事業費用に含まれると解釈しますか。含まれるとしたら物品数量の調査費用算出のために事前調査をする必要がありますが、現地調査前調査は可能でしょうか。	前段につきましては、平成23年12月9日公開の質問回答(その2)No496、及びNo386をご参照ください。 現地調査前調査は不可とします。
394	事業者の業務範囲	71	8	3	2	(1)	1)					山上会館本館・龍岡門別館は本施設の建物保守管理業務の業務範囲外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
395	事業者の業務範囲	71	9	3	2	(1)	2)					山上会館本館・龍岡門別館は本施設の建築設備保守管理業務の業務範囲外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
396	事業者の業務範囲	71	11	3	2	(1)	3)					山上会館本館・龍岡門別館は本施設の外構施設保守管理業務の業務範囲外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
397	維持管理業務	71	11	3	2	(1)						A・B棟施設内部及びその周辺についての日常的な巡回と、それに付随して生じる業務(例:駐輪場の整理)については、維持管理業務の一部として実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
398	業務実施の考え方	71	32	3	2	(3)	8)					「省エネルギー法で作成すべき管理標準と齟齬がないようにする。」と記載されていますが、特に事業者側でエネルギー管理士等の専任は必要ないという理解でよろしいでしょうか。	選任の必要はありません。
399	有資格者の選任	72	2	3	2	(4)	1)					有資格者を選任することとの記載がありますが、貴校及びクリニカルリサーチセンター(医学部)として選任が必要な資格はございますでしょうか。	大学としては特にありません。
400	作業従事者の要件等	72	2	3	2	(4)	1)					「建築物における衛生的環境の確保に関する法律(ビル管法)」の規定により、「建築物環境衛生管理技術者」を選任する必要があると考えておりますが、「建築物環境衛生管理技術者」は貴学にて選任されますでしょうか。	ご理解のとおりです。
401	作業従事者の要件等	72	2	3	2	(4)	1)					要求水準書(案)に関する質疑No.502にて、防火管理者は貴大学よりの選任とのことですが、防災訓練についても実施主体は貴大学との理解で宜しいでしょうか。	よろしいです。
402	業務ごとの要求水準	72	7	3	2	(5)						非常時・緊急時の対応として、業務水準を踏まえた計画書を作成することとありますが、この計画書とは、「維持管理業務計画書」と同義という理解でよろしいでしょうか？	維持管理業務計画書に当該事項を記載する形式でも宜しいです。
403	事業スケジュール	72	7		2	(5)						非常時・緊急時の対応として、業務水準を踏まえた計画書を作成することとありますが、この計画書とは、「維持管理業務計画書」と同義という理解でよろしいでしょうか？	No402をご参照ください。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
404	計画書の作成	72	9	3	2	(5)						非常時、緊急時のために計画書を作成するとの記載がありますが、本計画書はいつまでに作成する等の指示はございますでしょうか。	維持管理業務計画書に準じます。また、No 402もご参照ください。
405	基準類の位置付け	72	12	3	2	(6)						維持管理等の実施に当たっては例示されている基準類に準拠するとの記載がありますが、メーカーの保全仕様書は例示されている他の仕様と比較して格段に厳しい場合が見受けられます。事業者の判断により設定された業務仕様が要求水準を満たしていれば、例示されている基準類と必ずしも一致する必要は無いとの認識で宜しいでしょうか。	要求水準書にしたがってください。
406	法令等の遵守	72	13	3	2	(6)	1)					建築保全業務共通仕様書は平成20年度版との理解でよろしいでしょうか。	入札時における最新の仕様書とします。
407	ビル管法	72	24	3	2	(7)	5)					建築基準法の用途はA棟とB棟(本棟)は学校と想定しているとのことですが、研究室・実験室の専用部においてもビル管法に基づく業務(害虫防除等)行う必要があるのですか。実験内容によっては薬剤の散布が不可能と思われる場所についてはどう対応すればよいですか。	占有部については、事前に大学と協議の上、薬剤の散布の可否を決定します。
408	業務計画書の作成	72	24	3	2	(7)	5)					「業務計画書及び業務年間計画書は、ビル管法を満たす内容とする。」と記載されていますが、A棟、B棟、B棟(低層棟1)、B棟(低層棟2)はそれぞれビル管法上の特定建築物のどの種類に該当すると考えればよいかが教示ください。	学校(8000㎡以上)または事務所に該当すると想定しています。
409	施設管理台帳の作成支援	72	26	3	2	(8)						「大学の要請に応じ、大学が備品管理台帳へ記載する事項を提示すること。」と記載されていますが、備品管理台帳記載事項の内容の詳細をご提示ください。	一般的に建物竣工時に作成いただく機器リスト一覧(本工事に含まれる空調・照明・実験器具など)(大学側で準備する機器類をのぞく)をご提出いただければ結構です。様式は特にありませんが、設置場所・機器名・記号・型式・仕様・電気容量・数量・型番・製造業者などが必要です。なお、台帳への登録は大学側で行います。
410	施設管理台帳の作成支援	72	30	3	2	(8)						設備管理台帳へ記載する設備とはどの範囲(研究室・実験室を含む等)及びどの設備を想定されておりますでしょうか。	No409参照
411		72										備品管理台帳に記載する事項とは、具体的にどのような備品でしょうか。	No409参照。消耗品はのぞく。
412	雨水利用設備	73	7	3	2	(10)						雨水濾過設備に投入する薬剤及び濾材は「消耗品」として、大学側にて準備いただけるという理解でよろしいでしょうか。	管球、トイレトーパー、及び水石鹼以外の消耗品は事業者で準備してください。なお、管球等以外の消耗品の負担は事業者の負担となります。
413	費用の負担	73	7	3	2	(10)						施設内の各所にHEPAフィルタをはじめとする高性能フィルタの指定がございしますが、これらフィルタ類については大学から支給されるものと考えてよろしいでしょうか。	No412をご参照ください。
414	衛生消耗品	73	8	3	2	(10)						大学より支給される衛生消耗品にはゴミ袋、傘袋、ペーパータオル等の施設利用者が使用する消耗品全般が含まれるとの認識で宜しいでしょうか。	No412をご参照ください。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
415	費用の負担について	73	8	3	2	(10)						「ただし、管球並びにトイレトペーパー及び水石鹸等の衛生消耗品は大学より支給する。」とありますが、本施設の全ての建物について大学支給との理解で宜しいでしょうか。	当該消耗品について、大学関係者用宿泊施設、山上会館別館、及び山上会館本館の客室部分は事業者にて準備してください。
416	費用の負担	73	8	3	2	(10)						「業務に要する費用(業務にともなう消耗品を含む)は、事業者の負担とする。」と記載されていますが、研究室・実験室等の共用部・専用部のゴミ箱については大学側(利用者側)負担という理解でよろしいでしょうか。	事業者負担とします。
417	費用の負担	73	8	3	2	(10)						共用部のゴミ箱について事業者側負担であるとした場合、その設置個所に関しては事業者側の提案によるものという理解でよろしいでしょうか。(A棟については、参考平面図中にゴミ置き場の表示がありますが、それ以外の場所等の指定はありません。)	ご理解の通りです。 なお、B棟本棟についても各階に適宜ゴミ置き場を設置します。また、参考プランにおけるA棟やB棟のエントランス等共用部、低層棟2、及び外構について、ゴミ箱を設置する位置等の仕様詳細は入札参加者の提案によるものとします。
418	費用の負担	73	8	3	2	(10)						共用部のゴミ箱について、A棟については参考平面図中にゴミ置き場の表示があるため、その部分にゴミ箱等を設置すると想定できますが、それ以外の場所にはゴミ箱の設置は必要ないという理解でよろしいでしょうか。	No417をご参照ください。
419	衛生消耗品の負担	73	8	3	2	(10)						「業務に要する費用(業務にともなう消耗品を含む)は、事業者の負担とする。ただし、管球並びにトイレトペーパー及び水石鹸等の衛生消耗品は、大学より支給する。」とありますが、衛生消耗品の在庫管理、発注等についても大学側で行うと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
420	費用の負担	73	9	3	2	(10)						「管球並びにトイレトペーパー～大学より支給する」とありますが、大学関係者用宿泊施設及び山上会館の宿泊室内についても同様と解釈して宜しいでしょうか。	No415をご参照ください。
421	年間費用	73	10	3	2	(10)						500百万円を想定しているとありますが、これは低層棟①の運営が開始される平成31年12月以降の1年あたりの維管管理費及び運営費の合計と理解して宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
422	費用の負担	73	10	3	2	(10)						「大学が事業者を支払うサービス購入費のうち、維持管理費相当と運営費相当・・・に対応する年間の費用(B棟の本棟、低層棟1及び低層棟2の全ての供用開始後から事業終了までの年間の費用)は、500百万円(消費税等を含まない)程度を想定している」とありますが、500百万円とはB棟の低層棟1の供用開始後の平成31年12月からの業務に対する年間の費用と理解してよろしいですか。	No421をご参照ください。
423	維持管理費相当と運営費相当の上限額	73	10	3	2	(10)						維持管理費相当と運営費相当の年間の費用(B棟の本棟、低層棟1及び低層棟2の全ての供用開始後から事業終了までの年間費用)は500百万円(税抜)とありますが、A棟が含まれていませんが、A棟を含めた費用との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
424	費用の負担	73	12	3	2	(10)						想定金額が記載されていますが、維持管理費相当および運営費相当の合計金額という理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
425	施設管理担当者	73	32	3	2	(12)						施設管理担当者の具体的な業務分担や配置場所等について、ご教示願います。	平成23年12月9日公開の質問回答(その2)No518をご参照ください。
426	施設管理担当者	73	32	3	2	(12)						大学が定める施設管理担当者とは、敷地内のどの施設にいますでしょうか。また勤務体制(所持資格、配置時間帯、年間配置日数、休憩・仮眠状況)をおしえてください。	No425をご参照ください。
427	建物保守管理及び外構保守管理業務対象	74	2	3	2	(11)	1)					本事業で整備したA棟とB棟とありますが、A棟とはA棟Ⅰ期およびⅡ期、B棟とはB棟本棟、B棟低層棟1およびB棟低層棟2を示すとの理解でよろしいでしょうか要求水準書内を含む公表資料では、上記の定義と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
428	建物保守管理業務及び外構保守管理業務の対象	74	2	3	3	(1)	1)					本事業で整備した外構施設を含むとありますが、P77の① 外構施設の保守管理業務の対象に記載されていないものという理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
429	本施設の建物保守管理業務	74	10	3	3	(1)	2)	③				「実施業務の結果を記録する。」と記載されていますが、記録方法については事業者側の任意対応という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
430	本施設の建物保守管理業務	74	33	3	3	(1)	3)	⑤	ウ			「各部にひび割れ・破損・変形・仕上の変退色・劣化・さび付・腐食・結露やカビの発生・部品の脱落等がない状態を維持する。」と記載されていますが、施設利用者の過失による破損・変形等については、施設利用者の責により修繕を実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
431	本施設の建物保守管理業務	74	37	3	3	(1)	3)	⑤	カ			「ガラスが破損、ひび割れていないこと。」と記載されていますが、施設利用者の過失による破損・ひび割れについては、施設利用者の責により修繕を実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
432	備品の維持管理	75	4	3	2	(2)	1)					事業者が維持管理・更新を見込むのは、動物用気流ラックと低層棟2の宿泊室の電化製品及び事業者が維持管理・運営業務に必要と考え、自ら設置したもの(例えば防災センターの備品等)のみとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
433	設備保守管理業務の対象	75	4	3	3	(2)	1)					備品については、「A棟の動物用気流ラックとB棟低層棟2の・・・電化製品」を除き対象外と理解してよろしいですか。	No432をご参照ください。
434	本施設の建築設備保守管理業務	75	5	3	3	(2)	1)					A棟の疾患モデルセンターの動物用気流ラックとB棟低層棟2の大学関係者宿泊施設の宿泊室の電化製品は対象とするとありますが、それ以外のものについては対象外という理解でよろしいでしょうか。	No432をご参照ください。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
435	本施設の建物保守管理業務	75	7	3	3	(1)	3)	⑨	ア			「外構の舗装、建具、階段、スロープ、手すり、塗装及び仕上などを、上記①から⑧に準じた状態に保つこと。」と記載されていますが、外構施設とは資料3-1(参考外構・緑化計画図(A棟))、資料3-2(参考外構・緑化計画図(B棟))のエリア内に限定されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
436	本施設の建設設備保守管理業務	75	11	3	3	(2)						A棟の疾患モデルセンターの動物用気流ラックとB棟低層棟2の大学関係者用宿泊施設の宿泊室の電化製品を除く、全ての備品の維持管理(保守、点検、修繕、更新等)は、本事業の範囲外であり、別途、大学が実施するとの理解で宜しいでしょうか。	No432をご参照ください。
437	動物用気流ラック	75	12	3	3	(2)	1)					疾患モデルセンターの動物用気流ラックは設備保守管理業務の対象となっておりますが、下記の2点について教えてください。 ①動物用気流ラックの修繕費用は、維持管理費相当・運営費相当(500百万円)に含まれているのでしょうか。 ②動物用気流ラックは、A棟Ⅰ期の供用開始後から事業終了まで最長で約18年間の維持管理が必要になりますが、部品の廃番などにより、継続的な部分修繕が出来ない場合は、系統の機器全ての買換えが必要になります。要求水準書に記載する維持管理費相当・運営費相当(500百万円)に動物用気流ラックの買換え費用は含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	①②共に含まれています。
438	本施設の建築設備保守管理業務	75	12	3	3	(2)	1)					「B棟低層棟2の大学関係者用宿泊施設の宿泊室の電化製品は対象とする。」と記載されていますが、大学側が想定されている宿泊室の最低限必要な電化製品についてご提示ください。	No383をご参照ください。
439	本施設の建築設備保守管理業務	75	12	3	3	(2)	1)					「B棟低層棟2の大学関係者用宿泊施設の宿泊室の電化製品は対象とする。」と記載されていますが、施設利用者の過失による破損・故障については、施設利用者の責により修繕・更新を実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
440	電化製品	75	13	3	3	(2)	1)					大学関係者用宿泊施設の宿泊施設の電化製品は設備保守管理業務の対象となっておりますが、下記の2点について教えてください。 ①電化製品の修繕費用は、維持管理費相当・運営費相当(500百万円)に含まれているのでしょうか。 ②電化製品は、B棟低層棟2供用開始後から事業終了まで約15年間の維持管理が必要になりますが、部品の廃番などにより、継続的な修繕が出来ない場合は、買換えが必要になります。要求水準書に記載する維持管理費相当・運営費相当(500百万円)に電化製品の買換え費用は含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	①②共に含まれています。
441	日常巡視点検業務	75	14	3	3	(2)	2)	①	イ			日常巡視点検業務の内容については、必ずしも常駐者対応ではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
442	定期点検・測定	75	14	3	3	(2)	2)	①				定期点検・測定業務の内容については、要求水準で定められた内容が維持されていれば、点検内容や頻度は指定されたものを除いて事業者提案に基づくものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
443	業務計画	75	15	3	3	(2)	2)	①				業務計画につき大学の承認を得て実施する、との記載がありますが、承認の対象となるのは「業務の実施時期が適正かどうか」という点である、との認識で宜しいでしょうか。	実施時期だけでなく、方法についても対象となることが想定されますが、詳細については事業者選定後に協議します。
444	本施設の建築設備保守管理業務	75	20	3	3	(2)	2)	②				「修繕等が必要と思われる場合は、・・・また、責任範囲が明確でない場合は、大学とその責任と負担を協議のうえ、修繕等を実施する。」と記載されていますが、施設利用者の過失等による破損・故障については、施設利用者の責により修繕等を実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
445	本施設の建築設備保守管理業務	75	20	3	3	(2)	2)	②				「修繕等が必要と思われる場合は、・・・また、責任範囲が明確でない場合は、大学とその責任と負担を協議のうえ、修繕等を実施する。」と記載されていますが、施設利用者の過失等による破損・故障であるが、その帰責者が特定できない場合は大学側の責任・負担で修繕を実施するという理解でよろしいでしょうか。	日常の損傷まで大学が負担するものではなく、要求水準のレベルを維持する義務は事業者側にあるとします。したがって、当該場合は事業者の負担とします。
446	本施設の建築設備保守管理業務	75	26	3	3	(2)	2)	③				「建築基準法第12条に該当する業務を行うこと」と記載されていますが、特殊建築物定期調査報告及び建築設備定期点検報告を実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
447	本施設の建築設備保守管理業務	75	26	3	3	(2)	2)	③				「建築基準法第12条に該当する業務を行うこと」と記載されていますが、対象建築物の用途は、第2章 4. 施設概要に記載のある、A棟とB棟(本棟)は学校、B棟(低層棟1)は寄宿舎、B棟(低層棟2)はホテルという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
448	受変電設備点検	75	31	3	3	(2)	2)	③	イ	a		「a 大学の電気主任技術者の指示に従い、点検・検査を行うこと。」とありますが、事業者が行う点検・検査とは『東京大学本郷地区自家用電気工作物保安規程』の別表第2「巡視点検、測定及び手入れの基準」の全てを行うという理解でよろしいですか。	ご理解の通りです。
449	受変電設備点検	75	31	3	3	(2)	2)	③	イ	a		「a 大学の電気主任技術者の指示に従い、点検・検査を行うこと。」とありますが、受変電設備・自家発電設備の月次及び年次点検は、本業務に含まれますか。含まれる場合、現点検業者を教えてください	月次点検は平成24年度は(株)関東コーワ、年次は関東電気保安協会です。
450	受変電設備点検	75	31	3	3	(2)	2)	③	イ	a		「a 大学の電気主任技術者の指示に従い、点検・検査を行うこと。」とありますが、大学の指示に従う業務内容と、事業者が独自で行わなければならない業務内容について具体的に教えてください。	保安規定以外については、入札参加者の提案によることとします。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
451	受変電設備点検	75	31	3	3	(2)	2)	③	イ	a		「a 大学の電気主任技術者の指示に従い、点検・検査を行うこと。」とありますが、大学側において敷地内の建物すべて一括して受変電設備・自家発電設備の月次及び年次点検を行っているかと理解しておりますが、事業者が行う点検・検査とは年次点検の際に必要な業務との理解でよろしいでしょうか。	No450をご参照下さい。
452	受変電設備点検	75	31	3	3	(2)	2)	③	イ	a		「a 大学の電気主任技術者の指示に従い、点検・検査を行うこと。」とありますが、事業者で月次点検を行う場合は、現在大学側で発注している電気保安協会の企業名を教えてくださいませんか。	No449をご参照下さい。
453	停電を伴う電気設備点検	75	31	3	3	(2)	2)	③	イ			本郷キャンパス内の既存施設では、停電作業をいつ(例えば、平日・日中)実施しているかご教示下さい。	現状は10・11月頃の土日としています。
454	自家発電設備	75	31	3	3	(2)	2)	③	イ			現在東大敷地内建物に設置されている自家発電設備ですが、受変電設備点検時に運転試験として自家発電設備に切り替えて稼働確認を行っているのでしょうか。	行っておりません。
455	受変電設備点検	75	31	3	3	(2)	2)	③	イ			現在東大敷地内建物の研究室・実験室・動物舎などを行って施設において、受変電設備点検時の年次点検時(停電点検)は、行っているのでしょうか。その場合は、平日・日祝日・夜間など現在の状況を教えてください。	年次点検は行っています。
456	受変電設備点検	75	35	3	3	(2)	2)	③	イ	a		「大学の電気主任技術者」とありますが、事業者側で電気主任技術者を選任する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
457	受変電設備点検	75	35	3	3	(2)	2)	③	イ	a		現在、大学敷地内において電気設備の点検・検査を実施している業者を開示していただけますでしょうか。	No.449をご参照ください。
458	電気主任技術者	75		3	3	(2)	2)	③	イ			大学の電気主任技術者の指示に従い…とありますが、本事業での電気主任技術者は不要でしょうか。	ご理解の通りです。
459	本施設の建築設備保守管理業務	76	26	3	3	(2)	2)	③	ケ			建築設備点検保守管理業務の項目:ケ 空調、換気、排煙にフィルター点検・交換業務は含まれていないという理解でよろしいでしょうか。	含まれます。
460	本施設の建築設備保守管理業務	77	3	3	3	(2)	2)	④				「運転日誌及び点検記録・整備・事故記録等は、全てデータ化し」と記載されていますが、大学側からのデータ形式の指定等はあるのでしょうか。	具体的な設定等は入札参加者の提案によることとします。
461	実験排水pH測定記録	77	17	3	3	(2)	2)	④	イ	h		実験排水につき、基準値を超える成分が検出された場合の対応費用(発生場所の特定などを含む)につきましては、事業者の負担外との理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。 周知、啓蒙活動を十分行ってください。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
462	防災設備点検記録	77	17	3	3	(2)	2)	④	イ			要求水準書(案)に関する質疑No.136にて消火器については大学支給ということですが、消火器の維持管理(法定点検)は本事業の対象外という理解で宜しいでしょうか。仮に消火器の維持管理が事業者の場合、諸室内の消火器設置本数などが不明につき、設置予定数量と消火器の種類を開示願います。	消火器は本事業範囲とします。
463	本施設の建築設備保守管理業務	77	28	3	3	(2)	2)	⑤				「計量データを基にしたエネルギー管理を行うこと。」と記載されていますが、管理するエネルギーの項目をご教示ください。	電気、給水、ガス、空調機運転時間を想定しています。
464	外構・植栽施設の保守管理業務	77	34	3	3	(3)	1)	①				外構施設の保守管理業務の対象は、資料3-1(参考外構・緑化計画図(A棟))、資料3-2(参考外構・緑化計画図(B棟))のエリア内に限定されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
465	外構の範囲について	77	35	3	3	(3)	1)	①				外構とはどの範囲を示しますでしょうか。今回の事業で舗装する範囲のみでよろしいでしょうか。	No464をご参照ください。
466	外構・植栽施設の保守管理業務	78	14	3	3	(3)	2)	①				事業計画地内の植栽全般(既存の樹木を含む)と記載されていますが、事業対象範囲の既存樹木の現状の剪定、薬剤散布等の時期・回数についてご教示願います。	開示の予定はありません。剪定、薬剤散布等の時期・回数については、事業者の提案によります。
467	植栽の保守管理業務	78	15	3	3	(3)	2)	①				A棟、B棟の工事に伴い、移植を必要とする樹木をご教示ください。	本郷地区キャンパス計画要綱V2-3緑・自然環境をご参照ください。
468	植栽維持管理業務の対象	78	15	3	3	(3)	2)	①				植栽維持管理業務の対象として、「事業計画地内の植栽全般(既存の樹木を含む)」とありますが、山上会館及び龍岡門別館の植栽は事業対象外と理解してよろしいですか。	ご理解の通りです。
469	外構・植栽施設の保守管理業務	78	15	3	3	(3)	2)	①				「事業計画地内の植栽全般(既存の樹木を含む)」と記載がありますが、既存樹木の配置図をご提示ください。(樹木リストは資料19-4にて提示あり)	既にCDで配布している資料19-1～3の敷地測量図中に記載のH-〇〇〇が資料19-4の樹木番号に対応しています。
470	外構・植栽施設の保守管理業務	78	23	3	3	(3)	2)	②	エ			「別途大学にて実施する植栽維持管理業務と連携を図り」と記載がありますが、大学で実施されている植栽維持管理業務の仕様書をご提示ください。	当該仕様書の開示は予定しておりません。
471	植栽の保守管理業務	78	26	3	3	(3)	2)	③				現在行っている除草、薬剤散布等の回数・時期等をご教示ください。	開示する予定はありません。
472	外構・植栽施設の保守管理業務	78	30	3	3	(3)	2)	③	エ			「高木や長い枝等が強風で折れて人的・物的な被害を与えることがないよう、定期及び臨時(台風の直前など)に調査」と記載がありますが、調査内容は目視確認程度という理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。
473	枯れ死した植物の取り替え	78	37	3	3	(3)	2)	③	ク			不可抗力等により植栽が枯れ死した場合、取り替えに係る費用負担にはについては、事業契約書に基づき協議するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
474	移植樹木の枯れ死リスク	78	37	3	3	(3)	2)	③	ク			「枯れ死した植物(事業者が整備した植栽に限る。)は、大学が合意したプランにしたがって取り替える」と記載がありますが、事業者が移植した移植樹木も対象になると理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、当該樹木の代わる樹木の植栽等にかかる費用は大学が負担します。
475	植栽の保守管理業務	78	37	3	3	(3)	2)	③				枯れ死した植物は「大学が合意したプラン」に従って取り替えるとありますが、この大学が合意したプランとは具体的にどのようなものを意味しているのでしょうか？	事業者が取り替える植物の種類や大きさ、位置等のプランを大学と協議の上、決定することをいいます。
476	山上会館本館の清掃業務	79	5	3	3	(4)		①				「本施設の清掃業務」には山上会館本館の宿泊室を除く共用部と外構の清掃業務は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
477	山上会館本館の清掃	79	6	3	3	(4)	①					山上会館の本館の共用部は、業務範囲外という理解でよろしいでしょうか。	No476をご参照ください。
478	本業務の対象エリア	79	7	3	3	(4)		①	ア			当業務の対象である共同利用施設とはどの施設(あるいは諸室)を指すのか具体的にご教示ねがいます。 齟齬が無いよう【別表】各室エリアの要求水準および資料17-1・資料17-2等でご教示ねがいます。	A棟のゼミ会議室、B棟本棟の多目的スペース・展示兼会議室、講堂、会議室を指します。なお、当該業務はA棟Ⅰ期の供用開始後から開始してください。
479	清掃業務の対象エリア	79	7	3	3	(4)		①				各研究室・実験室内の清掃は事業範囲外ですが、清掃を依頼をされた場合、各室の責任者と協議の上、本事業とは関係なく契約し、実施してもよろしいでしょうか。	各研究室・実験室内の清掃は事業範囲外ですが、清掃を依頼をされた場合、各室の責任者と協議の上、本事業とは関係なく契約し、実施してもよろしいです。
480	本施設の清掃業務	79	7	3	3	(4)		①				本業務の対象エリアとして、「レンタルラボ(A～C)を除く共用部」と規定されておりますが、レンタルラボが部分の清掃業務はどのように位置づければよろしいのでしょうか？レンタルラボの運営関連業務の内容(97p)において、清掃業務が含まれているような記載が見当たりません。	レンタルラボの共用部分の清掃は維持管理業務として実施してください。
481	大学関係者用宿泊施設	79	9	3	3	(4)		①	イ			本文は大学関係者用宿泊施設の共用部と外構の清掃をおこなうことであって、逆に宿泊室のみ選定事業者がおこなう解釈で宜しいでしょうか	大学関係者用宿泊施設の共用部と外構の清掃は維持管理業務に含み、宿泊室の清掃は運営業務としています。
482	本施設の清掃業務の対象エリア	79	11	3	3	(4)		①	ウ			「山上会館龍岡門別館の宿泊室を除く共用部と外構」と記載されていますが、山上会館本館の清掃は、清掃業務の業務範囲外との理解でよろしいでしょうか。要求水準書P105により、山上会館本館の宿泊室の清掃は、宿泊施設の管理業務の業務範囲と認識しておりますが、宿泊室以外の清掃は、宿泊施設管理業務の業務範囲外であり、大学が実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	No476をご参照ください。
483	本業務の対象エリア	79	11	3	3	(4)		①	ウ			山上会館龍岡門別館について、業務内容を検討できないため施設現況(図面、ゴミ箱設置場所、ガラス・床仕上等)が分かる資料をご提示ねがいます。 また、当対象エリアの業務開始はいつからなのかご教示ねがいます。	前段については開示の予定はありません。後段については、低層棟2の維持管理業務の開始日からとなります。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
484	本施設の清掃業務 (外構部分を含む、建築物内部及び外部・ガラスの清掃業務)	79	11	3	3	(4)		①	ウ			本業務の対象エリアに関して「山上会館龍岡門別館の宿泊室を除く共用部と外構」と記載がありますが、外構部分とはどの部分を指すのか配置図等でご指示ください。	別添資料25に示す赤点線内(事業計画地)とします。
485	本施設の清掃業務 (外構部分を含む、建築物内部及び外部・ガラスの清掃業務)	79	11	3	3	(4)		①	ウ			「山上会館龍岡門別館の宿泊室を除く共用部と外構」とありますが、共用部とは、どの範囲を指しているのかご教示ください。	宿泊者用キッチン、ランドリー、トランクルーム、ラウンジ、宿泊室を除く部分となります。
486	本施設の清掃業務	79	12	3	3	(4)		①	ウ			「山上会館龍岡門別館の宿泊室を除く」とありますが、「山上会館の宿泊室等の管理業務」には「宿泊室の清掃」とあります(P105参照)。どのように解釈すればよろしいでしょうか。	山上会館龍岡門別館の共用部と外構の清掃は維持管理業務に含み、宿泊室の清掃は運営業務に含みます。
487	清掃業務	79	20	3	3	(4)		③				「①の対象エリアは、目に見える埃、シミ、汚れがない状態を維持し、」とありますが、P80、4行目の繊維床には、シミについては除外されております。後者の理解でよろしいでしょうか。	シミについても汚れのない状態にしてください。
488	ゴミ箱、汚物容器、 厨茶入れ等	79	26	3	3	(4)		③	ア	b		設置場所や数量の指定がありましたら【別表】各室エリアの要求水準などでご教示ねがいます。	事業者の提案によります。
489	清掃業務	79	27	3	3	(4)						日常清掃の作業内容・作業回数などの仕様は、事業者提案に基づくものと理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
490	その他の内部附帯施設	79	36	3	3	(4)		③	ア	d		対象施設は、資料17によると給湯室(A棟Ⅰ期・Ⅱ期)のみと想定されます。給湯室(B棟各棟)、製氷・洗濯室、コピー室、休憩室、流し台等は無いという理解で宜しいでしょうか。 違う場合には、【別表】各室エリアの要求水準および資料17-1・資料17-2等でご教示ねがいます。	A棟について、ご理解の通りです。B等については各階ラウンジ部分に「給湯」と記載されている部分を示しています。 なお、参考プランにおけるA棟やB棟のエントランス等共用部、及び低層棟2については入札参加者の提案によるものとします。
491	本施設の清掃業務 (外構部分を含む、建築物内部及び外部・ガラスの清掃業務)	79	36	3	3	(4)		③	ア	d		「その他の内部附帯施設(給湯室、製氷・洗濯室、コピー室、休憩室、流し台等)」と記載がありますが、製氷・洗濯室は何棟のどの部分に設置されるのかご教示ください。	No490をご参照ください。
492	その他の内部付帯施設	79	36	3	4	(4)		③	ア	d		業務範囲として製氷・洗濯室、コピー室が含まれていますが、日常的な清掃業務が対象であり、製氷機、洗濯機、コピー機においては、大学の負担において設置されるものであるとの理解でよろしいでしょうか。	製氷機、洗濯機、コピー機においては、大学の負担において設置します。ただし、事業者にて使用するものについては事業者の負担で設置してください。
493	その他の内部付帯施設	79	36	3	4	(4)		③	ア	d		製氷機、洗濯機、コピー機が事業者負担の場合は、事業期間における修繕・更新も管理業務として維持管理費相当・運営費相当(500百万円)に含まれるのでしょうか。	No492をご参照ください。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
494	本施設の清掃業務 (外構部分を含む、建築物内部及び外部・ガラスの清掃業務)	80	1	3	3	(4)		③	イ			定期清掃について、外壁清掃は事業対象外という理解でよろしいでしょうか。	外壁清掃も事業対象内に含みます。
495	本施設の清掃業務 (外構部分を含む、建築物内部及び外部・ガラスの清掃業務)	80	1	3	3	(4)		③	イ			定期清掃について、別途工事であるブラインド・ロールスクリーン・カーテン(共用部分)の清掃は事業対象外という理解でよろしいでしょうか。(専用部はそもそも清掃対象外)	P79(4)①本業務の対象エリアに含まれているブラインド等の清掃は、事業対象内となります。
496	照明器具、時計	80	9	3	3	(4)		③	イ	d		設置場所や数量の指定がありましたら【別表】各室エリアの要求水準などをご教示ねがいます。	位置や数量は入札参加者の提案によるものとします。
497	本施設の清掃業務	80	11	3	3	(4)		③	イ	e	i	「窓枠、窓ガラス、網戸」とありますが、研究室・実験室においては、窓ガラスの外面のみ、網戸やガラス内面は除くという解釈で宜しかったでしょうか。	ご理解の通りです。なお、研究室・実験室、ラボを除く共用部、共同利用施設の網戸やガラス内側は清掃してください。
498	窓枠、窓ガラス、網戸	80	11	3	3	(4)		③	イ	e	i	「内外とも」とありますが、P79の対象エリア以外について、内面(室内等)は業務範囲に含まないという理解で宜しいでしょうか。	No497をご参照ください。
499	清掃業務の要求水準	80	11	3	3	(4)		③	イ			付属病院や医学部既存施設などの窓ガラス清掃の仕様(回数/年)をご教示下さい。	開示の予定はありません。
500	ネズミ・害虫駆除	80	19	3	3	(4)		③	イ	h	i	ネズミ・害虫駆除において、IPM(総合的有害生物管理)の施工方法を採用してもよろしいでしょうか。	よろしいです。ただし駆除・予防時等において、薬品を使用する場合には、大学と協議してください。
501	外構清掃 ゴミ置場	80	27	3	3	(4)		③	ウ	a	v	本事業で管理する範囲としてゴミ置場とありますが、今回対象範囲になるゴミ置場の指定場所を敷地図に表示した資料の提示をお願いいたします。	No511をご参照ください。
502	外構清掃の対象	80	27	3	3	(4)		③	ウ	a		資料17によると外構にゴミ置場が見当たりませんが、対象は無いという理解で宜しいでしょうか。 違う場合には、【別表】各室エリアの要求水準および資料17-1・資料17-2等でご教示ねがいます。	No417をご参照ください。
503	本施設の清掃業務 (外構部分を含む、建築物内部及び外部・ガラスの清掃業務)	81	1	3	3	(4)		④	ウ	a		「一般廃棄物と感染症廃棄物に区分して管理すること」と記載されていますが、廃棄物の分別基準をご提示ください。	別添資料34, 35をご参照ください。
504	廃棄物の回収、集積	81	1	3	3	(4)		④	ウ	a		現在想定されている、ゴミ置き場に設置する一般廃棄物のゴミ箱の分類品目を教えて下さい。	別添資料34をご参照ください。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
505	本施設の清掃業務 (外構部分を含む、建築物内部及び外部・ガラスの清掃業務)	81	1	3	3	(4)		④	ウ	a		「各階ゴミ集積スペースが常に清潔に保たれるよう管理すること」と記載されていますが、参考平面図上に各階ゴミ集積スペースの記載がありません。想定されている各階ゴミ集積スペースの位置をご教示ください。(A棟については資料17-1-1参考平面図にゴミ置き場の記載あり。(B1階を除く))	No417をご参照ください。
506	廃棄物の回収、集積	81	2	3	3	(4)		④	ウ	a		感染症廃棄物とありますが、想定数量・種別・運搬手法等をご提示ねがいます。	各棟に各階に持ち込まれた感染症廃棄物を、各棟の一時保管場所まで移送・保管し、その後大学担当者の指示する時間・場所に移送することを想定しています。なお、想定数量は年間200トン程度程度となります。種別は別添資料34、35をご参照ください。
507	本施設の清掃業務 (外構部分を含む、建築物内部及び外部・ガラスの清掃業務)	81	3	3	3	(4)		④	ウ	b		「共同利用施設と共用スペースに設置したゴミ箱」と記載されていますが、共同利用施設と共用スペースに設置するゴミ箱については大学側負担という理解でよろしいでしょうか。	事業者の負担とします。
508	本施設の清掃業務 (外構部分を含む、建築物内部及び外部・ガラスの清掃業務)	81	3	3	3	(4)		④	ウ	b		「共同利用施設と共用スペースに設置したゴミ箱」と記載されていますが、ゴミ箱の設置が必要な個所についてご提示ください。	No417をご参照ください。
509	廃棄物の回収、集積	81	6	3	3	(4)		④	ウ	c・d		A棟のゴミ集積場について、A棟Ⅱ期の維持管理開始までは、どのように考えれば良いのかご教示ねがいます。 (A棟Ⅰ期の〇〇室を使う、整備エリア外に準備する、A棟Ⅱ期の工事エリアの一部を確保し使うなど)	参考プランによる想定では、Ⅱ期完成までの期間は1階管理事務室部分を仮区分けして集積場とする方針で考えていますが、具体的な計画は入札参加者の提案によるものとします。
510	廃棄物の回収、集積	81	10	3	3	(4)		④	ウ	e		一般廃棄物及び感染症廃棄物を大学の指定場所まで集積をする際に、分別の種類によって集積する曜日等の指定がありましたら教えて下さい。	日曜を除いて毎日集積しております。
511	本施設の清掃業務 (外構部分を含む、建築物内部及び外部・ガラスの清掃業務)	81	10	3	3	(4)		④	ウ	e		「各棟のゴミ集積場に集積されたゴミを、大学の指定の場所まで回収、集積すること。」と記載されていますが、大学の指定場所について資料をご提示ください。	一般廃棄物は東研究棟の南東部、及び入院棟の地下となります。感染性廃棄物は旧中央診療棟の南側、及び入院棟の地下となります。
512	廃棄物の回収、集積	81	12	3	3	(4)		④	ウ	f		「ゴミの集積、回収、分別方法等の詳細は、施設管理担当者との協議のうえ決定する。」とありますので、一般廃棄物・感染症廃棄物ともに想定資機材にて業務を行えない場合や大学担当者の指示する移送時間・場所など、業務内容や業務量等が想定と違う(増加する)場合の費用は、増額いただけるという理解で宜しいでしょうか。	増額はいたしません。
513	廃棄物の回収、集積	81	12	3	3	(4)		④	ウ	f		各棟のゴミの計量は業務対象外と理解してよろしいでしょうか。業務に含まれる場合、計量を行う場所と計量器の負担区分を教えてください。	ご理解の通りです。
514	機械警備	81	27	3	3	(5)						要求水準書(案)に関する質疑No.564に「直ちに防災センターに連絡して」とありますが、この防災センターとは、貴学の防災センターであるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
515	本施設の警備業務	81	28	3	3	(5)						本施設の管理室等は防災センター規定に抵触しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 ただし、事業者の提案するプランで法規上設置が必要になった場合を除きます。
516	山上会館の警備業務	81	29	3	3	(5)		①				「本施設の警備業務」には山上会館(本館、龍岡門別館)の警備業務は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
517	警備業務の要求水準	81	31	3	3	(5)		①	ア			関連機関とはどこを指すでしょうか。具体的にご教示願います。	警察や消防等の機関を指します。
518	本施設の警備業務	81	32	3	3	(5)		②				侵入者の監視業務と入っておりますがその場合警備業法に抵触すると思いますが、常駐警備員の配置は必要ないとの理解のままでよろしいでしょうか	No523をご参照ください。
519	機械警備	81	32	3	3	(5)		③				24時間365日の機械警備を実施するエリアの区分方法についてご教示ください。	具体的な設定は入札参加者の提案によるものですが、大学としては以下の部分の警備を想定しています。 A棟については屋外出入口、及び疾患モデルセンター部分、RI実験室部分、バイオリソース部分等。 B棟本棟については屋外出入口、各階EVホール等。 B棟低層棟1,2については屋外出入口等。 なお現段階では屋外の外構部分についての想定は特にありませんが、ご提案頂く計画により屋外で防犯上重要となる部分については、機械警備等によるセキュリティ強化を望みます。
520	本施設の警備業務	81	33	3	3	(5)		③	ア			異常信号を受信したときは関連機関へ通報を行うとありますが、この「関連機関」とは具体的に何を意味するのでしょうか？	No517をご参照ください。
521	大学の防災センター	81	34	3	3	(5)		③	ア			現在大学にある防災センターの機器リスト及び機能をご教授いただけますでしょうか。	開示の予定はありません。
522	本施設の警備業務	81	34	3	3	(5)		③	ア			本施設に警備員が常駐しない場合は大学側の警備員の駆付け等一体管理を実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
523	機械警備	82	1	3	3	(5)		③	エ			24時間の機械警備を行うとありますが、ここでのいう機械警備は警備業法で定義された機械警備に限定することなく、施設内の管理諸室に発報し、そこから対応する体制や警備業法の機械警備との組み合わせによる提案も可能と考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
524	(5) 本施設の警備業務	82	1					③	エ			ここでのいう「機械警備」とは「警備業法第二条の5」の定義である「機械警備業務」という認識でよろしいでしょうか。	No523をご参照ください。
525	警備業務の要求水準	82	2	3	3	(5)		③	オ			大学の防災センターへの指示を仰ぎとありますが、警備業務は労働者派遣が禁じられており、防災センターから都度指示に従う運用は偽装請負と見なされる可能性があります。盗難等の信号に関する対応は警備会社が直接対応すべきと思料しますがどのように判断すればよろしいでしょうか。	ここにおける「指示」は、キャンパス内に多数の建物が存在していること等に鑑みて情報共有・調整が必要であるという観点から規定されているものであり、事業者が防災センターの指揮命令の下に警備を行うという趣旨ではありません。
526	LCCについての報告書	82	5	3	4	(2)						本施設の使用開始とは、A棟Ⅰ期の供用開始を指すのでしょうか。5年・10年の節目における報告は棟別を実施するのでしょうか。	A棟Ⅰ期、Ⅱ期、B棟本棟、B棟低層棟1、2の各々の施設についての供用開始を指します。また、報告は棟別を実施します。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
527	維持管理業務関連	82	5	3	4	(1)						「本施設の使用開始から2年目までは、・・・」とありますが、「本施設の使用開始」とは、施設全体が引き渡されるB棟本棟・低層棟Ⅰが引き渡されてから、との認識でよろしいでしょうか？	No526をご参照ください。
528	LCCの低減	82	5	3	4	(1)						LCC低減のための各種支援を実施する際に、「支援の方法」(報告書による報告等)は事業者の提案に委ねるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
529	その他(LCC)	82	5	3	4	(1)						「本施設の使用開始から2年目まで」とありますが、A棟Ⅰ期供用開始後からの経過年数との理解でよろしいでしょうか。	No526をご参照ください。
530	その他	82	5	3	4	(1)						本施設の供用開始から2年目までは、専門的な立場から各種支援を行うとありますが、この「2年目まで」とは、A棟1期、2期、B棟本棟、B棟低層棟Ⅰ、Ⅱ各々の施設につき、供用開始から2年までという理解でよいでしょうか？	No526をご参照ください。
531	その他	82	6	3	4	(1)						「専門的な立場から各種の支援を行う。」と記載されていますが、想定されている各種支援の内容についてご教示ください。	光熱水の使用量の削減についての支援を想定していますが、LCC削減に関して他に提案があれば、提案は可能です。
532	その他(LCC)	82	7	3	4	(2)						「本施設の使用開始から5年・10年の節目には、」とありますが、A棟Ⅰ期供用開始後からの経過年数との理解でよろしいでしょうか。	No526をご参照ください。
533	その他	82	8	3	4	(2)						「専門的な立場から調査・検討を行い報告書としてまとめ提言を行う。」と記載されていますが、報告書の内容・書式等について、大学側の指定はあるのでしょうか。	No528をご参照ください。
534	山上会館	83	24	4	2	(1)	6)					山上会館(本館、龍岡門別館)の宿泊室等の管理業務と書かれていますが、宿泊室の他に”等”の意味は何を指すのでしょうか？想定範囲をご教示いただけますでしょうか？	山上会館龍岡門別館の宿泊者用キッチン、ランドリー、トランクルーム、ラウンジ等を指しています。
535	運営業務計画書	84	4	4	2	(5)	1)					「運営業務計画書」は事業契約書(案)49条に定める「維持管理業務計画書」、「年間維持管理業務計画書」、事業契約書(案)67条に定める「運営業務計画書」、「年間運営業務計画書」、事業契約書(案)70条に定める「附帯事業計画書」、「年間附帯事業計画書」を取りまとめたものの理解でよろしいでしょうか。	契約書(案)67条に定める運営業務計画書をいいます。
536	費用の負担	84	10	4	2	(6)						供用開始前の開業準備費用については、運営費用に含まれるという理解でよろしいでしょうか。例)レンタルラボの募集費用、大学関係者用宿泊施設の予約対応費用等	ご理解の通りです。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
537	費用の負担	84	12	4	2	(6)						「大学が事業者に支払うサービス購入費のうち、維持管理費相当と運営費相当（いずれも、その他の費用を含まない）に対応する年間の費用（B棟の本棟、低層棟1及び低層棟2の全ての共用開始から事業終了までの年間の費用）は、500百万円（消費税を含まない）程度を想定している」とありますが、本文はB棟維持管理費用相当及び運営費相当の費用についての記載であり、A棟の維持管理費用相当及び運営費相当は含まないとの理解でよろしいでしょうか。	No423をご参照ください。
538	統括マネジメント	84	21	4	3	(1)	1)					統括マネジメントの対象エリアは、A棟Ⅰ期、Ⅱ期、及びB棟とありますが、ここでのB棟とは、B棟本棟、B棟低層棟1、B棟低層棟2を示すものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
539	業務の実施期間	84	25	4	3	(1)	3)					統括マネジメント業務に係る業務の実施期間につき、「A棟Ⅰ期の大学への引き渡し後から事業契約の終了まで」と記載ありますが、事業契約書等では、運営期間とは各施設の「供用開始日から」とされております。両者の整合性につきご説明いただけますでしょうか。	【重要変更事項】 運営業務のうち、統括マネジメント業務に限りA棟Ⅰ期の引き渡し後から業務を開始するものとします。
540	入退室支援業務	85	9	4	3	(2)	1)	③	ア			「業務の実施期間はA棟Ⅰ期の供用開始後」とありますが、引渡から供用開始までの期間に引越しが行われると思われませんが、その期間の入退室管理にかかる費用は、大学側で負担していただくとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 ただし、供用開始前までに支援を依頼することもあります。
541	統括マネジメント業務	85	9	4	3	(1)	4)	②	イ	a		「統括管理者が施設内を巡回」とありますが、最低限の頻度に指定はございますでしょうか。又は事業者の提案としてよろしいのでしょうか。	事業者の提案によります。
542	統括マネジメント業務	85	9	4	3	(1)	4)	②	イ	a		「統括管理者」の具体的な定義をお示ください。	施設整備業務を除く全ての業務を把握し、施設整備後は一元して大学の窓口となる共に、業務の品質確保や質の向上を図る者をいいます
543	統括マネジメント業務	85	9	4	3	(1)	4)	②	イ	a		「統括管理者」はSPCの役員または職員である必要は無いという理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
544	統括マネジメント業務	85	9	4	3	(1)	4)	②	イ	a		「統括管理者」は要求水準上選任が必要でしょうか。どのような業務を行うのでしょうか。様式30の9行目に記載されている「統括責任者」とは別の役割を負うポジションでしょうか。	No542をご参照ください。 また、当該統括管理者は様式30に記載されている統括責任者を指します。
545	統括マネジメント業務	85	9	4	3	(1)	4)	②	イ	a		「統括管理者」は現地常駐が必須でしょうか。	事業者の提案によります。
546	統括マネジメント業務	85	9	4	3	(1)	4)	②	イ	a		「統括管理者」は統括マネジメント業務が始まるA棟Ⅰ期引き渡しまでに配置すれば宜しいでしょうか。	配置についてはご理解の通りですが、選定は入札時までに行ってください。
547	入退室支援業務	85	11	4	3	(2)	1)	③	ウ			業務の実施期間はB棟本館の供用開始後とありますが、引渡から供用開始までの期間に引越しが行われると思われませんが、その期間の入退室管理については、大学側の責任で行われるという理解でよろしいですか。	ご理解の通りです。 ただし、供用開始前までに支援を依頼することもあります。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
548	ヘルプデスク担当者の常駐について	85	11	4	3	(1)	4)	②	イ	b		9時から17時まではヘルプデスクの担当者が本施設に常駐とありますが、これは、土曜日・日曜日、祝祭日及び年末年始を除く、平日と考えて宜しいでしょうか。	土曜日・日曜日、祝祭日及び年末年始を除く平日でも宜しいですが、事業者の提案によります。
549	統括マネジメント業務	85	11	4	3	(1)	4)	②	イ	b		9時から17時の間はヘルプデスクは常駐することとありますが、365日を通じて常駐するという理解でよいでしょうか？	No548をご参照ください。
550	24時間対応のヘルプデスク	85	14	4	3	(1)	4)	②	イ	b		9時から17時以外の時間帯は、オンライン上の受付対応でなおかつ施設(A棟、B棟)外あるいはキャンパス外で行うことが可能との理解でよろしいでしょうか。	宜しいです。
551	入退室管理業務	85	21	4	3	(2)	1)					事前に登録を受けた者は、A棟、B棟ともに、24時間出入りが可能であると理解してよろしいですか。	ご理解の通りです。
552	本施設の管理支援業務	85	25	4	3	(2)	1)	②	イ			入退室管理業務として「入退室カードの発行」とありますが、教職員用ICカードの発行は大学が行うとされていますので、当該業務の対象はB棟に関する外来者用の臨時の入退館用ICカードに限定されるという理解でよいでしょうか？	当該業務の対象として、外来者の他、教職員以外のレンタルラボを利用する者が想定されます。
553	入退室カードの発行	85	25	4	3	(2)	1)	②	イ			入退室カードの発行については、教職員用ICカードの発行以外であり、その費用負担は大学という理解で良いか。仮に事業者負担の場合、カードの必要枚数は事業者の想定でよいのか。また、カード発行のための機械は大学支給という理解でよいのか。仮に大学支給でない場合、大学の教職員用ICカードの仕様書を開示頂きたいをお願いします。	カードの発行は事業者負担とします。また、カード発行のための機械は大学が支給します。
554	災害時における安否確認	85	27	4	3	(2)	1)	②	ウ			災害時における安否確認、事前連絡先(大学の研究者のメールアドレス等)への連絡とありますが、具体的にはどのような業務を想定されているのでしょうか。	大学で行っている災害時のサービスと連携を取りつつ、入館者や事前登録された者の安否確認、事前連絡先に登録された者の事前連絡先への連絡を行ってください。
555	入退室管理業務の範囲に含まれる安否確認等の要求水準	85	27	4	3	(2)	1)	②	ウ			「災害時における安否確認と事前連絡先…」に対応する要求水準をお示しください	入館者の特定できる情報や安否確認状況、及び事前連絡先への連絡状況が、災害後に明確になっていることとします。
556	災害時における安否確認	85	28	4	3	(2)	1)	②	ウ			「災害時における安否確認と事前連絡先(大学の研究者のメールアドレス等)への連絡」と記載されていますが、安否確認とは建物内にいる人の安否確認の認識でよろしいでしょうか。	No554をご参照ください。
557	災害時における事前連絡先への連絡	85	28	4	3	(2)	1)	②	ウ			「災害時における安否確認と事前連絡先(大学の研究者のメールアドレス等)への連絡」と記載されているが、事前連絡先への連絡とありますが、連絡した後のフォローはどの業務までを想定されていますでしょうか。	当該業務は連絡までを想定しておりますが、フォローについては提案して頂くことも可能です。
558	入退室管理業務の要求水準	85	33	4	3	(2)	1)	④	ア			「事前に登録したもの以外を入館させないこと」とあるのは、事前登録者が他のものを伴う場合もこれを許さないとの解釈でよろしいでしょうか。	外来者として入館できるようにしてください。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
559	入退室管理	85	34	4	3	(2)	1)	④	イ			教職員用ICカードの発行・購入は大学側にて実施ですが、教職員がICカードを紛失・破損した場合、大学側もしくは紛失した者の実費負担によるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
560	入退室管理業務	85	34	4	3	(2)	1)	④	イ			レンタルラボ入居者のカード発行は大学が行うものとの理解で宜しいでしょうか。	教職員以外の者につきましては、事業者が発行してください。
561	入退室管理業務	85	35	4	3	(2)	1)	④				教職員用ICカード発行は大学が行うことになっていますが、現時点で発行予定の人員を教えてください。また新規登録及び抹消の過去実績について教えてください。	毎年1000名程度を想定しています。
562	管理支援業務	86	2	4	3	(2)	1)	④	エ			B棟の外来者用の臨時の入退館用ICカードは何枚くらい予定しておけばよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。
563	外来者	86	2	4	3	(2)	1)	④	エ			B棟外来者の来訪人数・時間等が想定できるデータをご教示願えますでしょうか。(既存の同様施設における来訪人数・時間等)	当該データはありません。別表を基に事業者にて設定してください。
564	臨時の入退館用ICカード	86	2	4	3	(2)	1)	④	エ			B棟の施設用途上、臨時の入退館用ICカードの枚数を現時点で想定するのは非常に困難ですので、大学側で入札条件として枚数を指定して頂けないでしょうか。	No563をご参照ください。
565	B棟の外来者用臨時入退館用ICカード	86	2	4	3	(2)	1)	④	エ			B棟の外来者用として必要な臨時の入退館用ICカードはどの程度の枚数を用意すれば良いでしょうか。過去実績等をご教示願います。	No563をご参照ください。
566	バイオリソースセンターの入退出者の管理	86	2	4	3	(2)	3)	②	エ			バイオリソースセンターの入退出者の管理は、ICカードロック装置の履歴管理でも差し支えないでしょうか。	ご理解の通りですが、将来的に管理システムが変更となる場合にも容易に対応可能な計画として下さい。
567	入退室管理業務	86	5	4	3	(2)	1)	④	オ			「大学の求めに応じて、入退室の履歴データを大学へ提出すること」とありますが、データは何年間保存しておく必要がありますでしょうか。	提案にしたがい、協議により決定します。
568	バイオリソースセンターの管理業務	86	5	4	3	(2)	3)	④	ウ			「停電や非常には～ドライアイスを投入するなど」とありますが、ドライアイスの調達事業範囲外との理解で宜しいでしょうか。	ドライアイスの調達は事業者で行ってください。なお、調達の費用は大学が負担します。
569	共同利用施設・会議室等の予約業務	86	6	4	3	(2)	2)					共同利用施設・会議室(講堂含む)で利用するAV機器等の準備・片づけ、開錠・施錠、使用後の原状回復の確認は利用者にて実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
570	共同利用施設・会議室等の予約業務	86	8	4	3	(2)	2)	②				「会議室等」の「等」には多目的スペース・展示兼会議室(要求水準書34頁)、講堂(要求水準書35頁)も含まれると言う理解でよろしいでしょうか。	No478をご参照ください。
571	業務の実施期間	86	11	4	3	(2)	2)	③				共同利用施設・会議室等の予約業務に係る業務の実施期間につき、「A棟Ⅰ期の大学への引き渡し後から事業契約の終了まで」と記載ありますが、事業契約書等では、運営期間とは各施設の「供用開始日から」とされており、両者の整合性につきご説明いただけますでしょうか。	業務開始は、A棟Ⅰ期の供用開始日からとなります。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
572	共同利用施設・会議室の予約業務	86	15	4	3	(2)	2)	④	イ			共同利用施設・会議室の予約業務は既存システム(マリNZ)を介して行えるようにすることのことですが、事業者にはシステム使用料の負担はないものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
573	共同利用施設・会議室等の予約業務	86	15	4	3	(2)	2)	④	イ			実施方針(改訂版)と要求水準書(案)に関する質問回答・意見(その2)のNo.573にて回答をふまえ、本事業においても病院・教職員専用との理解でよろしいでしょうか。また、教職員以外の利用は予定されておりますか。	主な利用者は、教職員、医学部の学生及びレンタルラボの利用者ですが、施設が空いている場合は学外者に有料で貸し出すことも想定しています。
574	共同利用施設・会議室等の予約業務	86	15	4	3	(2)	2)	④	イ			実施方針(改訂版)と要求水準書(案)に関する質問回答・意見(その2)のNo. 573に回答されている既存のシステム(マリNZ)の使用にあたっての事業者側で費用負担しなくてはならないものはありますでしょうか。	No572をご参照ください。
575	共同利用施設・会議室等の予約業務	86	15	4	3	(2)	2)	④	イ			「既存システム(マリNZ)を介して予約と予約の管理を行う」とありますが、マリNZのシステム概要及び利用規約、仕様書及びメーカーなどが解る資料の開示をお願いいたします。	「マリNZ」は病院教職員専用ホームページの名称であり、システムの名称ではありませんので訂正します。実際に使用しているシステムは「サイボウズOffice8」です。病院教職員専用ホームページ「マリNZ」を入口として「サイボウズOffice8」にリンクさせ、施設予約機能を使用して予約の管理を行っています。「サイボウズOffice8」はサイボウズ株式会社のパッケージソフトになりますので、システム概要及び利用規約、仕様書等については、同社にご確認いただければと思います。
576	共同利用施設・会議室等の予約業務	86	15	4	3	(2)	2)	④	イ			「既存システム(マリNZ)を介して予約と予約の管理を行う」とありますが、予約の数量がどのくらいあるのか(年間〇件)、教示ください。	会議室毎に毎日概ね7:00から22:00の間に、1時間から6時間程度の予約が1日あたり数件あります。現状では、会議室は6, 7割程度稼動しています。
577	共同利用施設・会議室等の予約業務	86	15	4	3	(2)	2)	④	イ			「既存システム(マリNZ)を介して予約と予約の管理を行う」とありますが、A棟、B棟が追加された場合のシステムの更新は、大学側で実施していただくとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
578	液体窒素量の管理	86	21	4	3	(2)	3)	②	ア			液体窒素の補充に関わる費用(液体窒素購入費用、充填作業費用、等)はどちらの負担区分でしょうか。またその補充の手配を行う主体も合わせてご教示ください(事業者が発注し、費用を大学へ請求、等)。	液体窒素補充に関わる費用負担及び手配は大学とします。事業者は、状況の把握と連絡をしてください。
579	液体窒素量の管理	86	21	4	3	(2)	3)	②	ア			液体窒素の管理にあたり、管理者の資格要件(学内講習の受講や学内資格の取得を含む)はあるでしょうか。	特定高圧ガス取扱主任者が必要です。なお、学内の要件はありません。
580	液体窒素量の管理	86	21	4	3	(2)	3)	②	ア			液体窒素の1日あたりの想定消費量、及び想定される利用回数(延べ何名程度の利用があるか)をご提示ください。	年間75000リットル程度です。使用頻度等はデータがありません。
581	バイオリソースセンターの入退室者の管理	86	21	4	3	(2)	3)	②	エ			入退室管理の対象は、冷凍保管室内でしょうか。もしくはバイオリソースセンターエリア全体のことでしょうか。	バイオリソースセンターエリア全体となります。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
582	検体の保存	86	21	4	3	(2)	3)	②	オ			保存する検体は、すでに保存に必要な処理(冷凍処理等)は行われているという理解でよろしいでしょうか。また提供する際も取り出して引き渡すまでが業務の範囲外(解凍処理等は業務範囲外)という理解でよろしいでしょうか。	前段につきましてはご理解の通りです。後段につきましては、提供する際は、サンプルを取りだして研究者等に引き渡すまでが業務となります。
583	検体の保存	86	21	4	3	(2)	3)	②	オ			保存容器の不備・不具合が原因でない検体の劣化(保存処理前後の検体品質の低下)は、事業者のリスクではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
584	検体の保存	86	21	4	3	(2)	3)	②	オ			生物試料保存用大型液体窒素容器に保存する1日あたりの検体数(件数)をご提示下さい。	No323をご参照ください。
585	ドライアイスの投入	86	21	4	3	(2)	3)	④	ウ			緊急時に使用するドライアイスの管理者、管理場所、費用負担はどちらの区分となるでしょうか。	ドライアイスの調達費用は大学が負担しますが、管理方法や緊急時の対応等については事業者の提案によります。
586	バイオリソースセンター	86	22	4	3	(2)	3)	②	イ			「屋外に設置した液化窒素タンクの供給装置、監視装置の維持管理」とありますが、本事業で整備したA棟とB棟の全設備の維持管理は、『本施設の建築設備保守管理業務』の業務範囲との理解です。施設整備で設置した当該維持管理費用はバイオリソースセンターの管理業務費ではなく、維持管理費(建築設備保守管理費)に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	本施設の建築設備保守管理業務として行ってください。
587	バイオリソースセンター	86	22	4	3	(2)	3)	②	イ			「屋外に設置した液化窒素タンクの供給装置、監視装置の維持管理」とありますが、本事業で整備したA棟とB棟の全設備の維持管理は、本施設の建築設備保守管理業務の業務範囲との理解です。バイオリソースセンター管理業務に記載のある「屋外に設置した液化窒素タンクの供給装置、監視装置の維持管理」とは、どのような業務を想定されているのでしょうか。	前段につきましてはNo586をご参照ください。後段につきましては、当該タンクが問題なく使える状態に維持管理し、故障等の兆候がある場合は適切に処置する業務です。
588	液化窒素タンクの管理	86	22	4	3	(2)	3)	②	イ			「屋外に設置した液化窒素タンクの供給装置、監視装置の維持管理」とありますが、ここで言う維持管理とは維持管理業務で行う設備保守点検のことでしょうか。例えば維持管理業務で行う管理業務とは別に大学側で求められている業務がありましたら、その内容を教えてください。	No587をご参照ください。
589	本施設の管理支援業務	86	24	4	3	(2)	3)	②	エ			バイオリソースセンターの管理業務の内容として、バイオリソースセンターの入退室者の管理とありますが、(2)1)に規定の入退室管理業務とは異なる業務内容なのでしょうか、異なるとする場合どのような業務を意味するのでしょうか？	本業務の入退室管理は、バイオリソースセンターに入場する者の管理を行います。
590	冷凍庫の霜取り	86	27	4	3	(2)	3)	②	カ			「研究室が冷凍保存室に設置した冷凍庫の霜取り・」と記載されていますが、おおよその冷凍庫の数をご教示ください。	No107をご参照ください。
591	共同利用施設・会議室等の予約業務	86	14・15	4	3	(2)	2)	④	ア			「共同利用施設・会議室等の予約の受付と管理を行うこと。」と記載されていますが、現在マリンズを使用されている附属病院の教職員以外の共同利用施設・会議室等の利用対象者の範囲をどのように想定されているか教示ください。	No573をご参照ください。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
592	共同利用施設・会議室等の予約業務	86	14・15	4	3	(2)	2)	④	ア			「共同利用施設・会議室等の予約の受付と管理を行うこと。」とありますが、附属病院の教職員以外のからの予約は、どのような方式で受け付けるのでしょうか。利用者全員にマリnzのIDを発行するのでしょうか、それとも電話により受け付け、こちらでマリnzにより予約を行うのでしょうか。ご教示ください。	附属病院の教職員以外の者にマリnzのIDを発行することは想定しておりません。受付方法は、事業者の提案によります。
593	共同利用施設・会議室等の予約業務	86	14・15	4	3	(2)	2)	④	ア			「共同利用施設・会議室等の予約の受付と管理を行うこと。」と記載されていますが、共同利用施設・会議室の利用時間帯をご教示ください。	概ね7時から22時までとします。
594	共同利用施設・会議室等の予約業務	86	14・15	4	3	(2)	2)	④	ア			「共同利用施設・会議室等の予約の受付と管理を行うこと。」と記載されていますが、大学が実施する既存システムの変更も含めて予約システムの学内・学外への周知については事業者の業務対象外という理解でよろしいのでしょうか。	ご理解の通りです。
595	共同利用施設・会議室等の予約業務	86	14・15	4	3	(2)	2)	④	ア			「共同利用施設・会議室等の予約の受付と管理を行うこと。」と記載されていますが、学外利用者の利用料金の徴収は大学側が実施し、事業者の業務対象外であるという理解でよろしいのでしょうか。	ご理解の通りです。
596	バイオリソースの情報公開	87	1	4	3	(2)	3)	④	エ			「…大学が指示する方法により学内外に公開…」と記載されていますが、指示する方法および公開する項目内容はあらかじめ教示いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
597	バイオリソースセンター	87	1	4	3	(2)	3)	④	エ			「大学が指定したバイオリソース(血清等)」とありますが、大学が指定する血清以外のバイオリソースとは何か、具体的にご教示ください。	No112をご参照ください。
598	バイオリソースセンター	87	1	4	3	(2)	3)	④	エ			「大学が指定したバイオリソース(血清等)」とありますが、病原微生物(病原菌、病原ウイルス)等が含まれるかご教示ください。	病原微生物(病原菌、病原ウイルス)等が含まれる可能性はあります。
599	バイオリソースセンター	87	1	4	3	(2)	3)	④	エ			「大学が指定したバイオリソース(血清等)」とありますが、生きた生物(動物、植物等)が含まれるかご教示ください。	生きた生物は含まれません。
600	発送等に係る手続き	87	2	4	3	(2)	3)	④	エ			「…第三者への発送等に係る事務手続き…」と記載されていますが、手続きは配送手続きのみで、譲渡契約書の締結等の契約手続きは含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
601	バイオリソースセンター	87	2	4	3	(2)	3)	④	エ			「大学の指示に基づき、バイオリソース(血清等)の第三者への発送等に係る事務手続きを行う」とありますが、梱包に必要な箱の費用、ドライアイス費用、発送費用、手数料等は大学側の実費精算という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
602	利用者の範囲	87	3	4	3	(2)	3)	④	オ	b		「利用者から…」と記載されていますが、利用者の範囲はあらかじめ教示されるとの理解でよろしいでしょうか。例えばレンタルラボCの使用者も利用者の範囲でしょうか。	利用者の範囲はあらかじめお伝えいたします。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
603	バイオリソースセンタールの管理	87	4	4	3	(2)	3)	④	オ			業務については、8時から21時の間の実施に限定されているとの理解で宜しいでしょうか。また、例えば大学側からの要望により、業務時間の設定が変更され、増額となった場合には、サービス購入費が増額されるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
604	取り出した量や日時	87	6	4	3	(2)	3)	④	オ	a		「…液体室素量を取り出した量や日時等を記録し…」と記載されていますが、要求水準書56ページ23行目の「…サービスヤードでの小分け容器への補給…」に関しては記録する必要はありませんか。	ご理解の通り記録してください。
605	バイオリソースセンター	87	6	4	3	(2)	3)	④	オ	a		「利用者が液体室素を取り出した量や日時等を記録し、大学の求めに応じて提出すること」とありますが、利用者が使用した液体室素の料金は、大学側の実費精算という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
606	郵便物等の集配業務	87	13	4	3	(2)	4)					現行の郵便物等の集配業務の業務仕様書をご提示ください。	別添資料36をご参照ください。
607	郵便物等の集配業務のエリア	87	15	4	3	(2)	4)	①				郵便物等の集配業務の対象エリアが「附属病院施設エリア全域」と記載されていますが、対象となる建物を具体的に明示頂けますでしょうか。	病院地区全体とします。
608	郵便物等の集配業務	87	15	4	3	(2)	4)	①				「本業務の対象エリア 附属病院施設エリア全域」と記載されていますが、A棟、B棟以外の対象となる建物名をご教示ください。	No607をご参照ください。
609	郵便物等の集配業務	87	15	4	3	(2)	4)	①				「本業務の対象エリア 附属病院施設エリア全域」と記載されていますが、対象エリアには計画中(2013～2016建設予定)の病棟増築部も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
610	郵便物等の集配業務	87	15	4	3	(2)	4)	①				「本業務の対象エリア 附属病院施設エリア全域」と記載されていますが、対象エリアに計画中(2013～2016建設予定)の病棟増築部も含まれるとした場合、その建物資料・配達業務量の想定等の資料をご提示ください。	現時点では当該資料の提示はできません。
611	本施設の管理支援業務	87	15	4	3	(2)	4)	①				郵便物等の集配業務の対象エリアとして「附属病院施設エリア全域」とありますが、具体的な範囲をご教示ください。	No607をご参照ください。
612	郵便物等の集配業務範囲について	87	16	4	3	(2)	4)	①				附属病院施設エリア全域とはどの範囲を示しておりますでしょうか。	No607をご参照ください。
613	郵便物等の集配業務	87	16	4	3	(2)	4)	②				「配布」、「転送作業」、「受け渡し」、「集配」に関して、各用語の細かな内容の違いが判断できません。各用語の定義をご教示ください。	配布は届け先に届けること、転送作業は届け先の指示により他の届け先に届けること、受け渡しは利用者から郵便物を受け取ることや届けること、集配は利用者の郵便物を集め配布することとなります。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
614	郵便物等の集配業務	87	18	4	3	(2)	4)	②				学内便の配布とありますが、入院棟Aの北側に計画中の建物が稼働した後、当該建物への集配も業務範囲となり、サービス購入費の増額があると理解して宜しいでしょうか。同様に、病院地区内において、事業期間中に新たな建物が建設された場合、当該建物は業務の対象となり、その都度サービス購入費が増額されるという理解で宜しいでしょうか。	増額はしません。
615	郵便物等の集配業務	87	20	4	3	(2)	4)	②	ウ			「特殊郵便物(書留、小包等)の受け渡し作業」と記載されていますが、作業実施にあたり内容証明・特別送達等を扱う可能性はあるのでしょうか。その場合、郵便認証司等の資格は必要でしょうか。	内容証明・特別送達は扱いません。
616	郵便物等の精算について	87	21	4	3	(3)	5)	②	エ			発送作業を行った郵便物の費用精算はどのように実施する想定でおりますでしょうか。	清算は毎月月末締め翌月払いです。支払方法は口座への振り込みとなります。
617	第三者への発送等	87	21	4	3	(2)	3)	④	エ			バイオリソースの第三者への発送について、発送に関わる費用(梱包材料及び送料)の区分をご提示ください。	No601をご参照ください。
618	郵便物等の集配業務	87	21	4	3	(2)	4)	②	エ			「郵便物の発送作業(郵便料金計器による計量及び郵券の貼り付け等)」と記載されていますが、現状の郵便料金計器による計量の具体的な作業方法についてご提示ください。	事業者の提案によります。
619	郵便物等の集配業務	87	21	4	3	(2)	4)	②	エ			「郵便物の発送作業(郵便料金計器による計量及び郵券の貼り付け等)」と記載されていますが、郵便料金計器は大学側により手配していただくとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
620	郵便物等の集配業務	87	22	4	3	(2)	4)	②	オ			「宛先人不明郵便物の調査」と記載されていますが、具体的な作業方法についてご提示ください。	事業者の提案によります。
621	集配業務	87	27	4	3	(2)	4)	④	ア			「大学が別途指示した諸室」とは、附属病院エリア全域の既存施設及びA・B各棟合計で以下につき各々何箇所程度となるのでしょうか。①いわゆるメール室または管理室(旧中央棟1階の文書センターを含む)②各棟の各フロアにおいて同フロア内各室の集配物を取り纏める事務室、メールボックス等③その他(診療室、病室、研究室、実験室等)	既存施設では、管理研究棟3階の総務課、管理課、経営戦略課の3箇所となります。A棟B棟については、事業者の提案によります。
622	郵便物等の集配業務	87	27	4	3	(2)	4)	④	ア			文書センターの維持管理業務は対象外との理解でよろしいでしょうか。	対象外とします。
623	郵便物等の集配業務	87	27	4	3	(2)	4)	④	ア			「大学が別途指示した諸室まで集配すること」と記載されていますが、大学が別途指示した諸室とはどこを指すのか具体的にご提示ください。	No621, No624をご参照ください。
624	郵便物等の集配業務	87	27	4	3	(2)	4)	④	ア			「大学が別途指示した諸室まで集配すること」と記載されていますが、大学が別途指示した諸室については、固定されたものなのでしょうか、毎回変動するものなのでしょうか、大学からの指示方法も含めてご教示ください。	基本的には変動しませんが、大学の再開発計画の内容により変動する可能性もあります。指示方法につきましては、事前に諸室の範囲を事業者へ通知します。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
625	郵便物等の集配業務	87	27	4	3	(2)	4)	④	ア			「大学が別途指示した諸室まで集配すること」と記載されていますが、大学が別途指示した諸室への配送・諸室からの集荷を実施するに当たり、各諸室には配送用・集荷用のメールボックス等がそれぞれ設置されているという理解でよろしいでしょうか。	メールボックスは設置されていません。
626	郵便物等の集配業務	87	29	4	3	(2)	4)	④	イ			事業者が行う郵便物の集配業務において、研究者等より対象範囲外の施設に集配を求めた場合の対応は、今回の事業対象外であるので実施しなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。	事業者選定後に協議します。
627	郵便物等の集配業務	87	31	4	3	(2)	4)	④	ウ			「郵便物の受け渡し方法は、提案に委ねる。」と記載されていますが、現状の受け渡しの仕様をご提示ください。	現在は、9時から17時の間に常時2名程度が配置され業務を行っています。
628	本施設の管理支援業務	88	12		3	(2)	5)	⑤				選定事業者の提案に基づき、貴大学のエネルギー使用量の削減が認められた場合に、光熱水費の削減額を大学と選定事業者で折半とありますが、具体的にどのように対応されるのか御教示ください。	事業者選定後に協議します。
629	エネルギー使用量の削減	88	13	4	3	(2)	5)	⑤				「選定事業者の提案に基づき、大学のエネルギー使用量の削減が認められた場合、大学の光熱水費の削減額を大学と選定事業者で折半することを想定している。」とありますが、この内容は、必ず実行されるものとして考えてよろしいでしょうか。	選定事業者の提案に基づき、大学のエネルギー使用量の削減が認められた場合、大学の光熱水費の削減額を大学と選定事業者で折半することを想定しています。
630	エネルギー使用量の削減	88	13	4	3	(2)	5)	⑤				「選定事業者の提案に基づき、大学のエネルギー使用量の削減が認められた場合、・・・。」とありますが、A棟、B棟個別で評価するのでしょうか。それともA棟・B棟本体・B棟低層1・B棟低層2全ての施設を対象としてエネルギー使用量を見るのでしょうか。	全ての施設を対象としてエネルギーの使用量を見ます。
631	ラット・マウス	88	25	4	3	(3)	1)	③				業務実施期間はA棟Ⅰ期の供用開始から事業契約の終了までとありますが、供用開始前に研究者の移動とともに研究室・実験室の場所を既存施設先から変更して、継続的な研究及び実験が行われることを想定しておりますが、供用開始までの期間は、大学の負担で管理業務を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 ただし、供用開始前までに支援を依頼することもあります。
632	疾患モデルセンター	89	34	4	3	(3)	1)	④	イ	C		各飼育室のクリーンラックのプレフィルターは週1回ないし2回交換するとありますが、清掃・洗浄によるフィルター再利用も含むと考えてよろしいでしょうか？	ラックの種類等によりますので、フィルターの再利用は事業者にて想定してください。
633	クリーンラックのプレフィルタ	89	34	4	3	(3)	1)	④	イ	c		クリーンラックに装着するプレフィルター等のフィルタ類は消耗資材として大学から支給されるものとの理解でよろしいでしょうか。	事業者で設置したものに關する消耗品は事業者で準備してください。したがって、フィルター類は事業者で準備してください。
634	各飼育室の長靴	89	35	4	3	(3)	1)	④	イ	d		「各飼育室の長靴…」と記載されていますが、飼育室ではすべて長靴を履くと考えてよろしいでしょうか。	長靴とは限りません。事業者の提案によるものとします。
635	各飼育室の長靴	89	35	4	3	(3)	1)	④	イ	d		「各飼育室の長靴…」と記載されていますが、前室から入って後室から出る場合、一つの長靴を一度しか使えませんが、これをどのように考えればよろしいでしょうか。	要求水準を満たす運営が可能であれば、事業者の提案によります。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
636	各飼育室の長靴	89	35	4	3	(3)	1)	④	イ	d		「各飼育室の長靴…」と記載されていますが、飼育室以外での履物の規定はありますか。	No635をご参照ください。
637	使用済みツナギ	89	35	4	3	(3)	1)	④	イ	e		「…使用済みツナギ…」と記載されていますが、これは足元まで覆われているものを想定されていますでしょうか。	No635をご参照ください。
638	ツナギ	89	36	4	3	(3)	1)	④	イ	e		「使用済みのツナギは所定の容器に入れ指定の場所を持っていくこと」とあります。また、要求水準書(案)に関する質疑No.637にて使い捨てのツナギを使用しますとの記述がございます。ツナギは大学から支給されるものと考えて宜しいでしょうか。	事業者の従事者が使用するツナギは事業者にて準備してください。
639	消耗資材	89	36	4	3	(3)	1)	④	イ	e		業務を行う場合に使用する使い捨てのツナギについても大学の負担で用意していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	仕様にあったものを事業者の負担で用意してください。
640	別飼育室入室時	90	1	4	3	(3)	1)	④	イ	f		「…ケージ交換作業後、別飼育室入室時に新たな作業着を着用し…」と記載されていますが、一つの飼育室のケージ交換後別の飼育室のケージ交換をする場合に着替えが必要という意味でしょうか。	着替えて頂くことが望ましいですが、事業者の提案によります。
641	別飼育室入室時	90	1	4	3	(3)	1)	④	イ	f		「…ケージ交換作業後、別飼育室入室時に新たな作業着を着用し…」と記載されていますが、着替える場合、一度後室を通過してダーティー側に出て、もう一度更衣室からクリーン側に入ると考えて良いのでしょうか。	事業者の提案によります。
642	動物の糞、床敷き等の汚物	90	8	4	3	(3)	1)	④	ウ	b		「動物の糞、床敷き等の汚物を回収して、感染性廃棄物として…」と記載されていますが、相当量が排出され则认为られますが、感染性廃棄物としての処理でよろしいのでしょうか。	非感染性廃棄物として処理してください。
643	消毒マット	90	15	4	3	(3)	1)	④	ウ	d		消毒マットに補充する薬液は消耗資材として大学から支給されるものとの理解でよろしいでしょうか。	事業者で負担してください。
644	疾患モデルセンター 業務従事者	90	18	4	3	(3)	1)	⑤	ア			業務従事者が現地に配置しなければならない時間帯については、事業者の提案に委ねるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
645	予定飼育マウス数	90	22	4	3	(3)	1)	⑤	イ			要求水準書P67、68では用意するケージ合計が14,100ケージになっており、ここでは最大ケージ数合計が9,880ケージになっていますが、これをどのように考えればよろしいでしょうか。	No373をご参照ください。
646	予定飼育マウス数	90	22	4	3	(3)	1)	⑤	イ			最大ケージ数合計が9,880ケージになっていますが、飼育に関してこのケージ数を超えないと考えてよろしいでしょうか。	超える場合は、別途費用を負担します。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
647	RI-RI実験室等の測定器	91	4	4	3	(3)	2)	④	ウ			管理区域の管理に伴い、「放射線障害防止法」に基づく測定業務(月1回の測定)や作業環境測定が御座います。これらの試料を測定することになりますが、測定器は大学の実験者が使用すると思われる測定器(液体シンチレーションカウンターやガンマカウンタなど)を借用させて頂くものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
648	RI-汚染検査室の更衣設備	91	4	4	3	(3)	2)					管理区域に入域する際に、黄衣(白衣)やRISリッパ、それらを置いておく下駄箱、衣文掛けなどが必要になると思いますが、これらは大学側で支給して頂くものと考えて宜しいでしょうか。	事業者の従事者が使用する黄衣やRISリッパ等は、事業者で準備してください。
649	RI-汚染検査室の測定器	91	4	4	3	(3)	2)					汚染検査室には、測定器を配備することになります。設計要求水準に記載のあるポケット線量計以外の可搬型の測定器(汚染検査や線量測定用)やハンドフットクロスモニターなどの出入り管理用の測定器については大学側で支給して頂くものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
650	RI-RI実験室等の消耗資材	91	4	4	3	(3)	2)					管理区域内で実験者や見学者が使用する消耗資材(綿手やゴム手、マスクなど)は大学側で支給して頂くものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
651	RI-RI管理室の備品類	91	4	4	3	(3)	2)					管理室で管理業務を行うにあたり、机、椅子、パソコン、プリンタなどが必要になります。これらは大学側で支給して頂くものと考えて宜しいでしょうか。	事業者が使用する備品につきましては、事業者で準備してください。
652	RI-RI管理室の備品類	91	4	4	3	(3)	2)					管理室兼倉庫に消耗資材などを配備しておくと思いますが、それらを保管するロッカー等は大学側で支給して頂くものと考えて宜しいでしょうか。	事業者で設置してください。
653	RI-機械室のフィルタ交換	91	4	4	3	(3)	2)					管理区域の排気系にはフィルターを設置することになります。一定期間毎に交換していくことになりますが、フィルターの類は大学側で支給して頂くものと考えて宜しいでしょうか。	事業者が設置したのものに関する消耗品は事業者で準備してください。したがって、フィルターは事業者で準備することになります。
654	RI実験室の管理業務範囲	91	9	4	3	(3)	2)	②	コ			使用する放射性同位元素の核種・数量を変更する場合に、文部科学省への変更申請手続きが必要になりますが、手続き及び書類作成は選定事業者の業務範囲外という理解でよいでしょうか。	ご理解の通りです。
655	RI実験室	91	19	4	3	(3)	2)	③				業務実施期間はA棟 I 期の供用開始から事業契約の終了までとありますが、供用開始前に研究者の移動とともに研究室・実験室の場所を既存施設先から変更して、継続的な研究及び実験が行われることを想定しておりますが、供用開始までの期間は、大学の負担で管理業務を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、供用開始前までに支援を依頼することもあります。
656	RI実験室	91	24	4	3	(3)	2)	④				RI施設の管理に関わる費用の負担に貴校にて負担をしてもらう項目はないとの認識でよろしいでしょうか。	No650をご参照ください。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
657	放射線管理システムについて	91	28	4	3	(3)	2)	④	ア	e		「放射線管理システム(個人情報・グループ情報を含む)の保守および点検を行う。」とありますが、当該システムの整備は、大学側にて設置するとの理解で宜しいでしょうか。	放射線管理システムについては、放射線施設の付帯設備として事業者にて整備、維持管理をしてください。
658	放射線障害防止法に基づく測定	92	9	4	3	(3)	2)	④	ウ	d		排気中放射性物質濃度測定が毎月1回実施となっているが、法令によれば、排気の都度測定することになっています。測定の頻度は「排気の都度実施」と読み替えてよいでしょうか。	ご理解の通りです。
659	放射線測定機器及び環境測定設備の点検業務	92	14	4	3	(3)	2)	④	オ			サーベルメーターの調達・設置・運用開始後の保守メンテナンスは大学側にて実施という認識でよろしいでしょうか。	調達・設置は大学側で行いますが、運用後の保守メンテナンスは事業者側で行って下さい。
660	RI実験室の管理業務	92	17	4	3	(3)	2)	④	カ			排水設備保守点検においてポンプの不具合による部品交換や清掃等を行った場合、大学で費用負担して頂けるのでしょうか。	ポンプの不具合は、本業務の維持管理業務に係る内容となりますので、この場合は事業者の負担とします。
661	RI管理	92	30	4	3	(3)	2)	④	ク	a		業務に要する消耗資材(例えば、プレフィルタやチャコールフィルタ)と光熱水費は大学の負担という理解でよろしいでしょうか。	前段はNo653をご参照ください。光熱水費は大学の負担となります。
662	RI汚染廃棄物 保管場所	92	30	4	3	(3)	2)	④	ク	a		RI施設より廃棄される一般廃棄物の大学指定場所をご教示ください。	東研究棟の南東部、及び入院棟の地下となります。
663	RI廃棄物 集荷作業	93	6	4	3	(3)	2)	④	ク	c		RI廃棄物を大学指定機関へ引き渡す際に、準備及び立ち会いを行います。引き渡す日時等が定められておりましたら、現行の日時・時間帯をご教示ください。	日時は決まっておりませんが、例年、9月と2月に実施されています。
664	共同利用の消耗品	93	10	4	3	(3)	2)	④	ク	c		RI実験室の管理業務で、共同利用の消耗品等の整理及び在庫状況の確認、とありますが、消耗品は大学から支給されるものとの理解で宜しいでしょうか。	事業者が設置したものに関する消耗品は事業者で準備してください。それ以外のものは大学で準備します。
665	RI施設 業務従事者	94	9	4	3	(3)	2)	⑤	ウ			5年以上の管理実務経験を有する者を配置しなければなりません。全従事者が5年以上の経験を有するのではなく、1名以上が経験を有していればよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
666	レンタルラボの概要	94	16	4	3	(4)	1)	①	イ			「レンタルラボを設置する」と記載されていますが、レンタルラボA、B、Cのいずれも賃借人(テナント)と賃貸借契約を締結する当事者(貸主)は貴学という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
667	レンタルラボ部分の運営関連業務	95	16	4	3	(4)	1)	③	ア	c	i	レンタルラボCにおける入居資格ですが、大学の研究資源・人的資源やメディカルタウン構想との関連性が認められる自主研究の範囲としては、どのようなものを想定されているのか、例などをご開示頂けませんでしょうか。	開示する予定はありません。
668	レンタルラボA、Bの入居時期	96	1	4	3	(4)	1)	③	イ	a		レンタルラボA、Bの入居時期は供用開始までに貴学が定めるとのことですが、供用開始以前には事業者の管理業務は発生しないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、供用開始前までに支援を依頼することもあります。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
669	レンタルラボ部分の運営関連業務	96	5	4	3	(4)	1)	③	イ	b		レンタルラボCにおいて、連続して入居できる期間を最長で5年間程度とした考え方の基準についてご開示頂けませんでしょうか。	大学における研究プロジェクトの期間等を参考に設定しております。
670	利用料	96	7	4	3	(4)	1)	③	ウ			レンタルラボCの利用料につき、「事業者が定める。」と記載ありますが、レンタルラボA・Bの利用料とのバランスも考慮する必要があるかと存じます。事業者の不利とならないよう、レンタルラボA・Bの利用料につきましては、レンタルラボCと同じかそれ以上とさせていただけますでしょうか。	レンタルラボABの利用料は、レンタルラボCと整合の取れる利用料とすることを予定しています。
671	利用料	96	7	4	3	(4)	1)	③	ウ			レンタルラボCの利用料につき、「50,000円/年・㎡以上とする」と記載ありますが、レンタルラボの利用料につきましては、事業期間中の需要変動に応じ、事業者は大学と協議のうえ、利用料の見直しを行うことも可能にして頂けませんでしょうか。	事業契約書案に見直し規定を設けております。事業契約書案第92条をご参照ください。
672	レンタルラボ部分の運営関連業務	96	7		3	(4)	1)	③	ウ			レンタルラボA、Bは学内研究者のみならず学外研究者の利用も可能となっているため、入居者誘致の点において競合する可能性があります。A、Bの利用料金は供用開始までに大学が定めるとなっておりますが、ラボCの利用料金が価格競争力の点で不利にならないようなご配慮がいただけるとの認識でよろしいでしょうか？	No670をご参照ください。
673	レンタルラボ部分の運営関連業務	96	7		3	(4)	1)	③	ウ			レンタルラボCの利用料金は50,000円/年・㎡以上とするとなっておりますが、実際の入居者募集においてやむを得ずこの料金水準を確保できない場合、レンタルラボCの入居は一切認められないことになるのでしょうか、それとも大学への利用料金支払いを確保する前提にて、50,000円/年・㎡未満での入居者募集も可能でしょうか？	【重要変更事項】 50,000円/年・㎡未満の利用料でも可とします。
674	レンタルラボの利用料	96	9	4	3	(4)	1)	③	ウ	a		レンタルラボA、Bの利用料は大学が、レンタルラボCの利用料は事業者が決めますとありますが、両社が協議して同等の賃料を決めると理解してよろしいでしょうか。	No670をご参照ください。
675	レンタルラボの利用料	96	9	4	3	(4)	1)	③	ウ	a		レンタルラボA、Bの利用料はレンタルラボCの利用料と同等とする旨をレンタルラボCの運営業務委託契約書その他契約書面に明記いただくことはできますでしょうか。	原案の通りとします。なお、レンタルラボA、BとCの利用料については、No670をご参照ください。
676	レンタルラボの敷金	96	9	4	3	(4)	1)	③	ウ	a		レンタルラボA、Bは賃借人(テナント)から貴学が敷金、保証金等を徴収されるのでしょうか。	ご理解の通りです。
677	レンタルラボ運営管理業務	96	9	4	3	(4)	1)	③	ウ	a		レンタルラボA・Bの利用料については供用開始までに大学が定めるとありますが、レンタルラボCの50,000円/年・㎡を下回ることはないとの理解でよろしいでしょうか。	No670をご参照ください。
678	レンタルラボの運営課金関連	96	14	4	3	(4)	1)	③	エ			「光熱水費、電話代、通信費についてはレンタルラボの入居者が実費を負担する」と記載されています。また前回質疑回答では、「当該費用の計測方法については、入札公告までに示す予定です」とありましたが、提示されていません。計測方法を具体的にご提示ください。	要求水準書本文 第2章－6－(5)設備仕様(P. 39～P. 53)及び、それらへの質疑回答をご参照下さい。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
679	レンタルラボの利用料	96	14	4	3	(4)	1)	③	エ			光熱水費、電話代、通信費は入居者が実費を負担する、とありますが、入居者が専用部分で実際に使う使用料という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
680	レンタルラボの利用料	96	14	4	3	(4)	1)	③	エ			共益費(共用部分の清掃費、修繕費)を負担する、とありますが、該当する「共用」部分とは、例えばレンタルラボCについてはそのフロアという理解でよろしいでしょうか。	共用部分は、レンタルラボCでは、レンタルラボCの設置エリアの占有部分以外の部分をいいます。
681	その他の経費	96	15	4	3	(4)	1)	③	エ			「～公益費(共用部分の清掃費、修繕費)～」とありますが、維持管理について稼働率リスクを選定事業者が負わないことから、この共益費は維持管理費(清掃費、修繕費)に直接充当しないことと理解していますが、賃料と同様に大学へ支払うものなのか、相当額をレンタルラボの運営関連業務の費用に充当するもの(インセンティブ)なのかご教示ねがいます。	共益費は大学に支払うものとなります。
682	レンタルラボ部分の運営関連業務	96	19	4	3	(4)	1)	④				レンタルラボA・Bの入居者手続の際、事前の使用薬品や物質などを運営会社に報告・提出頂けるのでしょうか。	法令上、必要な内容は報告いたします。その他につきましては、事業者選定後に協議します。
683	レンタルラボCの募集時期	97	6	4	3	(4)	1)	④	ウ	b		レンタルラボCの募集は、「選定事業者が実施する」とありますが、供用開始時期より以前から募集業務を行わなければ、供用開始後に収入が無いまま大学へ賃料支払いが発生し事業者としては赤字運営になります。募集及び業務費用は事業者の負担というお考えでしょうか。	募集及び業務費用は事業者の負担です。
684	レンタルラボCの募集時期	97	6	4	3	(4)	1)	④	ウ	b		レンタルラボCの募集は、「選定事業者が実施する」とありますが、供用開始時期より以前から募集業務を行わなければ、供用開始後に収入が無いまま大学へ賃料支払いが発生し事業者としては赤字運営になります。例えば引き渡し後に募集を行っても、供用開始日より満室になる確率がかなり低くなります。その場合においても、レンタルラボCにおける事業者が支払うべき賃料を大学へ支払うことになるのでしょうか。	供用開始日より大学へ支払う賃料は発生します。
685	レンタルラボCの募集時期	97	6	4	3	(4)	1)	④	ウ	b		レンタルラボCの募集は、「選定事業者が実施する」とありますが、供用開始時期より以前から募集業務を行わなければ、供用開始後に収入が無いまま大学へ賃料支払いが発生し事業者としては赤字運営になります。大学のお考えとして、事業者が支払うべき賃料を一定期間減免していただけるなど考慮していただけることは可能でしょうか。	現時点では想定しておりません。
686	レンタルラボC	97	15	4	3	(4)	1)	⑤	イ			「選定事業者は大学に対し・・・賃料を支払い」と記載されていますが、事業契約書(案)別紙11の「レンタルラボ運営業務委託契約」以外に貴学と事業者の間で別途賃貸契約を締結するのでしょうか。	事業契約書(案)別紙11の「レンタルラボ運営業務委託契約」以外に貴学と事業者の間で別途賃貸契約を締結する予定はありません。
687	レンタルラボCの維持管理費	97	15	4	3	(4)	1)	⑤	イ			レンタルラボCの維持管理費は供用開始日から支払うと記載されていますが、供用開始前に賃借人候補に部屋を案内する場合の電気代は貴学が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	供用開始前は大学が光熱水費を支払います。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
688	レンタルラボの運営関連業務	97	16	4	3	(4)	1)	⑤	イ			「レンタルラボCについては、選定事業者は大学に対し、50,000円/年・㎡～運営することとする。」と記載されており、業務契約書(案)別紙11「レンタルラボCの運営委託契約書(以下「運営委託契約」といいます)」第6条第3項では「乙は、貸室面積の入居率の割合に関わらず、標準賃料総額(省略)を、甲に支払うものとする。」と記載されています。従って、選定事業者がレンタルラボCの貸室部分を一括賃借するとの理解で宜しいでしょうか。	入居者がいない場合のリスク分担という点では、一括賃借した場合と同様になりますが、運営業務の対価として入居者からの賃料を収受する権利を付与したものとご理解下さい。
689	レンタルラボの運営関連業務	97	16	4	3	(4)	1)	⑤	イ			選定事業者がレンタルラボCの貸室部分を一括賃借する場合は『「大学－選定事業者」間の賃貸借契約関係」が成立しているものと解釈されるのが一般的であって、「運営委託契約」第1条の「委託－受託」の関係ではなく、第2条「運営業務の内容」との整合性、第7条「敷金、保証金、預かり金等の徴収」との整合性、第10条「紛争等の対応」との整合性がとれなくなるものと考えます。これらの点についてご教示下さい。	No688をご参照ください。
690	レンタルラボ部分の需要変動リスクの分担	97	16	4	3	(4)	1)	⑤	イ			レンタルラボCの需要リスクを回避し、選定事業者(SPC)が有利な条件で資金調達を行うため、レンタルラボCを選定事業者(SPC)からマスターレシーに一括賃貸した上で、マスターレシーから個々の入居者に転貸するというサブリース方式は認められるという理解で宜しいでしょうか。	サブリース方式も認めます。
691	レンタルラボの運営関連業務	97	16	4	3	(4)	2)	①	ア			「入居者への利用方法の説明、利用者からの苦情の受付・相談・トラブル対応」と記載されていますが、「入居者」と「利用者」との違いについてご教示下さい。	利用者は入居者以外にも、ラボを訪問する者等のラボの関係者を含みます。
692	レンタルラボCにかかる保険費用	97	19	4	3	(4)	1)	⑤	イ			「レンタルラボCの整備と維持管理に係る対価については、大学が・・・支払う。」とあり、レンタルラボCの維持管理及び運営にかかる保険費用は提案価格に含めるという理解ですが、よろしかったでしょうか。	ご理解の通りです。
693	レンタルラボCの維持管理に係る対価	97	19	4	3	(4)	1)	⑤	イ			「レンタルラボCの整備と維持管理に係る対価について支払う」とありますが、維持管理に係る対価はどの項目に計上すればよいでしょうか。	レンタルラボCに係る維持管理の対価は、維持管理業務に係る維持管理費相当に計上します。
694	レンタルラボ部分の運営関連業務	97	19		3	(4)	1)	⑤	イ			レンタルラボCの維持管理に係る対価については、大学が選定事業者に対して支払うとありますが、この対価とは、入居者が共益費の形で負担するレンタルラボC共用部の清掃費及び修繕費以外の維持管理対価という理解でよろしいでしょうか？	当該レンタルラボCの維持管理に係る対価は、レンタルラボC共用部の清掃費及び修繕費の対価となります。つまり、本事業の維持管理業務にあたります。
695	レンタルラボ部分の運営関連業務	97	23	4	3	(4)	2)					レンタルラボA・Bにて水質汚染が発生した場合、原因究明のための追跡費用は大学側で負担頂けるのでしょうか。	事業者の責によるもの場合は事業者の負担とします。
696	レンタルラボA・Bの管理業務	97	29	4	3	(4)	2)	①				大学がB棟本棟の医学系研究科の研究・実験室の一部をレンタルラボとして運用することとした場合、当該部分も業務の範囲に含む、とあるが、その場合には、管理業務費用を応分に増額していただけるのでしょうか。	ご理解の通りです。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
697	レンタルラボ部分の運営関連業務	97	29		3	(4)	2)	①				大学がB棟本棟の医学系研究科の研究・実験室の一部をレンタルラボとして運用することとした場合に、レンタルラボの運営関連業務に含まれるとされていますが、その場合、サービス購入費は増額調整されるとの理解でよろしいでしょうか？	No696をご参照ください。
698	レンタルラボCの運営業務	97	33	4	3	(4)	2)	②	イ			利用者と締結する賃貸借契約における条文は大学側より指定があるのでしょうか。それとも、事業者側で任意の条文の賃貸借契約を締結するのでしょうか。	任意で宜しいですが、大学の承認を得ることとします。
699	レンタルラボの運営関連業務	97	33	4	3	(4)	2)	②	ウ			「利用者との賃貸借契約の締結」と記載されていますが、この賃貸借契約の当事者は、次の何れをお考えでしょうかご教示下さい。 また、業務契約書(案)別紙11「レンタルラボCの運営委託契約書の「委託－受託」関係は、第2条「運営業務の内容」から代理(代行)との解釈もありますが如何お考えかご教示下さい。 (i)大学－利用者 (ii)大学から委託された代理権者たる選定事業者－利用者 (iii)選定事業者－利用者 (iv)選定事業者から受託した代理権者たる企業－利用者	契約の当事者には大学なることを想定しており、(i)又は(ii)の方式とすることを想定しております。
700	レンタルラボCの運営業務	98	2	4	3	(4)	2)	②	ウ			共益費の金額については、大学側より金額の指定があるのでしょうか。それとも事業者側で任意に設定するのでしょうか。	大学より指定があります。
701	レンタルラボCの運営業務	98	2	4	3	(4)	2)	②	エ			敷金、保証金、及び預り金の金額については、大学側より金額の指定があるのでしょうか。それとも、事業者側で任意に設定するのでしょうか。	No700をご参照ください。
702	旅館業法対象の宿泊施設	98	17	4	3	(5)	1)	①				研修医等用宿泊施設、大学関係者用宿泊施設ともに、「宿泊施設として整備する」(＝旅館業法の対象施設)と記載されていますが、研修医等用宿泊施設は寄宿舍であり、旅館業法の対象外施設であると理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
703	利用者の決定方法	99	3	4	3	(5)	1)	③	ア	c		利用者の決定方法について「大学が実施する。」と記載されていますが、利用者の決定に事業者は関与しないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
704	利用料の徴収	99	5	4	3	(5)	1)	③	ア	d		利用料について「供用開始までに大学が定める。」と記載されていますが、利用料金の徴収について記載がありませんが、大学が行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
705	研修医等用宿泊施設の光熱水費等	99	7	4	3	(5)	1)	③	ア	e		「光熱水費、電話代、通信費については研修医等用宿泊施設入居者が実費を負担する」とありますが、仮に入居者が斯かる費用の負担が出来ない状況となった場合、当該費用の負担を事業者は負わない(大学側の負担となる)という理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
706	宿泊施設の概要	99	7	4	3	(5)	1)	③	ア	e		「光熱水費、電話代、通信費については研修医等宿泊施設入居者が実費を負担する。また、入居者は退去の際に発生する居室の原状回復費用を負担する。」と記載されていますが、記載された各種費用の徴収は大学が実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
707	衛生消耗品の負担区分	99	7	4	3	(5)	1)	③	ア	e		12月9日付けで公表された要求水準書(案)本文に関する質問510番「『…衛生消耗品は、大学より支給する』と記載されていますが、3つの宿泊施設(…)の宿泊室内の利用分も含まれる、との理解でよろしいでしょうか。」について「入札公告までに示す予定です。」と回答がありましたが、記載がありませんので開示して下さい。	No415をご参照ください。
708	研修医等宿泊施設の現状回復費用	99	8	4	3	(5)	1)	③	ア	e		「入居者は退去の際に発生する居室の現状回復費用を負担する」とありますが、仮に入居者が斯かる費用の負担が出来ない状況となった場合、当該費用の負担を事業者は負わない(大学側の負担となる)という理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
709	利用者の募集	99	18	4	3	(5)	1)	③	イ	c		大学関係者用宿泊施設は選定事業者が募集、決定することとなっていますが、有資格者であることを確認、更には募集行為を行うためには、大学からの資格者データの提供が必須となります。この点については、大学としてもご協力いただけると理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
710	宿泊施設利用料	99	21							d		参考までに検討された数字が有れば、ご教示頂けますか？	現状の学内施設の利用料等を参考として検討しています。
711	利用料	99	23	4	3	(5)	1)	③	d			利用料は選定事業者の提案を考慮して定めるとの記載ですが、あくまで選定された事業者と運営開始までに利用料を決定することと、今回の提案書に利用料及び想定根拠等は記載する必要はないものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
712	通信費等の徴収方法	99	25							c	i	電話代や通信費は入居者が実費負担との事ですが、徴収方法をご教示頂けますか？	窓口等で事業者が徴収します。徴収方法はご提案ください。
713	その他	99	26	4	3	(5)	1)	③	イ	e	i	「光熱水費については、大学が負担する。電話代、通信費については大学関係者用宿泊施設の入居者が実費を負担する。」とありますが、各費用については事業者が一括で支払い、大学側及び各入居者に請求をするのでしょうか。	No712をご参照ください。
714	宿泊施設利用者の原状回復義務	99	27	4	3	(5)	1)	③	イ	e	i	大学関係者用宿泊施設で、「利用者は退去の際に発生する居室の原状回復費用を負担する」と記載されていますが、原状回復費用は後払いとなることが考えられますが、回収不能の事態が起きた場合は大学側が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
715	大学関係者用宿泊施設の現状回復費用	99	27	4	3	(5)	1)	③	イ	e	i	「利用者は退去の際に発生する居室の現状回復費用を負担する」とありますが、利用者から斯かる費用を回収できなかった場合、当該費用負担はどうなるのでしょうか。質問の主旨は、必ずしも施設の破損・損壊の帰責利用者を特定できない場合も考えられるところ、その場合の費用負担を確認したいものです。	No714をご参照ください。 なお、帰責利用者を特定できない場合はNo445をご参照ください。
716	原状回復	99	27	4	3	(5)	1)	③	イ	e	i	大学関係者用宿泊施設において、「利用者は退去の際に発生する居室の原状回復費用を負担する」とありますが、ホテル形式の運用では、該当しない事項と思われますが、大学側で想定する大学関係者用宿泊施設における原状回復とは、どのようなことを想定しているのでしょうか。	利用者が室内を破損した場合や長期滞在の利用者等を想定しています。
717	原状回復	99	27	4	3	(5)	1)	③	イ	e	i	大学関係者用宿泊施設において、「利用者は退去の際に発生する居室の原状回復費用を負担する」とありますが、原状回復を行う費用は、大学側の負担として修繕を行うとの理解でよろしいでしょうか。	No714をご参照ください。
718	大学関係者用宿泊施設	99	27	4	3	(5)		③	イ	e	i	「…また、利用者は退去の際に発生する居室の原状回復費用を負担する。」大学関係者用宿泊施設において、このような想定は理解できないのですが、長期滞在の方を対象とした解釈でしょうか？	No716をご参照ください。
719	大学による長期間の一定室の借り上げ	99	31	4	3	(5)	1)	③	イ	e	iii	「大学が長期間の利用のために一定室を借り上げる形態にも対応する」と記載されていますが、その頻度、室数の見込みについてご教示いただけないでしょうか。	現時点では具体的な数値は不明です。
720	対価の支払い	99	36	4	3	(5)	1)	④	ア			研修医等用宿泊施設の管理業務に係る対価の記載がありませんが、維持管理業務費と同様に、稼働率に左右されず毎年度一定額が支払われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
721	研修医等用宿泊施設	99	36	4	3	(5)	1)	④				「研修医等用宿泊施設の整備と維持管理に係る対価…」との記載がありますが、運営に係る対価も含むという認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
722	サービス購入費の支払い時期	100	11	4	3	(5)	1)	④	イ			「運営業務に係るものは、大学関係者用宿泊施設の稼働率に係わらず毎年度一定とする額に…支払う」と記載されていますが、毎年4月並びに10月の半期ごとの支払いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
723	研修医等用宿泊施設の管理業務	100	16	4	3	(5)	2)	②				業務範囲に入居者受付(窓口)業務の記載がありませんが、当該業務は大学側が実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
724	朝食について	100	16					②				業務範囲に宿泊者に対する朝食提供業務が入っておりませんが、必要無いという事ですか？	事業者の提案によります。
725	研修医等用宿泊施設の管理業務	100	24	4	3	(5)	2)	②	※			「研修医等用宿泊施設への入居者の決定と入居者の部屋割りは大学が実施する。」と記載されていますが、実施時期はいつ頃を想定されているか、入退居の繁忙期の想定と合わせてご教示ください。	3月を想定しています。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
726	研修医等用宿泊施設の管理業務	100	24	4	3	(5)	2)	②	※			「研修医等用宿泊施設への入居者の決定と入居者の部屋割りは大学が実施する。」と記載されていますが、研修医の入居見込み人数についてご教示ください。	概ね部屋数の100%を見込んでいます。
727	業務実施期間	100	26	4	3	(5)	2)	③				業務実施期間において、B棟の供用開始からとの記述ですが、ここでのB棟とはB棟低層棟1の供用開始との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
728	業務実施期間	100	26	4	3	(5)	3)	③				業務実施期間において、B棟の供用開始からとの記述ですが、ここでのB棟とはB棟低層棟2の供用開始との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
729	新入居者の受入準備	100	28	4	3	(5)	2)	④	ア			研修医との賃貸借契約の締結及び契約内容の説明は、大学側で行うものであり、事業者として宅建業法を有する必要はないとの理解でよろしいですか。	ご理解の通りです。
730	新入居者の受入準備	100	32	4	3	(5)	2)	④	イ			新入居者の受入準備において、入居時現地立会いは大学側（総合研修医センター）が実施し、事業者の業務対象外という理解でよろしいでしょうか。	立ち会いは事業者が行ってください。
731	退去者の手続き	101	5	4	3	(5)	2)	④	ウ			退去者の手続きにおいて、退去時現地立会いは大学側（総合研修医センター）が実施し、事業者の業務対象外という理解でよろしいでしょうか。	立ち会いは事業者が行ってください。
732	退去者の手続き	101	6	4	3	(5)	2)	④	ウ	a		「入居期限満了の居住者に対し、期限通知文書等の書類を配布する。」と記載されていますが、想定されている具体的な配布方法・配布場所をご教示ください。	研修医等用宿泊施設の入居者への郵送を想定していますが、ご提案頂いても宜しいです。
733	退去部屋の原状回復手続き	101	11	4	3	(5)	2)	④	エ	a		「大学と連携し、退去者の退去日を確認しながら新入居者の入居日を設定し、清掃、鍵交換、補修、壁張替え等を大学が指定する企業に依頼する。」とありますが、維持管理企業が本業務対象外として、業務を受託することは可能でしょうか。	維持管理企業が本業務対象外として、業務を受託することについては、協議によります。
734	退去部屋の原状回復手続き	101	12	4	3	(5)	2)	④	エ	a		「清掃、鍵交換、補修、壁張替え等を大学が指定する企業に依頼する。」と記載されていますが、現状回復工事範囲・内容の把握、事前調整等は事業者の業務対象外という理解でよろしいでしょうか。	当該業務は大学で行います。
735	退去部屋の原状回復手続き	101	12	4	3	(5)	2)	④	エ	a		「清掃、鍵交換、補修、壁張替え等を大学が指定する企業に依頼する。」と記載されていますが、原状回復費用の入居者からの費用徴収は大学側が行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
736	原状回復の協力企業	101	13	4	3	(5)	2)	④	エ	a		原状回復の企業を大学が指定することとなっているが、どの企業を想定されておりますでしょうか。	想定している企業はありません。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
737	退去部屋の原状回復手続き	101	13	4	3	(5)	2)	④	エ	b		「原状回復完了後、清掃業者と室内を確認する。」と記載がありますが、「清掃業者」とは「清掃、鍵交換、補修、壁張替え等を大学が指定する企業」であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
738	退去部屋の原状回復手続き	101	13	4	3	(5)	2)	④	エ	b		「原状回復完了後、清掃業者と室内を確認する。」と記載がありますが、確認した結果、現状回復工事が確実に実行されているかどうかの最終判断は大学側が行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
739	鍵の管理	101	17	4	3	(5)	2)	④	オ	b		「入居者が鍵を紛失した場合には、事業者が一時的に代わりの鍵を貸与する等の措置を行うこと。」と記載がありますが、一時的に貸与する鍵とは紛失した鍵のスペアキーという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
740	鍵の管理	101	17	4	3	(5)	2)	④	オ	b		「入居者が鍵を紛失した場合には、事業者が一時的に代わりの鍵を貸与する等の措置を行うこと。」と記載がありますが、一時的に貸与する鍵が紛失した鍵のスペアキーであるとした場合、紛失可能性を考慮し即時対応するためには、すべての宿泊室の一時貸与用の鍵を準備する必要があるという理解でよろしいでしょうか。	当該対応については、事業者の提案によります。
741	鍵の管理	101	17	4	3	(5)	2)	④	オ	b		「入居者が鍵を紛失した場合には、事業者が一時的に代わりの鍵を貸与する等の措置を行うこと。」と記載がありますが、一時貸与用の鍵を準備する費用については大学側が負担するという理解でよろしいでしょうか。	事業者で負担してください。
742	鍵の管理	101	17	4	3	(5)	2)	④	オ	b		「入居者が鍵を紛失した場合には、事業者が一時的に代わりの鍵を貸与する等の措置を行うこと。」と記載がありますが、利用者に影響が無ければ、必ずしも常駐対応の必要はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
743	鍵の管理	101	21	4	3	(5)	2)	④	オ	d		「鍵交換等を行い、退去者の鍵は使えないよう措置すること。」と記載されていますが、鍵交換については、紛失者が行うという理解でよろしいでしょうか。	鍵交換は事業者で行ってください。費用は紛失者の負担とします。
744	施設の監視と非常時の通報	101	24	4	3	(5)	2)	④	カ	b		「非常時には大学の関係機関と防災センターに連絡し、防災センターの指示に従い対応する。」と記載されていますが、防災センターとはどこを指すのかご教示ください。	大学の防災センターを指します。
745	B棟低層Ⅰ 日常管理業務	101	28	4	3	(5)	2)	④	キ			「土日祭日を除き、7時から21時まで」対応を行うとのことですが、早急に対応ができる措置を講ずる場合、B棟低層Ⅰに常駐していてもよいという理解でよろしいでしょうか。	No742をご参照ください。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
746	研修医等用の宿泊施設の日常業務	101	29	4	3	(5)	2)	④	キ			12月9日付けで公表された要求水準書(案)本文に関する質問10番の回答で、「参考プランでは、文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例施行規則第4条の適用の除外を想定しています。」と回答がありました。が、その他管理等においても本条例施行規則は適用の除外となるのでしょうか。	参考プランにおける適応除外は各室面積の規定のみを想定していますが、具体的な設定等については入札参加者の提案によるものとします。
747	日常管理業務	101	29	4	3	(5)	2)	④	キ			「土日祭日を除き、7時から21時まで次の対応を行う。」と記載されていますが、提案により7時から21時までの時間帯に対応ができれば、必ずしもその時間帯に常駐の必要はないという理解でよろしいでしょうか。	No742をご参照ください。
748	日常管理業務	101	31	4	3	(5)	2)	④	キ	a		「宅配ボックスの管理」と記載されていますが、想定される宅配ボックスの設置必要数をご教示ください。	参考プランではエントランス部分に4列14ボックス程度を想定していますが、具体的な設定は入札参加者の提案によることとします。なお宅配ボックス及びメールボックスについてはセキュリティを考慮しスルータイプが望ましいと考えます。
749	日常管理業務	101	31	4	3	(5)	2)	④	キ	a		「外部からの問い合わせ」と記載されていますが、どのような問い合わせ内容を想定されており、事業者にとどのような対応を求めているのかご教示ください。(入居者情報等問い合わせにない情報の開示は個人情報保護の観点からできない。)	入居者の関係者からの入居者の安否確認等の問い合わせに対して、当該問い合わせの確認を行うと共に、問い合わせのあった旨を大学に報告して頂くことを想定しています。
750	居住者同士のトラブル仲介	102	1	4	3	(5)	2)	④	キ	b		「事業者が本施設に関する業務を実施するのに関連し、入居者や大学からのクレーム受付の窓口としての業務を行う。」と記載されていますが、どのような状態を持ってクレーム受付窓口業務終了とみなされるのかご教示ください。	入居者からのクレームに対しては大学に報告すること、大学からのクレームに対しては入居者に伝えて頂くこととなります。
751	傷病人への対応	102	4	4	3	(5)	2)	④	キ	c		「入居者の急病や施設内でのケガが発生した場合、症状の悪化を防ぎ、快方に向かうよう、医療行為を伴わない範囲で症状に応じた処置をする。」と記載がありますが、大学が考えている医療行為を伴わない範囲とはどのようなものを想定されているのかご教示ください。	入居者を部屋に連れて行くことや移動の補助をする等、一般条理に基づく処置を想定しています。
752	入居者に対する改善勧告	102	7	4	3	(5)	2)	④	キ	d		「管理規定に従わない者、若しくは、他の入居者に対して迷惑行為を行う者に対して、改善勧告を行う。」と記載がありますが、事業者が実施する改善勧告は大学名で実施するのでしょうか。	ご理解の通りです。
753	業務範囲	102	15	4	3	(5)	3)	②				管球の交換は業務対象外と理解してよろしいですか。	管球は大学で支給しますが、交換は事業者で行ってください。
754	利用料金の大学への入金	102	16	4	3	(5)	3)	②	ア			収受した利用料金の大学への入金方法及び頻度を教えて下さい。指定口座に振込をする場合、振込手数料はどちらの負担になるのでしょうか。	落札者決定後に協議します。
755	交換頻度	102	19	5		(3)		②				客室清掃、リネン及びアメニティ管理の頻度の制約等はございますか？	事業者の提案によりますが、利用者が不便、不快とならないよう配慮してください。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
756	リネン物の管理	102	20	4	3	(5)	3)	②	オ			客室のリネン物の管理として、シーツ、毛布、枕カバー等の調達を行うとありますが、これは施設整備時に必要な調達であり、事業期間に買換えを行う場合は、事業対象外として購入すると考えてよろしいでしょうか。	買い換えも事業対象内となります。
757	リネン物の管理	102	20	4	3	(5)	3)	②	オ			客室のリネン物の管理として、シーツ、毛布、枕カバー等の調達を行うとありますが、マットレス、枕、カーテンは事業者の調達範囲に含まないとの理解でよろしいでしょうか。	No86をご参照ください。
758	リネン物の管理	102	20	4	3	(5)	3)	②	オ			客室のリネン物の管理として、シーツ、毛布、枕カバー等の調達を行うとあり、マットレス、枕、カーテンの調達が事業者の範囲に含まれる場合は、事業期間中における買換えによる調達備品の更新費用は、維持管理費相当・運営費相当(500百万円)に含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	No756をご参照ください。
759	大学関係者用宿泊施設の営業日数	102	26	4	3	(5)	3)	④	ア	a		大学関係者用宿泊施設は24時間円滑に対応することが求められていますが、営業日数は365日という理解でよろしいでしょうか。それとも、大学の事情による休業日があると理解してよろしいでしょうか。	営業日数は事業者の提案によりますが、利用者に不便とならない範囲でご提案ください。
760	山上会館について	103	25									本館と別館の、昨年度宿泊稼働率、利用者数、売上の開示をお願い出来ますか？	No4をご参照ください。
761	山上会館について	103	25									本館と別館の現状の宿泊料及び朝食代、昼食代、夕食代の開示をお願い出来ますか？	利用者に食事は提供していません。食事は館内や大学の飲食施設を利用しています。
762	山上会館について	103	25									本館と別館の現状の人員体制の開示をお願い出来ますか？	開示する予定はありません。
763	山上会館について	103	25									本館と別館の、現状室内清掃単価、リネン類及びアメニティ類の単価開示をお願い出来ますか？	開示する予定はありません。
764	山上会館について	103	25									本館と別館の、現状室内清掃単価、リネン類及びアメニティ類の単価開示をお願い出来ますか？	開示する予定はありません。
765	山上会館の図面	103	27	4	3	(6)						山上会館(本館と龍岡門別館)の図面を頂戴できますでしょうか。	No4をご参照ください。
766	山上会館及び別館の宿泊室等の管理業務①運営の目的 旅館業法対象の宿泊施設	103	29	4	3	(6)	1)	①				山上会館(本館・別館)は宿泊室として運営すると記載されていますが、現状のまま旅館業法対象外施設として運営するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
767	山上会館及び別館の宿泊室等の管理業務①運営の目的 旅館業法対象の宿泊施設	103	29	4	3	(6)	1)	①				山上会館(本館・別館)は宿泊室として運営すると記載されていますが、旅館業法の対象外施設として運営するのであれば、大学から事業者に対して「旅館業法の対象外施設であること」を説明する書面等の用意があるという理解でよろしいでしょうか。	山上会館・山上会館龍岡門別館は旅館業法の対象外施設として運営しますが、大学から事業者へ説明する書面等の用意については大学との協議となります。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
768	山上会館	104	2	4	3	(6)	1)	③	ア			山上会館の利用資格には「付属病院の患者とその家族等」も含まれるという解釈で宜しいでしょうか？	山上会館及び山上会館龍岡門別館の宿泊室の利用資格には「附属病院の患者とその家族」は含まないことを想定しておりますので、要求水準書から削除します。ただし、利用資格は状況により変更することがあります。
769	山上会館本館・別館の利用料	104	12	4	3	(6)	1)	③	エ			「現状の山上会館本館・別館や大学周辺の民間のビジネスホテルの利用料金を勘案し、選定事業者の提案も考慮して大学が定める」と記載されていますが、利用料の改定(値上げ)が前提であるとの理解でよろしいでしょうか。	特に値上げの前提は設けておりません。
770	山上会館本館・別館の利用料	104	12	4	3	(6)	1)	③	エ			「現状の山上会館本館・別館や大学周辺の民間のビジネスホテルの利用料金を勘案し、選定事業者の提案も考慮して大学が定める」と記載されていますが、山上会館本館・別館の利用料と、大学関係者用宿泊施設の利用料の水準について、大学の考え方をご教示いただけないでしょうか。	現時点では山上会館は現利用料、大学関係者用宿泊施設は山上会館よりやや高額とすることを想定しています。
771	山上会館本館・別館の宿泊利用者の電話代	104	12	4	3	(6)	1)	③	エ			「電話代(プリペイド式)については宿泊者が実費を負担する」と記載されており、現状はプリペイド方式だと想定しますが、この方式を変更することは可能と理解してよろしいでしょうか。	可能としますが、利用者の利便性に配慮して提案してください。
772	宿泊施設利用者の原状回復義務	104	17	4	3	(6)	1)	③	オ	a		山上会館本館・別館での「利用者が原状回復費用の負担する」と記載されていますが、原状回復費用は後払いとなることが考えられます。回収不能の事態が起きた場合は大学側が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
773	山上会館の現状回復費用	104	17	4	3	(6)	1)	③	オ	a		「利用者は退去時の際に発生する現状回復費用を負担する」とありますが、利用者から斯かる費用を回収できなかった場合、当該費用負担はどうなるのでしょうか。質問の主旨は、必ずしも施設の破損・損壊の帰責利用者を特定できない場合も考えられるところ、その場合の費用負担を確認したいものです。	No772をご参照ください。 なお、帰責利用者を特定できない場合はNo445をご参照ください。
774	大学による長期間の一定室の借り上げ	104	21	4	3	(5)	1)	③	オ	c		「大学が長期間の利用のために一定室を借り上げる形態にも対応する」と記載されていますが、その頻度、室数の見込みについてご教示いただけないでしょうか。	現時点では不明です。
775	山上会館龍岡門別館の業務対象エリアと業務範囲	104	35	4	3	(6)	2)	①	イ	b		山上会館龍岡門別館の業務対象エリアとして、「宿泊者用キッチン、ランドリー、トランクルーム、ラウンジ他」が挙げられていますが、業務範囲にはこれらに該当するものはありません。これらの管理は本業務対象外という理解でよろしいでしょうか。	宿泊者用キッチン、ランドリー、トランクルーム、ラウンジ他の管理も業務範囲内となります。
776	貸出物品対応	105	1	4	3	(6)	2)	②	ア			web予約システムとありますが、これは山上会館の既存予約システムを低層棟②の予約が可能となるよう拡張し、これを管理するということでしょうか。	必ずしも既存の予約システムを利用する必要はありません。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
777	貸出物品対応	105	1	4	3	(6)	2)	②	オ			貸出物品対応とありますが、物品そのものは大学側が調達し、保守管理を行うとの理解で宜しいでしょうか。また、貸出対応は低層棟②では実施しない想定なのでしょうか。	前段については、現在、山上会館龍岡門別館において宿泊者使用者に対する貸出物品はありません。したがって、貸出物品の対応については全て事業者の提案によるものとします。後段については、ご理解の通りです。なお、貸出物品や低層棟2での物品の貸出の提案は妨げません。
778	貸出物品対応	105	1	4	3	(6)	2)	②	オ			貸出物品は大学側で調達するのでしょうか。またどのようなものを想定されているのかご教示願います。	No777をご参照ください。
779	山上会館の予約システム	105	2	4	3	(6)	2)	②	ア			山上会館の宿泊予約の受付、管理について「Web予約システム等を含む」との記載がありますが、予約システムは既存システムを利用する必要がありますでしょうか。既存システムを利用する場合のシステムの概要(システム名、システム使用料等)を明示頂けますでしょうか。	No776をご参照ください。
780	山上会館本館・別館の宿泊予約の受付、管理	105	2	4	3	(6)	2)	②	ア			業務範囲として、「宿泊予約の受付、管理(Web予約システム等を含む)」と記載されていますが、Web予約システムはどのようなものかご教示いただけないでしょうか。	No776をご参照ください。
781	山上会館本館・別館の宿泊予約の受付、管理	105	2	4	3	(6)	2)	②	ア			業務範囲として、「宿泊予約の受付、管理(Web予約システム等を含む)」と記載されていますが、大学関係者用宿泊施設の同様箇所(要求水準書102ページ16行目)には、「Web予約システム等を含む」の記載がありません。この違いについて理由あるいは背景についてご教示いただけないでしょうか。	大学関係者用宿泊施設についても、Web予約システム等を含むこととします。
782	山上会館本館・別館の宿泊者の生活利用方法等に関する助言	105	7	4	3	(6)	2)	②	エ			業務範囲として、「宿泊者の生活、利用方法等に関する助言」と記載されていますが、具体的にはどういったことを想定すればよいでしょうか。	特に外国人の利用者に対して、情報提供をして頂くことを想定しています。
783	山上会館本館・別館の宿泊室利用者への貸出物品	105	7	4	3	(6)	2)	②	オ			業務範囲として、「宿泊室利用者への貸出物品の対応」がありますが、HP上には記載がありません。業務内容(貸出手続き・料金等)と対象物品(品数・個数等)をご教示いただけないでしょうか。	No776をご参照ください。
784	山上会館本館・別館のフロント対応の従業員の配置	105	16	4	3	(6)	2)	④	ア	a		「フロント対応の従業員を常時1名以上配置するが、本館には必ずしも常駐することを要しない」と記載されています。宿泊客の過失による事故及び火災が発生した場合、事業者側に過失がなければ事業者側は免責されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、当該事象の発生時には一般条理に基づき対応してください。
785	山上会館本館・別館のフロント対応の従業員の配置	105	16	4	3	(6)	2)	④	ア	a		「フロント対応の従業員を常時1名以上配置する」と記載されていますが、低層棟2の大学関係者用宿泊施設との連携により、フロント対応に支障がないように配慮できれば、常時配置は必須ではないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
786	山上会館の事務室の利用	106	14	4	3	(6)	2)	④	ク			山上会館本館に従業員を配置する場合は、「必要な貸借手続を経て、山上会館本館の現事務室の一部を利用すること」とありますが、必要な貸借手続とは何か具体的な手続内容をご教示ください。	山上会館の現事務室の一部を利用するための貸借手続をなりますが、具体的な手続き内容は事業者選定後に決定します。
787	山上会館の事務室の利用	106	14	4	3	(6)	2)	④	ク			山上会館本館に従業員を配置する場合は、「必要な貸借手続を経て、山上会館本館の現事務室の一部を利用すること」とありますが、手続当事者は誰になりますか。(大学-事業者、大学-当該業務受託企業のいずれでしょうか)	大学と事業者の間とすることを想定しております。
788	山上会館の事務室の利用	106	14	4	3	(6)	2)	④	ク			山上会館本館に従業員を配置する場合は、「必要な貸借手続を経て、山上会館本館の現事務室の一部を利用すること」とありますが、使用料は無償使用という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
789	山上会館	106	14	4	3	(6)	2)	④	ク			事務室の一部を利用するにあたり「貸借手続き」を経ることになっていますが、賃料は発生するのでしょうか？ 想定している範囲でご教示願います。	No788をご参照ください。
790	トランクルームの管理業務	106	27	4	3	(7)	1)					トランクルームに預け入れ可能なものについてはどのような物を想定されているかご教示ください。	書類や実験機器を想定しています。
791	トランクルームの管理業務	106	28	4	3	(7)	2)					トランクルームの管理業務の業務範囲について、利用者の選定は大学側が実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
792	トランクルームの管理業務	106	28	4	3	(7)	2)					トランクルームの管理業務の業務範囲について、選定した利用者の情報はどのような方法で事業者伝えられるのかご教示ください。	賃貸開始前に書面により事業者にお伝えいたします。
793	トランクルームの管理業務	106	28	4	3	(7)	2)					トランクルームの管理業務の業務範囲について、トランクルームは利用者が任意に間取りを変更して使用することを想定していますが、利用規定(間仕切り変更の基本的な考え方・制限等の規則を含む)に関しては大学側が作成するという理解でよろしいでしょうか。	規則等は大学が作成いたします。なお、任意に間取りを変更とありますのは、トランクルーム全体の範囲から利用者が専有部分の位置や面積を決めて賃借するという意味であり、専有部分を間仕切りすることでないことにご留意ください。
794	トランクルームの管理業務	106	28	4	3	(7)	2)					トランクルームの管理業務の業務範囲について、トランクルームは利用者が任意に間取りを変更して使用することを想定していますが、間仕切り変更工事の範囲・内容に関しては大学側が審査・承認を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
795	トランクルームの管理業務	106	28	4	3	(7)	2)					トランクルームの管理業務の業務範囲について、トランクルームは利用者が任意に間取りを変更して使用することを想定していますが、間仕切り変更工事については利用者側が契約する工事業者の責任で対応し、事業者側が工事内容の確認・工事立会い等の管理を行う必要はないという理解でよろしいでしょうか。例) 工事の遵法性の確認等が必要。	立ち会いは必須とはしませんが、大学の求めに応じて対応してください。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
796	トランクルームの管理業務	106	28	4	3	(7)	2)					トランクルームの管理業務の業務範囲について、トランクルームは利用者が任意に間取りを変更して使用することを想定していますが、利用者が退去する場合の原状回復工事に関しては大学側が管理を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
797	トランクルームの管理業務	106	28	4	3	(7)	2)					トランクルームの管理業務の業務範囲について、トランクルームは利用者が任意に間取りを変更して使用することを想定していますが、間仕切りの増に伴う管理業務量の増加・業務費用の増加については、何らかの形でサービス対価に反映されるという理解でよろしいでしょうか。	サービス対価は増額しません。
798	トランクルームの管理業務	107	3	4	3	(7)	4)					利用に関する説明書を作成するとありますが、利用規則は大学側で定め、事業者はこれを説明書にして周知するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
799	トランクルームの管理業務	107	4	4	3	(7)	4)	①				鍵の収受に関して、供用開始時に設置されている鍵は事業者が管理を行い、毎回利用者に貸与・回収を行うという理解でよろしいでしょうか。	鍵の収受方法は事業者の提案によりますが、利用者の不便にならないよう配慮ください。
800	トランクルームの管理業務	107	4	4	3	(7)	4)	①				利用者による鍵の紛失に伴う鍵交換費用は利用者側の費用負担であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
801	トランクルームの管理業務	107	4	4	3	(7)	4)	①				トランクルームは利用者が任意に間取りを変更して使用することを想定していますが、供用開始後、間仕切り変更に伴い追加された鍵については、鍵の仕様の違いやマスターキー作成等の問題があるため、利用者側で管理すべき物と考えます。間仕切り変更に伴い追加された鍵については事業者側が管理を行う必要はないという理解でよろしいでしょうか。	トランクルーム全体の範囲から占有部を分割する間仕切りの鍵は事業者で設置する等により事業者で鍵の管理を行ってください。なお、間仕切りの考え方については、No793をご参照ください。
802	トランクルームの管理業務	107	6	4	3	(7)	4)	②				トランクルームは利用者が任意に間取りを変更して使用することを想定していますが、変更に伴い追加された間仕切り他の情報について逐次事業者側で把握することは困難と考えられます。変更間仕切り他の情報の利用説明書等への反映は必要ないという理解でよろしいでしょうか。	各占有部内の間仕切りについてはご理解の通りです。トランクルーム全体の占有部を分割する間仕切りについては、利用説明書等へ反映してください。
803	トランクルームの管理業務	107	8	4	3	(7)	4)	③				トランクルームは利用者が任意に間取りを変更して使用することを想定していますが、利用方法の説明において、利用者によって任意に間仕切りが変更された部分については説明対象外という理解でよろしいでしょうか。	占有部内の間仕切りについてはご理解の通りです。トランクルームの占有部を分割する間仕切りについては、説明してください。
804	トランクルームの管理業務	107	12	4	3	(7)	4)	④				「利用規定に従わない者、若しくは、他の利用者に対して迷惑行為を行う者に対して、改善勧告を行う。」と記載がありますが、事業者が実施する改善勧告は大学名で実施するのでしょうか、事業者名で実施するのでしょうか、責任区分がどちらにあるのかも含めてご教示ください。	大学名で実施します。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
805	トランクルームの管理業務	107	14	4	3	(7)	4)	④				「違法行為を発見した場合等については、警察・大学に通報すること。」と記載がありますが、事業者が直接警察に通報する違法行為とはどのようなものを想定されているかご教示ください。	違法な物品を保管している等が想定されます。
806	トランクルームの管理業務	107	16	4	3	(7)	4)	⑤				「トランクルーム内を常に清潔に保つこと。」と記載がありますが、事業者が対応できるのは通路部分等共用部分に限られると考えます。鍵の掛けられた間仕切り内の清掃は業務対象外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
807	トランクルームの管理業務	107	18	4	3	(7)	4)	⑥				その他業務に「来館者への対応、宅配の收受、外部からの問い合わせに対する対応など、施設を管理する上で必要な事項について適切に対応すること。」と記載がありますが、対応時間について何らかの規定があればご提示ください。	7時から21時までとします。
808	トランクルームの管理業務	107	18	4	3	(7)	4)	⑥				その他業務に「来館者への対応」と記載がありますが、来館者とはトランクルーム利用者のことであるという理解でよろしいでしょうか。	利用者の他、利用を検討している者も含まれます。
809	トランクルームの管理業務	107	18	4	3	(7)	4)	⑥				その他業務に「来館者への対応」と記載がありますが、来館者がトランクルーム利用者である場合、事業者が行う本人確認方法についてご教示ください。	事業者の提案によります。
810	トランクルームの管理業務	107	18	4	3	(7)	4)	⑥				その他業務に「宅配の收受」と記載がありますが、宅配の收受に関してはトランクルーム利用者の物に限るという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
811	トランクルームの管理業務	107	18	4	3	(7)	4)	⑥				その他業務に「宅配の收受」と記載がありますが、仮に差出人不明のもの、冷蔵・冷凍便、生もの等収受が適当でない物が送付されてきた場合、事業者側で宅配の収受を拒否できるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
812	トランクルームの管理業務	107	18	4	3	(7)	4)	⑥				その他業務に「宅配の收受」と記載がありますが、収受した宅配に関しての収受後対応については事業者の業務対象外という理解でよろしいでしょうか。例) 収受した宅配の保管(保管場所の確保の問題)、収受した宅配物についての必要な連絡、送り主が受け取りに来なかった場合の対応等。	業務対象外としますが、一般条理に基づいて対応してください。
813	トランクルームの管理業務	107	18	4	3	(7)	4)	⑥				その他業務に「外部からの問い合わせ」と記載がありますが、事業者が対応すべき問い合わせに関してどのようなものを想定されているかご教示ください。例) トランクルームの空き情報等。	トランクルームの空き情報が主となると想定されます。
814	トランクルームの管理業務(需要変動リスクの分担)	107	20	4	3	(7)	5)					需要変動リスクの分担について「大学が負担する。」とあり、他の管理業務と異なり、業務に対する対価の支払いについての記載されていませんが、入札説明書の40頁(サービス購入費の構成)には「トランクルームの管理業務に要する費用」が認められているので、他の管理業務と同様に、対価の支払いがあると理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
815	サービス施設の利用料	108	1	5	1	(5)						サービス施設部分の利用料は、施設を利用される大学関係者等から直接収受するとの理解で宜しいでしょうか。また、その方法等については事業者の提案によるものと理解して宜しいでしょうか。	No831をご参照ください。
816	事業期間等	108	17	5	1	(2)		③				事業期間中は供用開始後3年を超え、大学との協議及び承諾を条件に事業内容を変更することができるが、その場合であっても要求水準の条件を満たす必要があると記載がございます。付帯事業(福利厚生施設)に関して、天変地異等の事象により要求事項を満たすことが困難な場合は大学との協議の上、前述の限りでなく柔軟にご対応いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
817	事業期間等	108	20	4	1	(2)		③				「大学との協議及び大学の承諾を条件に、事業内容を変更することができる」と記載ありますが、事業内容は変更せずに、協力企業を変更することは可能でしょうか。	大学の承認を得た場合は、可能とします。
818	運用方式等	108	24	4	1	(2)		④				「選定事業者が大学に対して施設利用料として40,000円/㎡・年を支払い」と記載ありますが、施設利用料につきましては、事業期間中の需要変動に応じ、事業者は大学と協議のうえ、施設利用料の見直しを行うことも可能にして頂けませんでしょうか。	事業契約書第92条をご参照ください。
819	福利厚生施設の運営	108	24	5	1	(2)	1)	④				福利厚生施設について、事業期間中の事業内容変更可能とのことですが、事業内容変更に伴い一時的に福利厚生施設の全部若しくは一部の運営が停止する場合、停止期間中も大学への施設利用料支払いが必要となるのでしょうか。	不要とします。
820	課金対象範囲(物販系・軽食系)	108	30	5	1	(2)		④	ア			物販系・軽食系の課金対象範囲は、「売場、レジ、倉庫、事務室等とし、客席部分は含まない」とありますが、軽食系として想定される「厨房部分」は課金対象範囲には含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	厨房部分は課金対象範囲に含まれます。
821	福利厚生(物販系・軽食系・飲食系)の課金対象範囲	108	32	5	1	(2)		④	ア	(イ)		物販系・軽食系の客席部分は課金対象範囲に含まず、飲食系の客席部分は課金対象範囲に含む理由についてご教示ください。	飲食系部分の店舗の客席は、当該店舗を利用し、飲食料金を支払う者のみが使用するため、課金対象としています。
822	課金対象範囲(飲食系)	108	32	5	1	(2)		④	ア			飲食系の課金対象範囲は、「厨房、倉庫、事務室及び客席部分等とする」とありますが、資料17-2-2及び17-2-3に記載がある、「レストラン階段」は課金対象範囲には含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	含まれません。
823	近隣競合店について	109	17			(4)						参考までに、新B棟低層棟想定場所近くの「ローソン2店舗」の年間売上開示をお願い出来ますか？	開示の予定はありません。
824	近隣類似店について(飲食)	109	17			(4)						参考までに、山上会館内の「ハーモニー」「御殿」等の飲食施設年間売上開示をお願い出来ますか？	開示の予定はありません。
825	近隣類似店について(軽食)	109	17			(4)						参考までに、病院内の「トール」「タリーズ」等の飲食施設年間売上開示をお願い出来ますか？	開示の予定はありません。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
826	メニュー&売価について	109	17			(4)						飲食系と軽食系について、業種、メニュー、提供価格帯、サービス方式等に制約はありますか？	提案によりますが、軽食系についてはテイクアウトにも対応してください。
827	必須のサービス	110	1	5	1	(4)		②	ア			必須のサービスにおいてですが、本業務と同様な業務を受託している民間企業でのヒアリングでは、拠点を設けてサービスを提供することのむずかしさを掲げています。DNA解析等は個人情報であり、窓口を介して、分析企業に送り、結果をCD等でやりとりするのではなく、直接、依頼された研究者等に電子データ(インターネット上のセキュリティーを確保)のやりとりと聞いています。本必須のサービスにおいて具体的にどのような業務を事業者へ委託したいのかもう少し具体的な業務内容をご教示ください。	当該業務は、拠点を設けず窓口業務のみでも可能です。なお、個人情報の保護は依頼者の責務であり、匿名化した状態での依頼を行うこと義務づけることは当然です。なお、データのやり取りの方法はCDでもネットでも構いません。
828	必須のサービス	110	1	5	1	(4)		②	ア			必須のサービスは、実際にこのサービスを提供する時期が、約6年後とのこともあり、市場やニーズの変化が想定されますので、実際に運営を開始する時点で、選定事業者と大学関係者との協議により、サービスの提供項目・内容や金額について協議していただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
829	必須のサービス	110	1	5	1	(4)		②	ア			サービスとしてDNA配列解析とオリゴ合成が必須と記載されていますが、本サービスの価格は選定事業者任せられるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
830	必須サービスの受付	110	1	5	1	(4)		②	ア			必須サービスの受付時間は、事業者の提案という理解で宜しいでしょうか。	提案に委ねますが、利用者の不便とならないようご配慮ください。
831	必須のサービス	110	1	5	1	(4)		②	ア			「汎用シークエンサーを用いたDNA配列解析」「オリゴ合成」に関するサービス提供は直接、研究者(教職員等)を行い、請求関係も大学側でなく研究者(教職員等)と行うと考えでよろしいでしょうか。	サービス提供は直接、研究者等に行ってください。また、事業者は大学に請求明細を提出し、当該明細に基づき大学が事業者に対価を支払います。
832	必須のサービス	110	1	5	1	(4)		②	ア			「汎用シークエンサーを用いたDNA配列解析」「オリゴ合成」が業務範囲に含まれていますが、本事業を実施するSPC以外でも上記のサービスを提供されてしまう環境なので、その場合、本事業で行うメリットはどのようなところなのでしょう？	前段につきましてはご理解の通りです。利用者にとっては近くに当該サービス施設があることで利便性が向上するメリットがあります。
833	必須のサービス	110	1	5	1	(4)		②	ア			「汎用シークエンサーを用いたDNA配列解析」「オリゴ合成」業務を行うのに毒劇物溶媒を使用することになりますが、現在、大学側で設置している溶媒倉庫は事業者側で使用できるのででしょうか。また、設置されていない場合は事業者側で設置しなければならないのでしょうか。	「汎用シークエンサーを用いたDNA配列解析」や「オリゴ合成」は各研究者が各々外注しているため、溶媒倉庫に該当するものを大学内には設置していません。
834	必須のサービス	110	1	5	1	(4)		②	ア			利用受付はウェブサイトでもよろしいでしょうか。人的な受付スタッフが必要でしょうか。	事業者の提案によります。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
835	サービス施設部分 必須サービス	110	7	5	1	(4)		②	ア			必須サービス業務を行うにあたり、業務のスケールメリットを望む場合、医師等利用者の方が当該サービス施設の受付を優先的に利用して頂けるものと理解してよろしいのでしょうか。	特に優先的に利用する決まりはありません。
836	提案を期待する サービス	110	8	5	1	(4)		②	イ			大学が期待するサービスの参考資料が今回、公表されていませんが、前回のものと同じと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
837	提案を期待する サービス	110	8	5	1	(4)		②	イ			大学が期待するサービス(前回公表された参考資料)については、個々のサービスの需要が不明であり、事業者として、サービス施設部分に機械や設備を事前に配置してビジネスが成り立つのか不明です。現時点では、「このサービスをこのような形であれば提供することが出来る」というご提案でよいという理解でよろしいでしょうか。	、「このサービスをこのような形であれば提供することが出来る」というような提案でも宜しいですが、可能な限り具体的な提案をしてください。
838	提案を期待する サービス	110	8	5	1	(4)		②	イ			大学が期待するサービスについては、サービスの提供個数が審査にどのように影響するのでしょうか。全項目の提案がなされた場合には満点となるような評価はなされないと理解してよろしいでしょうか。	利便性の向上等の効果について見るため、サービス提供の個数自体で評価することはありません。
839	提案を期待する サービス	110	8	5	1	(4)		②	イ			事業者が提案するサービスは、実際にこのサービスを提供する時期が、約6年後とのこともあり、市場やニーズの変化が想定されますので、実際に運営を開始する時点で、選定事業者と大学関係者との協議により、サービスの提供項目・内容や金額を協議していただけるものと理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
840	提案を期待する サービス【参考資料】	110	8	5	1	(4)		②	イ			前回(平成23年10月14日)公表の大学が期待するサービスについて、これらの期待するサービスは現在の研究者等からの要望と思われるですが、特に優先順位はありますでしょうか。	優先順位はありません。
841	提案を期待する サービス【参考資料】	110	8	5	1	(4)		②	イ			前回(平成23年10月14日)公表の大学が期待するサービスについて、これらの期待するサービスの提供は、例えば旅行代理店業務の場合、サービス施設部分に旅行代理店の拠点は設けず、選定事業者が確保した特定の旅行代理店と研究者等の利用者が直接連絡をとって、業務を行い、利用者から直接、利用料金を旅行代理店に支払われるとの理解でよろしいでしょうか。その他のサービスも基本的に同じ考え方との理解でよろしいでしょうか。	No831をご参照ください。
842	提案を期待する サービス【参考資料】	110	8	5	1	(4)		②	イ			前回(平成23年10月14日)公表の大学が期待するサービスについて、電子顕微鏡の操作者については、操作する顕微鏡の種類によっても操作者のスキルが問われると思いますが、このサービスを利用する際には、操作対象の顕微鏡等の種類や時間帯、期間について、サービスの提供企業と利用者が取り決めるとの理解でよろしいでしょうか。	No831をご参照ください。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
843	提案を期待するサービス【参考資料】	110	8	5	1	(4)		②	イ			前回(平成23年10月14日)公表の大学が期待するサービスについて、スカイプ等を用いた簡易な電話会議、ビデオ会議のシステム構築とメンテナンスのご要望がありますが、この業務を行う場合、選定事業者が確保したサービス提供者と利用者(大学等)がシステム構築の仕様をつめて、システムを構築・設置し、以後メンテナンスをおこなう契約を利用者とサービス提供者が直接行うとの理解でよろしいでしょうか。この際、システム構築・設置費およびメンテナンス費用については、サービス提供者に直接支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	No831をご参照ください。
844	提案を期待するサービス【参考資料】	110	8	5	1	(4)		②	イ			前回(平成23年10月14日)公表の大学が期待するサービスについて、バイオインフォマティクスの専門部署の設置とありますが、サービス施設部分にこの専門部署として人材を確保するのでしょうか。あるいは、これらの業務に精通している選定事業者が確保したサービス提供者の社内組織をもちいて、サービスを提供するとの理解でよろしいでしょうか。この場合、業務委託契約として、利用者(大学等)からサービス提供者に費用が支払われるとの理解でよろしいでしょうか。また、具体的な業務内容をご教示ください。	専門部署の設置でもサービス提供者の社内組織を用いる方法でも、いずれでも宜しいです。後段につきましては、No831をご参照ください。
845	提案を期待するサービス【参考資料】	110	8	5	1	(4)		②	イ			前回(平成23年10月14日)公表の大学が期待するサービスについての各業務は、基本的に利用者のニーズを基にサービスの提供企業が、個々のサービスごとに仕様等の協議を行い、契約し、その費用を、利用者がサービス提供企業に料金を支払うとの理解でよろしいでしょうか。	サービス提供企業に支払う形態でも、サービス施設部分を運営する企業が支払う形態でも、いずれでも宜しいです。
846	提案を期待するサービス【参考資料】	110	8	5	1	(4)		②	イ			前回(平成23年10月14日)公表の大学が期待するサービスについての各業務は選定事業者が確保したサービスの提供企業が行うとのことですが、本事業の資格審査において、個々のサービス業務を行うサービスの提供企業を資格申請時に明らかにする必要があるものとの理解でよろしいでしょうか。	参加資格表明書等の提出日で決まっている会社があれば記載してください。ただし、提案書受付日までに明らかにしてください。
847	提案を期待するサービス【参考資料】	110	8	5	1	(4)		②	イ			前回(平成23年10月14日)公表の大学が期待するサービスについての各業務は選定事業者が確保したサービスの提供企業が行うとのことですが、サービス施設部分に総合受付を配置し、その受け付けからサービスの提供企業に委託する形式とした場合、受付等の人件費はサービスの対価に上乗せされますので、現在利用している費用より高くなった場合でも利用していただけるものとの理解でよろしいでしょうか。あるいは、協議がととなわない場合には、サービスの提供を行わなくてもよろしいとの理解でよろしいでしょうか。	No835をご参照ください。また、必須のサービスは提供してください。

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a	i		
848	福利厚生(物販系・軽食系・飲食系)、及びサービス施設の需要変動のリスク分担	110	19	5	1	(5)						「本施設の供用開始後3年を超えた場合には、大学との協議及び大学の承諾を条件に、事業内容を変更することができるものとする」と記載があり、またその場合であっても要求水準(営業時間等)の条件を満たすことが必要となっております。一方で、付帯事業部分における利用者数の変動等、需要変動に伴うリスクは選定事業者が負担するとの記載がございますが、不可抗力等による著しい需要変動など、福利厚生施設の運用に大きく影響を与えるものに関しては、前段の記述と同様に必要に応じ大学側との協議の場を設けていただくことが可能であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
849	福利厚生(物販系・軽食系・飲食系)、及びサービス施設の外装に係る費用	110	21	5	1	(5)						福利厚生(物販系・軽食系・飲食系)、及びサービス施設部分の外装に係る整備と維持管理に関する費用のうち、「サッシ、ドア等は除く」と記載がありますが、このサッシ、ドア等とは、建物の法的、機能的にも必要とされる部分以外についてであり、例えばテナント側の要望で変更する場合はテナント負担で取り換えるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
850	附帯事業にかかる保険費用	110	24	4	3	(5)						「福利厚生・・・及び・・・に係る整備と維持管理に係る費用は、大学が・・・支払う。」とあり、附帯事業の運営にかかる保険費用は、提案価格に含めるという理解ですが、よろしかったでしょうか。	附帯事業に係る保険費用は提案価格に含めません。
851	サイン等の整備	110	27	5	1	(5)						12月9日付けで公表された要求水準書(案)本文に関する質問856番の回答で『『東京大学 建物誘導・案内標識 基本計画要綱』を入札公告時までには開示する予定です。』とありますが、記載されていないので開示して下さい。	別添資料24をご参照ください。

＜要求水準書 別表＞

番号	質問項目	質問箇所										質問内容	回答
		● 枚 目	区分		階	室名		列名(大 項目)		列名(小 項目)			
1	照明コンセント	1	共通		共通	電気設備		照明 コンセント		指示容量は(部屋の照明の容量)+(一般コンセント容量)+(実験用单相)の合計の原単位と考えてよろしいでしょうか。(12月9日の公表された「別表」に関する質問番号26の再質疑)		ご理解の通りです。	
2	宿泊系事務室の参考平面図面積	7	低層棟2	1F	事務室	(a)		5		宿泊系事務室の「参考平面図部屋面積が20㎡」となっていますが、資料17-2-3では「宿泊系事務42㎡」とされています。これは、フロント等の諸施設全体で42㎡となり、うち事務室は20㎡という理解でよろしいでしょうか。		ご理解の通りです。 なお、別表等に記載している通り、当該箇所の室面積の設定等は入札参加者の提案によるものとします。	
3	全般									齟齬が生じないためにも概要でも構いませんので前回からの変更点をご教示ねがいます。		変更点の公表は予定しておりません。	
4	疾患モデルセンターの入退室	1	疾患モデルセンター	B1	更衣室、処置室	扉仕様		出入口の施錠方式		疾患モデルセンターでは更衣内にICカードを置いておく運用になるかと思ひます。その際に、P1A室や処置室などに入室する際にICカード錠にて認証することができませんので、これらの部屋に入室する際はICカード錠を不要としてよいでしょうか。		ICカードを持ち込んでの作業を想定していますので、P1A室や処置室などに入室する際にもICカード錠は必要とします。	
5	疾患モデルセンター処置室・実験室電源	1	疾患モデルセンター	B1	処置室、実験室、P1A-実験室、P2A-実験室	電気		照明 コンセント		別表では「单相450VA/㎡2 三相250VA/㎡2」と実験室と同様の記載がありますが、実験室同様に、電源盤の2次側の工事は別途としてよろしいでしょうか。		別途工事とします。	
6	洗浄室のガスの用途	1	疾患モデルセンター	B1	洗浄室+AC	給排水衛生設備		都市ガス設備		洗浄室+ACに都市ガス設備が必要となっておりますが、どのような用途で利用されるのでしょうか。給湯設備での使用であれば、給湯熱源として、ガス以外(電気又は蒸気)を使用してもよろしいでしょうか。		ガスは給湯熱源を想定しての設置ですので、給湯熱源に電気、蒸気を使用する場合は、必須ではありません。	
7	A棟B1F 実験室のドラフトチャンバー	1	疾患モデルセンター	B1	実験室	特殊設備等		ドラフトチャンバー		ドラフトチャンバーの欄に記載の台数の安全キャビネット(クラスⅡA2)(間接排気タイプ)を設置すると考えてよろしいですか。また、安全キャビネットは未実装とし、大学側による実装と考えるとよろしいでしょうか。		ドラフトチャンバーです。 設置は別途工事です。	
8	A棟1F P1A-実験室のドラフトチャンバー	1	疾患モデルセンター	B1	P1A-実験室	特殊設備等		ドラフトチャンバー		ドラフトチャンバーの欄に記載の台数の安全キャビネット(クラスⅡA2)(間接排気タイプ)を設置すると考えてよろしいですか。また、安全キャビネットは未実装とし、大学側による実装と考えるとよろしいでしょうか。		ドラフトチャンバーです。 設置は別途工事です。	
9	A棟1F P2A-実験室のドラフトチャンバー	1	疾患モデルセンター	B1	P2A-実験室	特殊設備等		ドラフトチャンバー		ドラフトチャンバーの欄に記載の台数の安全キャビネット(クラスⅡA2)(間接排気タイプ)を設置すると考えてよろしいですか。また、安全キャビネットは未実装とし、大学側による実装と考えるとよろしいでしょうか。		ドラフトチャンバーです。 設置は別途工事です。	
10	実験用給排水の衛生器具	1	各区分共通	各階	各室共通	給排水衛生設備		実験用給排水		実験用給排水に「○」の記載がある室については、流し・手洗などの器具を実装し、配管接続まで見込むという解釈でよろしいでしょうか。		実験室については、予備配管のみで衛生器具の実装は想定していません。	
11	RI実験室電源	2	RI実験室	B1	RI実験室、RI-P2実験室、RI-動物実験室、RI汚染検査室	電気		照明 コンセント		別表では「单相450VA/㎡2 三相250VA/㎡2」と実験室と同様の記載がありますが、実験室同様に、電源盤の2次側の工事は別途としてよろしいでしょうか。		別途工事とします。	

番号	質問項目	質問箇所						質問内容	回答
		● 枚 目	区分	階	室名	列名(大 項目)	列名(小 項目)		
12	A棟B1F RI実験 室の ドラフトチャンバー	2	RI実験室	B1	RI実験室	特殊設備 等	ドラフト チャン バー	ドラフトチャンバーの欄に記載の台数の安全 キャビネット(クラスⅡB2)(排気ダクト接続タ イプ)を設置すると考えてよろしいですか。 また、安全キャビネットは事業者による実装と 考えてよろしいでしょうか。	ドラフトチャンバーです。 設置は別途工事です。
13	A棟B1F RI-P2実 験室の ドラフトチャンバー	2	RI実験室	B1	RI-P2実 験室	特殊設備 等	ドラフト チャン バー	ドラフトチャンバーの欄に記載の台数の安全 キャビネット(クラスⅡB2)(排気ダクト接続タ イプ)を設置すると考えてよろしいですか。 また、安全キャビネットは事業者による実装と 考えてよろしいでしょうか。	ドラフトチャンバーです。 設置は別途工事です。
14	A棟B1F RI-動物 実験室の ドラフトチャンバー	2	RI実験室	B1	RI-動物 実験室	特殊設備 等	ドラフト チャン バー	ドラフトチャンバーの欄に記載の台数の安全 キャビネット(クラスⅡB2)(排気ダクト接続タ イプ)を設置すると考えてよろしいですか。 また、安全キャビネットは事業者による実装と 考えてよろしいでしょうか。	ドラフトチャンバーです。 設置は別途工事です。
15	RI-汚染検査室の 実験用給排水の 用途	2	RI実験室	B1	RI-汚染 検査室	給排水衛 生設備	実験用給 給排水	実験用給排水が必要となっておりますが、ど のような用途で利用されるのでしょうか。	要求水準書にある、洗浄用です。
16	RI-汚染検査室の 都市ガスの用途	2	RI実験室	B1	RI-汚染 検査室	給排水衛 生設備	都市ガス 設備	都市ガス設備が必要となっておりますが、ど のような用途で利用されるのでしょうか。給湯 設備での使用であれば、給湯熱源として、ガ ス以外(電気又は蒸気)を使用してもよろしい でしょうか。	将来、検査器具などの増設用です。
17	RI-RI実験室の 都市ガスの用途	2	RI実験室	B1	RI-RI実験 室	給排水衛 生設備	都市ガス 設備	都市ガス設備が必要となっておりますが、ど のような用途で利用されるのでしょうか。給湯 設備での使用であれば、給湯熱源として、ガ ス以外(電気又は蒸気)を使用してもよろしい でしょうか。	実験用ガスバーナー用です。
18	RI-P2実験室の 都市ガスの用途	2	RI実験室	B1	RI-P2実 験室	給排水衛 生設備	都市ガス 設備	都市ガス設備が必要となっておりますが、ど のような用途で利用されるのでしょうか。給湯 設備での使用であれば、給湯熱源として、ガ ス以外(電気又は蒸気)を使用してもよろしい でしょうか。	実験用ガスバーナー用です。
19	RI-動物実験室の 都市ガスの用途	2	RI実験室	B1	RI-動物 実験室	給排水衛 生設備	都市ガス 設備	都市ガス設備が必要となっておりますが、ど のような用途で利用されるのでしょうか。給湯 設備での使用であれば、給湯熱源として、ガ ス以外(電気又は蒸気)を使用してもよろしい でしょうか。	実験用ガスバーナー用です。
20	RI-PET室の 都市ガスの用途	2	RI実験室	B1	RI-PET室	給排水衛 生設備	都市ガス 設備	都市ガス設備が必要となっておりますが、ど のような用途で利用されるのでしょうか。給湯 設備での使用であれば、給湯熱源として、ガ ス以外(電気又は蒸気)を使用してもよろしい でしょうか。	実験用ガスバーナー用です。
21	RI-貯蔵室の 実験用給排水の 用途	2	RI実験室	B1	RI-貯蔵 室	給排水衛 生設備	実験用給 給排水	実験用給排水が必要となっておりますが、ど のような用途で利用されるのでしょうか。	洗浄用です。
22	RI-廃棄室の 実験用給排水の 用途	2	RI実験室	B1	RI-廃棄 室	給排水衛 生設備	実験用給 給排水	実験用給排水が必要となっておりますが、ど のような用途で利用されるのでしょうか。	洗浄用です。
23	RI-排水処理室の 実験用給排水の 用途	2	RI実験室	B1	RI-排水 処理室	給排水衛 生設備	実験用給 給排水	実験用給排水が必要となっておりますが、ど のような用途で利用されるのでしょうか。	洗浄用です。
24	RI-排水処理室の 都市ガスの用途	2	RI実験室	B1	RI-排水 処理室	給排水衛 生設備	都市ガス 設備	都市ガス設備が必要となっておりますが、ど のような用途で利用されるのでしょうか。	将来、検査器具などの増設用です。

番号	質問項目	質問箇所						質問内容	回答
		● 枚 目	区分	階	室名	列名(大 項目)	列名(小 項目)		
25	バイオリソースセン ター電源	2	バイオリ ソースセ ンター	1	共用冷凍 保管室、 冷凍保管 室	電気	照明 コンセント	別表では「単相450VA/m2 三相250VA/m2」と実験室と同様の記載がありますが、実験室同様に、電源盤の2次側の工事は別途としてよろしいでしょうか。	別途工事とします。
26	大型・機器精密セ ンター電源	2	大型・機 器精密セ ンター	1	機器室	電気	照明 コンセント	別表では「単相450VA/m2 三相250VA/m2」と実験室と同様の記載がありますが、実験室同様に、電源盤の2次側の工事は別途としてよろしいでしょうか。	別途工事とします。
27	A棟各階 実験室の用途	3	一般部	各 階	実験室	室内環境	バイオ	バイオハザードの対策レベルがP1Aとなっていますが、各階の実験室では動物の飼育は行わず、実験動物を持ち込んで解剖することを想定しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。解剖・分析等を想定しています。 なお一般階の実験室での飼育は原則行いませんが、センター等より持ち込んだ動物の(解剖までの間の)一時的な管理はあります。
28	A棟各階 共通機器室の用 途	3	一般部	各 階	共通機器 室	室内環境	バイオ	バイオハザードの対策レベルがP1Aとなっていますが、各階の共通機器室では、実験動物に対して、どのような行為(飼育・解剖・分析等)を想定しているのでしょうか。	No27をご参照ください。(一般階の実験室と同様の考えです)
29	A棟実験室・共通 機器室の仕様につ いて	4	一般部	各 階	実験室・ 共通機器 室	室内環境	バイオ	A棟各階実験室、共通機器室の仕様としてP1Aが指定されておりますが、実験室、共通機器室で動物を飼育するという理解で宜しいでしょうか。 また参考プランにおいて、疾患モデルセンターで飼育している動物を実験室・共通機器室に移動する際の想定ルートがありましたらご教示願います。	No27,28をご参照ください。 なおルートについては特別な設定は想定しておりません。
30	生活用給排水の 衛生器具		共通	各 階	共通	給排水衛 生設備	生活用給 排水	生活用給排水に「○」の記載がある室については、流し・手洗などの器具を実装し、配管接続まで見込むという解釈でよろしいでしょうか。	準備配管のみです。
31	実験用給排水の 衛生器具		共通	各 階	共通	給排水衛 生設備	実験用給 排水	実験用給排水に「○」の記載がある室については、流し・手洗などの器具を実装し、配管接続まで見込むという解釈でよろしいでしょうか。	予備配管のみで衛生器具の実装は想定していません。
32	研究室の自然採 光について	5	本棟	5階 ～	研究室	一般事項	自然採光	自然採光について○と一が併記されておりますが、自然採光を確保すべき室数の下限値はございますでしょうか。	参考プランによる採光確保状況が概ねの目安となりますが、室環境や法的規制を踏まえ、具体的な設定は入札参加者の提案によるものとします。
33	P1Aエリア	3	一般 部	各 階	実験室 共通機器 室	室内環境	バイオ	P1Aとの記載がありますが、誤記と考えてよいでしょうか？	No27をご参照ください。
34	扉仕様	1						主要扉の形状欄に、2つの記号が併記されている諸室は、扉が2つ以上必要と考えてよろしいでしょうか。もしくは、2種類の中から選択するという意味でしょうか。	2箇所以上、かつ全ての扉が大きな扉の必要は無いと判断した室について並記表現としていますが、具体的な設定は使い勝手や避難・安全性を踏まえ入札参加者の提案によるものとします。
35	P1A	1	3	(g)	1			D1,2と記載されていますが、これは最低でもD1の扉とD2の扉を設けるという理解でよろしいでしょうか。	No34をご参照ください。
36	室内の温湿度環 境	3	一般 部	各 階	共通機器 室	室内環境	室内の温 湿度環境	質問215番に対する回答で、低温室、共通機器室は通年冷房での利用を見込んだ計画とすることで、別表を修正します。と回答がありますが、3月16日付で公表された別表では共通機器室の室内の温湿度環境は「一般」になっており前回から修正されていません。正しい表を開示して下さい。	共通機器室は通年冷房とします。

番号	質問項目	質問箇所						質問内容	回答	
		● 枚目	区分		階	室名	列名(大項目)			列名(小項目)
37	B棟本棟1F学生スペース天井高	4	本棟		1F	学生スペース	一般事項	天井高	天井高は「吹抜」とありますが、学生スペースに相応のゆったりとした天井高さを確保すれば、必ずしも吹抜に学生スペースを計画しなくて良いと考えますが、よろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
38	室内環境(クリーン)	1～7					室内環境	クリーン	クリーン度クラス10,000は、JIS B 9920におけるクラス7,ISO14644-1におけるクラス7と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
39	室内環境(クリーン)	1～7,12					室内環境	室内のクリーン度	クリーン度が、FED-STD-209の規格で表記されていますが、JIS B 9920,ISO14644-1に準拠すると記載されています。どの基準を用いればよろしいでしょうか、	JIS B 9920,ISO14644-1を採用して下さい。(要求性能を理解しやすいようにクラス10000の呼称を採用しています)
40	室内環境(クリーン)	12					室内環境	クリーン	JIS B 9920と,ISO14644-1の上限濃度は異なります。清浄度の測定および検証はどちらの基準とすればよろしいでしょうか。	動物飼育時等の達成については要求指定がありませんので、測定、検証はJIS B 9920を想定していますが、ISO14644-1を採用しても宜しいです。

＜要求水準書 別表(凡例)＞

番号	質問項目	質問箇所				質問内容	回答
		● 枚 目	行	(a)	1		
1	グループ内の部屋数設定について	1	21	(a)		「各グループ内で部屋面積・部屋数を適宜設定しても良い」とありますが、各グループにおける各部屋数の下限値はございますでしょうか。	参考プランに示す部屋数に対して20%の範囲内とします。
2	出入口	3	3	(g)	1	「大部屋には、原則として出入口を2箇所以上設ける」と記載されていますが、各階48㎡～97㎡の実験室においてメカニカルバルコニー側に1か所出入口を設ければ廊下側の出入口は1か所での理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
3	ドラフトチャンバー	4	8	(k)	1	「ドラフトチャンバー」「ドラフトチャンバーの将来対応について示す。 設置想定位置から屋上までのダクト(連絡線)及び外気取入れダクト、……1200m ³ /h程度を想定すること」と記載されていますが、この記載の適用範囲は、A棟1階機器室・1～9階実験室、B棟2～13階の実験室に将来設置するドラフトチャンバーに対するものと考え、A棟疾患モデルセンター、RI実験室エリアについては、適応対象外であると考えてよろしいですか。 (ドラフトチャンバー運転時に生外気を導入することになるため)	疾患モデルセンター、RIセンターについても、別表で要求している場所にはドラフトチャンバーの設置が予定されています。その場合空調負荷に外気負荷は見込んで下さい。それ以外に将来対応の準備は必要ありません。
4	積載荷重	8	18	(a)	9	○印の部屋の積載荷重は1000～1200kg/m ² 程度と記載がありますが、これは床設計用の積載荷重と考えてよろしいでしょうか。架構・基礎計算用や地震力計算用については、「建築構造設計指針(文部科学省)」によることを考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
5	積載荷重	8	19	(a)	9	特に重量物がある場合は○印とする(1,000～1,200kg/m ² 程度の積載荷重を見込む事)と記載されておりますが、床以外の部位(梁等)に対しては適宜リダクションを掛けた値として宜しいでしょうか。	No4をご参照ください。
6	特殊ガス使用室	11	5	(i)	2	「○印は特殊ガスを使用する部屋を示す」とありますが、別表中に「○」印の記載がありません。ガス漏れ検知器も設置不要と考えてよろしいでしょうか。不可の場合、特殊ガス使用室をご教示ください。	特殊ガスの感知器は、バイオリソースセンター共通冷凍保管が対象となります。
7	全般					齟齬が生じないためにも概要でも構いませんので前回からの変更点をご教示ねがいます。	変更点の公表は予定しておりません。

＜要求水準書 資料＞

番号	質問項目	質問箇所			質問内容	回答
		資料番号	枝番	枝番		
1	事業計画地	2	2		事業計画地位置図・周辺現況図(B棟) 外来棟前の道路全てが事業計画地と想定されていますが、現在の植栽部分より外来棟側の2車線についても改修等の想定をしているのでしょうか。	参考プランにおいてはご理解の通りですが、具体的な計画は入札参加者の提案によるものとします。
2	事業計画地	2	2		事業計画地位置図・周辺現況図(B棟) 設備管理棟の東側も事業計画地と想定されていますが、その主旨は低層棟1へのアクセス路の整備と考えてよろしいでしょうか。もしくは、道路境界部分のフェンスの変更を想定されているのでしょうか。	前段について、参考プランにおいてはご理解の通りですが、具体的な計画は入札参加者の提案によるものとします。
3	事業計画地	2	2		事業計画地位置図・周辺現況図(B棟) 事業計画地に山上会館龍岡門別館の北側テラスが含まれていますが、テラス部分の計画を想定されているのでしょうか。	参考プランにおいてはご理解の通りですが、具体的な計画は入札参加者の提案によるものとします。
4	液化窒素タンク	3	1		参考外構・緑化計画図 液化窒素タンクの新設位置は、A棟Ⅰ期のエリアに含まれますが、同液化窒素タンクを利用するバイオリソースセンターは、A棟Ⅱ期で整備する計画です。液化窒素タンクの整備及び維持管理・運営開始は、A棟Ⅱ期の整備スケジュールと併せても構わないとの理解で宜しいのでしょうか。	ご理解の通りです。
5	既存高木	3	1		既存高木は現に図示された場所に存在しているのでしょうか。異なる場合、どの樹木を移植するのかご指示願います。	概ねの位置としてはご理解の通りですが、詳細については公表済みの敷地測量図等をご参照下さい。
6	既存高木	3	2		既存高木は現に図示された場所に存在しているのでしょうか。異なる場合、どの樹木を移植するのかご指示願います。	No5をご参照ください。
7	インフラ(給水)盛替え	5	1		都水道水・井水配管位置図 A棟計画にあたり支障となる給水管の盛替えを検討するため、既設給水管の詳細位置・深さが分かる資料をご提示いただけないでしょうか。(2011年12月9日付質疑回答「資料」のNo.7の関連質疑です)	別添資料27, 28, 29をご参照下さい。
8	インフラ(給水)盛替え	5	1		都水道水・井水配管位置図 東研究棟と第一研究棟の高架水槽が撤去されるため、代替設備の検討にあたり、両棟の既存設備仕様をご提示願います。(高架水槽容量と設置高さ、揚水ポンプの揚水量・揚程・ポンプ動力) (2011年12月9日付質疑回答「資料」No.8の関連質疑です)	No7をご参照ください。
9	A棟の工事に伴う給水配管盛替工事	5	1		本郷キャンパス都水道水・井水配管位置図 A棟建設に伴い、撤去・盛替が必要な、資料5-1に記載の既存設備スペック(高架水槽の容量と設置高さ、揚水ポンプの揚水量×揚程×動力)については、前回の質疑で「入札公告までに示す予定です。」との回答がありましたが、記載されていないので、ご提示をお願いします。	No7をご参照ください。
10	A棟の工事に伴う給水配管盛替工事	5	1		本郷キャンパス都水道水・井水配管位置図 A棟建設に伴い、撤去が必要な高架水槽から供給している給水系統については、A棟Ⅰ工事で設置するA棟用の受水槽および、加圧給水ポンプを兼用して供給する計画としてよろしいですか。	直結ポンプ設置、受水槽、A棟と受水槽兼用等、方式は事業者の提案とします。

番号	質問項目	質問箇所				質問内容	回答
		資料番号	枝番	枝番	資料名		
11	既存内科研究棟の高置水槽からの給水先	5	1		本郷キャンパス都水道水・井水配管位置図	既存内科研究棟に3基の高置水槽が設置されていますが、それらの給水先は現状内科研究棟のみに供給されていると考えてよろしいでしょうか。(第一研究棟・東研究棟へ矢印が延びているため、他棟へ供給している場合、内科研究棟解体前に盛替える必要があります)	No7をご参照ください。
12	既存内科研究棟の高置水槽からの給水先	5	1		本郷キャンパス都水道水・井水配管位置図	既存内科研究棟から第一研究棟・東研究棟等へ供給している場合は、供給ヶ所をご提示下さい。	No7をご参照ください。
13	インフラ(給水)盛替え	5	2		都水道水・井水配管位置図	B棟計画にあたり支障となる給水管の盛替えを検討するため、既設給水管の詳細位置・深さが分かる資料をご提示いただけないでしょうか。(2011年12月9日付質疑回答「資料」のNo.7の関連質疑です)	現在公表している資料より詳細な資料はありませんが、共同溝内については別添資料27をご参照ください。B棟計画地の給水管については、共同溝内に仕切弁がありますので、そちらで止水して敷地内の給水管は撤去して下さい。
14	龍岡門別館	5	2		既存建物図面(山上会館別館)	要求水準書 第3章3 3(4)1ウにおいて、山上会館龍岡門別館の共用部と外構は清掃業務の範囲に含まれるとありますが、清掃業務の対象となる外構の範囲を具体的に図示して下さい。また、駐車場及び駐輪場がありましたら場所及び駐車台数を合わせて教えて下さい。	前段については別添資料25をご参照ください。後段について、既存山上会館別館付の駐車場・駐輪上の設定はありません。
15	インフラ(排水)盛替え	6			排水管位置図	A棟・B棟計画にあたり支障となる排水管の盛替え及びA棟・B棟排水管接続先を検討するため、既設排水管の詳細位置・深さが分かる資料(平面図と縦断図等)をご提示いただけないでしょうか。(2011年12月9日付質疑回答「資料」のNo.18の関連質疑です)	現在公表している資料より詳細な資料はありません。
16	A棟・B棟工事範囲の既存排水管	6			本郷キャンパス排水管位置図	A棟・B棟工事範囲にある既存排水管は切り回しが必要ですが、資料では口径及び深さが読み取れず、流れる方向もわかりませんので、切り回し計画ができません。読み取れる資料をご提示下さい。	現在公表している資料より詳細な資料はありません。
17	B棟通信引込	9	2		ネットワーク構成図	ネットワーク構成図に「民間プロバイダ」の引込の記載がありますが、引込は共同溝経由と考えてよろしいでしょうか。(新規に架空引込を準備する必要がありますでしょうか。)	ご理解の通りです。
18	SW・HUB、メディアコン	9	2		ネットワーク構成図	B棟(本棟)のUT-net系の「SW・HUB」と、B棟(本棟)B棟(低層棟2)の「メディアコン」が実線で表記されていますが、本工事に含むのであれば機器の仕様を提示してください。	入札参加者の提案によるものとします。
19	情報コンセント数	9	2		ネットワーク構成図	B棟(本棟)の情報コンセントは、別表に記載されている「(B)×1」ごとに、院内系2口・UT-net系1口・民間プロバイダー系1口を1組とし、「(B)×2」では2組必要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
20	共同溝内のケーブルラック	13	3		高圧幹線配線図	共同溝内を高圧幹線配線ルートとなっていますが、共同溝内に既設ケーブルラックがあり、今回敷設用のケーブルスペースがあると考えてよろしいでしょうか。	【重要変更事項】 高圧幹線配線ルートについては、資料10-3を提示しましたが、既設共同溝状況によりルートを別添資料33に示すとおり変更します。

番号	質問項目	質問箇所				質問内容	回答
		資料番号	枝番	枝番	資料名		
21	B棟道路境界部分フェンス等	14	2		工事区分表	当該項目が本工事に含まれていますが、法的な制約などにより既存フェンスを変更する必要があるのでしょうか。もしくは、フェンス等の変更を提案した場合には本工事扱いとするという意味でしょうか。	前段について、参考プランでは東京都安全条例を踏まえ、低層棟1の出入口用として当該部分のみ既存塀改築を想定していますが、それ以外の部分の改修等は想定していません。後段について、ご理解の通りです。
22	B棟道路境界部分フェンス等	14	2		工事区分表	当該項目が本工事に含まれていますが、想定している工事範囲があればお教えてください。	No2、No21をご参照ください。
23	什器の工事区分	14			工事区分表	工事区分表中の「事務機器、OA機器類、什器(各機器の転倒防止対策共)」は別途工事となっていますが、一方要求水準書 第2章7(5)の表中ではラウンジ、学生スペース等に「家具」を適宜調達し、設置することとなっております。要求水準書のおける「家具」とは椅子・机・テーブルを指し、工事区分表中の「什器」とは鋼製棚、ラック、移動書架を指すという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
24	自転車置き場用ラック	14			工事区分表	「自転車置き場用ラック(平置き式)」と記載されていますが、全ての駐輪場にラックが必要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
25	自転車置き場屋根	14			工事区分表	A棟既存の駐輪場には屋根がかかっていますが工事区分表には記載がありませんので不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
26	ブラインド工事区分	14			工事区分表	以前公表された質問回答No.162では、ブラインド、カーテンは別途工事と記載がありましたが、今回の工事区分表では本工事となっています。どちらが正しいのでしょうか。	工事区分表を正とします。
27	B棟道路境界部分フェンス等	14			工事区分表	B棟道路境界部分フェンス等が本工事となっていますが、具体的にどのあたりを想定しているのでしょうか。既存の塀(保存建造物第一種)の撤去等を想定したものでしょうか。	No2、No21をご参照ください。
28	流し台・吊戸棚	14			工事区分表	ドラフトチャンバー、スクラバーは別途とありますが、電源対応も別途と考え、電源用の盤の設置スペースを設けることで考えてよろしいでしょうか。異なる場合は考え方をご指示願います。	ご理解の通りです。
29	什器転倒防止用壁下地	14			工事区分表 機械	工事区分表には「量水器 研究室エリア」および「ガスメーター 研究室エリア」が本工事とされていますが、別表において研究室には給排水設備および特殊ガスの使用についての記載がありません。別表を正としてよろしいでしょうか。	別表を正とします。
30	什器転倒防止用壁下地	14			工事区分表 建築	工事区分表には「什器転倒防止金具固定用壁下地」とあり、要求水準書p.25 第2章 6(3) 3) ① カ dには「長押」とありますが、どちらが正でしょうか。	長押を正とします。

番号	質問項目	質問箇所				質問内容	回答
		資料番号	枝番	枝番	資料名		
31	解体対象建物	16	1		解体対象建物資料	【資料16-1】解体対象建物資料(臨床講堂棟)には、基礎伏図があり杭が明記されておりますが、その他の【資料16-2】～【資料16-5】には基礎伏図は無く、また杭は記載されておられません。解体対象建物のうち臨床講堂棟以外の建物には杭が無いとの理解でよろしいでしょうか。	松杭等の基礎が存在する可能性はありますが、現段階で提示できる資料はありません。
32	解体対象建物資料	16				臨床講堂棟を除く全ての解体対象建物は、杭が無いものと考えて宜しいでしょうか。	No31をご参照ください。
33	解体対象建物資料	16				解体対象建物の地下躯体に関し、現在公表されている参考資料から読み取ることのできないもの(寸法や構造)に対しては想定して計画するものとし、公表図面から想定し得ない実際との大きな齟齬が発覚し、費用の増額が免れない場合には、サービス購入費が増額されるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りですが、当該事情による増額は大学との協議により決定した合理的な範囲とします。
34	A棟疾患モデルセンター	17	1	1	参考平面図(A棟)地下1階	動物管理区域の適正な管理及び運用手順等は事業者提案との理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
35	管理室	17	1	1	参考平面図(A棟)地下1階	中央下部に管理室があり、用途は事務室となっていますが主に何をする為の部屋でしょうか。	疾患モデルセンター管理者の事務スペースを想定していますが、具体的な計画は入札参加者の提案によるものとします。
36	A棟の共同溝	17	1	1	参考平面図(A棟)地下1階	共同溝工事に関する要求条件、または、こちらで条件を仮定するための周辺既存共同溝すべてのスペック、図面等をいただけないでしょうか。	別添資料27をご参照下さい。なお具体的な計画は入札参加者の提案によるものとします。
37	A棟北西の共同溝	17	1	1	参考平面図(A棟)地下1階	A棟北西に「既存共同溝接続」との記載がありますが、接続に必要な断面寸法または、確保すべき必要なスペース(配管種別・配管径・本数)をご指示いただけないでしょうか。	具体的な計画は入札参加者の提案によるものとしますが、公表している資料にある、蒸気管(SGP(sch40) 最高蒸気圧力0.05MPa)の切り回し、点検できるように計画してください。
38	A棟北西の共同溝	17	1	1	参考平面図(A棟)地下1階	既存共同溝躯体と新設躯体の接続に関する設計方針、設計条件等(接続位置、接続する断面寸法、接続方法等)をいただけないでしょうか。	具体的な計画は入札参加者の提案によるものとします。 なお共同溝の設計仕様等については「共同構設計指針:(社)日本道路協会」等に準拠した計画として下さい。
39	A棟南東の共同溝	17	1	1	参考平面図(A棟)地下1階	A棟南東に「共同溝新設 既存接続」との記載がありますが、新設共同溝に必要な断面寸法、確保すべき必要なスペース(配管種別・配管径・本数)をご指示いただけないでしょうか。	公表している資料にある、蒸気管(SGP 最高蒸気圧力0.05MPa)の切り回し、点検できるように整備してください。
40	A棟南東の共同溝	17	1	1	参考平面図(A棟)地下1階	新設共同溝躯体の設計方針、条件等(位置、寸法、仕様、防水、荷重等)をご指示いただけないでしょうか。	具体的な計画は入札参加者の提案によるものとします。 なお共同溝の設計仕様等については「共同構設計指針:(社)日本道路協会」等に準拠した計画として下さい。
41	A棟南東の共同溝	17	1	1	参考平面図(A棟)地下1階	既存共同溝躯体と新設躯体の接続に関する設計方針、条件等(接続位置、接続する断面寸法、接続方法等)をご指示いただけないでしょうか。	具体的な計画は入札参加者の提案によるものとします。 なお共同溝の設計仕様等については「共同構設計指針:(社)日本道路協会」等に準拠した計画として下さい。

番号	質問項目	質問箇所				質問内容	回答
		資料番号	枝番	枝番	資料名		
42	参考平面図A棟1階	17	1	2	参考平面図A棟1階	図面右下 既存タンク置場付近に、整備範囲を示す赤点線が記されていますが、これは『今回A棟用の液化窒素タンクを設置する』ことを示すものと考えてよろしいですか。異なる場合は、具体的な整備内容と整備範囲をご教示ください。	前段について、ご理解の通りです。
43	参考平面図A棟1階	17	1	2	参考平面図A棟1階	A棟右下 整備範囲を示す赤点線が図面下方に伸びているように見受けられますが、これは『既存蒸気配管の盛替えを行う』ことを示すものと考えてよろしいですか。異なる場合は、具体的な整備内容と整備範囲をご教示ください。	渡り廊下整備を示しています。
44	▲マークと△マーク	17	1	2	参考平面図(A棟) 1階	資料17-1および資料17-2に共通した質問です。 ▲マークは自動ドア、△マークは開き戸という理解でよろしいでしょうか。	参考プランではご理解の通りですが、具体的な計画については入札参加者の提案によります。
45	サービス用出入口	17	1	2	参考平面図(A棟) 1階	サービス用出入口が、合計3箇所ございますが、各々の出入口で用途を使い分ける等の想定に沿った設定であれば、想定内容をご教示願います。	参考プランでは疾患モデル系、バイオリソース系、一般部廃棄物系での区分けを想定しましたが、具体的な計画については入札参加者の提案によります。
46	A棟1階疾患モデルセンター	17	1	2	参考平面図(A棟) 1階	P1A実験室、P2A実験室の各前室に隣接して小部屋のようなスペースが各4箇所程度ありますが、どのような用途で使われるスペースでしょうか。	人動線用の前室、及び物資用のパスボックス等を想定しています。
47	A棟1階疾患モデルセンター飼育室	17	1	2	参考平面図(A棟) 1階	1階疾患モデルセンターに配置されているP1A飼育室の前室の考え方が、地下1階P1A飼育室と異なっています。同じP1Aでも1階と地下1階では飼育形態が異なるのでしょうか。	基本的には地下1階、地上1階のP1Aで飼育形態に差はありませんが、参考プランに示す地上1階P1Aについては、今後の実験運用の変更にて場合によってはP2Aへの変更もあり得ることを想定しP2A同様の平面計画としています。
48	B棟低層棟2 地下1F福利厚生(飲食系)参考面積	17	2	2	参考平面図(B棟) 地下1階	低層棟2に位置する、福利厚生(飲食系)の参考面積は、客席部265m ² 、厨房関係85m ² となっておりますが、別表「各室エリアの要求水準」では、客席部275m ² 、厨房75m ² となっております。合計で350m ² は変わりませんが、どちらの面積を参考面積として優先されるかをご教示願います。	具体的な面積設定は入札参加者の提案による部分ですので、どちらも概ねの目安として下さい。
49	B棟の共同溝	17	2	2	参考平面図(B棟) 地下1階	共同溝工事に関する要求条件、または、こちらで条件を仮定するための周辺既存共同溝すべてのスペック、図面等をいただけないでしょうか。	別添資料27をご参照下さい。なお具体的な計画は入札参加者の提案によるものとします。
50	B棟北の共同溝(東側)	17	2	2	参考平面図(B棟) 地下1階	B棟北側に「共同溝新設」との記載がありますが、接続に必要な断面寸法または、確保すべき必要なスペース(配管種別・配管径・本数)をご指示いただけないでしょうか。	別添資料27をご参照下さい。なお具体的な計画は入札参加者の提案によるものとします。
51	B棟北の共同溝(東側)	17	2	2	参考平面図(B棟) 地下1階	新設共同溝躯体の設計方針、条件等(位置、寸法、仕様、防水、荷重等)をご指示いただけないでしょうか。	具体的な計画は入札参加者の提案によるものとします。 なお共同溝の設計仕様等については「共同構設計針: (社) 日本道路協会」等に準拠した計画として下さい。
52	B棟北の共同溝(東側)	17	2	2	参考平面図(B棟) 地下1階	B棟北側に「共同溝新設」との記載がありますが、接続先が不明です。ご指示頂けないでしょうか。	既存共同溝を経由し、既存設備管理棟地下階や病院エリアへの接続を想定しています。

番号	質問項目	質問箇所				質問内容	回答
		資料番号	枝番	枝番	資料名		
53	B棟北の共同溝(東側)	17	2	2	参考平面図(B棟)地下1階	既存共同溝に新設共同溝を接続するとき、既存共同溝に共同溝会合部を設ける必要があるでしょうか。その場合の会合部に関する設計方針、条件等をご指示いただけないでしょうか。	具体的な計画は入札参加者の提案によるものとします。 なお共同溝の設計仕様等については「共同構設計指針:(社)日本道路協会」等に準拠した計画として下さい。
54	B棟北の共同溝(東側)	17	2	2	参考平面図(B棟)地下1階	既存共同溝に新設共同溝を接続するとき、既存共同溝に共同溝会合部を設ける場合、既存共同溝内の配管等を盛り替える必要があると思われますが、盛り替え計画等ご指示頂けないでしょうか。	別添資料27をご参照下さい。なお具体的な計画は入札参加者の提案によるものとします。
55	B棟北の共同溝(西側)	17	2	2	参考平面図(B棟)地下1階	B棟北側に「共同溝新設」との記載がありますが、接続に必要な断面寸法または、確保すべき必要なスペース(配管種別・配管径・本数)をご指示いただけないでしょうか。	別添資料27をご参照下さい。なお具体的な計画は入札参加者の提案によるものとします。
56	B棟北の共同溝(西側)	17	2	2	参考平面図(B棟)地下1階	新設共同溝躯体の設計方針、条件等(位置、寸法、仕様、防水、荷重等)をいただけないでしょうか。	具体的な計画は入札参加者の提案によるものとします。 なお共同溝の設計仕様等については「共同構設計指針:(社)日本道路協会」等に準拠した計画として下さい。
57	B棟北の共同溝(西側)	17	2	2	参考平面図(B棟)地下1階	B棟北側に「共同溝新設」との記載がありますが、接続先が不明です。ご指示頂けないでしょうか。	既存共同溝を経由し、既存設備管理棟地下階や病院エリアへの接続を想定しています。
58	B棟北の共同溝(西側)	17	2	2	参考平面図(B棟)地下1階	既存会合部に開口を設けて新設共同溝を接続するとき、会合部開口部および接続部に関する設計方針、条件等(開口補強、接続位置、接続する断面寸法、接続方法等)をご指示いただけないでしょうか。	具体的な計画は入札参加者の提案によるものとします。 なお設計仕様等については「共同構設計指針:(社)日本道路協会」等に準拠した計画として下さい。
59	B棟北の共同溝(西側)	17	2	2	参考平面図(B棟)地下1階	既存会合部を解体し、新設会合部を設けて新設共同溝を接続するとき、新設会合部の設計方針、条件等(位置、寸法、仕様、防水、荷重等)をいただけないでしょうか。	具体的な計画は入札参加者の提案によるものとします。 なお共同溝の設計仕様等については「共同構設計指針:(社)日本道路協会」等に準拠した計画として下さい。
60	B棟北の共同溝(西側)	17	2	2	参考平面図(B棟)地下1階	共同溝会合部を設ける場合、既存共同溝内の配管等を盛り替える必要があると思われますが、盛り替え計画等ご指示頂けないでしょうか。	別添資料27をご参照下さい。なお具体的な計画は入札参加者の提案によるものとします。
61	B棟西の共同溝	17	2	2	参考平面図(B棟)地下1階	B棟西側に「既存共同溝接続」との記載がありますが、接続に必要な断面寸法または、確保すべき必要なスペース(配管種別・配管径・本数)をご指示いただけないでしょうか。	別添資料27をご参照下さい。なお具体的な計画は入札参加者の提案によるものとします。
62	B棟西の共同溝	17	2	2	参考平面図(B棟)地下1階	B棟西側に「既存共同溝接続」との記載がありますが、既存共同溝会合部に接続と考えてよろしいでしょうか。	参考プランにおいては、ご理解の通りです。
63	B棟西の共同溝	17	2	2	参考平面図(B棟)地下1階	既存共同溝会合部躯体と新設躯体の接続に関する設計方針、条件等(接続位置、接続する断面寸法、接続方法等)をご指示いただけないでしょうか。	具体的な計画は入札参加者の提案によるものとします。 なお共同溝の設計仕様等については「共同構設計指針:(社)日本道路協会」等に準拠した計画として下さい。

番号	質問項目	質問箇所				質問内容	回答
		資料番号	枝番	枝番	資料名		
64	B棟西の共同溝	17	2	2	参考平面図(B棟)地下1階	既存会合部に開口を設けて接続するとき、会合部開口部および接続部に関する設計方針、条件等(開口補強、接続位置、接続する断面寸法、接続方法等)をご指示いただけないでしょうか。	具体的な計画は入札参加者の提案によるものとします。 なお共同溝の設計仕様等については「共同構設計指針:(社)日本道路協会」等に準拠した計画として下さい。
65	B棟西の共同溝	17	2	2	参考平面図(B棟)地下1階	既存会合部を解体し、新設会合部を設けて新設共同溝を接続するとき、新設会合部の設計方針、条件等(位置、寸法、仕様、防水、荷重等)をいただけないでしょうか。	具体的な計画は入札参加者の提案によるものとします。 なお共同溝の設計仕様等については「共同構設計指針:(社)日本道路協会」等に準拠した計画として下さい。
66	B棟西の共同溝	17	2	2	参考平面図(B棟)地下1階	共同溝会合部を設ける場合、既存共同溝内の配管等を盛り替える必要があると思われるが、盛り替え計画等ご指示頂けないでしょうか。	別添資料27をご参照下さい。なお具体的な計画は入札参加者の提案によるものとします。
67	B棟東の共同溝	17	2	2	参考平面図(B棟)地下1階	B棟東側に「共同溝新設」との記載がありますが、接続に必要な断面寸法または、確保すべき必要なスペース(配管種別・配管径・本数)をご指示いただけないでしょうか。	別添資料27をご参照下さい。なお具体的な計画は入札参加者の提案によるものとします。
68	B棟東の共同溝	17	2	2	参考平面図(B棟)地下1階	新設共同溝躯体の設計方針、条件等(位置、寸法、仕様、防水、荷重等)をいただけないでしょうか。	具体的な計画は入札参加者の提案によるものとします。 なお共同溝の設計仕様等については「共同構設計指針:(社)日本道路協会」等に準拠した計画として下さい。
69	B棟東の共同溝	17	2	2	参考平面図(B棟)地下1階	B棟東側に「共同溝新設」との記載がありますが、接続先が不明です。ご指示頂けないでしょうか。	当該共同溝は低層棟1ビットへの接続を想定しています。 なお、提案内容により当該部分共同溝の要・不要は入札参加者の提案によるものとします。
70	B棟低層棟2 1F宿泊系事務室参考面積	17	2	3	参考平面図(B棟)1階	低層棟2に位置する、宿泊施設(事務)の参考面積は42m2となっておりますが、別表「各室エリアの要求水準」では、20m2となっております。どちらの面積を参考面積として優先されるかをご教示願います。	「要求水準書 別表に関する質問」のNo2をご参照下さい。
71	低層棟1	17	2	3	参考平面図(B棟)	資料17-2-3:参考平面図(B棟)1階の参考図において、低層棟1に管理員室や供用トイレなどの記載がありません。研修用宿泊施設では、7時～21時まで対応を行うことになっていますが、必ずしも低層棟1に配置して対応の必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、常駐としない場合においても迅速なトラブル対応等に十分配慮した計画・管理を望みます。 また入居者の快適な生活環境の提供を踏まえ供用トイレ以外にもパブリックなスペース(用途)を充実させた計画も提案可能とします。
72	低層棟1	17	2	3	参考平面図(B棟)	資料17-2-3:参考平面図(B棟)1階の参考図において、低層棟1に防災・防犯用の監視盤設置箇所について設置個所の記載がありませんが、B棟本棟で一括受信管理を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
73	駐車場の設置	17	2	3	参考平面図(B棟)	大学関係者用宿泊施設及び飲食系福利厚生施設周辺に、食材や備品類の搬入車両の駐車スペースの記載がありません。業務上必要であれば駐車スペースを確保しても良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

番号	質問項目	質問箇所				質問内容	回答
		資料番号	枝番	枝番	資料名		
74	搬入業者及び従業員用のWC	17	2	3	参考平面図(B棟)	宿泊系事務及び客室清掃スタッフの洗面WC等が、地下1階にしかなく飲食系施設の店内を通らなければならないように記載されていますが、宿泊施設及び飲食施設利用者の目に触れないような場所にWCを設置しても良い、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
75	参考平面図(B棟)3階	17	2	5	参考平面図(B棟)3階	本棟の210㎡実験室内に、濃いグレーの四角が4つ記載されています。この4つの四角が示す内容を具体的にご教示ください。	ドラフト等のダクトスペースを示しています。
76	参考平面図(B棟)4階	17	2	6	参考平面図(B棟)4階	本棟の210㎡実験室内に、濃いグレーの四角が4つ記載されています。この4つの四角が示す内容を具体的にご教示ください。	ドラフト等のダクトスペースを示しています。
77	B棟1階管理扉	17	2	12	1階動線計画参考図	会議室のうち、セキュリティ内の会議室とエントランス側から入室できる会議室の二つの室の間は点線で表現されていますが、これは移動間仕切り(スライディングウォール)を意味するのでしょうか。	ご理解の通りです。
78	ICカード	17	2	12	参考動線計画図	動線計画参考図中の赤丸が、白抜きと塗りつぶしの二種類ありますが、どのような違いで分けているのでしょうか。別表の施錠方式の記載を正として計画してよろしいでしょうか。	後段について、ご理解の通りです。
79	地下実験室・レンタル倉庫、設備予備室将来対応	17	2	13	参考平面図(B棟)地下1階将来設備展開例	将来既存設備管理棟より移設する設備について、要求水準書本文に記載されていない「ファンルーム」が、資料17-2-13に記載されています。「ファンルーム」の移設が必要な場合は、ファンルームの具体的な内容と他の設備、諸室とのつながりについてご教示ください。	ファンルームについて、現在は主に既存設備管理棟地下の熱源用として利用されており、移転後は室として確保する必要はないと考えていますが、ファンルームの現有面積分を設備移転時の予備スペースとして地下に見込んだ計画として下さい。
80	共同溝新設	17	2	13	参考平面図(B棟)地下1階将来設備展開例	図面上部(東側)斜め斜線内に実線で囲われている範囲が共同溝新設範囲との理解で宜しいでしょうか。この共同溝はB棟地下1階に接続するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
81	B棟北側の実験室のフレキシビリティ	17	2		参考平面図(B棟)	B棟北側の実験室は9m程度のスパンと想定されますが、将来の実験室の間仕切り変更への対応としては、2分割を想定すればよろしいでしょうか。	具体的な計画については入札参加者の提案によるものとします。なお大学内他施設の事例より、60㎡(6.4×9.6m)の1スパン内に3室(窓側2室、廊下側1室等)の分割例もありますので、必ずしも2分割のみとは限りません。
82	立面図	18	1	5	参考立面図(A棟)中庭面	開示された資料はⅠ期棟の参考立面図と理解しますが、Ⅱ期棟の中庭面の参考立面図も開示して下さい。	既にCDで配布している資料19-1～3の敷地測量図中に記載のH-○○○が資料19-4の樹木番号に対応しています。
83	樹木リスト	19	4		樹木リスト	樹木リストに記載された樹木の位置が分かる図面も公表いただけないでしょうか。	No82をご参照ください。
84	既存樹木	19	4		樹木リスト	開示されたリストは本事業計画地内の既存樹木リストと理解してよろしいですか。対象となる既存樹木の配置図を開示して下さい。	No82をご参照ください。

番号	質問項目	質問箇所				質問内容	回答
		資料番号	枝番	枝番	資料名		
85	A棟周辺の共同溝の撤去に伴う配管撤去盛替工事	20	1		解体工事範囲図	共同溝の撤去に伴い、盛替または撤去が必要な配管、ケーブル等がありましたら、工事内容がわかる資料をいただけないでしょうか。	別添資料27をご参照下さい。なお具体的な計画は入札参加者の提案によるものとします。
86	B棟周辺の共同溝の撤去に伴う配管撤去盛替工事	20	2		解体工事範囲図	共同溝の撤去に伴い、盛替または撤去が必要な配管、ケーブル等がありましたら、工事内容がわかる資料をいただけないでしょうか。	別添資料27をご参照下さい。なお具体的な計画は入札参加者の提案によるものとします。
87	既存共同溝等解体範囲	20	1～2		解体工事範囲図	既存共同溝の解体時の方針、手順、周辺への配慮、条件等をご指示頂けないでしょうか。	具体的な計画は入札参加者の提案によるものとします。
88	既存共同溝等解体範囲	20	1～2		解体工事範囲図	既存共同溝の解体後・復旧後の方針、条件、解体部補強方法、新築建物への接続方法等をご指示頂けないでしょうか。	具体的な計画は入札参加者の提案によるものとします。
89	既存共同溝等解体範囲	20	1～2		解体工事範囲図	既存共同溝の計算書、設計と条件等を頂けないでしょうか。	別添資料27をご参照下さい。
90	既存共同溝等解体範囲	20	1～2		解体工事範囲図	すべての既存共同溝の図面等いただけないでしょうか。	別添資料27をご参照下さい。
91	共同溝の給気棟・排気棟	21	1～4		本郷キャンパス共同溝位置図	共同溝平面図に、共同溝の給気塔、排気塔の記載がありますが、A棟・B棟の新設計画に支障がある場合には、給気塔、排気塔をA棟・B棟内に取り込む計画としてもよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
92	動物及び検体の病理スライド	参考	2		大学が期待するサービスの主な例	「動物及び検体の病理スライド作成業務」と記載されていますが、検体とは動物だけでなくヒトも含まれると考えてよろしいのでしょうか。	ヒトも含みます。
93	全般				参考平面図	齟齬が生じないためにも概要でも構いませんので前回からの変更点をご教示ねがいます。	変更点の公表は予定しておりません。

＜落札者決定基準＞

番号	質問項目	質問箇所								質問内容	回答
		頁	行	1	(1)	1)	①	ア	a		
1	提案内容審査について	3	11	3	(2)					提案内容審査(第二次審査)のフローにおいて、入札説明書に記載されている「プレゼンテーション・ヒアリング・落札者の選定」はどこに位置づけられるものになるのでしょうか。	加点項目の審査の一部と位置づけています。
2	予定金額	4	7	5	(1)					「入札金額が予定金額の範囲内であることを確認する。」とありますが、予定金額を公表していただけませんか？	公表の予定はありません。
3	入札金額の適格審査	4	7	5	(1)					第二次審査にて「予定価格を超える場合は失格とする」と記載されていますが、本事業については、事業期間も長く、また、事業の範囲が多岐にわたるため、入札金額が上ブレする可能性もあろうかと思われます。予定価格内で、より効果的な提案を行うためにも、予定価格の上限又は目安となる価格を公表していただけませんか？	No2をご参照ください。
4	①事業計画に関する事項	4	19	5	(2)	1)	①			基礎項目の審査において、「①事業計画に関する事項」に該当する様式がありませんが、事業計画に関する提案書と合わせて審査され、特に別途様式を用意する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
5	事業スケジュールに関する評価	6	1	5	(3)	1)				事業スケジュールに関する提案(様式31)の配点が見受けられませんが、カ 提案の実現可能性に割り当てられた5点がこれに該当するという理解で宜しいでしょうか。	「カ 提案の実現可能性」の他、「スケジュール遵守のための配慮」でも参照します。
6	基礎項目の適格審査の審査項目及び審査基準	6	2	2	5	(2)	1)			宿泊施設部分の運営関連業務ではなく管理業務ではないでしょうか。	ご理解の通りです。
7	基礎項目の適格審査の審査項目及び審査基準	6	4	2	5	(2)	1)			宿泊室等の運営業務ではなく管理業務ではないでしょうか。	ご理解の通りです。
8	加点項目の審査	6	18	5	(3)					各棟について大学が想定しているスケジュールよりも早く引き渡した場合、入札金額は増加することとなりますが、加点項目として評価されるという理解で宜しいでしょうか。また評価される場合、どの評価項目で審査されるのでしょうか。	単純に維持管理・運営期間が延びるという考えもできますが、短縮した工期を他の評価項目の充実にあてるなど、「オ.スケジュール遵守のための配慮」に留まらず、他の評価項目に影響することもあります。公表されている資料から総合的にご判断ください。
9	事業実施に対する取り組み姿勢	6	28	5	(3)	1)				本事業の実施体制の評価にあたり、協力会社のスキルや実績等も併せて評価されるとの理解でよろしいでしょうか？	協力会社のスキルや実績等を直接評価することはありません。アピールすべきスキルや実績等がある場合は、内容に応じて提案書の中でアピールしてください。
10	事業実施に対する取り組み姿勢	6	29	5	(3)	1)				統括責任者及び各業務責任者の具体的な定義をお示しください。	統括責任者は統括マネジメント業務の責任者を指し、各業務責任者は各業務の責任者を指します。

番号	質問項目	質問箇所								質問内容	回答
		頁	行	1	(1)	1)	①	ア	a		
11	スケジュール遵守のための配慮	7	18	5	(3)	1)		オ		貴学が想定しているスケジュールより早く各棟を引き渡して維持管理・運営業務を開始する場合、維持管理・運営費が増大しますが、それに値する評価点は10点のみという理解でよろしいでしょうか。	No8をご参照ください。
12	提案の実現可能性	7	28	5	(3)	1)		カ	a	「提案全体」とは、様式22から様式72-3までを指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
13	配点基準	9	26	5	(4)					得点化方法は、応募者ごとに評価するのでしょうか、それとも評価項目ごとに全応募者を評価する(Aは1グループにしか評価しない等)ののでしょうかご教示ねがいます。	評価方法の詳細を示す予定はありません。

＜基本協定書＞

番号	質問項目	質問箇所						質問内容	回答
		頁	行	条	項	号	別紙番号		
1	各業務契約の締結時期	2	6	5	2			「乙は、本基本協定締結後、事業契約の締結までに」本件施設の設計、建設工事等の各業務の契約若しくはこれらに代わる覚書等を締結すると記載されていますが、各業務契約については、事業者が事業契約の内容に基づき各業務契約を締結することになりますので、事業契約締結までの契約についてはご容赦いただけないでしょうか。また、設計業務完了前に建設工事請負契約を締結することも設計図書がない中での契約となりますので、ご容赦いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。請負契約等の締結が困難な場合は、覚書等で対応して下さい。
2	業務の委託、請負	2	6	5	2			「事業契約締結までに、事業予定者と請負者との間で請け負わせた事実を証する書面を貴学へ提出すること」とございますが、事業契約未締結の段階では、本事業に基づく業務について「請け負わせた事実を証する」ことはできないかと思われます。実務上は、「請け負わせることを証する書面」を提出するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
3	業務の委託、請負	2	6	5	2			「乙は、本基本協定締結後～」と記載されていますが、「乙は、事業予定者をして、本基本協定締結後～」とされるのが適当かと思われますが、いかがでしょうか。	ご理解の通りです。
4	業務の委託、請負	2	6	5	2			事業契約の締結までに、各委託業務等の契約を締結することとありますが、事業契約締結前にこれらの契約を締結することは不可能ですので、各委託契約等の締結期限を修正いただけるでしょうか。	No1をご参照ください。
5	秘密保持	3	3	9				「甲と乙は、本基本協定に関する事項につき知りえた情報について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示しない…」と記載されていますが、ここでいう第三者とは、本基本協定書第5条各1項にて述べられている事業予定者をして本件施設の設計に係る業務、建設に係る業務、工事監理に係る業務、維持管理に係る業務、運営に係る業務、附帯業務に係る各業務を委託又は請け負わせる者は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
6	別紙2 誓約書	7	4					この出資者保証書とありますが、「誓約書」の誤りでしょうか。	誓約書の誤りです。
7	誓約書	7	7・9				2	前文において、「平成22年」は「平成24年」に、「出資者保証書」は「誓約書」に、今後修正されるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
8	有効期間							基本協定の有効期間が規定されていませんが、「事業期間」と同じという理解でよろしいでしょうか。この場合、事業契約の締結に至らなかった場合も含めて、有効期間を記載していただけないでしょうか。	事業契約上の事業予定者の義務が消滅するまで存続します。事業契約の締結に至らなかった場合でも、一定の期間の経過により自動的に本契約が終了することではなく、第8条等に従って処理されることになります。

番号	質問項目	質問箇所						質問内容	回答
		頁	行	条	項	号	別紙番号		
9	基本協定に定めなき事項への対応							基本協定書に記載されていない事項に対する協議規定を記載していただけないでしょうか。	事業者選定後に協議します。

＜事業契約書(案)＞

番号	質問項目	質問箇所								質問内容	回答
		頁	行	章	節	条	項	号	別紙番号		
1	供用開始日について	3	26	1		1	(9)			「「供用開始日」とは、(中略)、平成30年12月[30日](B棟本棟)、平成30年12月[30日](B棟低層棟1)、平成32年1月[31日](B棟低層棟2)をいう。」とありますが、【入札説明書P6～P7のスケジュールでは、平成30年11月(B棟本棟/低層棟2:本施設の供用開始)、平成31年12月(B棟低層棟1:本施設の供用開始)となっており時期に差異があります。正しい方のスケジュールをご教示願います。	入札説明書のスケジュールが正となります。ただし、月の記載のみの項目に関しては、期間を表している場合、開始月は1日を表し、終了月は末日を示しています。その他単独で月が記載されている項目に関しては、供用開始は1日を表し、その他は末日を表しています。すなわち、B棟の供用開始日は以下の通りとなります。 ・B棟本棟:平成30年11月1日 ・B棟低層棟1:平成31年12月1日 ・B棟低層棟2:平成30年11月1日
2	供用開始日	3	27	1		1	1	9		P41の別紙1における「8 本施設運営開始予定日」を示していると思いますが、その場合、入札説明書P5以降のスケジュール等と照らし合わせると別紙1が正しいという理解で宜しいでしょうか。	No1をご参照ください。
3	供用開始日	3	27	1		1	9			B棟の低層棟において、低層棟1が平成30年12月[30日]、低層棟2が平成32年1月[31日]と記載されていますが、入札説明書6ページの第1章 7 スケジュールにはB棟低層棟2が平成30年11月、低層棟1が平成31年12月となっています。どちらを正とすればよろしいでしょうか。正しいスケジュールを開示して下さい。	No1をご参照ください。
4	供用開始日	3	27	1		1	9			例えば、A棟Ⅰ期の供用開始日は「平成27年6月[30日]」となっていますが、入札説明書6ページの第1章 7 スケジュールにはA棟Ⅰ期の供用開始は「平成27年6月」と記載されています。入札説明書に記載された6月とは6月月初ではなく、6月末日ということですか。	No1をご参照ください。
5	供用開始日	3	27	1		1	9			B棟本棟の供用開始日は「平成30年12月[30日]」となっていますが、12月[31日]となっていない理由を教えてください。	No1をご参照ください。
6	供用開始日	3	28	1		1	(9)			供用開始日の定義ですが、別紙1に記載されている運営開始予定日とのことでしょうか。供用開始日と運営開始日に1ヶ月程度の差がありますがこの期間はどのような位置付けになるのでしょうか。	No1をご参照ください。
7	用語の定義	3	28	1		1	(9)			B棟本棟、B棟低層棟2の供用開始日は、要求水準書のとおり、「平成30年11月」との理解で宜しいでしょうか。	No1をご参照ください。
8	用語の定義	3	29	1		1	(9)			B棟低層棟1の供用開始日は、要求水準書のとおり、「平成31年12月」との理解で宜しいでしょうか。	No1をご参照ください。
9	別紙3使用貸借契約書明渡し、現状回復義務	3							3	第11条第3項で「期間満了間」とありますが、「期間満了前」ではないでしょうか？	ご理解の通りです。

番号	質問項目	質問箇所								質問内容	回答
		頁	行	章	節	条	項	号	別紙番号		
10	引渡予定日について	4	30	1		1		(26)		「「引渡予定日」とは、(中略)、平成30年10月[31日](B棟低層棟1)、平成31年8月[31日](B棟低層棟2)をいう。」とありますが、【入札説明書P6-P7のスケジュールでは、平成31年10月(B棟低層棟1:本施設の引き渡し)、平成30年8月(B棟低層棟2:本施設の引き渡し)となっており時期に差異があります。正しい方のスケジュールをご教示願います。	入札説明書のスケジュールが正となります。すなわち、B棟の引き渡し日は以下の通りとなります。 ・B棟本棟:平成30年8月31日 ・B棟低層棟1:平成31年10月31日 ・B棟低層棟2:平成30年8月31日
11	引渡予定日	4	30	1		1		26		B棟の低層棟において、低層棟1が平成30年10月[31日]、低層棟2が平成31年8月[31日]と記載されていますが、入札説明書6ページの第1章 7 スケジュールにはB棟低層棟2が平成30年8月、低層棟1が平成31年10月となっています。どちらを正とすればよろしいでしょうか。正しいスケジュールを開示して下さい。	No10をご参照ください。
12	引渡予定日	4	30	1		1		26		例えば、A棟Ⅰ期の引渡予定日は「平成27年3月[31日]」となっていますが、第1条(定義)の(1)では「「維持管理期間」とは、各施設の引き渡し日から平成45年3月31日までの期間をいう」とあります。平成27年3月31日から維持管理業務を行った場合、サービス購入日は日割り計算で支払われるのでしょうか。	「維持管理期間」は引き渡し日の翌日からと訂正します。
13	用語の定義	4	30	1		1		(26)		B棟低層棟1の引渡予定日は、要求水準書のとおり、「平成31年10月」との理解で宜しいでしょうか。	No1, No10をご参照ください。
14	用語の定義	5	31	1		1		(26)		B棟低層棟2の引渡予定日は、要求水準書のとおり、「平成30年8月」との理解で宜しいでしょうか。	No1, No10をご参照ください。
15	本件土地の利用	6	16	2		6		2		「本件土地以外の場所を解体工事・・・場合、事前に大学の許可を得なければならない」とありますが、「本件土地以外の場所」とは、「大学所有の土地で本件土地以外の場所」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
16	履行保証金について	6	30	2	1	9		(1)		A棟1期以外は、有効期間として設計期間が記載されていない(含まれない)のはなぜでしょうか。	A棟Ⅰ期は契約締結後、速やかに設計業務にかかることが明らかであるため(他の棟は設計に取りかかる時期を明確にできないため)、事業契約後としました。
17	履行保証金	6	30	2		9				履行保証保険契約の替りに、保証事業会社の保証でもよろしいでしょうか？	宜しいです。
18	履行保証金	6	31	2		9		1		契約保証金の手段として履行保証保険契約を締結することとされていますが、契約保証金の納付に代わる担保である保証事業会社の契約保証も認めていただけないでしょうか。	No17をご参照ください。
19	履行保証保険	6	31	2		9		2		履行保証保険は、A棟Ⅰ期は設計・建設期間の開始までに、A棟Ⅱ期、B棟本棟、B棟低層棟1、B棟低層棟2は各棟の建設期間の開始までに、段階的に付保すれば良いとの理解で宜しいでしょうか。	A棟Ⅰ期については事業契約締結時までに付保してください。他の棟に関しては、ご理解の通りです。

番号	質問項目	質問箇所								質問内容	回答
		頁	行	章	節	条	項	号	別紙番号		
20	履行保証保険の有効期間	7	4	2		9	2			履行保証保険の「有効期間」の指定がありますが、有効期間とは保険期間の意味でしょうか。確認させてください。	保険期間の意味です。
21	履行保証保険の保険期間	7	4	2		9	2			履行保証保険の「有効期間」の指定がありますが、現行の指定ですと契約解除のタイミングによっては、94条で定める違約金を履行保証保険で完全にカバーできないリスクが事業者に生じます。有効期間の設定については、指定の期間以上であれば失格とはならないという理解でいいでしょうか。確認させてください。	指定の期間以上であれば失格とはなりません。
22	履行保証金	7	5	2		9	2			A棟Ⅰ期は設計・建設期間となっており、その他は建設期間となっていますが、B棟の設計はA棟Ⅰ期引渡後も継続している可能性があります。この場合、原案の規定では、A棟Ⅰ期に対応する履行保証保険は設計完了後まで付保することになりますが、履行保証保険は一般的に引渡までしか付保できないと思われるます。	A棟Ⅰ期以外に係る設計業務の履行保証保険の付保については、事業者の提案によります。
23	履行保証金	7	5	2		9	2			履行保証保険契約の有効期間について、A棟Ⅰ期のみ、他施設と異なり建設期間ではなく設計・建設期間としている理由をお示ください。	No16をご参照ください。
24	履行保証保険証券の提出時期	7	10	2		9	4			本条本項によれば、「本契約と締結と同時に」保険証券の原本を大学に提出することとなっていますが、入札説明書20頁16-(2)-①～⑤-ウによれば、保険証券の提出時期は事業契約締結後もしくは各建設業務着手時までとなっています。履行保証保険の原本の提出時期については、入札説明書に示されている条件のとおりと理解してよろしいですか。	入札説明書を正とし、保険証券は、A棟Ⅰ期は事業契約締結後、その他の棟は各建設業務着手時まで提出してください。
25	履行保証金	7	10	2		9	4			本契約締結と同時に第1項の履行保証保険契約に基づく保険証券の原本を大学に提出するとありますが、A棟Ⅱ期以降の当該保険契約に関しては提出対象ではないとの理解でよろしいでしょうか？	No24をご参照ください。
26	事業者の義務の範囲	7	26	3		11	2			本項の規定する事業者の大学に対する通知・承諾取得の義務の範囲は、事業者が直接委託等する場合の義務であり、設計企業が再委託した場合の再委託先は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
27	設計の変更	8	3	3		12	1			「逸脱しない限度で」とありますが、この目安としては建築確認申請の出し直しが必要な程度の変更と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
28	設計の変更に係る経費	8	6	3		12	2			「大学の請求により、事業者が設計変更を行う場合、当該変更により事業者に追加的な費用（設計、建設、維持管理・運営及び資金調達等に係る合理的な追加費用を含む。以下、本条で同じ。）が発生したときは、大学が当該費用を負担するものとし、」とありますが、当該変更に対する設計変更検討に係る費用、当該設計変更に伴う施工計画変更検討に係る費用、及び積算・見積に係る費用も合理的な追加費用であるものとの理解でよろしいでしょうか。	設計変更が行われた場合は、当該変更に対する設計変更検討に係る費用、当該設計変更に伴う施工計画変更検討に係る費用、及び積算・見積に係る費用も合理的な追加費用に含むことは可能です。ただし、設計変更は発注者・請負者両者が協議の上、変更契約を締結した後に行われるものであり、費用に関する協議も当然含まれます。

番号	質問項目	質問箇所								質問内容	回答
		頁	行	章	節	条	項	号	別紙番号		
29	設計の変更	8	7	3		12	2			「資金調達等にかかる合理的な追加費用」は貴学にご負担いただけたとのことですが、事業者が金融機関から請求されるブレイクファンディングコスト等は合理的な追加費用に該当するとの理解で宜しいでしょうか。	当該場合は、ブレイクファンディングコストも、合理的な範囲内であれば含まれます。
30	設計の変更	8	9	2		12	2			「費用の減少が生じたときは、第9章に規定するサービス購入費の支払額を減額する」と記載ありますが、「又は他の増加費用に充当し調整を行う」等の文言を追加することを再考して頂けませんか。	正当な理由による増加費用の規定は別途規定されておりますので、追記の必要はないものと考えます。したがって、原案のとおりとすべきと考えます。
31	設計の変更による工期について	8	15	3		12	5			「大学関係者用宿泊施設については、(中略)、建築基準法に基づく寄宿舎として設計変更を行うものとする。」とありますが、この設計変更に伴い著しく設計スケジュールに影響がある場合には事業スケジュール全体を見直してもらえという理解でよろしいでしょうか。	低層棟2については事業スケジュールの見直しはありますが、その他の棟には見直しはありません。
32	寄宿舎への変更	8	15	3		12	5			「当該変更により事業者に追加的な費用が発生したときは・・・」との記載がございますが、このような事態が発生した場合は再度御見積書を提出させて頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	施設整備・維持管理・運営業務を含めた見積書を提出していただくこととなりますが、落札時の内訳明細書の単価と乖離するような単価は認められません。
33	設計の変更	8	15	3		12	5			寄宿舎としての設計変更が行われたことにより、事業者に追加的な費用が発生した場合は、合理的な範囲で大学が負担するとありますが、当該変更により生じたブレイクファンディングコスト等の金融費用は合理的な範囲として負担頂けると理解してよろしいでしょうか？	当該場合は、ブレイクファンディングコストも、合理的な範囲内であれば含まれます。
34	旅館業法に基づく許可について	8	16	3		12	5			「大学関係者用宿泊施設については、(中略)、及び旅館業法に基づく許可」とありますが、許可申請者は大学という理解でよろしいでしょうか。旅館業法に基づく許可を取得するにあたり、事業者側も最大限協力支援しますが、現時点考えられる支援内容等があれば教示願います。	申請者は大学ですが、書類作成等の作業は事業者で行ってください。
35	法令変更等による設計変更等	8	22	3		13	1			法令には、各省庁からの通達やガイドライン等が含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
36	法令変更等による設計変更等	8	22	3		13	1			入札時から事業契約締結までの間に法令変更がなされた場合も、本条と同様の扱いとなるとの理解で宜しいでしょうか。	事業契約における法令変更の規定はあくまでも事業契約締結後の法令変更に適用されます。但し、事業契約締結前に別紙15①に該当するような法令変更があり著しく費用が増加することが予想される場合、法令及び大学の規則に反しない範囲で、事業契約締結前に合理的対応策について協議をすることを想定しております。
37	本件土地の瑕疵	8	25	3		13	2			本件土地の瑕疵には、土壌汚染、地下埋設物、地中内空洞、地層の断裂、地下水の異常出水等が含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
38	本件土地の瑕疵等に起因する増加費用	8	29	3		13	3			設計変更の有無にかかわらず、本件土地の瑕疵、埋蔵文化財の発見等に起因して事業者が生じた増加費用(引渡予定日が変更されることにより発生する費用を含む。)は大学側で負担いただけたという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、負担は合理的な範囲とします。

番号	質問項目	質問箇所								質問内容	回答
		頁	行	章	節	条	項	号	別紙番号		
39	法令変更による設計変更等	8	30	3		13	3			第13条第2項に基づく設計変更により、事業者が生じた合理的な追加費用は大学が負担するとありますが、当該変更により生じたブレイクファンディングコスト等の金融費用は合理的な範囲として負担頂けると理解してよろしいでしょうか？	当該場合は、ブレイクファンディングコストも、合理的な範囲内であれば含まれます。
40	法令変更等による設計変更等	8	34	3		13	5			「文京区絶対高さ制限を定める・・・指定方針」による設計変更を行う場合、それに伴う工期の変更が必要となるときには工期の変更を請求することは可能でしょうか。	当該場合には工期の変更の請求は可能です。
41	法令変更による設計変更等	8	35	3		13	5			高度地区の指定方針により設計変更が行われた場合、事業者が生じた合理的な追加費用は大学が負担するとありますが、当該変更により生じたブレイクファンディングコスト等の金融費用は合理的な範囲として負担頂けると理解してよろしいでしょうか？	当該場合は、ブレイクファンディングコストも、合理的な範囲内であれば含まれます。
42	設計の完了	9	14	3		15	1			基本設計、実施設計は各施設毎に提出し、各施設毎に確認頂けるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
43	設計の完了	9	14	3		15	1			基本設計、実施設計の確認は書面で交付頂けますでしょうか？	書面で交付いたします。
44	設計完了の手続き	9	17	3		15				設計図書の提出が完了した時点で、貴大学から事業者宛てに、設計図書の内容確認及び設計業務が完了した旨を証する書面をご提出頂けますでしょうか。	No43をご参照ください。
45	設計の完了	9	27	3		15	5			事業者は、貴学の完了確認を得て業務完了（給付完了）となり、業務に係る報酬を請求するものと認識しております。第15条5項に「大学は、…何らの責任を負担するものではない」とありますが、貴学に完了確認された図面・書類内容については、大学が同意したものとしていただけないでしょうか。	原案の通りとします。
46	事業者の義務の範囲	10	26	4	1	19	2			本項の規定する事業者の大学に対する通知・承諾取得の義務の範囲は、事業者が直接請け負わせる場合の義務であり、建設企業が下請負させた場合の下請負先は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
47	工事現場における警備	11	12	4	2	21	2			工事現場における警備はどこまで想定されているでしょうか。	基本は本事業の整備範囲及び資料15にて記載している歩行・車両通行の注意部分を想定しますが、仮設計画を含め具体的な提案は事業者の提案によるものとします。
48	追加費用の負担	11	15	4	2	21	3			「不可抗力事由により起因する追加費用として大学が負担する場合」と記載されていますが、この場合の大学が負担する費用については、事業契約書第103条が準用されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

番号	質問項目	質問箇所								質問内容	回答
		頁	行	章	節	条	項	号	別紙番号		
49	各種調査に起因する費用負担	11	20	4	2	22	2			本項における建設に伴う各種調査に起因して、設計変更有無に係らず、スケジュール変更を含めた本事業の内容変更により、事業者が生じた資金調達にかかる費用を含めた合理的な追加費用は、大学負担となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。資金調達にかかる費用についても、合理的な範囲で大学が負担します。
50	建設に伴う各種調査	11	21	4	2	22	2			「通常予期し得ない地中障害物又は埋蔵文化財等が出土した場合、・・・本事業の内容について協議する」とありますが、協議する内容には工期も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
51	建設に伴う各種調査	11	21	4		22	2			第13条との整合の観点から「地中障害物又は文化財等が出土した場合」を「本件土地の瑕疵又は埋蔵文化財の発見等が認められた場合」に変更願えませんか。	第13条にワーディングに沿う形で条項を変更いたします。
52	建設に伴う各種調査	11	23	4		22	2			本事業の内容変更により事業者に増加費用（引渡予定日が変更されることにより発生する費用を含む。）が生じた場合は大学側でご負担いただける点も規定していただけないでしょうか。	13条で規定しているため、原案のままとします。なお、引渡予定日の変更は、本事業の内容変更には該当します。
53	本施設の建設に伴う近隣対策等	11	26	4	2	22				近隣への説明時には事業そのものについての質問等がしばしば見受けられます。近隣対策時には大学にも説明会にご出席いただく等必要なご協力をいただけるでしょうか。	建設工事に関するものですので、事業者が責任をもって行って下さい。但し、大学も過大な負担とならない範囲で協力はします。
54	本施設の建設に伴う近隣対策等	11	26	4	2	23	1			「事業者は、近隣住民に対して本事業の概要及び工事実施計画の説明を行う」とございますが、「事業概要、事業そのものに関する住民反対運動、訴訟」については、貴学がその責任をご負担されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
55	本施設の建設に伴う近隣対策等	11	28	4	2	23	2			近隣対策の実施について、第53条と同様に、貴学は事業者に対して必要な協力を行っていただけるとの理解で宜しいでしょうか。	No53をご参照ください。
56	近隣対策	11	29	4	2	23	2			事業契約書第53条と同様に以下の文を追記し、大学の協力を規定して頂けないでしょうか。 ・「なお、かかる近隣対策の実施について、大学は事業者に対して必要な協力を行う。」	原案の通りとします。建設工事に関するものですので、事業者が責任をもって行って下さい。但し、大学も過大な負担とならない範囲で協力はします。
57	備品の整備・搬入・設置	12	9	4	2	24	1			「本施設の維持管理及び運営に必要な備品について、購入、製作又は作成を行う、その設置を行う」とありますが、必要な備品は要求水準書第2章7(5)記載の備品のみと考えてよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
58	備品の維持管理・更新	12	16			24	2			「要求水準書第2章 7(5)記載の備品」(要求水準書P.67～68)のうち[動物用気流ラックと大学関係者用宿泊施設の宿泊室の電化製品](要求水準書P.75)は、事業者が自己の責任及び負担において、維持管理・更新を行うものとするとの記載がありますが、それ以外の[マウス用ケージ、家具、掲示パネル、学習用の机と椅子](P.67～68)の維持管理・更新については、大学が負担するものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

番号	質問項目	質問箇所								質問内容	回答
		頁	行	章	節	条	項	号	別紙番号		
59	大学による中間確認等	13	13	4	3	26				工事管理者とありますが、工事管理者の定義はございますでしょうか。	大学の職員が管理者となりますが、詳細は未定です。
60	建設工事の完成	13	20	4						第27条から第31条にかけ本施設となっておりますが、各施設毎に完成検査、完成確認、維持管理運営業務体制整備・確認、完成確認通知が行われるのではないのでしょうか？	ご理解の通りです。
61	大学による本施設完成確認	14	4	4	4	28	2			事業者は、貴学の完了確認を得て業務完了（給付完了）となり、業務に係る報酬を請求するものと認識しております。第28条2項に「大学は、…何らの責任を負担するものではない」とありますが、貴学に完了確認された図面・書類内容については、大学が同意したものであるとしていただけないのでしょうか。	No45をご参照ください。
62	事業者による本施設の維持管理・運営体制整備	14	7	4	4	29	1			維持管理期間は、第1条では「施設引渡日から」と定義されていますが、業務体制の整備は供用開始日までに実施すれば良いとの理解で宜しいのでしょうか。	供用開始前に必要となる業務に関しては、引き渡し日までに業務体制の整備を実施してください。
63	事業者による本施設の維持管理・運営業務体制整備	14	7	4	4	29	1			「事業者は、本施設の供用開始日までに、本施設について維持管理・運営業務に必要な人員を確保し、かつ、維持管理・運営業務に必要な訓練、研修等を行うものとする。」とありますが、第1条(1)に「1」「維持管理期間」とは、各施設の引き渡し日から平成45年3月31日までの期間を、…いう。」とあります。引き渡し日から業務を行うとなると、引き渡し日前から人員を確保し、訓練等を行う必要があると思われそうですが、開業準備期間としての費用は本事業に含まれているのでしょうか。	前段につきましては引き渡し日までに本施設について維持管理・運営業務に必要な人員を確保し、かつ、維持管理・運営業務に必要な訓練、研修等を行ってください。また、後段につきましては開業準備期間としての費用は本事業に含まれています。
64	大学による本施設の完成確認通知	14	17	4	4	31	1			「～事業者が別紙7に掲げる保険に加入し～」とありますが、入札説明書P24の(1)建設工事期間中に係る保険を指しているという理解で宜しいのでしょうか。	本項では事業者が維持管理・運営業務に係る保険を付保することが提案された場合の保険を指します。
65	完成確認通知	14	19	3	4	31	1			「大学は事業者に対して速やかに完成確認通知書を交付するものとする」とありますが、速やかにとは何日程度を想定されておりますでしょうか。	完成検査に合格し、引き渡し日が確定すれば、引き渡し日と同日付の確認通知書を交付します。
66	大学による本施設の完成確認通知	14	22	4	4	31	3			事業者は、貴学の完了確認を得て業務完了（給付完了）となり、業務に係る報酬を請求するものと認識しております。第31条3項に「大学は、…何らの責任を負担するものではない」とありますが、貴学に完了確認された図面・書類内容については、大学が同意したものであるとしていただけないのでしょうか。	No45をご参照ください。
67	工期変更等の場合の費用負担	15	10	4	5	34	(1)			「大学の責めに帰すべき事由による場合は、合理的な範囲で大学が負担する。」との記載に対し、「事業者の責めに帰すべき事由による場合は、全て事業者が負担する。」とあります。事業者についても「合理的な範囲」として頂けませんか。	原案の通りとします。
68	工期変更等の場合の費用負担	15	12	4		34	1			(1)及び(3)で大学が負担する合理的な費用にはブレイクファンディングコストも含まれるのでしょうか？	理由に応じて合理的な範囲でブレイクファンディングコストを負担します。

番号	質問項目	質問箇所								質問内容	回答
		頁	行	章	節	条	項	号	別紙番号		
69	工期変更等の場合の費用負担	15	14	4	5	34		(1)		「大学の責めに帰すべき事由による場合」については、全て貴学にてご負担頂けないでしょうか。	原案の通りとします。
70	工期変更等の場合の費用負担	15	14	4	5	34				費用の負担について、事業者の責めに帰すべき事由による場合は、全て事業者が負担するとなっていますが、大学の責めに帰すべき事由による場合は、なぜ合理的な範囲でと限定されているのでしょうか。全て大学が負担すると修文いただけないでしょうか。	原案の通りとします。あくまでも事業者側に生じた増加費用についての分担規定ですので、規定の内容が異なっております。すなわち、追加費用が合理的範囲内となるか否かは、事業者側の行為に依存するため、事業者側の事情によって合理的範囲を超えて費用が増加した場合には、当然事業者の負担となるべきものであり、合理的な範囲に限定しているのは当然のことを念のため規定したにすぎないものとご理解下さい。
71	工期変更等の場合の費用負担	15	17	4	5	34	3			本項に「但し、大学の負担は合理的な範囲に限るものとする。」との規定がございますが、大学が合理的でないと判断したものは、全て事業者負担ということの意味しているのでしょうか。不可抗力は法令変更による増加費用や損害の負担は別紙9及び別紙15に従って決定されるものであり、但書の追記はそのルール上、貴大学が負担すべき費用または損害をさらに制限することになるのではないかと存じます。これは、事業者側に著しく不利益となるため本但し書きの削除をお願い致します。	「大学が合理的でないと判断したものは、全て事業者負担ということの意味して」いないことは現在の文言からも明らかですし(大学の判断に適切な根拠がある場合は事業者負担となりますが)、また仮に但書きを削除したとしても、合理的な範囲外の費用まで払うという解釈はとりえないと理解しております。別紙9、別紙15が適用される場合も含め、本契約中のどの条項が適用される場合も、事業者が追加費用を請求する際は、常に合理性を示す資料を大学に示す必要があるとご理解下さい。
72	工期変更等の場合の費用負担	15	17	4	5	34		(3)		適正なリスク分担を図るため、「但し、大学の負担は、合理的な範囲に限るものとする。」の一文は削除して頂けないでしょうか。	原文の通りとします。なお、但し書きは、当然のことを念のために規定したにすぎず、削除しても結論は変わらないと理解しております。
73	不可効力による損害	15	29	4	5	36	2			「前項の規定による通知を受けた場合、大学は直ちに調査を行い、損害の状況を確認し、…」とございますが、調査に係る費用は貴学がご負担されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
74	所有権の移転	16	3	4	6	37				所有権の移転に伴う諸費用は全て入札価格に含まず大学による負担でしょうか。もし事業者負担ということであれば、どのような項目の費用を負担するのかご教示願います。	No76をご参照ください。
75	所有権の移転	16	4	4	6	37				「譲渡された本施設について、大学が建物の登記を行う場合、事業者はこれに協力する」と記載ありますが、登記に係る費用は、大学の負担と理解してよろしいでしょうか。	No76をご参照ください。
76	所有権の移転	16	5	4	6	37	1			「貴学が建物登記を行う場合、事業者はこれに協力する」とございますが、事業者は可能な範囲(新たな追加費用が発生しないことを含む)で協力するとの理解で宜しいでしょうか。	協力の内容は主に登記に必要な書面の作成を想定しております。登録免許税は大学が負担します。
77	本施設の引渡し遅延による費用負担	16	7	4	6	38				引渡し遅延の事由が、「大学帰責」「事業者帰責」「不可抗力」となっていますが、法令変更の場合についての規定がないのは、何故でしょうか。ご教示下さい。	法令変更についても追記します。
78	損害額	16	15	4	6	38	2			「当該遅延損害金を超える損害があるときは、その損害額を支払わなければならない。」と記載されていますが、損害額には、遅延に伴い大学に直接生じた損害を指し、逸失利益等の間接損害は含まないとの理解でよろしいでしょうか。	逸失利益等の間接損害が含まれる場合があります。

番号	質問項目	質問箇所								質問内容	回答
		頁	行	章	節	条	項	号	別紙番号		
79	瑕疵担保責任	17	5	4	6	40				「～維持管理業務として本施設が要求水準書を満たした状態とすることを要求することができる。」とありますが、本施設の建設に関する要求水準を満たすと貴大学が判断する状態に是正を要求するという理解で宜しいでしょうか。 違う場合には、どのようなことを指しているのか具体的にご教示ねがいます。	基本的にはご理解のとおりです。なお、当然に維持管理に関する要求水準も満たす必要があります。
80	維持管理業務	17	5	4	6	40				「維持管理業務として本施設が要求水準書を満たした状態とすることを要求することができる。」とありますが、具体例を例示頂けないでしょうか。	No79をご参照ください。
81	解体工事に伴う事前調査	17	23	5		42	5			「通常予期し得ない有害物質等が発見された場合・・・本事業の内容について協議する」とありますが、協議する内容には工期も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
82	有害物質等に対する予見	17	23	5		42	5			「通常予期し得ない有害物質等が発見された場合」と記載されていますが、ここでの『通常予期し得ない』とは、「入札説明書等に明示された事実」からは『通常予期し得ない』ことを指すとの理解でよろしいでしょうか。	「入札説明書等に明示された事実」からは『通常予期し得ない』ことその他、一般条項や通常の設計、建設の経験をもった者をしても予期し得ないことも含みます。
83	解体工事に伴う事前調査	17	24	5		42	5			本事業の内容変更により事業者に増加費用（工期が変更されることにより発生する費用を含む。）が生じた場合は大学側でご負担いただける点も規定していただけないでしょうか。	第13条に規定があるため、原案の通りとします。なお、解体にかかる工期（履行期限）の変更は、本事業の内容変更に該当します。
84	解体工事の設計	17	28	5		43				「解体工事の設計」とは、解体工事の施工計画ととらえてよろしいでしょうか？	解体の設計も行ってください。
85	既存施設の解体工事	18	5	5		45				既存施設の解体工事の業務のなかには、用語の定義（第1条第5号②）のとおり、監理も含まれておりますが、当該監理業務は、第20条で定めた工事監理者が行わなければならないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
86	大学による解体工事の完了確認通知	18	14			46	1			完了確認書は既存施設の解体毎に交付頂けるとの理解でよろしいでしょうか？	解体ごとに完了確認書を交付します。ただし、大学は当該確認書を理由として何らの責任を負担するものではないことにご留意ください。
87	維持管理業務の開始	18	24	6	1	48				維持管理業務の開始につき、「各施設の供用開始日から」と記載されておりますが、要求水準書等では、各棟の「引き渡し日から」と記載されております。両者の整合性につきご説明頂けますでしょうか。	維持管理業務の開始日は、各棟の引き渡し日の翌日となります。
88	維持管理業務	18	25	6	1	48	1			維持管理期間が「各施設の供用開始から」との記載がございますが、第1条の定義のとおり「各施設の引渡日から」との理解で宜しいでしょうか。	No87をご参照ください。
89	維持管理業務の開始	18	25	6	1	48	1			維持管理業務の開始は各施設の供用開始日からでなく引き渡し日からではないでしょうか。	No87をご参照ください。

番号	質問項目	質問箇所								質問内容	回答
		頁	行	章	節	条	項	号	別紙番号		
90	維持管理業務の開始	18	25	6	1	48				「～各施設の供用開始日から～」とありますが、第1条(1)では「各施設の引き渡し日」となっています。引き渡し日が正しいという理解で宜しいでしょうか。	No87をご参照ください。
91	維持管理業務の開始	18	25	6	1	48				維持管理業務の開始が「各施設の供用開始日」とされていますが、入札説明書p.43-44では「各施設の引き渡し日から」となっています。どちらが正でしょうか。	No87をご参照ください。
92	業務計画書の提出	19	3	6	1	49	1	1		「～各施設の供用開始日～」とありますが、第1条(1)で維持管理業務の開始は「各施設の引き渡し日」となっております。維持管理業務計画書は、業務を開始した後の提出でも良いという理解で宜しいのでしょうか。	前段につきましては、No87をご参照ください。後段につきましては、業務開始前に提出してください。
93	従事職員名簿の提出等	19	13	6	1	50	2			「不適當と認められるとき」とございますが、どのような場合をご想定でしょうか。また、交代を請求される前段階において、貴学と事業者の間で協議を行うとの理解で宜しいでしょうか。	健康状態や経歴等、明らかに業務を行うにおいて支障のある者を想定しています。また、交代を請求する場合は協議を行います。
94	法令変更等による維持管理業務の要求水準の変更	19	15	5	1	51				国より社会保険料が上がるということが公表されており、企業が義務付けられている法定福利費が上昇されることが想定されます。その時期などは未定となっておりますが、法定福利費が上昇した場合は、法令変更に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	法令変更に含まれる可能性はありますが、一般的に適用される法律の変更ですので、別紙15②に該当するものと考えられます。
95	法令変更に伴う増税	19	15	6	1	51				入札時点で予測することが不可能な法令変更に伴う消費税等の増税が生じた場合は、増額分については大学が負担するということでしょうか。	消費税の増額については大学が負担します。
96	業務報告書	20	17	6	1	56	3			「業務日誌を作成日の翌日までに提出する」とございますが、実務上、不可能かと思われます。実務上は、一ヶ月分を纏めて提出させていただくとの理解で宜しいでしょうか。	維持管理業務の初期段階においては例えばメール等による報告とするなどで対応し、大学側が許可した場合は、週ごとあるいは月ごとにまとめた提出も可能とすることを想定しています。
97	業務報告書の提出期限	20	19	6	1	56	4			月報の提出期限は翌日の7日までに提出とのことですが、1月や5月は長期の休みがありますので、7営業日としていただけないでしょうか。	事業者選定後、協議いたします。
98	維持管理業務窓口	20	25	6	1	57				本条に規定の「維持管理業務窓口」の担当者とは、要求水準書第4章3(1)統括マネジメント業務 イ a に規定の「統括管理者」と同一者でなければならないでしょうか。	ご理解の通りです。
99	維持管理業務窓口	20	26	6	1	57	1			維持管理業務窓口を設置するとありますが、要求水準書P84にある通り、全ての業務を統括する運営業務の統括マネジメント業務にて行うという理解で宜しいでしょうか。	No98をご参照ください。
100	維持管理業務窓口	20	26	6	1	57	1			「維持管理業務窓口」の定義をご教示いただきたく存じます。	No98をご参照ください。

番号	質問項目	質問箇所								質問内容	回答
		頁	行	章	節	条	項	号	別紙番号		
101	維持管理業務窓口	20	26	6	1	57	1			当該窓口は、統括マネジメント業務に含まれている「24時間ヘルプデスク」とは別に設置するとの理解で宜しいでしょうか。	No98をご参照ください。
102	第三者に及ぼした損害等	21	6	6	1	58	2			「別紙7第●項に記載の保険に加入」とありますが、入札説明書P25の(2)その他の保険として維持管理期間中に付保する保険が無い場合には、本条項は削除されるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
103	維持管理業務の遅延等	21	16	6	1	59	3			「法令変更等又は不可抗力・・・」の維持管理相当額を支払わないとありますが、全体的管理に必要な人員等の人件費については該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理業務が実施できない場合でも事業者が負担を免れない合理的費用は、別紙9、または別紙15にしたがって大学又は事業者が負担することになります。
104	本施設の修繕	22	4	6		66	3			引渡後の既に大学側に所有権が移転した施設に係る事故又は火災等による修補費用を別紙9に基づき事業者が負担する根拠は存在しないと思いますので、また以降を削除願えませんでしょうか。	原案の通りとします。
105	施設管理室	22	6	4	2	62	1			提案書に基づく施設管理室とは、要求水準書(案)別表の質問回答No28で入札参加者の提案によると回答をいただいた管理室兼控室を指しているのでしょうか。	ご理解の通りです。
106	施設の提供等	22	6	6	2	62	1			「～施設管理室(本施設の共用部分に配置)を作業員詰所として、事業者が無償で提供する。」とありますが、A棟Ⅰ期1階の管理事務室(資料17-1-2)、A棟Ⅱ期地下1階の管理室兼控室(資料17-1-1)、およびB棟1階の管理事務室設備防災監視室(資料17-2-3)を指しているという理解で宜しいでしょうか。また、職員の着替え等に対して更衣室(男女とも、ロッカー等を含めて)等は無償で提供されるのか、諸室を新たに設けなければならないのかご教示ねがいます。	前段についてはご理解の通りです。また、更衣室については、大学から提供することはありませんが、設置の有無は事業者の提案によります。
107	作業員詰所の無償提供	22	6	6	2	62	1			「提案書に基づく施設管理室を作業員詰所として、事業者が無償で提供する。」との記載がありますが、事業契約別紙3と同様の使用貸借契約は締結しないとの理解でよろしいでしょうか。	使用貸借契約の締結の有無は事業者選定後に決定します。
108	施設の提供等	22	10	6	2	62	3			「事業者は、提供された作業員詰所にかかる光熱費を負担しなければならない。」とありますが、施設管理室は業務としても使用する諸室であることから「事業者は、維持管理業務の実施に必要でないと大学が判断した作業員詰所にかかる光熱費を負担しなければならない。」という理解で宜しいでしょうか。	原案の通りとします。
109	施設の提供等	22	10	6	2	62	3			作業員詰所にかかる光熱水費は事業者負担となっておりますが、電気料金の基本料金は大学負担で、従量料金のみ負担と考えてよろしいでしょうか。(基本料金は電力契約により異なることから、費用算出が困難です。使用した従量料金のみ負担としてください)	従量料金のみとします。

番号	質問項目	質問箇所								質問内容	回答
		頁	行	章	節	条	項	号	別紙番号		
110	施設の提供等	22	10	6	2	62	3			「事業者は、提供された作業所詰所にかかる光熱費を負担」とありますが、入札説明書P.5に「レンタルラボ部分の運営関連業務のうちレンタルラボCの運営業務、及び附帯事業に係る福利厚生部分を除き、維持管理業務と運営業務にかかる光熱水費は大学が負担」とあります。作業所詰所にかかる光熱費は大学にてご負担頂けないでしょうか。	当該詰所の光熱費は契約書案の通り、事業者負担とします。
111	光熱費の負担	22	10	6		62				62条に「事業者は、提供された(施設管理室)作業員詰所にかかる光熱費を負担しなければならない。」とありますが、65条には「本施設の維持管理業務の実施に必要な光熱水費は大学の負担とし、サービス購入費に含まれないものとする。」との記載がございます。水光費の負担ルールの詳細につき、ご教示願えますでしょうか。	No109, No110をご参照ください。
112	施設の提供等	22	13	6	2	62	5			「…提供された施設を使用開始時の原状に回復して大学に返還しなければならない。」とありますが、上記の文章後に「但し、通常の劣化、損傷等を除くものとする。」と追記頂けないでしょうか。	ご質問頂いた趣旨を踏まえ追記いたします。
113	施設の提供	22	13	6	2	62	5			「使用開始時の原状に回復して」と記載されておりますが、通常の使用及び経年による消耗は認められると理解してよろしいでしょうか。	No112をご参照ください。
114	非常時、緊急時の対応	22	15	4	2	63	1			非常時、緊急時の対応について費用はサービス購入費に含まれるものとなっておりますが、発生頻度の類推が難しく、かつ発生した内容によっては係るコストが大きく左右されるものと思われます。一定の条件における対応はサービス購入費に含むものとして、それを超える対応に関しては追加費用としていただけないでしょうか。	実際の災害発生時などに本項に基づいて行われる対応は、あくまでも多額の増加費用が発生しない程度の応急的な対応を想定しており、多額の増加費用が生じた場合には不可抗力による増加費用として費用を分担することを想定しております。
115	非常時、緊急時の対応	22	16	6	2	63	1			不可抗力による非常時、緊急時の対応が必要となり、かつ、当該対応業務の費用が増加した場合には別紙9に基づく取り扱いが行われるという理解でよろしいでしょうか。	No114をご参照ください。
116	施設管理台帳	22	22	4		64	1			「事業者は、施設管理台帳を整備して保管し」と記載されていますが、維持管理に関する要求水準には「(8)施設管理台帳の作成支援 大学の要請に応じ、大学が備品管理台帳へ記載する事項を提示すること。」とあります。どちらが正しいのかご教示ください。	要求水準書を正とします。
117	施設管理台帳	22	22	6	2	64	1			「施設管理台帳」の定義をご教示いただけますでしょうか。備品、消耗品、実験機器等に含まれるのでしょうか。	大学が資産管理あるいは施設管理上の目的で所持する台帳の総称とお考えください。「要求水準書 本文に関する質問」のNo409, 411をご参照下さい。
118	レンタルラボCの賃料収入などの間接損害	23	4	6	2	66	3			「各施設の引渡後の事業者の責めによらない事故…は、大学の責任と費用において、これを補修する…」とありますが、レンタルラボA又はレンタルラボBの入居者の帰責事由による事故により、レンタルラボCの賃料収入が得られなくなった場合は、その損害を大学で負担いただけますか。	レンタルラボA又はレンタルラボBの入居者の帰責事由による事故により、レンタルラボCの賃料収入が得られなくなった場合は、不可抗力として扱います。

番号	質問項目	質問箇所								質問内容	回答
		頁	行	章	節	条	項	号	別紙番号		
119	レンタルラボCの賃料収入などの間接損害	23	4	6	2	66	3			「各施設の引渡後の事業者の責めによらない事故・・・は、大学の責任と費用において、これを補修する・・・」とありますが、大学の帰責事由による事故により、レンタルラボCの賃料収入が得られなくなった場合は、その損害を大学で負担いただけますか。	大学の帰責事由による事故により、レンタルラボCの賃料収入が得られなくなった場合は、合理的な範囲でその損害を大学が負担します。
120	本施設の修繕	23	4	6	2	66	3			「大学の責任と費用において」とございますので、本項後段にある「事業者は別紙9に定める範囲内で、修補に要する合理的費用を負担する」は誤記であるという理解でよろしいでしょうか。	一般的に「但書き」はその直前に規定されたことの例外を規定する場合に用いられます。本項の場合、後段はあくまでも「但書き」として規定しておりますので、但書きの内容が優先することになります。
121	本施設の修繕	23	4	6	2	66				第三者による施設の損傷及び原因が特定できない施設の損傷についての修復費用は大学に負担いただけるのでしょうか。	日常の損傷まで大学が負担するものではなく、要求水準のレベルを維持する義務は事業者側にあるとします。したがって、当該場合は事業者の負担とします。
122	本施設の修繕	23	6	6	2	66	3			「また、事業者は別紙9に定める範囲内で、修補に要する合理的費用を負担するものとする。」とありますが、本項のケースは不可抗力ではないことから、「また、…」の一文は削除して頂きますようお願い申し上げます。	No121をご参照ください。
123	本施設の修繕	23	7	6	2	66	3			事業者の責めによらない事故又は火災等について別紙9に定める範囲内で修補に要する合理的な費用負担は事業者が負担すべきではないと考えますので、削除下さい。	原案の通りとします。
124	レンタルラボCの運営委託契約	23	14	7		67	1			本契約によって、大学とSPCの間にも賃貸借契約(貸主(大学)、借主(SPC))が成立しているという理解で宜しいでしょうか。	賃貸借契約は大学と入居者の間となります。
125	第三者による実施	23	25	7		68	3			この場合の第三者とはSPCを基準とした場合であり、維持管理上必要な協力業者であり、設備保守等にて実際に業務を行うメーカー等ではないとの理解でよろしいでしょうか。	実際に業務を行うメーカー等など、再委託先の責めに帰すべき事由についても、事業者の責任となります。
126	第三者による実施	23	33	7		68				「大学と協議を経て承諾を得た場合は、この限りではない」と記載ありますが、大学と協議のうえ、運営企業の変更等を行う場合には、本契約書の変更契約を締結するのでしょうか。それとも事業者から変更する旨の書面を大学に差し入れるのでしょうか。(運営業務変更に伴う契約書の柔軟性の確認)	事業者から変更を希望する旨の書面を大学に差し入れて頂き、それを大学が承認する場合には、その旨の書面を大学が発行することを想定しております。
127	収支報告書の提出	24	10			69				第69条に定める運営に関する収支報告書は、第68条に定める各業務の収支を合算した収支報告書と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
128	附帯事業計画書	24	19	8		70	3			「附帯事業に関しては、～に読み替えるものとする」とありますが、第76条に規定されている報告とは別途、計画書を提出する必要があるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
129	第三者による実施	24	26	8		71				サービス施設部分を〔 〕に委託して、、、とありますが、ここでのサービス施設はサービス施設部分の必須のサービス業務を受託する企業との理解でよろしいでしょうか。	サービス施設部分について、必須業務以外の企業が決まっている場合は記載を想定しています。

番号	質問項目	質問箇所								質問内容	回答
		頁	行	章	節	条	項	号	別紙番号		
130	サービス施設部分の無償提供	25	13	8		74	2			「事業者がサービス施設部分付帯事業を実施するために本施設内クリにカルリサーチセンターB棟の一部にサービス施設部分を無償で提供する。」との記載がありますが、事業契約別紙3と同様の使用貸借契約は締結しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、事業者選定後に協議により決定します。
131	附帯事業の事業期間	25	21	8		75	1			大学との協議により附帯事業の内容の変更が可能とありますが、要求水準を満たしたサービスとの定義から、内容変更とは、運営実施者の変更であり、業の変更はできないとの理解でよろしいでしょうか。	正当な理由があり、利用状況、社会状況等を総合的に勘案した上で、合理性があれば業の変更もあり得ます。
132	附帯事業の事業期間	25	22	8		75	2			附帯事業に関しては事業期間終了後においても、貴大学との協議により事業者(もしくは第三者)は継続して行うことができるとされていますが、レンタルラボC等の運営業務についても同様に継続対応の可能性はないのでしょうか？	現段階で何らかの約束をすることはできません。
133	大学への報告義務	25	30			76				第76条に定める大学への報告義務について、事業年度の半期ごとに報告する(1)～(3)号の事項の提出期限は、第56条第5項に定める半期報告書の期限「原則として毎年10月7日及び4月7日までに」と同様と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
134	サービス購入費の支払	26	8	9		77	3			建設期間中に支払を受けるサービス購入費とは前払金との認識でよろしいでしょうか。また、保証契約とは公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第一八四号)第二条第四項に規定する保証事業会社と保証契約を締結するとの認識でよろしいでしょうか。	前段に付きましては、ご理解の通りです。後段につきましては、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づく保証契約に準じた保証契約を、保険会社、金融機関、保証事業会社等の機関と締結することを想定しています。
135	建設期間中に支払を受けるサービス購入費	26	8	9		77	3			本項で示されている「建設期間中に支払を受けるサービス購入費」とは、B棟本棟に関して平成27年度に支払われる70億円(税込み)を指しており、各施設の引渡後に支払われるサービス購入費は含まれない、との解釈でよろしいでしょうか？	各施設の引渡後に支払われるサービス購入費は、保証契約の対象に含めて頂く必要はありません。
136	サービス購入料の支払	26	8	9		77	3			当該サービス購入費を保証する保証契約とは具体的にどのようなものでしょうか。	No134をご参照ください。
137	サービス購入料の支払	26	8	9		77	3			本契約が第85条に基づき解除された場合、当該サービス購入費と第89条に基づき大学が買い受けた出来高の対価とが相殺される場合もあるという理解でよろしいでしょうか。	出来高の対価とが相殺される場合もあります。
138	サービス購入費の支払い	26	8			77	3			「事業者は、施設整備費相当額のうち建設期間中に支払いを受けるサービス購入費」とありますが、ここでいうサービス購入費とは、B棟本棟の施設整備費の一時金をさしているのでしょうか。	No134をご参照ください。
139	建設期間中に支払を受けるサービス購入費の保証	26	9	9		77	3			本項の「保証契約」の保証期間は、B棟本棟に関して70億円(税込み)が支払われた日から、B棟の引渡しの日までと考えてよろしいでしょうか？また、保証事業会社による前払い保証など、想定されているもの・条件等があればご教示ください。	No134をご参照ください。

番号	質問項目	質問箇所								質問内容	回答
		頁	行	章	節	条	項	号	別紙番号		
140	施設整備費相当のサービス購入費保証	26	9	9		77				施設整備費のうち建設期間中に支払を受けるサービス購入費について、「事業者は、当該サービス購入費を保証する保証契約を締結するなどの措置を講じるものとする」とありますが、履行補償保険とは別の契約を想定されているのでしょうか。	No134をご参照ください。
141	サービス購入費の支払い	26	9			77	3			「事業者は、施設整備費相当額のうち……、大学と協議して、当該サービス購入費を保証する保証契約を締結するなどの措置を講じる。」とありますが、どういことを想定され保証契約を締結するのでしょうか。また、その保証契約の内容についても、ご教示頂けますでしょうか。	No134をご参照ください。
142	サービス購入費の支払	26	15	9		77	4			「建設期間中に支払を受けるサービス購入費を本施設の施設整備（「設備」とあるのは「施設」の誤植と思慮します）以外の目的に使用してはならない」とありますが、これは大学から受領後速やかに建設企業等の支払いに充てなければならないとのことでしょうか。事業者にて預金等することを妨げないとの理解でよろしいでしょうか。	事業者にて預金等することを妨げません。
143	サービス購入費の変更	26	17	9		78				事業契約第12条、13条、34条、36条、38条において、大学が費用負担する場合の当該追加費用の支払方法についてご教示下さい。	当該増額分を施設整備費相当のサービス購入費に上乗せして各半期末に分割して支払います。
144	契約終了時の事務	27	12	10	1	82	3			契約終了に当たって、レンタルラボC部分の賃貸借契約書を引渡とありますが、事業契約が終了した場合でも、レンタルラボCについて事業者と入居者との契約が存続する場合、大学にて引続き当該契約を引き継いでいただけたとの理解でよろしいでしょうか。	契約に関する事務を引き継ぎます。
145	附帯事業の終了時の事務	27	15	10	1	83	1			「使用開始時の通常内装の状態に復した上で大学に返還する」とございますが、こちらは施設引渡時の状態ではなく、附帯事業を行う際に施した内装の状態との理解で宜しいでしょうか。	基本的にはご理解の通りですが、詳細については大学と協議の上決定します。
146	附帯事業の終了時の事務	27	18	10	1	83				「使用開始時の通常の状態」とは、スケルトンではなく、内装仕上がりまで残した状態という解釈でよろしかったでしょうか。また、テナント退去後の状態で引渡しをするという認識でよろしいでしょうか。	No145をご参照ください。
147	事業者の債務不履行	28	3	10	2	85	1	(1)		事業契約の解除事由として「事業者が本事業の全部又は一部を放棄し、」とありますが、本規定は、附帯事業については除く規定（附帯事業については、第86条が適用される）との理解でよろしいでしょうか。	附帯事業についても、第85条が適用されます。
148	事業者の債務不履行	28	22	10	2	85	2	3		供用開始からではなく引き渡しからではないでしょうか。	ご理解の通りです。

番号	質問項目	質問箇所							別紙番号	質問内容	回答
		頁	行	章	節	条	項	号			
149	事業者の附帯事業に関する債務不履行	28	27	10	2	86	1	(1)		附帯事業の飲食・軽食・物販のうち、軽食のみが30日間以上に渡り事業を放棄した場合には、附帯事業全てを解除されるのではなく、軽食部分のみが解除されるとの理解で宜しいでしょうか。	本号は事業放棄という想定し難い状況に関するものであるため、原則として事業契約の全部解除となると思われますが、一部解除の方が大学にとって有利と大学が判断した場合には、一部解除となる可能性もあります。
150	事業者の附帯事業に係る債務不履行	28	28	10	1	86	1			附帯事業において運営事業者が変更する場合内装等の造作により一定期間開店できない場合が想定されますが、その場合は債務不履行にあたらないとの理解でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、状況に応じて判断します。
151	事業者の附帯事業に係る債務不履行	28	30	10	1	86	1	1		大学が考える放置した状態とは、対象施設が開店できない状態であり、かつ大学側に対しなんら報告等がない場合と考えてよろしいでしょうか。	開店しても30日以上営業せず、かつ大学に対して報告等がない場合も含みます。
152	大学による任意解除	29	11	10	2	88				責任ある事業履行のため、従事職員は正社員を想定していますので、大学の一方的な都合による解除ではなく、協議する形に変更願います。	原案のとおりとします。但し、88条による解除を行う場合でも、できるだけ事前に協議を行い影響の軽減に努めることを想定しており、また合理的な追加費用は第94条4項に基づき大学が負担します。
153	大学による任意解約	29	13	10	1	88	1			任意解約期間を180日と定めておりますが、附帯事業のうち、独立採算にて実施する運営者にとって民間企業としては非常に厳しい期間と考えますが大学との協議によりその期間の変更が可能ということをお考えでしょうか。	原案の通りとします。
154	大学の債務不履行	29		10	2	87	3			レンタルラボCの運営業務委託契約第11条第2項(大学による重大な義務違反)により、運営業務委託契約が解除された場合、本契約(事業契約)のうちレンタルラボCの運営関連業務について解除することができるの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
155	引渡前の解除の効力	30	1	10	2	89	4			本項の規定により事業者に損害が生じた場合、事業者は被った損害の賠償を請求できるとの理解で宜しいでしょうか。	費用分担は解除される原因によります。不可抗力又は法令変更による場合は、本項括弧書きに従い事業者負担となることもあります。
156	引渡し前の解除の効力	30	4	10	2	89	4			「大学がその費用を負担する」とありますが、本項で負担していただく費用は、建設工事の合格部分と原状回復費用の合計額と考えてよろしいでしょうか？	基本的にはご理解の通りで、建設に要した費用、現状回復に要する費用の双方が含まれます。
157	引渡前の解除時における費用負担	30	4	10	2	89	4			大学負担となる費用は、事業者が本事業において契約解除時まで要した合理的な費用(施設整備、資金調達等)にかかるものを含めて)も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。施設整備、資金調達等にかかる費用も合理的な費用であれば含まれます。
158	引渡前の解除時における費用負担	30	4	10	2	89	4			大学負担となる費用の支払方法についてご教示下さい。	支払日までの利息を付し、一括又は分割払いにて支払います。

番号	質問項目	質問箇所								質問内容	回答
		頁	行	章	節	条	項	号	別紙番号		
159	引渡前の解除の効力－事業者帰責の場合	30	15	10	2	90	1			「大学が出来高部分を利用する場合には、～」との記載がございますが、大学が出来高部分を利用しない(いいかえると、出来高を買い取らない)可能性があるということでしょうか。その場合、建設資金の早期借り入れが困難となるため、出来高として認定されたものについては買取が行うよう規定頂ければと存じます。	前段についてはご理解のとおりです。事業者の帰責の場合ですので、買取をするか否かは大学が判断致します。このような規定は一般的にPFI事業で見られるところであり、本事業のみ特に通常と異なるスキームで建設資金の調達を行う必要があるわけでもないことに加えて、大学が買取を希望しない場合にまで買い取りを行うことを義務づけた場合損害賠償請求額がさらに増大することが予想されますので、買取義務を入れれば確実に出来高相当額が払われるというものでもありません。
160	引き渡し前の解除の効力－事業者の帰責の場合	30	17			90	1			「大学が出来高部分を買取らない旨決定した場合」とありますが、買取らない場合は、土地の原状回復が社会通念上合理的であると判断される場合等に限定される(相当程度、出来高が上がっている場合は買取る)との理解でよろしいでしょうか。	他社によって建設を引き継ぐことのリスク、費用なども含め諸般の事情を考慮して判断します。
161	引渡前の解除の効力－事業者の帰責の場合	30	18	10	2	90	1			「大学が出来高部分を買取らない旨決定した場合」とございますが、判断の基準をご教示いただけますでしょうか。	No160をご参照ください。
162	引渡し前の解除の効力－事業者の帰責の場合	30	18	10		90	1			解除の帰責がいずれにあるかにかかわらず、出来高部分の買取りはなされるべきものと存じます。事業者帰責による解除に伴い大学側に生じた損害は違約金及び損害賠償にて整理されるべき問題であり、出来高買取りの事象とは分けて考えるべきかと存じます。出来高買取りの判断は、前条同様に「原状回復が社会通念上合理的か否か」の一点に集約されるべきであり、その旨改めていただけませんでしょうか。	No160をご参照ください。
163	引渡後の解除の効力	31	12	10	2	91	5			「大学又は大学の指定する者が維持管理業務及び運営業務の引継ぎを受けた場合」との規定がありますが、引継ぎを受けない場合(同上第1項で事業契約解除後も本施設の所有権は貴大学が引き続き保有するにもかかわらず)、施設整備費相当額の残額が支払われない可能性があるということでしょうか。	ご理解の通りです。
164	引渡後の解除時における施設整備費の支払	31	15	10	2	91	5			但し書きの記載の事象に該当しない場合においては、原則、施設整備費相当額の残額全額は解除前のスケジュールに従って支払われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
165	引渡後の解除の効力	31	23	10	2	91	6			「大学又は大学の指定する者が維持管理業務及び運営業務の引継ぎを受けた場合」との規定がありますが、引継ぎを受けない場合(同上第1項で事業契約解除後も本施設の所有権は貴大学が引き続き保有するにもかかわらず)、施設整備費相当額の残額が支払われない可能性があるということでしょうか。	ご理解の通りです。
166	引渡後の解除の効力	31	29	10	2	91	7			「大学又は大学の指定する者が維持管理業務及び運営業務の引継ぎを受けた場合」との規定がありますが、引継ぎを受けない場合(同上第1項で事業契約解除後も本施設の所有権は貴大学が引き続き保有するにもかかわらず)、施設整備費相当額の残額が支払われない可能性があるということでしょうか。	ご理解の通りです。

番号	質問項目	質問箇所								質問内容	回答
		頁	行	章	節	条	項	号	別紙番号		
167	附帯事業及びレンタルラボC及びの解除等	31	34	10	2	92	1			「市場環境の変化(不可抗力又は法令変更による場合も含む。)、大学を取り巻く状況の変化」とありますが、どのような事象を想定されているのでしょうか。	急激な需要の減少や大学の施策によって利用者数が減少するような事象を想定しています。
168	附帯事業及びレンタルラボCの解除	31	34	10	2	92				確認ですが、本条に基づき附帯事業のいずれか又はレンタルラボCの運営関連業務が解除された場合、事業契約第93条2項または3項の適用は受けないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
169	レンタルラボCの運営業務の解除等	32	1	10	2	92				レンタルラボCの運営業務の解除等について大学との協議が整わなかった場合、運営を一時停止するなどの措置を行うことは可能でしょうか。	不可とします。
170	レンタルラボCの運営業務及び附帯事業の解除の効力	32	13	10	2	93	2			「第86条の規定に基づき、～賃料の2年分を支払わなくてはならない。」とありますが、飲食・軽食・物販のうち、軽食部分のみが解除となった場合については、軽食部分に該当する面積に係る2年分の賃料を違約金としてお支払いすればよいとの理解で宜しいでしょうか。また、軽食部分のみの解除となった場合、別紙12定期建物賃貸借契約に基づきお支払いする賃料も当該面積に係る賃料を控除した金額に変更されるとの理解で宜しいでしょうか。	前段、後段共にご理解の通りです。
171	レンタルラボCの運営業務及び付帯事業の解除の効力	32	14	7	2	93	2			違約金の発生は「第86条の規定に基づき福利厚生部分付帯事業が解除された場合」との理解で、大学・事業者が合意で契約解除された場合は、違約金の発生はないとの理解でよろしいでしょうか。	事業者に一定の帰責性がある場合には、違約金の規定を参考に、帰責性の度合いに応じて一定の金額の支払いが条件とされる場合もありえます。
172	レンタルラボCの運営業務及び附帯事業の解除の効力	32	15			93	2			福利厚生部分附帯事業の解除による違約金は賃料の2年分とありますが、共益費は含まれないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
173	レンタルラボCの運営業務及び付帯事業の解除の効力	32	15			93	4			レンタルラボCの解除による違約金は賃料の2年分とありますが、共益費は含まれないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
174	レンタルラボCの運営業務及び付帯事業の解除の効力	32	17	7	2	93	3			違約金の発生は「第67条に基づき締結されるレンタルラボCの運営委託契約書が事業者の責めに帰すべき事由により解除された場合」との理解で、大学・事業者が合意で契約解除された場合は、違約金の発生はないとの理解でよろしいでしょうか。	No171をご参照ください。
175	レンタルラボCの運営業務及び附帯事業の解除の効力	32	20			93	3			「レンタルラボCの運営委託契約書が、事業者の責めに帰すべき事由により解除された場合、事業者は大学に対して、違約金として、賃料の2年分を支払わなくてはならない。」とありますが、賃料の2年分では事業者の負担が大きいため、賃料の1年分として頂けないでしょうか。	原案の通りとします。
176	違約金等	32	22	10		94				事業者の帰責事由に基づく契約解除に関する違約金等について、その契約の解除が全部であっても一部であっても、94条(1)、(2)に規定の金額を支払うことになるのでしょうか。	ご理解の通りです。

番号	質問項目	質問箇所								質問内容	回答
		頁	行	章	節	条	項	号	別紙番号		
177	違約金等	32	22	10		94				レンタルラボCの運営及び附帯事業の解除も事業契約の一部解除と解釈できますが、その場合、第93条2項、3項に規定される違約金支払いと94条に規定される違約金等をどのように理解すればよいでしょうか？	附帯事業については第93条の違約金の規定が課されますが、レンタルラボCについては、第93条と第94条の違約金の規定が併せて課されます。
178	違約金等	32	28			94	1	(2)		解除時点で消費税率が変更されている場合でも契約締結時の消費税率により違約金を算出するのでしょうか？	契約締結時の消費税を適用します。
179	違約金等	32	28			94	1	(1)		解除時点で消費税率が変更されている場合でも契約締結時の消費税率により違約金を算出するのでしょうか？	No178をご参照ください。
180	大学の損害額	32	33	10	2	94	3			「解除に起因して大学が被った損害額が違約金の額を上回るときは、その差額を大学の請求に基づき、支払わなければならない」とありますが、損害額はどのように算定するのでしょうか。	民法上の債務不履行の際の損害賠償の一般原則に従い、算定します。
181	違約金等	33	2			94	4			大学が負担する事業者の損害にはブレイクファンディングコストなどの合理的な費用は含まれるのでしょうか？	当該場合には、ブレイクファンディングコストも、合理的な範囲内であれば含まれます。
182	違約金等	33	4			94	5			別紙9の割合で大学が負担する事業者の損害にはブレイクファンディングコストなどの合理的な費用は含まれるのでしょうか？	当該場合には、ブレイクファンディングコストも、合理的な範囲内であれば、分担の対象に含まれます。
183	違約金等	33	7			94	6			別紙15の定めに従って大学が負担する事業者の損害にはブレイクファンディングコストなどの合理的な費用は含まれるのでしょうか？	当該場合には、ブレイクファンディングコストも、合理的な範囲内であれば、分担の対象に含まれます。
184	通知の付与	34	23	12		99	1			入札時から、事業契約締結までの間に法令変更がなされた場合も本条と同様の扱いとなるとの理解で宜しいでしょうか。	No36をご参照ください。
185	法令変更による契約の終了	35	10	12		101	1			「法令変更により貴学が本事業の継続が困難と判断した場合」とございますが、別紙15の「①本施設整備事業に直接関係する法令の変更の場合」以外では、本事業の継続を困難と判断されないとの理解で宜しいでしょうか。	別紙15②の場合でもかかる判断がなされる可能性があります。
186	不可抗力	35	18	13		102	2			「本契約の締結日の後に不可抗力により、本施設を本契約、入札説明書等、要求水準書、提案書及び設計図書に従って建設し若しくは整備することができなくなった場合、・・・」と記載されていますが、ここでいう不可抗力には、所謂、2008年に勃発した「リーマン・ショック」のような世界的規模の金融・信用不安の発生も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	当該事項は含まれません。
187	不可効力による契約の終了	36	10	13		105	1			本条による契約終了の場合は第93条の違約金はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

番号	質問項目	質問箇所								質問内容	回答
		頁	行	章	節	条	項	号	別紙番号		
188	関係者協議会	36	24	14		108				関係者協議会の開催頻度、内容についてご教示願えますでしょうか。	少なくとも半期に1度、サービス購入費の支払い前(4月初旬、10月初旬)に開催することを想定しています。
189	関係者協議会	36	28	14		108	2			「関係者協議会に要する費用は全て事業者が負担する」とございますが、事業者は合理的な範囲で負担するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
190	財務書類の提出	37	6	14		110	1			本条における「年間業務報告」とは、第56条の「年間報告書」と同義との理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
191	別紙1 日程表	41	17							本施設の運営開始日とありますが、用語の定義集には運営開始日の定義がありません。ここでの運営開始日は供用開始日と同じとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
192	埋蔵文化財調査着手予定日	41							1	大学の埋文調査室の方の立会いに基づき埋文調査業務をおこなうことになると思料しますが、埋文調査室の指示に基づき当該業務を実施した結果、スケジュールへの影響などが生じた場合には事業者の責は問われないという理解でよろしいでしょうか。	埋文調査業務のためのスケジュールの変更は基本的には想定しておりませんので、スケジュールへの影響が予測される場合には、予め大学の契約担当者に連絡して下さい。
193	使用貸借契約書	44	25			5				建設工事のための水道光熱費は誰が負担するのでしょうか。	事業者の負担とします。
194	再転貸等の禁止	44	28			6	1	1	3	「本物件一部又は全部を第三者に転貸すること。」が禁止されていますが、事業者より建設業務や維持管理業務等を受託する企業、またはこれらの受託企業から更に業務を受託する企業は、第三者に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約に従って本事業の対象となる業務を行うために利用することについては、本条による禁止の対象には含まれません。
195	別紙3使用貸借契約書 本物件に係る水道光熱費	44							3	第5条で水道光熱費は大学負担となっていますが、建設工事期間中の水道光熱費も大学負担と考えてよろしいでしょうか？	No193をご参照ください。
196	別紙3使用貸借契約書 転貸等の禁止	44							3	第6条に関し、SPCから建設企業または解体企業に転貸することは許されると考えてよろしいでしょうか？	No194をご参照下さい。
197	使用貸借契約書	45	5			8				タイトルが原状回復ではなく現状変更ではないでしょうか。	ご理解の通りです。
198	明渡し、原状回復義務	45	20			11	1		3	「～乙及び乙から維持管理・運営業務の委託を請けた者」とありますが、使用貸借期間は維持管理・運営業務の期間より前であることから、「～乙及び乙から本事業を実施する目的で業務の委託を請けた者」といった文言に修正されるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
199	明渡し、原状回復義務	45	20			11	1		3	主体が「事業者、及び事業者から維持管理・運営業務の委託を請けたもの」とございますが、使用貸借期間は各棟の工事期間ですので、「事業者、及び事業者から施設整備業務の委託を請けたもの」も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。

番号	質問項目	質問箇所								質問内容	回答
		頁	行	章	節	条	項	号	別紙番号		
200	使用貸借契約書	45	28			11				本契約の期間満了間の終了の場合ではなく本契約の期間満了前に終了する場合ではないでしょうか。	ご理解の通りです。
201	使用貸借契約書の様式	45	28						3	「本契約の期間満了の場合」とは、「本契約の期間満了の場合」(「間」は誤植)との理解でよろしいでしょうか。	No200をご参照ください。
202	別紙3使用貸借契約書明渡し、現状回復義務	45							3	第11条第1項に関し、「維持管理・運営業務の委託を請けたもの」とありますが、「建設業務を請け負ったもの」と修正が必要ではないでしょうか？	ご理解の通りです。
203	別紙8 完成に伴う提出図書のうち、工事完成写真について	54							8	工事完成写真は、完成と同時に提出することは困難ですので、提出期限は別途定めることとしていただけないでしょうか？	工事完成写真は当然に、完成に伴う提出図書に含まれますが、31条の運用に際しては、後日提出の確約をいただければ猶予いたします。
204	不可抗力官民分担	55	4			1			9	設計・建設期間中の不可抗力の官民分担について、引渡し済の施設がある場合は、「未引渡し施設の施設整備費相当額の100分の1」と修正いただけないでしょうか。引渡し済の施設にかかる損害の官民分担については、別紙9第2項で規定されております。	「未引渡し施設の施設整備費相当額の100分の1」に修正します。
205	不可抗力による追加費用の負担割合	55	6	別紙9		1				保険金が支払われた場合、当該保険金額相当額は大学の負担すべき損害及び追加費用額から控除とありますが、これでは、事業者に保険付保のインセンティブがありません。保険金額相当額は事業者の負担すべき損害及び追加費用額から控除し、控除しきれない場合は、大学の負担すべき損害及び追加費用額から控除していただけないでしょうか。	原案の通りとします。
206	不可抗力による追加費用の負担割合	55	6						9	「但し、(中略)保険金が支払われる場合、当該保険金相当額は大学が負担すべき損害及び追加費用額から控除する」とございますが、保険を付保するのは事業者ということや、保険金を先に貴大学が負担すべきものから控除すると事業者側の負担は大きなものとなることを鑑み、「事業者負担額を超える保険金を事業者が受領する場合、当該超過額相当額を貴大学が負担すべき損害及び追加費用から控除する」ことでお願いできればと存じます。	No205をご参照ください。
207	設計・建設期間中の不可抗力による損害に対する保険金の充当順位	55	7			1			9	「損害又は追加費用が発生した場合・・・100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額は大学が負担する。・・・保険金が支払われる場合、当該保険金額相当額は大学が負担すべき損害及び追加費用額から控除する。」とありますが、受取保険金は、まずは大学が負担する損害及び追加費用額に充当し、残額を事業者が負担する損害及び追加費用額に充当するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
208	不可抗力による追加費用の負担割合	55	10						9	「追加費用が発生した場合」と規定してございますが、損害が考慮されていないのは何故でしょうか(なお、同項の但書では損害も対象となっております)	損害も追加費用に含まれます。念のため損害を追記します。

番号	質問項目	質問箇所								質問内容	回答
		頁	行	章	節	条	項	号	別紙番号		
209	不可抗力による追加費用の負担割合	55	12	別紙9	2					保険金が支払われた場合、当該保険金額相当額は大学の負担すべき損害及び追加費用額から控除とありますが、これでは、事業者に保険付保のインセンティブがありません。保険金額相当額は事業者の負担すべき損害及び追加費用額から控除し、控除しきれない場合は、大学の負担すべき損害及び追加費用額から控除していただけないでしょうか。	No205をご参照ください。
210	不可抗力による追加費用の負担割合	55	12						9	維持管理期間における不可抗力に対する事業者の負担は、年間売上に対する100分の1との理解でよろしいでしょうか。	各年度毎に、年間の維持管理費相当額の100分の1まで負担ということになります。
211	不可抗力による追加費用の負担割合	55	13						9	「但し、(中略)保険金が支払われる場合、当該保険金相当額は大学が負担すべき損害及び追加費用額から控除する」とございますが、保険を付保するのは事業者ということや、保険金を先に貴大学が負担すべきものから控除すると事業者側の負担は大きなものとなることを鑑み、「事業者負担額を超える保険金を事業者が受領する場合、当該超過額相当額を貴大学が負担すべき損害及び追加費用から控除する」ことでお願いできればと存じます。	原案の通りとします。
212	維持管理期間中の不可抗力による損害に対する保険金の充当順位	55	14		2				9	「損害又は追加費用が発生した場合・・・100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額は大学が負担する。・・・保険金が支払われる場合、当該保険金額相当額は大学が負担すべき損害及び追加費用額から控除する。」とありますが、受取保険金は、まずは大学が負担する損害及び追加費用額に充当し、残額を事業者が負担する損害及び追加費用額に充当するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
213	不可抗力による追加費用の負担割合	55							9	不可抗力による損害又は追加費用が発生した施設毎(A棟Ⅰ期、A棟Ⅱ期、B棟本体、B棟低層棟1、B棟低層棟2)に、設計・建設期間中の場合は当該施設の施設整備費相当額の1/100までを事業者が負担し、維持管理期間中の場合は当該施設の一年間の維持管理相当額の1/100までを事業者が負担するという理解で宜しいでしょうか。	施設整備費相当額については、No204をご参照ください。維持管理費相当額については、ご理解の通りです。
214	事業名称	56	5						10	「東京大学(本郷)総合研究棟施設整備等事業」の記載がありますが、「東京大学(本郷)クリニカルリサーチセンター施設整備事業」と誤りででしょうか。	ご理解の通りです。
215	保証書の様式	56	5						10	「総合研究棟」とありますが、「クリニカルリサーチセンター」と読み替えてよろしいですか。	No214をご参照ください。
216	別途定めた様式	56	18			3	1		10	「大学が別途定めた様式による保証債務履行請求権」との記載がありますが、別途定めた様式についてご提示いただけないでしょうか。	現時点では、当該様式は作成しておりません。
217	保証書の様式	56	19			3	1			保証債務履行請求権ではなく保証債務履行請求書ではないでしょうか。	ご理解の通りです。

番号	質問項目	質問箇所								質問内容	回答
		頁	行	章	節	条	項	号	別紙番号		
218	保証債務の履行開始	56	20			3	2		10	「保証人は、前項に規定する保証債務履行請求書」を受領した日から30日以内に、当該請求に係る保証債務の履行を開始しなければならない。」と記載されていますが、30日以内に履行開始できない合理的な理由がある場合、大学と保証人による履行開始日に関する協議規定を設けて頂けないでしょうか。	原案の通りとします。
219	協議が整わない場合の措置	56	22			3	2		10	保証債務の履行期限について、大学と保証人との協議が整わない場合の措置として、「大学が決定する」との記載がありますが、事業契約書第32条第2項但し書の記載と同様に「合理的な履行期限を」との記載を追記いただけないでしょうか。	原案の通りとします。
220	保証書	56	5・19						10	前文にある「東京大学(本郷)総合研究棟施設整備等事業」は「東京大学(本郷)クリニカルリサーチセンター施設整備事業」に、第3条第1項にある「保証債務履行請求権」は「保証債務履行請求書」に、今後修正されるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
221	レンタルラボCの運営業務委託契約書	58	1						11	現在、貴学で実際に運営されているレンタルラボの賃貸借契約書ならびに運営業務委託契約書があれば、見せていただくことは可能でしょうか。	大学のホームページで公開している工学部新3号館の契約書案をご参照ください。当該事業では、概ね契約書案の通りの契約を締結しています。
222	賃貸借契約	58	16	14		2	(2)		11	レンタルラボに関わる賃貸借契約に関しては、事業者が任意で定められるという理解でよいでしょうか。	ご理解の通りですが、事前に大学の承認を必要とします。
223	運営業務の内容	58	17			2			11	賃借人の募集は、契約期間の開始日よりも事前に行えるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
224	賃貸借契約	58	19	14		2	(4)		11	敷金、保証金、及び預り金とあるが、これらの条件に関しては、事業者の任意であるという理解でよいでしょうか。	大学が定めます。
225	契約期間	58	26			3			11	契約期間は「平成30年12月●日から」とございますが、B棟本棟の供用開始日から契約開始日まで、貴学にお支払いする賃料は発生しないとの理解で宜しいでしょうか。	契約期間は、平成30年11月●日からとします。また、供用開始日から賃料は発生します。
226	レンタルラボCの運営業務委託契約	58							11	事業者がレンタルラボC運営業務を受託企業に委託する際に、大学と事業者間で締結するレンタルラボCの業務委託契約と全く同内容の業務委託契約を締結することに支障がありますでしょうか。	支障はありませんが、契約締結前に大学の承認を得てください。
227	レンタルラボCの運営委託契約	59	3			4			11	レンタルラボCの需要リスクを回避し、SPCが有利な条件で資金調達を行うため、レンタルラボCをSPCからマスターレシーに一括賃貸した上で、マスターレシーから個々の入居者に転貸するというサブリース方式は認められるという理解で宜しいでしょうか。	大学からマスターレシーが一括賃貸し、入居者にサブリースする形態も認めます。ただし、サブリース契約の締結は大学の承認を必要とします。

番号	質問項目	質問箇所								質問内容	回答
		頁	行	章	節	条	項	号	別紙番号		
228	レンタルラボCの運営業務委託契約書賃料の徴収	59	11			5			11	乙(＝事業者)は、賃借人から共益費を徴収することとありますが、共益費の金額(もし、確定していない場合は、目安又は算定式等)をご教示ください。	共益費は、事業者の提案に基づき、大学と事業者で協議して決めるものとします。ただし、この場合、大学は事業者の提案を尊重するものとします。
229	別紙11レンタルラボCの運営業務委託契約の様式(賃料の支払)	59	11							賃借人から徴収した賃料は乙の収入とし、共益費は、翌日7日までに、甲の指定する預金口座に送金して支払うものとする、とありますが、当該共益費は、事業者が大学から受領する共用部の維持管理費用であるため大学へ返金するという理解でよろしいでしょうか。	共益費には事業者が実施する共用部の維持管理費の他、大学の共用設備(通信回路等)の使用料等も含まれます。
230	別紙11レンタルラボCの運営業務委託契約の様式(賃料の支払)	59	11							大学へ支払う共益費の金額については評価の対象にはならないとの理解でよろしいでしょうか。又、共益費、敷金、保証金、預かり金等の設定は事業者の提案によるという理解でよろしいでしょうか。	共益費等は大学で定めるので、評価の対象とはなりません。
231	レンタルラボCの共益費	59	12	別紙11		5	1			共益費の算出を明示ください。	No228をご参照ください。
232	振込手数料	59	13			6	1		11	共益費その他、委託事業者が貴学の指定する預金口座へ振り込む際の振込手数料は、貴学が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	事業者選定後に協議します。
233	賃料の支払い	59	13			6			11	貴学へお支払いする賃料計算の起算日がいつになるかをご教示下さい。	供用開始日となります。
234	レンタルラボCの共益費	59	15	別紙11		6	1			共益費の算出を明示ください。	No228をご参照ください。
235	賃料の支払	59	15			6	1		11	「供用開始当初の標準賃料は50,000円／年・㎡」とございますが、第92条のとおり、事業者は貴学と条件の変更に関して協議することができるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
236	賃料について	59	15			6	2		11	標準賃料の改定についての定めは事業契約に準ずると思料しますが、社会情勢及び経済情勢の変動等が生じた場合は、第92条にある「…事業者が…採算性を確保することが困難」となる前に、通知の上、協議申し入れできないでしょうか。	採算性を確保することが将来明らかに困難になることを大学側が認めれば、協議を申し入れできるものとします。
237	賃料の支払	59	17			6	2		11	貴学へお支払いする標準賃料は、当月末締め翌月払いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
238	標準賃料総額の支払い時期	59	17			6	3		11	標準賃料総額の支払いも翌月7日までに支払うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
239	賃料の支払	59	19			6	2		11	賃貸期間がひと月に満たない場合、事業者が貴学へお支払いする賃料は、日割り計算となるとの理解で宜しいでしょうか。	大学側の理由により工期が遅延した場合等をのぞき、レンタルラボC賃料は1ヶ月分の支払いを原則とします。

番号	質問項目	質問箇所								質問内容	回答
		頁	行	章	節	条	項	号	別紙番号		
240	賃料の支払	59	19			6	4		11	「事業者と賃借人の間の賃貸借契約が途中で解約した場合、・・・、当該月の最終日まで当該賃貸借契約は有効であったものとして計算する。」とございますが、事業者と賃借人との賃貸借契約の内容はこれに拘束されないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
241	敷金等の徴集	59	22			7			11	敷金等の大学への送金について、事業者に代替して、レンタルラボC運営業務受託者からとしても宜しいでしょうか。	宜しいです。
242	敷金等の返還	59	22			7			11	第三者(賃借人)との貸室賃貸借契約に基づく敷金等を大学に寄託する規定がありますが、貸室賃貸借契約の終了及び解除等により、敷金等の賃借人への返還や事業者(又は受託者)が貸室賃貸借契約上、賃借人に有する債権への充当等に使用するため、大学から事業者(又は受託者)への敷金の返還規定を設けて頂けないでしょうか。	敷金の返還規定を設けることとします。
243	敷金、保証金、預かり金等の徴収	59	23			7	1		11	事業者の収入は徴収賃料のみであり、共益費、敷金、保証金、預かり金は貴学に帰属するとの理解で宜しいでしょうか。	No246をご参照ください。
244	レンタルラボCの運営業務委託契約書 敷金、保証金、預かり金等の徴収	59	23			7			11	乙(＝事業者)は、賃借人から敷金等を徴収することとありますが、敷金等の金額(もし、確定していない場合は、目安又は算定式等)をご教示ください。	敷金等は、事業者の提案に基づき、大学と事業者で協議して決めるものとします。ただし、この場合、大学は事業者の提案を尊重するものとします。
245	敷金等の徴収	59	23			7			11	「乙は、甲に対し徴収した敷金等を支払うものとする」とありますが、乙が甲に支払うのは標準賃料総額のみではないのでしょうか。敷金等は標準賃料総額の何ヵ月分を想定しているのでしょうか。	敷金等も支払う必要があります。敷金の金額についてはNo244をご参照ください。
246	レンタルラボCの運営業務委託契約書 敷金、保証金、預かり金等の徴収	59	24			7			11	乙(＝事業者)は、甲に対し、徴収した敷金等を支払うとありますが、大学の指定した敷金等以外に事業者が別途、賃借人から保証金等を徴収した場合、当該保証金については大学に支払う必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	7条に規定するとおり保証金は「敷金等」に含まれます。
247	収支報告書の提出	59	32			8			11	レンタルラボCの収支報告書は第69条に定める運営に関する収支報告書とは別に作成すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
248	収支報告書の提出	59	32			8			11	レンタルラボCの収支報告書の内容は、徴収賃料(レンタルラボCの運営委託契約書第6条第1項)から標準賃料(同第6条第2項)を控除した収支計算と、当月に受け入れた敷金等(同7条)を記載したものという理解でよろしいでしょうか。	事業者選定後に協議します。
249	別紙11 レンタルラボCの共益費	59							11	第5条に関し、共益費は大学が定めるものと認識しておりますが、いつごろ・いくらで決まるかご教示ください。	No228をご参照ください。

番号	質問項目	質問箇所								質問内容	回答
		頁	行	章	節	条	項	号	別紙番号		
250	契約解除時の返還書類	60	17			12	1		11	「一切の書類を引き渡すもの」と記載されていますが、税務関連書類で保存を義務付けられている書類については、原本証明付きコピーでもよいと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
251	レンタルラボCの運営業務委託契約書解除の効力	60	19			12			11	本契約が終了した場合、賃借人から徴収した敷金等を保有している場合、速やかに大学に支払うとありますが、大学に支払ったのちは、大学が賃借人に対して当該敷金等の返還義務を負うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
252	保証金の返還	62	27						12	保証金(賃料の3か月分)の預託時期についての記載がありますが、保証金の返還について、返還方法と返還時期について具体的に明示頂けますでしょうか。	返還方法は事業者の指定する口座への振り込みとなります。返還時期は原状回復工事後を想定していますが、協議により決定します。
253	定期建物賃貸借契約書	63	1	別紙12		5				賃料の支払方法(①毎月払い・半期払い、②支払期限)について、ご教示ください。	①については年払いとします。②については、年度末払いを基本としますが、年度末までの契約が確実になった時点で先払いしていただいても結構です。
254	賃料の改定	63	13			6	1		12	「賃料は事業契約に従い改定されるものとする」とございますが、第92条のとおり、事業者は貴学と条件の変更に関して協議することができるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
255	賃料の改定	63	13			6	1		12	「賃料は事業契約に従い改定されるものとする」とございますが、詳細の改定規定をご教示いただけますでしょうか。	現時点では規定を設けておりません。
256	定期建物賃貸借契約書	64	4			11	2		12	甲の責めに帰すべき事由で本物件が使用できない場合でも、乙は使用できなかった期間の賃料の支払い義務は免れるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
257	サービス購入費の減額の基準と方法	67	21				1			本契約56条で求められているのは維持管理業務の業務報告書です。運営業務は69条にて収支報告書の提出を求められているのですが、別途運営業務報告書の提出が必要でしょうか。	必要となります。
258	サービス購入費の減額	67	21						14	独立採算事業として行うレンタルラボCの運営業務及び附帯事業のモニタリングは、減額ポイントに係らず、サービス購入費支払に一切影響しないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
259	法令変更による追加費用分担規定	67	27	別紙					14	年間総括書の提出が毎年4月7日となっておりますが、3月末に業務を完了し、作成するには期限が短く思えます。年間総括書は4月末までとして頂けないでしょうか。	原案の通りとします。
260	サービス購入費の減額の基準と方法	68	4				1	3		維持管理期間中及び運営期間中は維持管理・運営期間の表現に変更されたいかがでしょうか。	原案の通りとします。
261	対象業務	68	19	2	(1)	3)			14	植栽維持管理業務とありますが、要求水準書P77の「(3)1)外構施設の保守管理業務」は減額の対象では無いという理解で宜しいでしょうか。	植栽維持管理業務を外構施設保守管理業務と読み替えてください。

番号	質問項目	質問箇所								質問内容	回答
		頁	行	章	節	条	項	号	別紙番号		
262	維持管理業務及び運営業務が要求水準を満たしていない場合の措置	69	5	2	(2)				14	「維持管理及び運営の業務期間を通じ、同一の対象業務において2回の減額措置を経た後、更に業務不履行があった場合、……。」とございますが、当該業務期間とは1年6ヶ月ごとという意味であり、翌1年6カ月には前業務期間での減額措置の算定は持ち越されないとの理解で宜しいでしょうか。	業務期間は1年ごととなり、事業期間中に3回の業務不履行があった場合において、業務を行う者を変更させることがあるという意味です。 なお、減額措置の算定は持ち越しません。
263	サービス購入費の減額の基準と方法	69	6				2	2		業務不履行ではなく債務不履行の表現に変更されたいかがでしょうか。	事業者選定後に協議します。
264	サービス購入費の減額の基準と方法	69	7				2	2		変更されることがあるではなく変更させることができるの表現に変更されたいかがでしょうか。	事業者選定後に協議します。
265	サービス購入費の減額の基準と方法	69	9				2	2		減額の行われる基準ではなく一定の基準に変更されたいかがでしょうか。	事業者選定後に協議します。
266	減額の方法	69	15	3	(1)				14	要求水準を満たしていない状態を例示いただいておりますが、これらの事象が発生した結果、「学生及び教職員等の関係者が施設を利用する上で明らかに重大な支障がある」、若しくは「学生及び教職員等の関係者が施設を利用することはできるが、明らかに利便性を欠く」事態に陥った場合のみ、減額ポイントが科せられるとの理解で宜しいでしょうか。	その他、要求水準を満たしていないと判断される場合は減額ポイントが課されます。
267	減額の対象となる事態	69	16	3	(1)				14	入退室管理業務および山上会館の対象となる事象は、業務監視の区分が共通の内容のみで個別内容は無いという理解で宜しいでしょうか。	いずれも個別内容はあり、以下の通りとします。 ・入退室管理については、共通利用施設・会議室等の予約業務の内容にある、予約を入退室管理と読み替えてください。(重大な支障にかかる「予約の重複などの不手際」を除く) ・山上会館については、大学関係者用宿泊施設に山上会館が含まれるものとします。
268	減額ポイント	69	17			3	(1)		14	維持管理業務の減額ポイントにおいて、計算対象となるサービス購入費は更新費用を含めた費用であり、減額ポイントで減額された場合は、更新費が足りなくなることになります。減額ポイントの対象となるサービス購入費は、更新費用は含まれないとの考えでよろしいでしょうか。	更新費用も含めたサービス購入費全体にかかります。
269	サービス購入費の減額の基準と方法	69	18				3	1		その減額ポイント加算の後～減額を行うを6カ月毎に累積状況に応じて計算した減額金額を当該半期のPFI事業費から相殺することとし、減額したPFI事業費を支払うに変更されたいかがでしょうか。	事業者選定後に協議します。
270	サービス購入費の減額の基準と方法	69	29				3	1		維持管理業務の不履行は維持管理業務の債務不履行ではないでしょうか。	ご理解の通りです。
271	サービス購入費の減額の基準と方法	70	1						14	維持管理について不備との表現がございますが、不備の定義は通常業務の不履行により不具合が発生した状態との理解でよろしいでしょうか。	当該状態を含め、通常業務が要求水準を満たしていないことを意味します。

番号	質問項目	質問箇所								質問内容	回答
		頁	行	章	節	条	項	号	別紙番号		
272	サービス購入費の減額の基準と方法	70	10				3	1		警備機器の不備は事案や影響にもよりますが、いつまでに改善したら減額ポイントを課せられないでしょうか。	内容によりますので一律に決めることはできません。不備がないことが通常の状態ですので遅滞なく不備は改善して頂くことになります。
273	減額の対象となる事態	70	24						14	減額の対象となる事態の施設利用者が施設を利用することはできるが、明らかに利便性を欠く場合で警備業務の「警備体制や警備機器の軽微な不備等」について、具体例があればお示し願います。	例えば警備機器の一部が要求水準に重大な支障を及ぼさない程度で作動していなかったことなどが考えられます。
274	サービス購入費の減額の基準と方法	70	26						14	運營業務において、重大な支障がある場合において、郵便の遅配やサンプルの破損、予約の重複等が明記されておりますが顧客との大きなトラブルの発生、訴訟等事業者にて解決できない状態になった場合と考えてよろしいでしょうか。	当該場合も含まれますが、これに限定されません。
275	施設利用者が施設を利用する上で明らかに重大な支障がある場合	70	36						14	「予約の重複」とありますが、代替施設を準備する等の対応を行った結果、利用者の施設利用に重大な支障が発生しなかった場合は「重大な事象以外の事象」と見做して頂けますでしょうか。	当該場合は、重大な事象以外の事象と見なします。
276	サービス購入費の減額の基準と方法(減額の対象となる事象)	70	40	別紙					14	郵便物等の集配業務の重大な事象が「郵便物の誤配や紛失等」とありますが、他の業務の事象と比べ過度に思えます。明らかに事業者の故意によるものに限定して頂けないでしょうか。	原案の通りとします。
277	施設利用者が施設を利用する上で明らかに重大な支障がある場合	70	40						14	「郵便物の誤配や紛失等」とありますが、事業者の責めによらない誤配や紛失等も当然に想定されます。事業者と郵便事業者・配達先との間、全ての郵便物について受取確認を行なうことが実質不可能である状況を考慮し、誤配や紛失が即重大な支障とされる運用を行う事についてご再考慮えませんか。	事業者の責めによらない場合は当該規定を適用しませんが、原則として原案の通りとします。
278	施設利用者が施設を利用する上で明らかに重大な支障がある場合	71	8						14	「受付の不在」とありますが、宿泊者からの要請で客室に何う等フロントを離れて業務を行うケースも当然に想定されます。連絡先を明示する等の対応を行った上でやむを得ず受付を不在にする場合はペナルティの対象外という認識で宜しいでしょうか。	当該場合はペナルティの対象外とします。
279	大学関係者用宿泊施設の管理業務における重大な支障がある事象	71	10						14	大学関係者用宿泊施設に関する「重大な支障がある場合の事象」として「受付の不在」が挙がっています。どの程度の受付の不在が重大な支障のある場合の事象に捉えられるかご教示いただけませんか。	No278をご参照ください。
280	施設利用者が施設を利用することはできるが、明らかに利便性を欠く場合	71	19						14	「郵便物の遅配」とありますが、事業者の責めによらない遅配も当然に想定されます。事業者と郵便事業者・配達先との間、全ての郵便物について受取確認を行なうことが実質不可能である状況を考慮し、遅配が即明らかに利便性を欠く場合とされる運用を行う事についてご再考慮えませんか。	No274をご参照ください

番号	質問項目	質問箇所								質問内容	回答
		頁	行	章	節	条	項	号	別紙番号		
281	サービス購入費の減額の基準と方法(減額ポイントの支払額への反映)	72	16	別紙					14	「対象業務ごと」の業務ごととは、事象の表の「業績監視の区分」ごととの理解でよろしいでしょうか。	維持管理業務、運営業務の区分となります。
282	減額ポイントの支払額への反映	72	23				3	(4)	14	減額割合の算定に係る考え方についてですが、減額ポイントが発生した場合には、ポイント数に応じ、各レンジごとの減額割合を加算していくという考え方でよろしいでしょうか。例えば、減額ポイントが30の場合、1～19部分までは減額割合なし、残りの20～30部分にあたる11ポイント分について、1ポイントにつき0.3%が減額され、合計で3.3%の減額となると理解でよろしいでしょうか。	減額割合の算定は、例えば減額ポイントが63ポイントの場合、以下の通りとなります。 $0.6\% \times 63 = 37.8\%$
283	法令変更による追加費用分担規定	72		別紙					14	国の指針に基づく最低賃金法の改定により、都道府県が定める最低賃金が見直された場合、もしくは最低賃金法の改定の有無に関わらず、最低賃金が大幅に見直された場合は、事業に直接的影響を及ぼす法令等の新設・変更に関する大学側のリスクとして、大学の費用負担により事業者のサービス対価の見直しが行われるとの理解でよろしいでしょうか。最低賃金の改定は事業者の人件費増大につながり、管理・運営に直接的な影響を及ぼすものとなります。また、最低賃金の改定は、事業契約上の物価変動条項と異なり、事業者側が全ての変動リスクを負う(最低賃金が見直された場合でもサービス対価は見直されない)形で検討されているのではないかと思料します。	当該法令の変更は事業者に対して一般に適用される法令となりますので、サービス対価の見直しは行いません。
284	別紙14 サービス購入費の減額の基準と方法	72							14	減額ポイントの支払額への反映方法は、例えば、減額ポイントが90点だった場合、 ・ $90 - 59 = 31$ 31ポイント $\times 0.6\% = 18.6\%$ ・ $59 - 19 = 40$ 40ポイント $\times 0.3\% = 12\%$ より、30.6%の減額となる、との理解でよろしいでしょうか？	No282をご参照ください。
285	法令変更追加費用の負担割合	73	3						15	消費税の変更分については、大学がすべて負担していただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
286	法令変更による追加費用分担	73	7						15	「法人税その他の税制変更」は事業者負担100%とされていますが、消費税の増税については資金収支計画に反映することでよいでしょうか。	消費税の負担についてはNo285をご参照ください。また、資金収支計画で用いる消費税額は5%となります。
287	法令変更による追加費用分担規定	73	26	別紙					14	下期の半期報告書と年間総括書は兼ねることは可能でしょうか。	事業者選定後に協議します。
288	法令変更による追加費用分担	73							15	消費税に係る税制変更リスクは大学側で負担していただけるという理解でよろしいでしょうか。	No285をご参照ください。
289	別紙12定期建物賃貸借契約書の様式(賃貸借期間)									第3条記載の供用開始日とは事業契約 別紙1に記載の 8 本施設運営開始予定日という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

番号	質問項目	質問箇所								質問内容	回答
		頁	行	章	節	条	項	号	別紙番号		
290	レンタルラボCの運営業務委託契約の様式、定期建物賃貸借契約書の様式									いずれも事業契約の一部を構成するものですので、表現方法等統一いただけないでしょうか。	落札者決定後に協議いたします。
291	サービス購入費の減額の基準と方法									モニタリングは業務の改善の目的に行われるべきですので、例えば警備機器の軽微な不備等の事象だけで減額ポイントを課されては民間としてはそのリスクを取ることはできません。また、事案の重大性、実害の程度に応じて減額ポイントを定めるべきで20か2点だけでは合理的ではありません。本件については案としていただき、落札後、大学と事業者が協議して詳細を決めることにできないでしょうか。	軽微な不備等が発生した場合の対応等も考慮して減額とするかが決定されるため、過大なリスクではないと考えられます。したがって、原案の通りとします。

＜その他＞

番号	質問項目	質問箇所	質問内容	回答
1	施設用途	実施方針(改訂版)と要求水準(案)に関する質問回答・意見(その2) 平成23年12月9日 p.2 (37)	建築基準上での用途、及び消防法上での用途をご教示ください。 用途により、自衛消防活動中核要員の選任人数が異なります。本事業においても選任が必要かと思われませんが、現在大学敷地内の施設はどのような基準に基づき配置しておりますでしょうか。また、大学関係者にて本事業の自衛消防中核要員を数名選任していただくことは可能でしょうか。選任可能である場合、何名でしょうか。	消防法上の区分については以下の通りです。 A棟・B棟(本棟):(7)項 B棟(低層棟1):(5)項ロ B棟(低層棟2):(5)項イ 自衛消防活動中核要員について、現段階では参考プランに示す用途及び規模より自衛消防活動中核要員の配置は想定しておりませんが、提案頂く計画や今後の消防協議等により自衛消防活動中核要員の配置が必要となった場合については別途協議とします。
2	厨房除害施設について	実施方針(改訂版)と要求水準(案)に関する質問回答・意見(その2) 平成23年12月9日 p.17 (216)	扱う食品、店舗の形態等によっては厨房除害施設を介さずに排水基準以下で排水することが可能と考えられます。排水基準以下での排水が可能と判断される場合、厨房除害施設の設置有無は事業者の提案に委ねるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
3	備品	実施方針(改訂版)と要求水準(案)に関する質問回答・意見(その2) 平成23年12月9日 p.33 (486)	「ドラフトチャンバーの調達は本事業範囲外でよい」とのことですが、調達のみならず、ドラフトチャンバーの設置・運用開始後の保守メンテナンスは大学側にて実施(本事業範囲外)という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
4	A棟、B棟の開館時間	要求水準書(案)への回答、No.569	入退室管理業務に関する質問への回答文中に「日中」「夜間」とありますが、具体的に各々、何時から何時でしょうか。	日中は7時から22時とし、夜間は22時から翌7時までとします。
5	福利厚生、及びサービス施設の需要変動リスク	実施方針(改訂版)と要求水準(案)に関する質問回答・意見(その2) 平成23年12月9日 p.56 (853)	『厨房排水の汚泥処理費用も選定事業者の負担とします。』とありますが、平成23年4月1日より施行されました「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正により、排出事業者と産業廃棄物収集運搬業者が直接契約を結ばなければなりません。そのため、汚泥の負担は本事業の事業者ではなく、大学側という理解でよろしいでしょうか。	排出事業者が大学となる場合においても、実質的な汚泥処理費は事業者負担とします。
6	山上会館本館・別館の改装費用の負担	要求水準書 103ページ、29行目	山上会館(本館と龍岡門別館)の宿泊室等の管理業務の提案にあたり、配管・電気等の施設は運営開始までに補修あるいは更改の必要性・予定はないのかご教示いただけませんか。	現時点では、補修や更改の予定はありません。
7	山上会館本館・別館の改装費用の負担	要求水準書 103ページ、29行目	山上会館(本館と龍岡門別館)の宿泊室等の管理業務の提案にあたり、建築基準法に適合する耐震構造性能への対応はどのような状況であり、補強等の必要性・予定はないのかご教示いただけませんか。	山上会館(S61竣工)、山上会館龍岡門別館(H6竣工)であり、いずれも新耐震基準以降の建物であり、耐震改修の予定はありません。
8	山上会館本館・別館の改装費用の負担	要求水準書 103ページ、29行目	山上会館(本館と龍岡門別館)の宿泊室等の管理業務の提案にあたり、運営期間中(平成30年～平成45年)に施設・設備の補修・更改、備品等の修理・更新、耐震構造性能への対応等が必要となった場合は、大学側が担い手となり、費用を負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

番号	質問項目	質問箇所	質問内容	回答
9	山上会館本館・別館の改装費用の負担	要求水準書 103ページ、29行目	山上会館(本館と龍岡門別館)の宿泊室等の管理業務の提案にあたり、施設内の見学・内覧機会を設けていただけませんか。	見学会等は予定しておりません。
10	大学が期待する主なサービス	参考資料	要求水準書(案)と併せて公表された参考資料「大学が期待する主なサービス」にあります、「共同研究の申し込み、産学連携の申し込み窓口と、書類作成、日程調整支援業務」とありますが、当該サービスの実施においては、貴学の産学連携本部と同等の機能が求められるとの理解で宜しいでしょうか。	業務の内容等は、事業者の提案によります。
11	什器備品	【別添資料8】	資料中に記載される什器備品は、大学側が調達・設置・更新を行うとの理解してよろしいですか。	ご理解の通りです。
12	既設給水ポンプの供給先	【別添資料22】既設給水棟機器及び配管図(H23.12.9 CD配布資料)	既設給水ポンプ(WP-1～6)のうち、今回B棟に取り込むものはどれになるのでしょうか。各ポンプ以降の配管系統図をご提示頂けないでしょうか。	既設給水棟の機能全てです。また、現在公開している以外に資料公開の予定はありません。
13	既設給水ポンプの供給先	【別添資料22】既設給水棟機器及び配管図(H23.12.9 CD配布資料)	上記給水ポンプが複数の場合、まとめて1ユニットとしてもよろしいでしょうか。	現在の台数を基本としてください。
14	発電機の冷却水	【別添資料23】既設給水棟冷却塔機器及び配管図(H23.12.9 CD配布資料)	当該資料に記載の冷却塔は、雑用水槽内の水を冷却・循環しているものであり、これとは別に雑用水を発電機へ送る配管およびポンプもB棟に新設し、発電機へ供給する必要があると思われますが、ポンプの仕様等がわかりませんので、発電機へ供給している冷却水系統の資料をご提示頂けないでしょうか。	別添資料32をご参照下さい。
15	添付書類	様式集	保険評価書及び関心表明書等を提案書に添付しても宜しいでしょうか。もし、宜しければ、どの様式の後ろに添付すれば宜しいのでしょうか。	融資関心表明書及び融資確約書のみ添付は可能です。説明書の様式53の後に添付してください。
16	要求水準書(案)本文 質疑回答 1	関係行政庁との事前協議	「打ち合わせの内容については事前に大学の確認を経てください。」とありますが、大学の確認方法(連絡先、確認に掛かる所要時間など)をお教えてください。	入札説明書等の質問提出先と同じ部署に事前に電話かメールで協議予定内容についてご連絡ください。注意事項があればその際に指示いたします。時間はとりません。
17	要求水準書(案)資料 質疑回答 7～11	既存給水設備の情報	入札公告までに示される予定であった既存情報の開示はありますか？	別添資料28, 29をご参照ください。
18	要求水準書(案)質疑回答 19	既存配管の切り回し	資料の開示がありませんでしたので、AB棟とも既設の冷温水配管及びB棟の蒸気配管の盛替は無いものとしてよいですか？	冷温水管及び、B棟蒸気管の切り回しは想定していません。
19	要求水準書(案)質疑回答 19	蒸気配管の切り回し	別添資料19に記載されている蒸気配管は内科研究棟解体時には不要となると考えてよいでしょうか？内科研究棟を通過して他棟への供給がある場合は全体がわかる資料の開示をお願いいたします。	蒸気管は今後も使用しますので、切り回しとなります。ただし東研究棟への供給管は不要です。蒸気管の仕様は、配管用炭素鋼鋼管(黒)、最高蒸気圧力0.15MPaです。

番号	質問項目	質問箇所	質問内容	回答
20	要求水準書(案) 質疑回答 27	延焼の恐れのある範囲	資料に記載がないため、処置の必要がある設備開口は無いものとしてよいでしょうか？	設備開口の処置も本事業にて行います。別添資料30をご参照ください。
21	要求水準書(案) 質疑回答 301	外灯の改修範囲	別添資料にて既存の外灯配置図の開示がありましたが、今回更新を要する外灯はこのうちどれになりますか？	【資料2-1】、【資料2-2】の赤点線内の事業計画地内における外灯器具を更新するものとします。
22	要求水準書(案) 質疑回答 320	既存電力監視メーカー	既存のメーカーを教えてください。	富士電機です。
23	要求水準書(案) 質疑回答 377	火災報知設備の内容表示	既存RS盤の空きポイント数が不明です。見積もりが可能な情報の開示をお願いいたします。また別添資料にある2枚の画面改修では回答377にある同じ内容の表示は不可能と思われますがA棟・B棟と同じ内容とする必要がありますか？	空きはありません。
24	要求水準書(案) 質疑回答 399	外気負荷	『ただし要求があった場合に外気負荷を相殺できる外調機の設置スペースや室外機容量を見込んでください』とありますが、室外機も設置スペースを見込んでおけばよいでしょうか？	室外機設置スペースと、電気容量、回路等を見込んでおいて下さい。
25	要求水準書(案) 質疑回答 432	飼育動物への自動給水	自動給水については将来対応可能なように設置してくださいとありますが、要求水準書P55に記載のあるように各飼育室に天井バルブ止給水管を用意すればよいでしょうか？室内への飲水配管の実装や飼育ラックへの飲水配管の実装は不要と考えてよいでしょうか？	ご理解の通りです。(バルブ止めで宜しいです)
26	要求水準書(案) 質疑回答 702	低層棟1の水光熱費の個別契約について	『入居者が電力会社や通信会社等と個別契約を締結することになります』とありますが、各インフラは全て別敷地として引き込みができると考えてよいですか？	別敷地ではなく、別用途としてインフラ各所と協議の上、引き込んで下さい。 なお電力は1団地、通信は別引き込みと考えていますが事業者と電力会社の協議により、別引き込みの提案も可能とします。
27	工事施工時間に関して		近隣協定等により、工事施工時間に関して制約は無いものと考えて宜しいでしょうか。	個別工事毎に住民説明会を実施して決定しています。
28	工事施工時間・時期に関して		病院関係者の業務等により、工事施工時間・時期が制約される内容が御座いましたら、開示ください。	振動、騒音が発生する場合、制限することがあります。事業者選定後、制限内容を協議にて決定します。
29	工事作業日について		学内行事等による作業不可能日があればご教示ください。	大学の事由による作業不可能日はありませんが、病院の特殊性により作業不可能日を指示することもあります。
30	既存山留について		既存建物の山留め壁はないものとして計画してよろしいでしょうか。	内科研究棟の東西斜路部分、北面等のドライエリアに面する擁壁や、南研究棟西側ドライエリアに面する擁壁等があります。詳細につきましては公開しております既存図面等や現地状況をご確認下さい。

番号	質問項目	質問箇所	質問内容	回答
31	埋蔵文化財調査について		埋蔵文化財調査は既存地下および基礎のない箇所のみ行うものと考えてよろしいでしょうか。	遺構調査面は時代毎に存在することが判明しています。従って、既存の地下や基礎のある部分の下にも遺構調査面がある場合には、調査を行うことがあります。
32	作業時間について		作業時間に関しては、特に制約はないものと考えてよろしいでしょうか。	夜間作業や休日作業の可否については大学内での制約はないため、住民説明会で協議が整えば可能となります。なお、埋蔵文化財調査については土日作業は行いません。
33	解体工事について		引越し、移転後の既存棟解体の期間が十分でないと考えていますが協議・調整いただけるものとしてよろしいでしょうか。	現時点では、入札説明書等のスケジュールで問題ないと想定しています。
34	本施設の使用人数		本施設において教育研究を行う大学教員、学生及び大学関係者は何名くらい使用する想定でおりますでしょうか。	要求水準書の別表に基づき事業者で設定してください。
35	中央分離帯の移動	外来診療-B棟本棟間道路	外来診療棟とB棟本棟の間の道路にある中央分離帯の位置が、現状ではB棟本棟側が広がっています。利用しやすいように配置を変更することは可能でしょうか。ご教示ください。	ご理解の通りです。工事中、及び完成後の人動線、交通計画等を十分配慮の上ご提案頂いて構いません。
36	外構荷重条件	A棟東側外構	道路の荷重条件の指定はありますでしょうか。ご教示ください。	車道として利用する部分についてはT-25を想定しています。
37	外構荷重条件	A棟西側外構	道路の荷重条件の指定はありますでしょうか。ご教示ください。	車道として利用する部分についてはT-25を想定しています。
38	外構荷重条件	B棟設備管理棟及び低層棟1東側外構	道路の荷重条件の指定はありますでしょうか。ご教示ください。	車道として利用する部分についてはT-25を想定しています。
39	外構荷重条件	B棟本棟東側外構	道路の荷重条件の指定はありますでしょうか。ご教示ください。	車道として利用する部分についてはT-25を想定しています。
40	外構荷重条件	B棟低層棟1南側外構	道路の荷重条件の指定はありますでしょうか。ご教示ください。	車道として利用する部分についてはT-25を想定しています。
41	外構点字鋲等バリアフリー対策	外構整備範囲	外構における点字鋲等バリアフリー対策についての記載がございましたが、不要との理解でよろしいでしょうか。	福祉環境整備等の関連法規規制に従い、外構についても適宜バリアフリー対策を本事業で実施します。
42			宿泊室:主室、クローゼットの床が二重床となっていますが、通常の宿泊室の機能を満たせば、提案させていただいてよろしいでしょうか。	宜しいです。

番号	質問項目	質問箇所	質問内容	回答
43			要求水準に附帯事業の設置場所の記載がございますが、本事業に影響を与えない場所であれば、本事業の敷地内(本施設内を含む)のいずれに設置しても問題はないという理解でよろしいでしょうか。	B棟に設けることは必須とした上で、機能の一部を敷地内(A棟を含む)に設置することは可能とします。
44			提案の内容を補足するため、工事に伴う仮設計画について、規定様式の無い添付資料として提出することは可能でしょうか。	融資関心表明書及び融資確約書以外の添付資料の添付は不可とします。
45			本様式に、グループ内でリスク分担を定めた書類や、リスクを緩和するために取った措置を証する書類を添付することは可能でしょうか？	No44をご参照ください。
46			付保する保険が多く、定められた2枚以内で表現することが難しい場合、保険の一覧表は添付資料扱いとして本様式を作成することは可能でしょうか？	No44をご参照ください。
47			資金調達に関する金融機関等からの関心表明書及びSPCへの出資について予め取り決めた出資者間協定書の写しを、本様式に添付することは可能でしょうか？	No44をご参照ください。